明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会 衆議院会議録追録（一）

議案に関する報告書

〔第十号参照〕

木船再保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における木船再保険事業の好成績にかんがみ、新たに利益還付金制度を設けようとするもので、その内容は次の通りである。

木船再保険特別会計に利益を生じた場合は、責任準備金として再保険料の百分の八十に相当する額まで積み立てを行ない、なお残余があるときは、その残余の額を利益を生じた年度の翌々年度に木船相互保険組合に対して利益還付金として還付すること。

二　議案の可決理由

本案は、木船相互保険組合の行なう保険事業の健全なる経営を確保するため妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、木船再保険特別会計（木船再保険特別会計貸借対照表昭和三十八年度末予定額）において、利益還付準備金として二千三万四千六百八十九円を計上している。

右報告する。

昭和三十八年二月二十二日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、オーストリア共和国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を締結するため、昭和三十六年四月以来交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、同年十二月二十日ウィーンにおいて、本条約に署名した。

本条約は、両国が相互に、所得に対する租税に関して二重課税を回避することを希望して締結されたもので、企業の産業上又は商業上の利得の課税、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得の租税免除、千九百二十九年八月十日にロンドンで交換された海運業所得に対する課税相互免除に関する公文は、この条約の発効とともに失効すること、配当所得及び利子所得の課税、無体財産権の使用料及びその譲渡から生ずる所得の課税、自由職業等の活動から取得する利得の条件つき租税免除、公務を遂行する者に支払われる報酬及び恩給に対する租税免除、教育機関において教育を行なう教授、学生、又は事業修習者等に対する租税免除、所得の源泉の定義、両国の二重課税排除方法、及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

この条約は、批准書交換の時に効力を生じ、連合王国においては、批准書の交換が行なわれた年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税及び利得税、日本国においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用するものとし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後は、その年の六月三十日以前に他方の締約国に対し終了の通告を与えることによつて、連合王国においては、その翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税及び利得税、日本国については、その翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失うことになつている。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の経済、技術及び文化の面における交流を一層促進させるものと期待されるので、必要、かつ、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年二月二十二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、連合王国政府との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため条約を締結するため、昭和三十六年四月以来交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、同年十二月二十日ウィーンにおいて、本条約に署名した。

本条約は、両国が相互に、所得に対する租税に関して二重課税を回避し、及び脱税を防止することを希望して締結されたもので、企業の産業上又は商業上の利得の課税、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得の租税免除、千九百二十九年八月十日にロンドンで交換された海運業所得に対する課税相互免除に関する公文は、この条約の発効とともに失効すること、配当所得及び利子所得の課税、無体財産権の使用料及びその譲渡から生ずる所得の課税、自由職業等の活動から取得する利得の条件つき租税免除、公務を遂行する者に支払われる報酬及び恩給に対する租税免除、教育機関において教育を行なう教授、学生、又は事業修習者等に対する租税免除、所得の源泉の定義、両国の二重課税排除方法、及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

この条約は、批准書交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとし、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、その年の六月三十日以前に他方の締約国に対し、終了の通告を与えることによつて、その翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失うことになつている。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の経済、学術及び文化の面における交流を一層促進させるものと期待されるので、必要、かつ、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年二月二十二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、ニュー・ジーランドとの間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、昭和三十七年七月以来交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、本年一月三十日ウエリントンにおいて本条約に署名した。

本条約は、両国が相互に、所得に対する租税に関し二重課税を回避し、及び脱税を防止することを希望して締結されたもので、企業の産業上又は商業上の利得の課税、航空機の運用によつて取得する利得の租税免除、船舶の運用によつて取得する利得の租税軽減、配当所得の課税、政府の職務の遂行者に支払われる報酬及び恩給に対する租税免除、自由職業等の役務の報酬に対する課税、高等教育

機関において教育を行う教授、教員及び相手国内で教育又は訓練を受けている学生、事業修習者に対する租税免除、両国の二重課税排除方法、租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

この条約は、批准書交換の日に効力を生じ、わが国においては、この条約が効力を生じた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、ニュー・ジーランドにおいては効力を生じた年の四月一日以後に開始する各所得年度の所得について適用するものとし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が経過した後は、その年の六月三十日以前に他方の締約国に対し効力を終了させる意思の通告を与えることによつて、わが国においては、その翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、ニュー・ジーランドにおいては翌年の四月一日以後に開始する各所得年度の所得について効力を失うことになつている。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間の経済、学術及び文化の面における交流を一層促進させるものと期待されるので、必要かつ、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年二月二十二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十七年八月十日付の一般職職員の給与改定に関する人事院勧告並びに昭和三十六年十二月十四日付の暫定手当に関する人事院勧告を実施するため、関係法律に所要の改正を行なおうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一)　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部改正

1　別表第一から別表第七までの俸給表を次のように改めること。

(イ)　全俸給表の全等級を通じ俸給月額を現行俸給月額より千円ないし三千五百円引き上げた額とすること。

(ロ)　行政職俸給表(一)の中位等級以下の等級および他の俸給表のこれに相当する各等級について、号俸の刻み方を改めることによつて昇給率を改善すること。

(ハ)　昨年四月に新設された高等専門学校の教職員に適用するため、新たに教育職俸給表(四)を設けること。

2　期末手当を年間〇・二五月分増額して六月十五日の支給割合を一月分、十二月十五日の支給割合を一・九月分とし、勤勉手当を年間〇・〇五月分増額して、六月十五日および十二月十五日の支給割合をそれぞれ〇・三月分とするとともに、三月十五日に〇・二月分を支給することとするほか、これらの手当については支給日前一カ月内において退職し、又は死亡した職員にも支給しうることとすること。

3　土曜日又はこれに相当する日に、退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務に対する宿日直手当の支給限度額を、三百六十円から四百二十円に引き上げること。

(二)　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部改正

1　暫定手当の支給されていない地域に在勤する職員に対し、昭和三十七年十月一日以降、最初の一年間は、暫定手当一段階分相当額の三分の一、次の一年間は三分の二、三年目からは三分の三の額を、新たに暫定手当として支給すること。

2　在勤する地域を異にして、異動したことにより暫定手当の支給額が減少する職員に対する暫定手当の保障期間を、異動後六カ月から十二カ月に延長すること。

その他、本法に附則を設け、俸給の切替え方法、切替えに伴う措置並びに暫定手当の改正に伴う経過措置等を規定している。

なお、施行は公布の日、昭和三十七年十月一日から適用することとしている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十七年八月十日付の一般職職員の給与改定に関する人事院勧告および昭和三十六年十二月十四日付の暫定手当に関する人事院勧告の趣旨並びに現下の財政事情等にかんがみ、本案はおおむね妥当な措置と認めるが、俸給の改定増額分については、最低でも月額千五百円の増額となるよう俸給月額の一部を引き上げるほか、高校教諭の俸給切替えに伴う期間短縮措置については修正を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果、必要とする経費

給与改善費（昭和三十七年十月分より昭和三十八年三月分まで）として約九十五億五千八百万円（ただし、防衛庁職員を除く特別職職員の分を含む。）が、昭和三十七年度補正予算（第1号及び特第1号）に計上されている。

なお、修正の結果、必要とする経費は約二億二千七百七十二万六千円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大橋国務大臣より「修正については、異存はない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十八年二月二十六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号にニとして次のように加える。

ニ　教育職俸給表(四)

第十九条の二第一項中「三百六十円」の下に「（その宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあつては、四百二十円）」を加える。

第十九条の四第一項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについても、同様とする。

第十九条の四第二項各号列記以外の部分中「支給日現在」の下に「（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下次条第二項において同じ。）」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第一項各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日（その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。）、六月十五日」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについても、同様とする。

第十九条の五第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　三月十五日　百分の二十

二　六月十五日及び十二月十五日　百分の三十

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,700 17,600	14,700 14,600	10,600 10,300
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,200 19,100	15,700 15,600	11,000 10,700
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,400 11,100
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	11,800 11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,200 12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	12,900 12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800 13,700
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700 14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600 15,500
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,500 16,400
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,400 17,300
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,400 18,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	25,100	29,800	19,400 19,300
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,400 20,300
15				55,800	42,700	36,500	31,100	21,000 20,900
16				57,300	43,400	37,200		21,500 21,400
17				58,600	44,100			22,000 21,900
18				59,700				

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	24,000	17,700	14,800	10,800 10,600	9,100 8,600
2	25,500	18,800	15,800	11,400 11,200	9,500 9,000
3	27,100	19,900	16,800	12,000 11,800	9,900 9,400
4	28,700	21,300	17,700	12,600 12,500	10,300 9,900
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,800 10,500
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,300 11,100
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,800 11,700
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	45,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,600 11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,100 12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,600 12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,100 13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800 13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700 14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600 15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,500 16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,400 17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,400 18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,700 19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	21,000 20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,700 21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,300 22,200
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,900 22,800
16			59,700				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,700 16,600	13,700 13,600	12,300 12,200
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,800 17,700	14,700 14,600	12,700 12,600
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,300 19,200	15,700 15,600	13,100 13,000
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,900 20,800	16,700 16,600	13,700 13,600
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,800 17,700	14,700 14,600
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,300 19,200	15,700 15,600
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,800 20,700	16,700 16,600
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,800 17,700
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,300 19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,800 20,700
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額	8等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,900 11,700	10,000 9,500
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,400 12,300	10,400 10,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,900 12,800	10,900 10,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,700 13,600	11,400 11,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,500 14,400	11,900 11,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,500 15,400	12,400 13,300
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,500 16,400	12,900 12,800
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,500 17,400	13,400 13,300
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,800 18,700	14,300 14,200
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,200 20,100	15,300 15,200
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,300 16,200
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,300 17,200
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,500 18,400
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,700 19,600
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,800 20,700
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,800 21,700
17					40,300	34,800	28,300	22,700 22,600
18						35,400	29,000	23,600 23,500
19						36,000	29,700	24,400 24,300
20							30,300	25,200 25,100
21							30,900	26,000 25,900
22							31,500	26,600 26,500

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,400 12,300
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,800 12,700
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,500 23,400
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,400 14,300
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
7	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23,500	16,400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				28,000

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,200 12,100
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,900 12,800
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	48,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	32,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考　（一）　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）　この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	36,900	16,300	11,400 11,100
2	38,600	17,300	11,800 11,600
3	40,300	18,300	12,200 12,100
4	42,100	19,400	12,900 12,800
5	43,900	21,000	13,700 13,600
6	45,700	22,600	14,600 14,500
7	47,700	24,300	14,600 15,500
8	49,700	26,100	16,700 16,600
9	51,700	28,000	17,800 17,700
10	53,700	29,900	18,900
11	55,800	31,800	20,500
12	57,900	33,700	22,100
13	60,000	35,500	23,800
14	62,000	36,900	25,400
15	64,000	38,300	27,000
16	66,000	39,700	28,600
17	68,000	41,200	30,200
18	69,700	42,700	31,700
19	71,300	44,100	33,200
20	72,700	45,800	34,100
21	74,100	47,500	34,900
22	75,400	49,200	35,700
23	76,600	50,900	36,500
24		52,800	37,100
25		54,700	37,700
26		56,500	38,300
27		58,300	38,900
28		59,600	39,500
29		60,900	
30		62,200	
31		63,400	
32		64,500	
33		65,600	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	29,300	12,900 12,800	11,400 11,100
2	31,200	14,000 13,900	11,800 11,600
3	33,100	15,000 15,000	12,200 12,100
4	34,900	16,300	12,900 12,800
5	36,300	17,200	13,700 13,600
6	37,700	18,100	14,600 14,500
7	39,200	19,100	15,500 15,400
8	40,700	20,600	16,500 16,400
9	42,400	22,100	17,500 17,400
10	44,100	23,600	18,500
11	45,800	25,400	19,900
12	47,500	27,300	21,300
13	49,200	29,200	22,800
14	50,900	31,100	24,300
15	52,800	32,900	25,700
16	54,700	34,700	27,100
17	56,500	36,000	28,200
18	58,300	37,300	29,300
19	59,600	38,600	30,300
20	69,900	39,900	31,000
21	62,200	41,200	31,700
22	63,400	42,500	32,300
23	64,500	43,700	
24	65,600	44,900	
25	66,500	46,100	
26	67,400	74,300	
27		48,500	
28		49,600	
29		50,700	
30		51,800	
31		52,800	
32		53,800	
33		54,700	
34		55,500	
35		56,300	
36		57,100	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,900 12,800
2	72,600	38,900	28,200	18,300	14,000 13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,200 12,100	10,600 10,300
2	90,500	42,500	26,800	16,300	13,000 12,900	11,000 10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	14,000 13,900	11,400 11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	15,000 14,900	11,800 11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,100 16,000	12,200 12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,300	17,200 17,100	13,000 12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	14,000 13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	15,000 14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	16,000 15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	17,000 16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	18,000 17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,100 19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	20,200 20,100
14		74,000	47,800	36,900	30,500	21,300 21,200
15		77,100	49,300	38,300	32,300	21,900 21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,500 22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,100 23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	47,900	34,500	20,900	14,700 14,600	12,200 12,100	11,000 10,700
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,900 12,800	11,400 11,100
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,800 13,700	11,800 11,600
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,700 14,600	12,200 12,100
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,900 12,800
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,800 13,700
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,700 14,600
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,600 15,500
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,300 16,200
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,900 16,800
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,500 17,400
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,100 18,000
13	74,000	55,900	40,900	32,100	26,100	18,600 18,500
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	27,900	20,600 20,500	14,000 13,900	11,400 11,100
2	29,900	22,200	14,900 14,800	12,000 11,700
3	31,900	24,100	15,800 15,700	12,600 12,400
4	33,900	26,000	16,700 16,600	13,200 13,100
5	35,500	27,800	17,700 17,600	14,000 13,900
6	37,000	29,600	19,000 18,900	14,800 14,700
7	38,400	31,400	20,400 20,300	15,700 15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,600 16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,500 17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,600 18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,700 19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,700 20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,500 21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,300 22,200
15	48,800	39,700	29,400	23,000 22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,500 23,400
17	50,600	41,100	30,600	24,000 23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附　則

（旧号俸を受けていた期間の特例）

3　附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、○これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

○その受ける旧号俸が教育職俸給表(二)の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員（以下この項において「教育職員」という。）以外の職員にあつては、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

附則別表第一　行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800 18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900 19,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100 21,000	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700 18,600	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800 19,700	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900 20,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300 18,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200 19,100
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800 19,700
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

ロ　行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1			1		
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	26,700	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			15			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			16			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			17			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29										25			27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第二　税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900 19,800	1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100 21,000	2			2		
3	2			2			2			3	3	18,700 18,600	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800 19,700	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900 20,800	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	3	18,300 18,200
11	10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,200 19,100
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,100 20,000
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	15			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三　公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1			1			1			1		
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,900 18,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	20,000 19,900	4			4		
5	4			4			5	9	21,200 21,100	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,900 18,800	6		
7	6			6	6	81,200	6	3	23,700	7	6	20,000 19,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,100 21,000	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	18,900 18,800
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	20,000 19,900
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,100 21,000
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17				15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28													25		
29													26		

ロ　公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900 19,800	1			1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100 21,000	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	18,700 18,600	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800 19,700	4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900 20,800	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,500 18,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,500 19,400	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,500 20,400	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,300 18,200
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,300 19,200
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,100 20,000
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	21,500 21,400
18							15			15			16	6	26,900	17	6	22,200 22,100
19							16			16			17	9	27,600	18	9	22,900 22,800
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	24,200 24,100
22													19			20	6	24,800 24,700
23													20			21	9	25,400 25,300
24													21			21		

附則別表第六　研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸 ＼ 職務の等級 区分	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000 18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900 19,800
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700 20,600
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第七　医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　医療職俸給表(一)の適用を受ける者

旧号俸 ＼ 区分 ＼ 職務の等級	4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	1	6	29,600	1		
2	2	9	31,500	2		
3	2			3	3	21,400
4	3	3	35,700	4	6	22,700
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5	9	39,500	5		
7	5			6	3	27,500
8	6			7	6	29,100
9	7			8	9	30,700
10	8			8		
11	9			9	3	34,300
12	10			10	6	35,900
13	11			11	9	37,500
14	12			11		
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

ロ　医療職俸給表(二)の適用を受ける者

区分＼職務の等級 / 旧号俸	3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	1	6	19,600	1			1		
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

ハ　医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	26,100	1	6	19,700 19,600	1			1		
2	1			2	9	20,900 20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700 18,600	6		
7	5			5			7	6	19,700 19,600	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700 20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400 18,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300 19,200
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000 19,900
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400 21,300
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000 21,900
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,500 22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、昭和三十七年十月一日から防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表については、一般職の例に準じて改定すること。

2　事務官等の俸給表については、従前どおり、一般職に適用される俸給表によることとし、これにあわせて、防衛大学校の学生に支給している学生手当を、月額五千円から六千円に増額すること。

3　営外居住者に支給している営外手当を月額三千百円から三千二百五十円に増額すること。

二　議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当と認めるが、俸給月額の一部増額等につき、一般職職員にならつて修正を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

給与改善費（昭和三十七年十月分より昭和三十八年三月分まで）として約五十二億四千五百万円が昭和三十七年度補正予算（第1号）に計上されている。

なお、修正の結果必要とする経費は約一億六千九百万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大橋国務大臣より「修正については異存はない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十八年二月二十六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

第二十五条第二項中「五千円」を「六千〇三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

官職 / 等級 / 号俸	事務次官 議長 俸給月額	参事官 1等級 俸給月額	参事官 2等級 俸給月額	参事官 3等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	128,000	71,800	49,400	27,600
2		75,400	52,100	29,700
3		79,000	54,800	31,900
4		82,600	57,600	34,400
5		86,200	60,400	36,800
6		89,700	63,200	39,100
7		93,200	66,100	41,000
8		96,700	69,000	42,900
9		100,200	71,900	44,800
10		102,900	74,700	46,700
11		105,000	77,000	48,600
12		106,700	79,300	50,600
13		108,400	81,200	52,600
14			82,900	54,600
15				56,700
16				58,700
17				60,700
18				62,500
19				64,100
20				65,600
21				66,800

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 25,800	円 23,600 23,500	円 18,700 18,600	円 15,700 15,600	円 14,500 14,400	円 12,200 12,100	円 11,000 10,900	円 10,100 10,000	円 9,500 9,200
27,800	24,300	20,500 20,400	16,900 16,800	15,600 15,500	13,300 13,200	11,500 11,400		
29,800	25,600	22,300	18,700 18,600	16,800 16,700	14,400 14,300	12,100 12,000		
31,800	27,500	24,200	20,500 20,400	18,500 18,400	15,500 15,400	12,700 12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,200 20,100	16,600 16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,700 17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,000	42,800						

定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したとき

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	甲	乙				
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	104,300	77,600	62,700	51,300	44,300	40,400	32,300
2	108,100	81,300	65,600	54,100	46,200	42,300	34,400
3	111,900	85,000	68,600	56,900	48,100	44,200	36,600
4	115,800	88,700	71,600	59,800	50,100	46,100	39,100
5	119,700	92,400	74,700	62,700	52,100	48,000	41,000
6		96,100	77,600	65,600	54,200	50,000	42,900
7		99,700	80,500	68,600	56,300	51,900	44,800
8		103,300	83,400	71,600	58,400	53,800	46,700
9		106,000	85,700	74,700	60,500	55,700	48,500
10		108,200	88,000	77,000	62,600	57,600	50,000
11			90,100	79,300	64,700	59,100	51,300
12			91,900	81,400	66,500	60,600	52,400
13				83,200	68,200	61,900	53,400
14					69,700	63,100	54,400
15					71,100	64,300	55,400
16					72,500	65,500	56,400
17							
18							
19							

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令では、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則別表第二　行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800 18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900 19,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100 21,000	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700 18,600	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800 19,700	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900 20,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300 18,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200 19,100
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800 19,700
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

附則別表第五　研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000 18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900 19,800
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700 20,600
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第八　医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 / 区分 / 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
						19,700						
1	1	9	26,100	1	6	19,600	1			1		
						20,900						
2	1			2	9	20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
									18,700			
6	4			5	9	26,100	6	3	18,600	6		
									19,700			
7	5			5			7	6	19,600	7		
									20,700			
8	6			6	3	29,100	8	9	20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
												18,400
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,300
												19,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,200
												20,000
12	10			9			11	9	24,700	12	9	19,900
13	11			10			11			12		
												21,400
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,300
												22,000
15	13			12			13	6	27,300	14	6	21,900
												22,500
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第九　自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧俸号俸＼階級区分	3等陸佐			1等陸尉			2等陸尉			3等陸尉			1等陸曹			2等陸曹			3等陸曹		
	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額	俸給月額	定期昇給	暫定俸額
	円	月	号俸	円	月	号俸	円	月	号俸	円	月	号俸	円	月	号俸	円	月	号俸	円	月	号俸
1	38,300	9	1			1			1	22,600	6	1	18,200	3	1			1			1
2			1	33,900	3	2	27,200	3	2	23,600	6	2	19,500	6	2			2			2
3			2	35,500	6	3	28,600	6	3	24,400	9	3	20,700	9	3	18,100	3	3			3
4			3	37,100	9	4	30,100	9	4			3			4	19,400	6	4	18,000	3	4
5			4			4			4	27,000	3	4	23,700	3	4	20,700	9	5	19,300	6	5
6			5			5	33,400	3	5	28,400	6	5	25,100	6	5			6	20,400	9	6
7			6			6	34,900	6	6	29,800	9	6	26,500	9	6	23,700	3	6			7
8			7			7	36,400	9	7			6			7	25,100	6	7			8
9			8			8			7	32,800	3	7	29,500	3	8	26,300	9	8			9
10			9			9			8	34,200	6	8	30,800	6	8			9			10
11			10			10			9	35,600	9	9	32,100	9	9			10			11
12			11			11			10			9			10			11			12
13			12			12			11			10			11			12			13
14			13			13			12			11			12			13			14
15									13			12			13			14			15
16												13			14			15			16
17												14			15			16			17
18												15			16			17			18

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（九五一）（九九二）（代表）

官報課（九五一）（九九二）（代表）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会 衆議院会議録追録（二）

議案に関する報告書

〔第十号参照〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別職の職員の給与は、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められているのであるが、一般職の職員については、昭和三十七年八月十日付の人事院勧告に基づき給与改定を行なうこととしているので、本案は、特別職の職員についても、昭和三十七年十月一日から、その俸給月額等に所要の改正を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

特別職の職員の給与は従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められている実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

給与改善費（昭和三十七年十月分より昭和三十八年三月分まで）として約一千四百万円が昭和三十七年度補正予算（第1号）に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年二月二十六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても一般の政府職員における俸給月額の増加比率と同様の比率でその給与改定を実施しようとするものであり、その内容は次の通りである。

1　最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官については、月額二千四百円ないし三千六百円を増額すること。

2　その他の裁判官については、月額二千四百円ないし三千六百円を増額すること。

3　昭和三十七年十月一日より実施すること。

二　議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を提出している。本案は、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改正しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）裁判所所管に一億一千五百九万五千円を計上している。

右報告する。

昭和三十八年二月二十六日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員における俸給月額の増加比率と同様の比率でその給与改定を実施しようとするものであり、その内容は次の通りである。

1　検事総長、次長検事、検事長については、月額五千円を増額すること。

2　その他の検察官については、月額千九百円ないし三千五百円を増額すること。

3　昭和三十七年十月一日より実施すること。

二　議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の府政職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を提出しようとするものであり、その内容は次の通りである。

1　検察官の俸給月額の増加比率と同様の比率でその給与を改正すること。

2　その他の検察官については、月額千九百円ないし三千五百円を増額すること。

3　昭和三十七年十月一日より実施すること。

三　本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）法務省所管に八千六十三万五千円を計上している。

右報告する。

昭和三十八年二月二十六日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十五号参照〕

金属鉱物探鉱融資事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の金属鉱業の情勢にかんがみ、金属鉱業の自由化対策の一環として、金属鉱物探鉱融資事業団を設立し、金属鉱業の探鉱に必要な探鉱費の貸付けを行ない、もつて探鉱を促進し金属鉱業の安定を図ろうとするものである。その主な内容は次の通りである。

1　事業団は、金属鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し、金属鉱物の探鉱を促進して、その優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行なうことを目的とする機関で、資本金二億円（全額政府出資）とする。

なお、資本金は、政府が必要と認めるときは、予算の範囲内で増加することができる。

2　事業団に理事長（通商産業大臣任命）一人、理事（理事長任命）二人及び監事（通商産業大臣任命）一人を置く。

3　事業団は、金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及びこれに附帯する業務を行なう。

なお、金属鉱物の融資対象範囲は政令で定める（銅・鉛・亜鉛等を予定）。

4　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

5　業務方法書、予算及び決算、事業計画及び資金計画等については、通商産業大臣の認可を要する。

6　事業団は、通商産業大臣が監督する。

7　事務所の設置、名称の使用制限、借入金、債券の発行等の規定は、通常の事業団に関する規定と同様の趣旨の規定とする。

なお、本法は公布の日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、金属鉱業の自由化対策の一環として、金属鉱物探鉱融資事業団を設立し、当該事業団より探鉱費の融資を行ない、もつて探鉱を促進し金属鉱業の安定に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十八年度財政投融資計画において、産業投資特別会計より出資金二億円及び資金運用部資金より十三億円が融資される予定である。
右報告する。
昭和三十八年三月十五日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
金属鉱物探鉱融資事業団法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、さきに本院において可決した「自由化に直面する金属鉱業の危機打開に関する決議」の趣旨を十分に尊重し、次の諸点につき、速やかに特段の措置を講ずべきである。
一、事業団の業務範囲を拡大し、自主探鉱等も行ないうるように検討すること。
二、探鉱融資額を大幅に増額するとともに、長期低利の資金の確保と、融資条件等の改善を図ること。
三、中小鉱山における探鉱事業の助成の強化を図ること。

〔第十六号（その一）参照〕

国際連合の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、国際連合への加盟に先立ち一九五二年七月「国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本との間の協定」を国際連合との間に締結したが、その後一九五六年国際連合に加盟して以来、わが国において開催される国際連合関係の国際会議はますます増加する傾向が強く、一九五二年協定では、これらの国際会議に参加する加盟国代表者に国際連合の要望する特権及び免除を与える法的根拠がなく、そのつど便宜的取扱を行なわなければならない状態にあるので、政府は、このような事態を避けるため、国際連合憲章第一〇五条の規定に基づき国際連合第一回総会において審議され、かつ、一九四六年二月十三日に承認され、国際連合各加盟国に対し加入のために提案された国際連合の特権及び免除に関する条約に加入することとした。
本条約は、国際連合の財産、基金及び資産に与えられる特権及び免除、国際連合の職員に対して与えられる特権及び免除、国際連合の専門家が任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中において与えられる特権及び免除等について規定している。
本条約は、国際連合事務総長に加入書を寄託した日に効力を生ずることになつている。
よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
本条約は、すでに七十四箇国が加入しており、本条約に加入することは、国際連合、その職員及び国際連合加盟国の代表者がわが国における活動を円滑に遂行するために必要であるので、本条約の締結は適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十八年三月二十二日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長清瀬一郎殿

専門機関の特権及び免除に関する条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、現在国際連合の各専門機関に加入しており、特に最近わが国において専門機関が主催する国際会議の開催されることが多く、これら会議の参加者に対して所定の特権及び免除を与える必要があるが、一九五二年「国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本との間の協定」は専門機関に適用されないため、そのつど関係機関と便宜的取極を行なわなければならない状態であるので政府は、このような事態を避けるため、国際連合第二回総会で審議され、かつ、一九四七年十一月二十一日に承認され、国際連合加盟国に対して加入のために提案された専門機関の特権及び免除に関する条約に加入することとした。
本条約は、全専門機関共通の基準条項と、各専門機関の特質から基準条項を修正すべき諸点を含む十四の附属書からなり、基準条項は、専門機関の財産、基金及び資産に対して与えられる特権及び免除、専門機関加盟国の代表者がその任務遂行中に与えられる特権及び免除、専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除等について規定している。附属書には、各専門機関について、基準条項を修正して適用する場合の修正の内容を規定している。
本条約は、国際連合事務総長に加入書を寄託した日に効力を生ずることになつている。
よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
本条約は、すでに四十五箇国が加入しており、本条約に加入することは、専門機関、その職員及び専門機関加盟国の代表者がわが国における活動を円滑に遂行するために必要であるので、本条約の締結は適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十八年三月二十二日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長清瀬一郎殿

国際原子力機関の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、昭和三十二年に国際原子力機関の加盟国となつて以来、同機関の活動を支持し、かつ、理事国としてこれに協力を行なつてきた。特に同機関関係のわが国における国際会議の開催が今後増加することが予想され、これらの会議に参加する関係者を受け入れるためには、所定の特権及び免除を与える必要があるが、本協定を受諾していない場合には、その都度、機関と便宜的取極を行なわなければならないので、政府は、一九五九年七月一日国際原子力機関の理事会において承認され、同機関の加盟国に受諾を要請された国際原子力機関の特権及び免除に関する協定を受諾することとした。
本協定は、原子力機関の財産、基金及び資産に対して与えられる特権及び免除、機関の加盟国の代表者が任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中において与えられる特権及び免除、機関の職員に対して与えられる特権及び免除、機関の専門家が任務の遂行中において与えられる特権及び免除等を規定している。
本協定は原子力機関事務局長に受諾書が寄託された日に効力を生ずることになつている。
よつて政府は本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
原子力産業の発展に伴い、わが国と原子力機関との関係は、特に密接なものとなつてきており、本協定を受諾することは、原子力機関、その職員、機関加盟国の代表者が、わが国における活動を円滑に遂行するために必要であるので、本協定の締結は適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十八年三月二十二日
外務委員長　野田　武夫
衆議院議長清瀬一郎殿

国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承

認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、昭和三十五年七月に経済社会理事会において採択された地震災害対策における国際協力に関する決議に基づいて、国際連合特別基金に対し、国際的な地震工学研修所を設立するための援助を、わが国に与えることを提案し、同年十月わが国にも、同基金の援助を申請するよう示唆してきたので、政府は、昭和三十六年六月基金に対し、本件援助を申請した。

これに対し、基金はほぼ申請どおりの援助供与を内定したので、府政は、昭和三十七年二月以来ニュー・ヨークにおいて交渉を行なつた結果、同年十月三十一日この協定に署名した。

なお、本協定の実施細目は別に実行計画として政府、基金、ユネスコとの間で合意されている。

本協定の主なる内容は、㈠基金は、実行計画により定められる金額を提供し、政府は、国内法令と予算に従つて寄与を行なうこと。㈡基金又はユネスコが提供する備品、資材等は、権原が政府に移転されるまでは、基金又はユネスコの財産であること。㈢政府は、基金及びユネスコに対し事業の実施のために必要な情報を提供し、基金と政府は相互に事業の活動状況を視察することができる。㈣政府は、実行計画に定める備品、役務、土地建物等を提供し、また、必要な現地便益を提供すること。㈤政府は、基金、ユネスコ、それらの財産及び職員に対し所定の特権免除を与えること。等である。

この協定は、基金事務局長が、政府からこの協定を受諾する旨の通告を受領した日に効力を生じ、いずれか一方の当事者の他方の当事者に対する文書による終了の通告により、その通告を受領した後六十日を経て終了することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の締結により、国際地震工学研修所をわが国に設置することは、東南アジア、中近東、デテン・アメリカ等の地震国である低開発諸国の経済、社会、文化面に寄与するのみならず、地震学及び地震工学の分野における国際的進歩にも貢献することとなるので、適切妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十八年度一般会計予算建設省所管建築研究所の項目中に二千九百九十万六千円、外務省所管海外経済技術協力費の項目中に二千三百五万八千円、合計五千二百九十六万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、海運企業の現状にかんがみ、船舶無線電信局の種別の内容を改めて運用義務時間及び聴守義務時間を短縮する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　船舶無線電信局の種別については、

㈠　航行中常時運用を必要とする第一種局は、現行法においては、総トン数三千トン以上の旅客船又は五千五百トンをこえる非旅客船の船舶無線電信局となつているのを、国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶局のみに改め、

㈡　運用義務時間が一日十六時間の第二種局甲は、現行法では、船舶安全法第四条によつて無線電信を施設することを義務づけられている、いわゆる義務船舶のうち、総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の非旅客船の局であるのを、改正後の第一種局以外の総トン数五百トン以上の義務船舶の局とし、

㈢　運用義務時間が一日八時間の第二種局乙は、現行法では、旅客船については第一種局及び第二種局甲以外のすべて、また非旅客船については第一種局及び第二種局甲以外で公衆通信業務を取り扱うものとなつているのを、旅客船については、改正後の第一種局及び第二種局甲以外のすべて、また非旅客船については総トン数千六百トン以上の義務船舶の局及びその他公衆通信業務を取り扱う船舶局のうち政令で定めるもの以外のものとし、

㈣　改正に伴う通信の輻湊を緩和するため、新たに、国際通信条約に基づく時間割によらない八時間運用の局種を設定して、これを第三種局甲とし、その内容は政令で定める。

㈤　現行の第三種局甲及び第三種局乙に該当するものを、それぞれ第三種局乙及び第三種局丙とする。

2　聴守義務時間につき、現行法では、第一種局、第二種局甲及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙は常時聴守、それ以外の第二種局乙は運用義務時間中聴守となつているのを、改正後の第一種局、第二種局甲、国際航海に従事する旅客船の第二種局乙、国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の非旅客船の第二種局乙及び第三種局甲は常時、その他の第二種局乙及び第三種局甲は、運用義務時間中聴守に改める。

3　改正法施行の際の現存船のうち、総トン数三千トン以上の義務船舶でない旅客船及び総トン数五千五百トン以上の非旅客船の局は、法施行の日から三年間は第二種局甲とする。

4　本法の施行期日は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める。

二　議案の修正議決理由

海運企業の現状及び最近における無線機器の性能の向上に照らし、本案はおおむね妥当な措置と認めるが、船舶無線電信局の通信長の資格要件の一部及び経過措置については修正を加えることを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

第五十条第一項の表を次のように改める。

（小字及び――は修正）

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲（船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。） 一　旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。） 二　総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局 三　旅客船以外の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第二級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第二級無線通信士の免許を受けている者
第三種局甲（遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶（旅客船を除く。）で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。） 一　総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶のもの 二　一に該当するもの以外のものであつて、公衆通信業務を取り扱うもの	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者

附　則

2　この法律の施行の際現に存する船舶に開設する船舶無線電信局についての改正後の電波法第五十条第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年間は、○改正後の○（以下「新法」という。）○電波法○第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律（昭和　年法律第　号）別表」とし、

新　同法第六十三条第一項中「、第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第二項中「第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、新同法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）及び第三種局乙」とし、同条第二項中「、第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第六項中「、第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

3　この法律の施行の日から起算して四年間は、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で前項の規定により適用される第二種局乙の通信長の要件を備えていないものは、前項の規定により適用される同条第一項の規定により適用される第二種局乙の通信長の要件を備えている者とみなす。

別表

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。） 一　船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局に該当するものを除く。） 二　総トン数三千トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び一に当該するものを除く。） 三　総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局	通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。） 一　旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。） 二　総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局 三　総トン数五千五百トン以下の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。）	○通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第二級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第二級無線通信士の免許を受けている者

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の中小企業が国民経済に占める重要な地位にかんがみ、中小企業の近代化に必要な資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成を一層拡充強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　題名を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

2　目的を「中小企業構造の高度化又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金に関して助成する」旨に改める。

3　中小企業者の定義を改め、資本金五千万円（商業又はサービス業の場合は一千万円）以下又は従業員数三百人（商業又はサービス業の場合は五十人）以下の事業者をいうこととする。

4　新たに中小企業高度化資金制度を設け、従来の中小企業等協同組合等の共同施設及び工場団地のほか、商業団地、合併会社等の施設、小売商の共同店舗等を貸付対象とするとともに、貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成の方法を補助から無利子貸付に改める。

5　中小企業高度化資金の貸付限度、利率及び償還期間は、現行制度と同様とする。

また、都道府県に対する国の貸付の額は、その都道府県の貸付財源の二分の一以内とする。

6　中小企業高度化資金制度の新設に伴い、所要の規定の整備を行なうこととし、法律の施行期日を昭和三十八年四月一日とする。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業の近代化に寄与するための措置として、有効適切なものと認めるが、中小企業者の定義については、暫定的に政令で定める等の必要があると認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に、中小企業近代化促進に必要な経費六十四億八千六百五十一万九千円（うち二十三億百万円は中小企業高度化資金融資特別会計へ繰入）が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2　この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次条各号に掲げるものをいう。

3　この法律において「中小企業設備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける第三条の二に規定するものをいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（暫定措置）

第二条　改正後の第二条第一項の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

（経過措置）

第三条　改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金及び改正前の第十一条の規定により一般会計から特別会計に繰り入れられた資金を財源とする貸付事業の実施については、なお従前の例による。

2　改正後の第十三条の規定は、改正前の第三条第一項に規定する事業を廃止した場合に準用する。この場合において、改正後の第十三条中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」とあるのは「中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第　号）による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」とあるのは「同項の規定による補助金」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する改正後の第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第　号）第三条に規定する貸付金の償還金とみなす。

4　改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金を財源の一部とした貸付金により取得された固定資産は、中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付けを受けて取得された固定資産とみなす。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第四条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の二の二　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関すること。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号」を「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」に改める。

第三百四十九条の三第十六項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第五条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

中小企業近代化促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の近代化を促進するため、中小企業の実態に即した中小企業近代化計画の策定等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この法律において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当

する者をいうものとする。

(1) 工業、鉱業、運送業等の場合は、資本金五千万円以下または従業員数三百人以下のもの。

(2) 商業、サービス業の場合は、資本金一千万円以下または従業員数五十人以下のもの。

(3) 政令で定める業種の場合は、資本金または従業員数が業種ごとに政令で定める額または数以下のもの。

2　主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれており、その業種に属する中小企業の生産性の向上が産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済上特に必要と認められる指定業種に属する中小企業について、中小企業近代化基本計画を定めなければならないものとする。

3　中小企業近代化基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 製造業の場合は、目標年度における製品の性能または品質、生産費、適正な生産の規模または方式その他の近代化の目標並びに目標年度における当該指定業種の製品の生産または輸出の見通し。

(2) 製造業以外の業種の場合は、製造業の場合に準ずる事項。

(3) 必要に応じ、新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化、経営管理の合理化または技術の向上、事業の共同化・工場等の集団化その他中小企業構造の高度化、競争の正常化または取引関係の改善、需要の開拓に関する事項等。

4　主務大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、中小企業近代化実施計画を定めなければならないものとし、実施計画を定めた場合は、その要旨を公表するとともに、その指定業種に属する中小企業者またはその団体に対し、必要な指導を行なうほか、政府は近代化のための設備の設置に必要な資金の確保またはその融通のあつせんに努めるものとする。

5　主務大臣は、中小企業近代化基本計画に定める事業の共同化、工場等の集団化その他中小企業構造の高度化または競争の正常化、取引関係の改善に関する事項に関し、その指定業種に属する中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうことが特に必要であると認める場合、その中小企業者または団体に対し必要な勧告をすることができるものとし、この勧告のみによつては、事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主な理由が、その中小企業の関連事業者またはその団体の事業活動にあると認める場合、その関連事業者または団体に対し、必要な勧告をすることができるものとする。

6　主務大臣は、指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その者が指定業種に属する事業を営む他の中小企業者と合併すること等により、基本計画に定める近代化目標に達することとなる旨の承認をすることができるものとし、承認をうけた中小企業者、合併後存続する法人等については、租税特別措置法で定めるところにより法人税または登録税を軽減するものとする。

7　中小企業者であつて、指定業種に属する事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより固定資産について特別償却することができるものとする。

8　その他、事業の転換の指導、委員四十人以内をもつて組織する中小企業近代化審議会の設置等について定め、本法は昭和三十八年四月一日から施行するものとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業の近代化を促進するための措置として、有効適切と認めるが、中小企業者の定義については、暫定的に政令で定めることとする等の必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

2 3　中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政令で定める業種」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第　号）第三条第一項に規定する指定業種以外の業種であつて政令で定めるもの」に、「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による業種の指定は、昭和三十八年六月三十日までに行なうものとする。

第四条第三項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

第五条から第十条までを次のように改める。

第五条から第十条まで　削除

第十一条第三項中「審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

3 4　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第　号）及び中小企業業種別振興臨時措置法」に改める。

第五条第一項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　中小企業近代化審議会については、中小企業近代化促進法の定めるところによる。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

(一)　諸控除の引上げ

基礎控除額を一万円引き上げるとともに、配偶者控除額、十五才未満の扶養親族の控除額及び専従者控除の限度額の三控除

額をいずれも五千円ずつ引き上げることとしている。

(二) 小額貯蓄免税制度の創設

現行の国民貯蓄組合制度に代えて、新たに一人一種類一店舗に限り元本五十万円までの貯蓄に対する利子について免税措置を講ずることとしている。

なお、現在二種類の貯蓄が認められている国民貯蓄組合の組合員については、昭和三十七年十二月三十一日現在における組合員に限つて、新制度切換後もなお二年間その既得権を認めることとしている。

(三) 外国税額控除制度の改善

現行の外国税額控除制度は、その限度額の計算等が複雑で実務上の困難があるのでこれを簡素化するとともに、企業利潤が年により大幅に変動した場合にも本制度を十分利用できるようにするため、限度額を超過した外国税額についても、五年間にわたり繰越し又は繰戻し控除ができることとしている。

なお、今回の改正のうち基礎控除等の所得控除額の引上げに伴う減収額は、三十八年度において二百七十七億円が見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、所得税負担の軽減等をはかるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

(一) 同族会社の留保所得課税の軽減

同族会社が所得を留保した場合には、その留保した所得金額から、課税所得の十%又は五十万円のうち、いずれか大きい方の金額を控除し、その控除後の金額について一定の累進税率で留保所得課税が行なわれているが、その留保所得から除額する金額を課税所得の十五%又は百万円のいずれか大きい金額に引き上げることとしている。

(二) 外国税額控除制度の改善

現行の外国税額控除制度は、その限度額の計算が複雑で実務上の困難があるのでこれを簡素化するとともに、企業利潤が年により大幅に変動した場合にも本制度を十分利用できるようにするため、限度額を超過した外国税額についても、五年間にわたり、繰越しまたは繰戻し控除ができることとしている。

なお、今回の改正のうち同族会社の留保所得の軽減に伴う減収額は、三十八年度において十九億円が見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、中小法人等の税負担の軽減をはかるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

(一) 昭和三十七年度末に期限の到来する次の特別措置をそれぞれ次の期間なお存置することとしている。

1　新技術企業化用機械設備等の特別償却（三年）

2　輸出に関する割増償却及び所得基準による輸出所得控除額の計算の特例（一年）

3　重要外国技術使用料に対する課税の特例（二年）

4　航空機の使用する揮発油等に対する揮発油税及び地方道路税の免除（三年）

(二) 利子所得及び配当所得の課税の特例

1　利子所得に対する分離課税の特例をなお二年間存置するとともに、その源泉徴収税率を五%（現行十%）に引き下げることとしている。

2　配当所得に対する源泉徴収税率の特例をなお二年間存置するとともに、その税率を五%（現行十%）に引き下げることとしている。

(三) 譲渡所得の課税の特例

1　「公共用地の取得に関する特別措置法」に規定する特定公共事業の遂行に伴う土地等の譲渡について、昭和三十八年から四十年までの三年間に限り、事業の施行者が買取り等を申し出た日から一年以内に譲渡をした個人又は法人に対し、その譲渡所得のうち年七百万円以下の部分については課税を免除することとしている。

2　工場の郊外移転等を促進するため事業用の土地、建物及び特定の機械設備等を譲渡し、その対価として又は対価により、これらの資産を取得した場合には昭和三十八年から向こう三年間に限り、圧縮記帳の方法による譲渡所得の課税の特例を認めることとしている。

3　個人の居住用財産の買換えの特例について、譲渡資産を単に土地又は家屋であれば足りるものとして（現行、居住用財産に限る）、その適用範囲を拡張することとしている。

4　農業経営の近代化に資するため、個人が、昭和三十八年から四十年までの三年間に限り、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得について、納期限の延長を認めることとしている。

5　別途、今国会に提案された「中小企業近代化促進法案」に基づいて、中小企業者が事業の共同化のために一定期間内に現物出資をした場合、当該出資により取得した株式にかかる譲渡所得については、圧縮記帳により課税の繰延べを認めることとしている。

(四)　別途、今国会に提案された「中小企業近代化促進法案」及び「森林組合合併助成法案」に基づいて、中小企業者及び森林組合が合併した場合における清算所得のうち、評価益からなる部分について、課税の繰延べ措置を講ずることとしている。

(五)　相続人が相続により取得した財産のうちから、相続税の申告期限までに、国又は地方公共団体、試験研究法人及び学校法人等に対して行なつた寄附金等については、相続税を免除することとしている。

(六)　前記「中小企業近代化促進法案」によつて指定される特定の事業を営む中小企業者の有する機械設備等については、指定後五年を限り、その償却範囲を三分の一増額することを認めることとしている。

(七)　別途、今国会に提案された「海運業の再建整備に関する臨時措置法案」、「中小企業近代化促進法案」又は「森林組合合併助成法案」により法人等が設立、合併する場合等の登記、防火地域内等に新築した耐火構造住宅の保存登記及び農業生産法人が現物出資により取得する農地等の取得登記等について、登録税を減免することとしている。

なお、この改正により、昭和三十八年度において二百四十六億円の減収を見込んでいる。

二　議案の可決理由

今次税制改正の一環として、社会資本の充実及び産業基盤の強化等に資するための措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の有馬輝武君外十一名より、利子所得に対する分離課税及び配当所得に対する源泉徴収税率の特例を廃止する旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十八年三月二十二日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十七号参照〕

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、高速自動車国道の供用の開始に伴い、高速自動車国道における自動車の交通方法等の特例について定めること、および最近の道路交通事情の変化にかんがみ、歩行者の保護の徹底をはかるための規定を整備すること、ならびに、消防用車両の優先通行、装置不良車両の運転の禁止等に関する規定を整備すること等により、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑をはかろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1　高速自動車国道および自動車専用道路における自動車の交通方法等の特例を定め関係規定を整理すること。

高速自動車国道は、その構造や供用目的において一般の道路とは異なつていることにかんがみ、このような特殊な構造を有する高速自動車国道における自動車の交通方法の特例として、警察官の危険防止等の措置、通行の区分、最低速度、横断・転回等の禁止、高速通行路に入る場合の優先関係、停車および駐車の禁止・制限、ならびに緊急自動車等の特例に関する規定を設けるとともに、自動車の運転者の義務として、最低速度の遵守および自動車が故障した場合等における措置に関する規定を設けることにより、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかることとしている。なお、道路法の規定による自動車専用道路でも、その交通の実態は、高速自動車国道のそれに近いものとなつているので、警察官の危険防止等の措置、横断・転回等の禁止、停車および駐車の禁止・制限等に関しては、同様の特例を設けることとしている。

2　歩行者の保護の徹底をはかるための規定を整備すること。

最近の道路交通事情の著しい変化にかんがみ、歩行者の保護の徹底を期する必要が認められるので、まず未舗装道路においても必要な箇所には横断歩道を設けることができることとし、車両等の運転者に対しては、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならないことを義務づけ、さらに、政令で定める程度の身体障害者にも白色に塗つたつえを携えて通行することを認めること等により歩行者の保護の徹底をはかることとしている。

3　消防用車両の優先通行および装置不良車両の運転禁止等に関する規定を整備すること。

消防用車両の優先通行に関しては、現在道路交通法と消防法とに同趣旨の規定があるが、一般にわかりやすくする必要があるので、この際、道路交通法において消防用車両の通行の優先等に関する規定を設けることとし、あわせて両法の規定の整備を行ない、また装置不良車両の運転禁止に関する規定を設けることにより、装置不良車両の運転による騒音または、ばい煙の発散の防止をはかることとしている。

二　議案の可決理由

高速自動車国道の供用の開始にともない、高速自動車国道における自動車の交通方法の特例について定め、歩行者の保護の徹底をはかるための規定を整備し、消防用車両の優先通行、装置不良車両の運転の禁止等に関する規定を整備しようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の消防行政の推移と防災における消防の地位の重要性にかんがみ、国及び地方公共団体の消防に関する組織、機能等について、その一層の進展を期することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1　消防組織法一部改正関係

(1)　従来「被害の軽減」の一環として運用されていた「災害の防除」を消防の任務として明確に規定すること。

(2)　消防庁の所掌事務に次の事項を加えること。

ア　災害対策基本法に基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体間の連絡に関する事項

イ　市町村の行なう救急業務の基準の研究及び立案に関する事項

政令で定める一定規模の市町村に対して消防本部及び消防署の設置を義務づけること。

(3)　都道府県は、関係区域内の市町村の消防が十分に行なわれるよう、消防に関し市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るとともに、市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんをすることができるものとすること。

2　消防団員等公務災害補償責任共済基金法一部改正関係

災害対策基本法第八十四条第一項の規定（市町村長等が災害に対する応急措置を実施するため、市町村の住民等をその業務に従事させた場合における死亡その他の事故に対して、市町村は損害補償の責任を有する）による応急措置の業務に従事した者の損害補償について消防団員等公務災害補償責任共済基金法による共済の取扱いをすること。

二　議案の可決理由

最近の消防行政の推移と防災における消防の地位の重要性にかんがみ、消防の任務を明確にし、市町村の消防機関の組織の強化を図るとともに、消防庁の所掌事務及び都道府県の消防に関する所掌事務についての規定を整備し、あわせて消防団員等の公務災害補償責任共済制度を整備する等の本改正案の内容は時宜に適したものと認め、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約及び関連議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国と連合王国との間の通商関係は、毎年更新される貿易取極によつて規制していたが、両国間にガット関係を設定し、相互に最恵国待遇を保障することの重要性にかんがみ、政府は連合王国によるガット第三十五条の対日援用の撤回を実現することを目的として、昭和三十一年以来両国間に通商航海条約を締結するための交渉を行なつていたが、連合王国からガット第三十五条の援用を撤回し、最恵国待遇を原則として与える用意がある旨の表明もあり、条約の案文について合意をみたので、昭和三十七年十一月十四日ロンドンで、本条約及びこれと不可分の一体をなす署名議定書並びに貿易関係に関する第一議定書及び第二議定書の署名調印を行なつた。

本条約は、両国間の友好関係を強化し、通商関係を発展させ、かつ、両国民及び会社が衡平の待遇を享受することを目的とするもので、出入国、個人及び会社の事業活動、財産の取得、資本、技術の導入、輸出入等について最恵国待

遇を与え、身体、財産の保護及び保障、租税、海運等の事項について内国民及び最恵国待遇を保障すること等について規定し、署名議定書は条約の関連規定に対する補足事項を規定している。

第一議定書及び第二議定書は貿易に関する最恵国関係の例外措置として、第一議定書は一方の締約国の産品が他方の締約国に大量、かつ急激に輸入される場合の対応措置について、第二議定書は条約発効後の過渡期間における特定品目の輸入制限について規定している。

なお、本条約は批准書交換の後三十日目の日から効力を生じ、六年間効力を有し、その後も、期間満了の十二箇月前までに終了の意思を通告しない限り、自動的に延長されることになつている。第一議定書は批准書交換の後、条約発効の日に効力を生じ、条約の終了する時または両政府が同意して定める時に終了し、第二議定書は批准書交換の後、条約発効の日に効力を生じ、条約の終了する時またはこの議定書に基づいて実施される輸入制限が存続しなくなつたときに効力を失うことになつている。

よつて政府は、本条約及び関連議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議案理由

本条約及び関連議定書を締結することは、連合王国によるガット第三十五条の援用撤回とともに両国間の通商関係を一層安定した基礎の上に発展させることが期待されるので、必要なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

外貨公債の発行に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債を予算に定める金額の範囲内で発行できることとする。

2　前記外貨公債の利子及びその償還差益については、租税その他の公課を課さないこととする。

3　前記外貨公債について必要な事項は、大蔵大臣が定めることとする。

二　議案の可決理由

政府は昭和三十八年度において六千万ドルの外貨債の発行を予定しているが、今後も外貨債を発行する場合が予想されるので、従来のような単年度法とせず、この法律に基づいて発行できることとすることは適切妥当な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十八年度において発行することができる外貨公債の限度額は二百十六億円に相当する金額と定められている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

(一)　最近における経済状勢の変化に対処する等のため三十八品目の物品の基本税率又は暫定税率について次のような改正を行なうこととしている。

1　税率を引き上げるもの
十三品目（バナナ、原油、マンガン鉱等）

2　一部について税率を引き上げるもの
三品目（ガーネット、アンチモン等）

3　税率を引き下げるもの
十八品目（コーヒー豆、なつめやしの実等）

4　分類を変更するもの
二品目（三酸化モリブデン等）

5　関税割当制度を採用するもの
一品目（銅）

6　関税割当制度を廃止するもの
一品目（タングステン）

(二)　右のうち石油の関税率については、国内石炭対策の一環として向こう二年間に限り原油の基本税率をキロリットル当たり六四〇円（現行五三〇円）に引き上げ（引上額、従価換算二％）、重油についてもこれに準じてそれぞれ二％相当額を引き上げるとともに、電力及び鉄鋼業用の重油については、従来の還付制度をさらに一年間延期することとするほか、新たに、今回の原油関税等の引き上げに相当する額については、石炭の長期引取による負担増加の額を限度として、昭和三十八年度に限り特別に還付することとしている。

(三)　ガットの締約国である外国が国内産業の保護等をはかるため、関税について緊急措置をとつた場合、わが国においてもこれに対抗する手段として、ガット協定税率を撤回すること等ができるようにすることとしている。この場合、その対抗措置は緊急に行なう必要があるので、法律に定める要件に従い、政府限りで措置することができることとしている。

なお、この対抗措置をとつたときは、内閣は、速やかにその内容を国会に報告しなければならないこととしている。

(四)　スポーツを通じての国際親善に資するため、オリンピックをはじめとして国際的規模で開催される一定の運動競技大会において使用される物品について、再輸出免税制度を適用することとしている。

(五)　本年三月末に期限が到来する重要機械類等の暫定免税規定等の適用期限をさらに一年間延長するとともに、環境衛生の向上に資するため市町村が設置するごみ焼却設備用物品のうち、日本での製作が困難なものについて新たに免税措置を講ずることとするほか、現在暫定税率が適用されている物品の一部について、その適用期限をさらに一定期間延長することとしている。

(六)　特定の用途に供することを条件に輸入原料物品等の関税を減免した場合の製品の検査方法を実体に即して若干緩和する反面、その用途外使用の禁止規定を設けることとしている。また、これに伴い罰則の規定を整備することとしている。

なお、以上の改正により、昭和三十八年度において四十三億円の増収が見込まれている。

二　議案の可決理由

貿易の自由化等最近における経済状勢の変化等にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国立病院の施設の整備を促進するため、これに必要な資金をこの会計の負担において借り入れることができることとし、その限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならないこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

従来、国立病院の施設費は一般会計からの繰入金によつてまかなわれ、昭和三十八年度は二十七億円の繰入れが予定されているが、これだけでは必ずしも十分でないので、借入金の方途を開いて施設の整備を促進することは適切妥当な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　経費
昭和三十八年度において資金運用部から十億円を借り入れることとしている。
右報告する。
昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長　臼井　莊一
衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業高度化資金融通特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
中小企業近代化資金助成法第三条による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対して、政府は貸付けを行なうが、その貸付けに関する経理を一般会計と区別して明確にするため、新たに特別会計を設け、特別会計の運営上必要な会計の手続きを定めることとしている。
二　議案の可決理由
中小企業者の合併及び店舗の集団化等に伴う施設の設置に必要な資金を中小企業高度化資金とし、都道府県がこの高度化資金の貸付けを行なう場合は、国が無利子貸付金を貸し付けることとしているが、これに伴って、その経理を明確にするため、新たに特別会計を設けることは必要適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十八年度中小企業高度化資金融通特別会計予算(通商産業省所管)に高度化資金貸付金として二十三億円が計上されている。
右報告する。

昭和三十八年三月二十六日
大蔵委員長　臼井　莊一
衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び未帰還者に関する特別措置法により各般の援護措置が講ぜられているが、なお不均衡、不十分な点があるため、今回これらの援護措置の改善をはかろうとするものである。
本案の要旨は次の通りである。
一　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項
1　準軍属(被徴用者、動員学徒等)の処遇改善
(1)　準軍属の父母に対する遺族給与金は、六十歳以上であつても他に扶養能力のある直系血族がいないこと等の制限が設けられているが、これを軍人軍属の父母に対する支給要件と同様に緩和すること。
(2)　準軍属の遺族に対する遺族給与金の支給期間の制限(五年間)を撤廃すること。
(3)　準軍属が公務上の傷病により障害を受け又は死亡した場合においても、当該公務傷病が戦時災害によるものでなければ、法の対象とならないことになつているが、この戦時災害の要件を撤廃すること。
2　軍の指揮監督のもとに、事実上軍と同様の勤務にもつぱら従事していた期間に、公務上負傷又は死亡した満鉄職員等を軍属として、障害年金又は遺族年金等を支給すること。
3　内地等に勤務していたもとの陸海軍の有給軍属のうち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受けられないものを、新たに本法の対象に加え、障害年金又は遺族給与金を支給すること。
4　勤務に関連する傷病により昭和十六年十二月八日以後死亡した軍人軍属の遺族に支給される特別弔慰金は、死亡した者の死亡が在職中又は退職後一年(結核等については三年)以内の場合に限られているが、この退職後の制限期間を二年(結核等については六年)以内に緩和すること。
(二)　未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項
引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて療養の給付を受けている者で、増加恩給等の支給を受けられない者に対し、療養手当として月額二千円を支給すること。
(三)　未帰還者に関する特別措置法の一部改正に関する事項
外地において、今次戦争に起因して消息不明となつた一般邦人のうち、現在法の対象とされていないものを、新たに法の対象に加え、戦時死亡宣告の申立てを行なうことができることとすること。
二　議案の可決理由
戦傷病者、戦没者の遺族等に対する措置の不均衡を是正し、給付制限を緩和する等処遇の改善をはかることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。
三　本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算(厚生省所管)に八千七百二十万円を計上している。
右報告する。
昭和三十八年三月二十六日
社会労働委員長　秋田　大助
衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、軍人軍属と準軍属との間に待遇上の差別があるにかんがみ、準軍属の待遇を改善するよう今後努力すること。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
過ぐる大戦において、戦闘その他公務により死没した軍人、軍属、準軍属等の遺族に対しては、すでに、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等による公務扶助料、遺族年金等支給の措置が講ぜられているが、今回戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給しようとするものである。本案の要旨は次の通りである。
1　特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し又は疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の権利を有する者に支給すること。
(1)　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る公務扶助料
(2)　特例扶助料
(3)　遺族年金
(4)　特例遺族年金
(5)　遺族給与金
(6)　もとの陸海軍の雇傭人等に係る旧令共済殉職年金
(7)　もとの陸海軍に配属された雇傭人等に係る各省共済殉職年金
2　特別給付金の額は二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債(無利子)をもつて交付すること。
3　特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができないこと。
4　特別給付金を受ける権利を有する者が、特別給付金の請求をしないで死亡した場合、その相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができること。
5　特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅すること。
6　特別給付金を受ける権利及び特別給付金に係る国債は、差し押えることができないこと。
7　租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができないこと。

8　特別給付金を受ける権利の滅定は、請求により厚生大臣が行なうこととし、政令によりその権限を都道府県知事等に委任できること。

なお、国債の償還金の支払い事務は、郵政大臣が取り扱うことができること。

二　議案の可決理由

戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金を支給することは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算（厚生省所管）に特別給付金事務処理費として五千六百六十八万円を計上している。

なお、初年度の償還分については、昭和三十八年度国債整理基金特別会計（大蔵省所管）に約四十億円見込まれている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案に対する附帯決議

戦争による犠牲は、戦地におけるもののみに限らず、内地等における戦争被害等を考慮すればきわめて広範にわたつている実情にかんがみ、政府は今後、戦後法的にいまだなんらの援護をうけていない者に対する措置を検討すべきである。

〔第十八号参照〕

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次のとおりである。

(一)　厚生省設置法の一部改正

1　国立療養所に、心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練に従事する者の養成所を附置することができることとすること。

2　国立精神薄弱児施設に、精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員の養成所を附置することができることとすること。

3　医務出張所の名称を、地方医務局に改めること。

4　厚生省本省の定員を四五六人増員して四九、五二〇人とすること。

(二)　国立光明寮設置法の一部改正

国立光明寮を北海道に設置することができることとすること。

二　議案の可決理由

本案は、厚生行政の適正かつ能率的な運営を期するため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十八年度一般及び特別会計予算にあわせて約二億八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十九日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は次のとおりである。

1　運輸に関する統計事務の強化と能率化を図るため、新たに大臣官房に統計調査部を設置すること。

2　最近における都市交通問題の重要性にかんがみ、現在鉄道監督局が所掌している都市交通に関する基本的な計画に関する事務を大臣官房に移すこと。

3　船舶に関する技術研究を推進するため、運輸技術研究所を改組して船舶技術研究所とすること。

4　運輸大臣の諮問に応じて海技に関する制度及び船員教育に関する重要事項を調査審議するため、船員教育審議会を改組して海技審議会とすること。

5　運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議するため、臨時鉄道法制調査会（存続期限二年）を本省の附属機関として設置すること。

6　伊勢湾港湾建設部の次長を一人増員して二人に改めること。

7　捕獲審検再審査委員会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうこと。

8　事務の円滑な処理を図るため、定員を一四三人増員して次のように改めること。

本省

一四、八五三人（増員八一人）

船員労働委員会

五四人（増減　なし）

海上保安庁

一一、一八七人（増員三二人）

海難審判庁

二三七人（増員　二人）

気象庁

五、九六六人（増員三三人）

（ほかに捕獲審検再審査委員会の廃止に伴う減員五人）

計　三二、二九七人

二　議案の可決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一千八百二十万九千円が、昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十九日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、内廷費及び皇族費はそれぞれ五千八百万円及び四百二十万円となつているが、これらは昭和三十六年度当初に改定されたもので、その後、昭和三十六年十月、更に昨年十月以降も国家公務員給与の引上げが行なわれるなど最近の情勢にかんがみ、人件費の増加等を考慮して、内廷費の定額を二百万円増額して六千万円に、皇族費の定額を五十万円増額して四百七十万円にそれぞれ改定しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、過去の実績と最近の情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四百二十五万円が昭和三十八年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十九日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　国民健康保険法の一部改正に関する事項

(1)　世帯主（世帯主が被保険者でない世帯における被保険者で厚生省令で定めるものを含む。）が療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合を十分の五から十分の三に引き下げること。

(2)　療養の給付期間は、給付開始後原則として三年に制限されているが、この制限を撤廃すること。

(3)　被保険者が生活保護法による保護を受けるに至つたときは、その日から国民健康保険の被保険者の資格を喪失させること。

(4)　被保険者のうち保険料の負担能力の乏しい低所得者に対する保険料の減額賦課に関する事項を条例で定めることが

できることを明確にすること。

(5) 調整交付金の総額を、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五から百分の十に引き上げること。ただし、昭和三十八年度に限り、この割合を百分の八・八とすること。

2　国民健康保険法施行法の一部改正に関する事項

療養の範囲の一部について給付を制限することが認められる期限を昭和四十年三月三十一日までとすること。

3　健康保険法の一部改正に関する事項

(1) 任意継続被保険者期間を六月から一年に延長すること。

(2) 療養の給付及び家族療養費の支給期間（現在三年）について、被保険者資格存続中はその制限を撤廃し、被保険者資格喪失後は当該給付の支給開始後五年に延長すること。

4　船員保険法の一部改正に関する事項

職務外の事由による疾病、負傷に係る療養の給付及び家族療養費の支給期間（現在三年）について、被保険者資格存続中はその制限を撤廃し、被保険者資格喪失後は当該給付の支給開始後五年に延長すること。

5　公共企業体職員等共済組合法の一部改正等に関する事項

公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済組合の療養給付の支給期間についても健康保険におけると同様の改正を行なうこと。

6　施行期日に関する事項

本改正法は、昭和三十八年四月一日（国民健康保険法の一部改正における世帯主の一部負担金割合の引下げは、昭和三十八年十月一日）から施行すること。

また、国民健康保険法の一部改正における療養の給付期間の制限の撤廃及び世帯主の一部負担金割合の引下げは、昭和四十年三月三十一日までの間、猶予を認めること。

二　議案の可決理由

国民皆保険の今日、国民健康保険の給付内容の向上をはかるとともに各種医療保険における療養の給付期間の延長をはかることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

国民健康保険助成費として、昭和三十八年度一般会計予算（厚生省所管）に六百六十五億三千二百二十四万八千円が計上されており、この中に給付率引上げ分として三十九億四千五百九十一万八千円、減税対策分として四十一億八千七百五十万円が含まれている。

右報告する。

昭和三十八年三月二十九日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　政府は、今回の改正法律の実施状況を勘案し、必要ある場合にはさらに財政調整交付金の増額をすること。

二　政府は、世帯主の七割給付の完全実施を急ぐとともに、その家族についても可及的すみやかに七割給付を実施すること。

〔第二十六号参照〕

計量法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の計量単位は、計量法及び計量法施行法により昭和三十四年からメートル法に統一実施され、輸出入貨物の計量を除き、原則としてメートル法以外の計量単位の使用を禁止している。ただ諸般の情勢からこの時点で直ちにメートル法に切りかえることが困難な部門については、政令で指定し、ヤードポンド法による計量単位が昭和三十八年十二月三十一日までを限度として認められている。

しかし政令で指定されているもののうち、たとえば、船舶及び海運関係の一部並びに特需関係の計量については、現行法通り昭和三十九年一月一日からメートル法に切りかえることに無理な点があるので、次の各号に掲げるものについては、更に当分の間、ヤードポンド法の使用を認めようとするものである。

1　日本国内に住所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における計量であつて政令で定めるもの

2　航空機の運航に関する計量その他の航空関係の計量であつて政令で定めるもの

3　輸出すべき貨物に関する計量であつて政令で定めるもの

4　計量をするための器具、機械又は装置に関する計量であつて政令で定めるもの

なお、本法は、昭和三十九年一月一日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、一部の分野について、なお、当分の間、ヤードポンド法の使用を認めることにより、輸出入取引等の円滑を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年五月二十四日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

砂防法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、砂防工事の重要性にかんがみ、災害により著しく欠壊又は埋没して治水上、砂防のため復旧を必要とする指定土地内の政令で定める天然の河岸につき、原則として都道府県知事が当該砂防工事を施行することができるようにするとともに、災害復旧事業費の負担関係において砂防設備と同様な取扱いをすることができるみちを開くため、これに砂防法中の砂防設備に関する規定を準用するものである。

二　議案の可決理由

本案は、適切な砂防工事の施行のため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年五月二十四日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十七号参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近時、国家目的を達成するため、特定の業務を営む公団、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあるが、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわしめるべきか、このような特殊法人をして行なわしめるべきか等、十分検討をする必要があるので、現在、行政機関の機構の新設等に関する審査を行なつている行政管理庁の所掌事務に、新たに、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更に関する審査を行なうことを加えようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二　議案の修正議決理由

行政の合理的かつ能率的な運営を図るため、本案の趣旨はおおむね妥当と認めるが、なお、その他重要な制度の改正（業務の範囲の変更、役員の増減、資本金の変動、政府の監督方式の変更等）及び廃止をも審査の対象に加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年五月二十八日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他当該法律の定める制度の改正及び廃止○に関する審査を行なうこと。

〔別紙〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

公社、公団、公庫、事業団等いわゆる特殊法人における役員の人選は、もとより公正にして適材適所主義たるべきことはもちろんであるが、近年の状況を見るに、関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向が著しく、かくては国民の疑惑を招くおそれなしとしない。政府は、右の事情にかんがみ、これが指導監督に万遺憾なきを期するよう要望する。

右決議する。

地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公営企業法の一部適用を受ける事業の範囲を拡大するとともに、地方公営企業の会計と他の会計との関係を明確にし、地方公営企業の健全な発展を期そうとするものでその要旨は次のとおりである。

1　地方公共団体が経営する企業のうち、病院、市場その他いわゆる準公営企業で常時雇用する職員の数が百人以上であるものについては、地方公営企業法の規定のうち独立採算に係る規定を除く財務に関する規定等を適用するものとすること。

2　地方公営企業の管理者は、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を得て、その権限に属する事務の一部を、その地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができるものとすること。

3　他会計からの繰入金を、その性質により、補助金と長期貸付金に区分し、地方公営企業の特別会計と一般会計又は他の特別会計との関係を明確にするものとすること。

4　地方公営企業に現金取扱員を置かないことができるものとすること。

二　議案の可決理由

地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、地方公営企業法の一部適用をうける事業の範囲を拡大し、地方公営企業の会計と他会計との関係を明確にしようとする本案の趣旨は、妥当なものと認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和三十八年五月二十八日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、その健全な発展を期するため、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一　地方公営企業を経営する地方公共団体のうちとくに必要があると認められるものについては、地方公営企業の経営の基本方針等を審議する機関を設置するよう勧告しようする等適当な指導を行なうこと。

二　地方公営企業中その事業の態容及び企業経営の現状から地方公共団体の一般会計においてその赤字の一部を補てんすることを適当とする場合等においては、国においてもその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずること。

右決議する。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主な内容は、次の通りである。

1　「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」の一部を改正し、

イ　旧海軍共済組合の組合員で長期給付に関する規定の適用を受けていた者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により死亡した場合は、遺族に殉職年金又は障害遺族年金を支給することとしている。

ロ　旧海軍共済組合の組合員で恩給法又は長期給付に関する規定の適用を受けていなかつた者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により傷病にかかつた場合は、その者に障害年金を支給するとともに、その者が死亡した場合は、遺族に殉職年金又は障害遺族年金を支給することとしている。

2　「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律」及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」の一部を改正し、六十歳未満である年金受給者について行なわれている年金改定差額の支給停止を廃止することとしている。

3　「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」の一部を改正し、外国特殊法人の職員期間を、外国政府職員期間と同様に組合員期間に算入するとともに、公務上の傷病による廃疾年金の最低保障額に付加される扶養加給について、組合員の退職後に出生した子女につき一人二千四百円を支給することとなつているのを、退職当時の子女加給額と同額の四千八百円に引き上げることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、旧陸海軍共済組合からの戦時災害を基因とする給付の不均衡を是正するとともに、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による改正措置に準じて、所要の改正を行なおうとするもので、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和三十八年度において約四千八百万円と見込まれている。

右報告する。

昭和三十八年五月二十八日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、今後検討の上、速やかに是正の措置を講ずべきである。

一、今日、経済・物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

現在の大阪国税局西税務署管内は、最近、都市計画事業の進捗等

による経済的発展に伴い、納税者及び課税物件が大幅に増加してきており、かつ、その管轄区域も比較的広範にわたっているので、納税者の利便と税務行政の適正な運営をはかる見地より、今回、西税務署の管轄区域を分割して、新たに、港税務署を設置することとし、このため、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二　本件の議決理由

最近における大阪国税局西税務署の事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の適正な運営を図るための措置として妥当なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に庁舎新営費として三千九百万円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十八年五月二十八日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六四号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、保安を確保することが困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせるための措置を講ずる等の必要がなお存続している実情にかんがみ、石炭鉱山保安臨時措置法の有効期間昭和三十八年十二月二十四日までを一年延長するものである。

二　議案の可決理由

本案は、石炭鉱山の保安整理を円滑に実施させるための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年五月二十八日

石炭対策特別委員長　上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

石炭鉱山保安臨時措置法により整理される石炭鉱山は、保安を確保することが困難なものを、その対象とすることにかんがみ、政府は、鉱山の廃止勧告から石炭鉱山整理交付金の交付に至るまでの業務を可及的速やかに行なうよう措置し、もつて労働者の保護等につき十分配慮すべきである。

〔第三十二号参照〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置について規定するとともに、その円滑な実施に資するため、採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とし、その要旨は次の通りである。

1　国は、毎年度、採択された義務教育諸学校の教科用図書を発行者から購入し、これを学校の設置者に無償で給付し、設置者は校長を通じて児童生徒に給与すること。及び国立の義務教育諸学校の児童生徒に対しては、国が、当該学校の校長を通じて給与するものとすること。

2　都道府県の教育委員会は、当該都道府県に設置される教科用図書選定審議会の意見をきき、種目ごとに数種の教科用図書を選定し、また、市町村の教育委員会の意見をきき、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域（県の区域となる場合を含む。）に採択地区を設定しなければならないこと。

3　都道府県内の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、当該都道府県教育委員会で選定したもののうちから、種目ごとに一種を採択すること。及び採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して同一のものを採択すること。

4　義務教育諸学校の教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、同一のものを採択すること。

5　文部大臣は、教科用図書発行者で、一定基準に該当するものを、教科用図書発行者として指定し、これに該当しなくなつた場合は、指定を取り消すこと。

6　文部大臣は、教科用図書発行者について、指定基準に適合しているかどうかを調査するため、必要に応じ、職員を立ち入り検査させ、また必要な報告、資料提出を求めることができ、検査等を拒んだ場合等について所要の罰則を設けたこと。

7　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、昭和三十八年度に使用する教科用図書については、無償給付及び給与の規定を適用しないこととし、採択の規定については、小学校は昭和三十九年度から、中学校は昭和四十年度から施行すること。

8　当分の間、教科用図書の給与を受ける児童生徒の範囲は、政令で定めること。及びその他関係法律を整備すること。

二　議案の可決理由

義務教育の充実を図るため、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、その円滑な実施に資するため、採択及び発行の制度を整備することは時宜に適するものであることを認め、本案は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党山中吾郎君外一名より修正案が提出されたが否決された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算に二十七億一千二十七万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年六月十日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は恩給制度において改正を要するものについて所要の措置を講じ、恩給給与の公平を期そうとするもので改正点は次のとおりである。

1　第二十八回国会において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）によつて、恩給・扶助料をいわゆる一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げた際、また第二十四回国会において、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九号）によつて恩給・扶助料の年額を引き上げた際、六十歳未満の者（傷病者、遺族たる妻、子を除く。）については、増額分を六十歳に達するまで停止するという制限を附したが、この制限を削除すること。

2　増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額は、一人年二千四百円となつているが、これを退職当時の子女加給額と同額の四千八百円に増額すること。

3　内地等で職務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた旧軍人等で在職中又は退職後一年以内（厚生大臣の指定する疾病については、三年以内）に死亡したものの遺族に対しては特例扶助料または特例遺族年金を支給することになつているが、この支給要件を退職後二年以内（厚生大臣の指定する疾病については六年以内）に緩和すること。

4　加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する者の恩給減算率百五十分の四・五（文官は百五十分の三・五）を百五十分の三・五（文官は百五十分の二・五）に緩和するとともに、最低恩給年額算出率百五十分の二十

二を百五十分の二十五に引き上げること。

5　旧南満州鉄道株式会社等三公社と同種の事業を行なつていた在外特殊機関（政令で指定する）の職員期間を外国政府職員期間の場合に準じ恩給公務員期間に通算すること。

6　以上の措置について昭和三十八年十月一日から実施すること。

二　議案の可決理由

本案は、恩給給与の公正を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十八年度一般会計予算に約五億四千万円計上されている。

なお、昭和三十九年度以降平年度所要経費は、約二十二億七千万円が見込まれる。

右報告する。

昭和三十八年六月十一日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和二十八年恩給法改正により旧軍人恩給が支給されることになつてから、幾度か恩給・扶助料の改善が行なわれ今日に至つているが、なお、沖縄等に対する戦地加算の指定、元満州開拓指導員及び元満州国協和会職員に対する恩給法の適用、特例扶助料の支給範囲拡大、昭和二十年十月四日付占領軍命令による一せい罷免者の救済、抑留加算等残された未処遇問題の解決並びに旧海軍特務士官の仮定俸給基準の是正、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸の是正、傷病恩給における間差・裁定基準の是正及び家族加給の支給等さらに検討されるべき問題が残されている。

また、昭和三十四年現職公務員には、国家公務員共済組合法にもとづく年金が適用され、恩給・扶助料を受ける者との間にベースの格差が生じ、この問題は従来から強く主張されている現職公務員の給与ベースに対する恩給のスライド制確立の問題並びに恩給受給者間における不均衡是正の要望とともに重大な懸案となつているが、これについては、特に第三十八回国会参議院内閣委員会において、政府は常時調査研究の上適切な措置を講ずべきであるとの附帯決議が附されている。

政府はこれらの問題についてすみやかに検討の上善処されるよう要望する。

右決議する。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　外国保険事業者が免許を受けて日本で保険事業を営むのは、日本に支店等を設けて行なう場合に限る。

2　日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人又は財産等について保険契約を締結してはならない。

3　日本に支店等を設けない外国保険事業者に対して、日本にある人又は財産等について保険契約の申込みをしようとする者は、再保険契約その他特別の場合以外は、大蔵大臣の許可を要する。

4　免許を受けた外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産等に係る保険契約については、日本においてこれを締結しなければならないものとする。

二　議案の可決理由

種々の義務を課せられている免許外国保険事業者に比べて非免許の外国保険事業者が有利となり不公正となることを防ぐとともに、わが国の被保険者その他の関係者が不測の損害をこうむることを避けるため、本案は、適切妥当な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月十一日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十四号参照〕

近畿圏整備法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　近畿圏とは福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）を一体とした広域をいう。

2　近畿圏整備計画の立案及び実施等の事務を所掌するため、総理府の機関として、近畿圏整備本部を置き、その長には近畿圏整備長官として国務大臣を充てることとする。

3　総理府に、関係行政機関の職員、関係府県知事、学識経験者で組織する近畿圏整備審議会を設け、内閣総理大臣の諮問に応じて計画の策定及び実施に関する重要事項等につき調査審議させ、又内閣総理大臣に対して意見を述べさせることとする。

4　近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。

㈠　基本整備計画は、近畿圏における人口の規模の配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保安及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設等についての整備及び開発に関する計画を定めるものとし、またその他の施設で、広域性を有し、かつ根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する計画を定めるものとする。

㈡　事業計画は、基本整備計画の実施のために必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。

5　近畿圏整備計画の決定は、内閣総理大臣が関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきき関係行政機関の長に協議して行なうこととする。

6　内閣総理大臣は、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して次の区域を指定することができる。

㈠　近郊整備区域―既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域。

㈡　都市開発区域―既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、都市として開発を必要とする区域。

㈢　保全区域―近畿圏の地域内の文化財を保存し緑地を保全し、又は観光資源を保全開発する必要があると認める区域。

なお、既成都市区域は政令で定めることとする。

7　既成都市区域への産業及び人口の集中を防止するため、別に定める法律により工場、学校等制限区域を指定することができることとする。

8　事業の実施に関しては、関係地方公共団体及び関係事業者は協力しなければならないこととし、内閣総理大臣は必要な勧告をなしうることとする。

9　政府は、計画実施のため必要な資金の確保を図り、国は、事

業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡しうることとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、最近における阪神地区が東京都同様に過大都市的様相を呈している実情にかんがみ、近畿圏を定めてその整備に関する総合的計画と実施の推進により近畿圏として、秩序ある発展を図ろうとするもので、その措置は適切妥当なものと認めるが、第七条の組織及び運営並びに第九条の近畿圏整備計画の立案及び決定に関する規定を若干修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十八年度一般会計予算に、近畿圏整備に関し必要な経費として、三千万円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は、本年度以降約百十三万九千五百二十円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して徳安総務長官より、本修正に対し「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十八年六月十四日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（組織及び運営）

第七条　審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。

一　関係行政機関の職員　十一人以内

二　関係府県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長　十一人以内

三　関係府県及び関係指定都市の議会の議長　十一人以内

四　関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者　一人

五　関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者　一人

六　関係町村の町村長を代表する者　一人

七　関係町村の議会の議長を代表する者　一人

八　学識経験のある者　十一人以内

2　審議会の委員は、非常勤とする。

3　学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の審議会の委員は、再任されることができる。

5　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（近畿圏整備計画の立案及び決定）

第九条　近畿圏整備長官は、近畿圏整備計画を立案するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　近畿圏整備計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見に基づく必要な措置について、適切な考慮を払わなければならない。

3　内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

4　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5　前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

附　則

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条・第十六条の二」に改める。

第十五条第一項の表中

北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

を

北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
近畿圏整備審議会	近畿圏整備法（昭和三十八年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

第十六条の見出しを「（日本学術会議）」に改め、第二章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（近畿圏整備本部）

第十六条の二　総理府の機関として、近畿圏整備本部を置く。

2　近畿圏整備本部は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3　近畿圏整備本部の組織及び所掌事務については、近畿圏整備法の定めるところによる。

第十九条第三項中「外局」を「機関」に改める。

第二十三条中「委員並びに」を「委員、」に改め、「議員」の下に「並びに近畿圏整備長官」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条及び前項の規定による定数に二十人を加えたものとする。

〔別紙〕

近畿圏整備法案に対する附帯決議

政府は、本法の運営に当たつて、特に次の諸点について特段の考慮を払うべきである。

一　整備計画の策定に当たつては、地方自治の本旨にのつとり地方自治体の意見を十分尊重すること。

二　京阪神地区の都市整備と外郭地区の地域開発を併行的に促進し、近畿全域にわたる均衡ある発展を図ること。

三　国は、整備計画に基づく事業の推進を図るため、事業予算の確保に努めること。

四　整備計画に基づく事業の実施に伴う産業の振興に資するため、日本開発銀行地方産業振興資金の活用に努め、要すれば新たに増わくの措置を講ずること。

五　事業計画に基づく事業の実施に当たつて、必要の場合、国は、国有財産の譲渡につき優遇措置を講ずるよう特別の配慮を行なうこと。

海外移住事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、海外移住の振興に資するために、移住者の援助及び指導の業務を、国の内外を通じて一貫して効率的に行なうことを目的として海外移住事業団を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業団は法人とし、事業団の資本金は、設立に際して政府が出資する八億円と、事業団に承継される日本海外移住振興株式会社に対する政府の出資額との合計額とし、全額政府出資とする。政府は、必要があれば、予算で定める金額の範囲内で追加出資することができる。

2　事業団の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置き、またそのほかに非常勤の理事四人以内を置くことができる。

3　事業団に、学識経験を有する十五人以内の委員で組織する運営審議会を置き、この審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

4　事業団の業務は、(イ)移住に関する調査及び知識の普及、(ロ)移住の相談及びあっせん、(ハ)移住者に対する訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給、(ニ)宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導、(ホ)移住地における生活一般についての相談及び指導、(ヘ)定着のための福祉施設の整備、(ト)入植のための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに土地取得のあっせん、(チ)移住者及びその団体に対する事業資金の貸付け及び事業資金の借入れにかかる債務の保証、(リ)移住者を受け入れる事業者に対する融資等である。

5　政府は、予算の範囲内で、事業団に対して、その業務費用の一部に相当する金額を交付することができる。

6　事業団は、外務大臣が監督し、外務大臣は、事業団の業務の運営について、大蔵大臣その他の関係各大臣と協議する。

7　事業団は、財団法人日本海外協会連合会及び日本海外移住振興株式会社の一切の権利義務を承継し、同連合会及び同株式会社は解散する。日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。なお、本法は公布の日から施行することになつている。

二　議案の可決理由

本案は、海外移住の業務を、国の内外を通じて一貫して行なわせることにより、その効率的運営を期するための措置として、妥当なものであると認め、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党西村関一君外九名より、「事業団の業務に民間団体が行なう海外移住に関する事業について援助及び指導を行なうことの一項を加えること、外務大臣が事業団に命令する場合、海外において農業に従事する者の海外移住に関しては、あらかじめ農林大臣に協議すること、農林大臣は事業団に対し海外において農業に従事する者の海外移住に関する業務の状況に関して、外務大臣を通じて報告を求めることができること及び地方運営審議会を事業団の従たる事務所の所在地に置くことができること。」を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十八年度大蔵省所管産業投資特別会計予算に海外移住事業団出資金として八億円及び昭和三十八年度一般会計予算外務省所管に海外移住事業団交付金として七億七千六百七十三万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十八年六月十四日

外務委員長　野田　武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

海外移住事業団法案に対する附帯決議

政府は、海外移住の基本理念及び振興策を明らかにした「海外移住法」を次期通常国会に提出すること。

二　事業団の監督に際しては、その自主的、積極的活動を行なわしめるよう配慮すること。

三　外務省は、農林省その他関係各省との連絡協調を密にする。特に外務・農林両省は相互に緊密に連絡して農業者の海外移住の円滑な推進に努めること。

四　移住地の状況については国会、関係各省及び国民一般に常に周知徹底せしめるよう努力すること。

五　事業団発足に当たつては強力なる新理事長の下に、従前の弊害を一掃し、新たに清潔、誠実なる人材を登用すること。

六　事業団の業務の運営に当たつてはサービス精神を旨とし、内外の民間団体に積極的に協力を求め、その自主的活動を助長すること。

七　政府は、地方の移住行政及び実務が都道府県を中心に統一ある行動をなしうるよう関係各省間の協調を図ること。

八　地方海外協会の職員の身分及び待遇については、その安定と向上を図ること。

九　移住地においては、日系人社会及びその諸団体等の十分な協力を求めること。

なお、各国の実情に応じ出先機関及び日系人をもつて構成する移住諮問機関を設けること。

一〇　事業団は、その予算執行上及び事業遂行上迅速、正確を期するため現地に代表部を設けること。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主な内容は、次の通りである。

1　更新組合員等の外国特殊法人の職員期間を、外国政府職員期間と同様に組合員期間に算入することとしている。

2　更新組合員等で禁錮以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分等により、恩給を受ける権利又は資格を失つた者が復権した等の場合は、これらの期間を組合員期間に算入することとしている。

なお、以上の改正措置に伴う追加費用は、約八十二億円と見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による改正措置及び第四十回国会において恩給法等の一部が改正されたことに伴い、これらとの均衡を考慮し、必要な改正を行なうこととしたもので、時宜に適する措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十八年六月十四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　本法の所管省が三省にわたり、これがため適切な改正について時宜を失する点があると思われるから、政府は本法の改正についての担当省を一本化するよう改善の措置を検討すべきである。

二　恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三　数次にわたる法律改正が掛金の増徴等をまねくことのないよう追加費用の繰入れについて、十分配慮すべきである。

金属鉱業等安定臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、金属鉱業等の最近の情勢にかんがみ、金属鉱業等の体質を改善しその長期安定を図るための過渡的措置として、金属鉱業等の基本計画及び毎年の実施計画を策定するとともに、関連業界の協調による引取体制を中心とする生産及び価格の安定対策を講じ、もつて国際競争力を強化するため提出されたものである。その主な内容は次の通りである。

1　定義（対象鉱産物）
　原材料として重要な鉱物のうち生産費を引き下げることが必要なものであつて政令で定めるもの及び前記鉱物から生産される金属のうち生産費を引き下げることが必要なものであつて政令で定めるものとする。
2　基本計画及び実施計画
　金属鉱業等の国際競争力を強化し、その安定を図るため、基本計画及び毎年の実施計画を策定する。この場合、基本計画及び実施計画は、通商産業大臣が鉱業審議会の意見をきき鉱産物の安定的かつ低廉な供給を確保するため、その合理化目標、生産目標その他金属鉱業等の安定のための重要事項等について定める。
3　取決め
　鉱産物の生産者及び需要者は、一定の要件のもとに鉱産物の価格、数量その他の取引に関する事項について取決めを締結することができる。
　なお、この取決めについては、「独禁法」の適用を除外する。
4　援助
　政府は、基本計画の達成を図るため、金属鉱業等を営む者に対し、資金のあつせん等、所要の援助に努める。
5　勧告
　通商産業大臣は、基本計画の達成のため特に必要があると認めるときは、金属鉱業等を営む者に対し、原料鉱石の輸入条件の改善、引取り取決めの締結又は生産数量の制限について、勧告を行なうことができる。
6　本法は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止する。

二　議案の可決理由
　本案は、金属鉱業等の最近の情勢にかんがみ、その長期安定を図るとともに、国際競争力の強化に寄与するための措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
　なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。
右報告する。
昭和三十八年六月十四日
　商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
金属鉱業等安定臨時措置法案に対する附帯決議
　政府は、自由化を迎え、緊迫しつつある事態に苦慮する金属鉱業等の実情を適確に把握し、その体質の改善を行ない、国際競争力を強化し、もつて、金属鉱業等の安定を図るため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。
一　本法の趣旨の充実を期するため、重要鉱産物滞貨買上げ機関を早急に設立するよう検討すること。
二　基本計画及び実施計画決定に当たつては、これらの計画の裏付けとなる資金計画を明確にすること。
三　金属鉱業等の安定に協調する需要者側に対して、その負担の軽減を図るための措置につき検討すること。

請願に関する報告書

〔第五十五号（その一）参照〕

法務委員会

水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願（請願者　水戸市天王町千七百二十八番地大槻源一外五百四十三名）（塚原俊郎君外六名紹介）（第三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　水戸家庭裁判所庁舎は、終戦直後粗末な材料で急造したバラックであるため、十五年を経過した現在、雨もり、床板、土台等の腐朽がはなはだしく補修もかなわぬ現状にあり、また地方裁判所と同庁舎との距離が相当あるため、一般民衆の被る不便は少なくない。ついては、早急に地方裁判所庁舎付近のあき（空）地に家庭裁判所庁舎を新築されたいというのである。
二、請願の議決理由
　国民の基本的人権を守る裁判所の設備が不完全であることは裁判の威信に関し、国民の信頼を失うものである法的秩序の維持のためにも国家財政の許すかぎり設備の改善充実をはかるべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
　法務委員長　高橋　英吉
衆議院議長清瀬一郎殿

新潟県村上裁判所庁舎新築に関する請願（請願者　新潟県村上市長加藤善次郎外二名）（稲葉修君紹介）（第九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　新潟県村上裁判所の庁舎は、建築後七十数年を経過し、老朽損耗、建築構造の旧式がはなはだしく、裁判関係事務の渋滞、不衛生、危険その他都市計画および裁判所の威信、体裁上の点からも、まことに憂慮にたえない状態である。ついては、同庁舎を昭和三十八年度に新築されたいというのである。
二、請願の議決理由
　国民の基本的人権を守る裁判所の設備が不完全であることは裁判の威信に関し、国民の信頼を失うものであり、法的秩序の維持のためにも国家財政の許すかぎり設備の改善充実をはかるべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
　法務委員長　高橋　英吉
衆議院議長清瀬一郎殿

岐阜地方、家庭裁判所多治見支部の甲号昇格に関する請願（請願者　岐阜県多治見市長青木重喬外二十一名）（金子一平君紹介）（第五六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　岐阜地方、家庭裁判所多治見支部の現在の裁判官定員は、地裁支部判事一名で家裁支部判事を兼ね、かつ岐阜家庭裁判所中津川出張所判事を担当しており、また多治見簡易裁判所は簡裁判事一名あるのみであるが、同地裁、家裁支部、簡裁における取扱件数は逐年増加し、岐阜地裁管内においては、甲号支部である大垣、高山の両支部をしのぎ、名古屋高裁管内乙号支部においても最右翼であつて、職員の非常な努力によつて裁判事務を処理してはいるが、過労が憂慮され、ひいては裁判事務の適正じん速な処理が憂えられる状態である。そのうえ管内工業地帯における少年事犯の数は年々増加の一途をたどり、岐阜管内総数の二〇パーセントを占める状態であり、同裁判所支部の甲号昇格は東濃における関係諸官公署、地元住民の切実な願望である。ついては、岐阜地方裁判所多治見支部、岐阜家庭裁判所多治見支部を甲号に昇格し、裁判官の定員を増加されたいというのである。
二、請願の議決理由
　すべての国家機関は国民のためのものであり、裁判機関といえどもまたその通りであつて、特に地方的なこれらの裁判機関については、地元住民の利便を考慮の上、国家財政の許す限り機構上の対策を立てるべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
　法務委員長　高橋　英吉
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島地方、家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第一二七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　鹿児島地方、家庭裁判所川内支部乙号の甲号復活昇格につい

は、しばしば請願陳情を繰返し、国会においてはすでに採択され、関係当局においても、その必要性を十分認めながら、今日までその実現をみていないのはまことに遺憾である。同市は経済的、社会的なあらゆる条件において北薩五市十六町村の中心にあり、川内支部の事件数、庁舎その他諸条件から推しても他の甲号支部に比して決して劣らないものであり、しかも同支部は大正八年以降昭和二十二年まで同支部において予審事務を取扱い、事実上甲号支部としての資格を有していたが、乙号支部に格下げされたので、関係住民は遠く鹿児島への出向日数の増加を余儀なくされ、多大の不利不便をこうむつている。ついては、新庁舎竣工のこの機会に同裁判所川内支部を甲号に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

すべての国家機関は国民のためのものであり、裁判機関といえどもまたその通りであつて、特に地方的なこれらの裁判機関については、地元住民の利便を考慮の上、国家財政の許す限り機構上の対策を立てるべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

裁判制度の改善及び裁判力強化に関する請願（請願者　名古屋市西区菊井通七丁目十二番地須永伊之助）（加藤鐐五郎君紹介）（第一四一六号）、同（請願者　名古屋市西区菊井通七丁目十三番地須永正臣）（内海安吉君紹介）（第一七四〇号）及び同（請願者　名古屋市西区笠取町三丁目六十三番地江森啓治郎）（井出一太郎君紹介）（第二五二五号）に関する請願

一、請願の要旨及び目的

裁判官の事務負担を軽減し、誤審による国民の被害、裁判の長期化、手段を選ばぬ戦術係争の弊害を一掃し、また一審で十分な審理を遂げることにより、判決の適正を期し、一審判決に対する信頼性を高め、控訴率の減少を期待する等のためには、裁判力を強化する以外に道がないと思量され、この目的達成のためには、(一)裁判はすべて合議制を採用すること、(二)裁判官の現在の平均負担件数を二分の一以下に軽減すること、(三)裁判官の民事訴訟法第一二七条の釈明権、求問権を一層有効に行使すること、(四)判事を一層優遇することがそれぞれ必要であると考える。ついては、裁判制度の改善と一審判事および裁判従事書記官をいずれも二倍以上に増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

法治国における、最後のよりどころは裁判所であり、裁判によつて憲法の保障する基本的人権の保障も全うされるのである。目下、臨時司法制度調査会で法曹全般について検討中でもあり、裁判の迅速、適正化をはかるため本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

宇都宮地方法務局坂西出張所存置に関する請願（請願者　栃木県足利市長木村浅七外九十六名）（小平久雄君紹介）（第一七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮地方法務局坂西出張所は、栃木県足利郡坂西町が足利市へ合併されたため、足利支局に統合されるやに聞いているが、これが廃止されると地区住民の不便はこのうえもなく、同支局にもつとも近いところで八キロメートル余、遠いところでは二十キロメートルの距離となり、また年々増加する登記事務に対する困難は、ますますその度を加える結果、住民福祉の増進がはかり得ず憂慮される。ついては、行政区域の統合のいかんにかかわらず、宇都宮地方法務局坂西出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、単に人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統、廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

長野地方法務局牟礼出張所存置に関する請願（請願者　長野県上水内郡牟礼村長小林幹雄外三名）（倉石忠雄君紹介）（第二七一五号）及び同（請願者　長野県上水内郡三水村大字芋川三百二十四番地大川友芳）（小坂善太郎君紹介）（第二九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野地方法務局牟礼出張所は、本年四月をもつて廃止されるやに聞くが、次記理由により現状のまま存置されたいというのである。(一)登記事務の対象となる基礎客体は、隣接する出張所より同出張所管轄区内の方が多くの要件を備えている、(二)事務処理件数は逐年増加の傾向にあり、登記を要する未処理件数は管内で三万件以上にのぼると予想され、今後、道路整備、福祉施設、統合中学建設および農業基盤整備による交換、分筆、移転などにより、著しい増加の傾向をかかえている、(三)牟礼付近は、上水内郡北方三町村（三水村、牟礼村、信濃町）の中心地的場所にあり、官公署、学校、会社等の各種出先機関が集中している、(四)出張所庁舎および付属物は、昭和十三年に牟礼村が、長期現位置存続を条件に関係当局の注文通り設計再新築したものである、(五)牟礼村、三水村は、従来同様に、出張所施設の改善、執務便利のため万全を期すよう協力を惜しまない。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、単に、人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統、廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

水戸地方法務局出島出張所存置に関する請願（請願者　茨城県新治郡出島村長金塚豊）（山口好一君紹介）（第三四七七号）及び同（請願者　茨城県新治郡出島村長金塚豊外三千五百四十二名）（丹羽喬四郎君紹介）（第四〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回水戸地方法務局出島出張所が土浦へ統合閉鎖されるように聞いているが、これが実現すると、村民が登記申請をするのに、往復のバス代と時間の浪費が非常にかさみ、謄証明、謄抄本が欠けていて役場まで往復しなければならない

ようなことになれば、一件の登記完了までに、三日から五日の日時を要することは必然であり、また村においても建設課、農業委員会、企業誘致関係など連日登記事務を実施しているので、毎日三名から六名の職員を派遣しなければならないが、その経費は膨大であり、そのうえ時間的にも現在は約八時間登記事務に専念できるものが、午前十時頃から午後四時頃までで帰村することになり、従つて取扱いの件数もはなはだしく減少するに至り、村行政に及ぼす影響も大である。ついては、水戸地方法務局出島出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、単に、人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統、廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

福岡法務局小倉支局西谷出張所存置に関する請願（請願者　福岡県北九州市長吉田法晴外一名）（藏内修治君紹介）（第四〇七一号）及び同（請願者　福岡県北九州市議会議長河内定一）（田原春次君紹介）（第四一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡法務局小倉支局西谷出張所は、大正十一年に設置され今日に及んでいるが、さきに福岡法務局長から同局の事務の合理化および帳簿の一元化作業実施のため、昨年六月一日から同出張所の事務を小倉支局に委任する旨の通知があり、旧小倉市、地元民は強い存置要望をなし、諸般の事情でその実施時期が本年六月一日まで延期されている。従つて、このまま経過すれば本年六月一日より同出張所は閉鎖され、実質上廃止同様になり、利用者は諸手続きのため小倉支局へ行かねばならなくなるが、支局と出張所の間は約十六キロの距離がある上、交通も不便であり、しかも五市合併とともに同地区に鉄鋼業団地が進出し、飛躍発展の途上にあり、今後いよいよ同出張所の事務量が増大することを考えると、同出張所を閉鎖されることは、地元民としてまことに忍びないものがある。ついては地域住民の生活と民意の上にたつて、同出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、単に、人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統、廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取県日南町大宮、石見地区を鳥取地方法務局矢戸出張所の管轄区域に統合等に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日南町長木下太郎外一名）（足鹿覺君紹介）（第四〇八八号）及び同（請願者　鳥取県日南郡日南町農業協同組合長理事入沢仁外三十六名）（足鹿覺君紹介）（第四六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日南町は、昭和三十四年四月一日五町村が合併して発足したが、登記事務の管轄については、合併後も依然として、旧高宮村のうち大宮地区と旧石見村のみが鳥取地方法務局黒坂出張所の管轄区域となつているので、住民の不便はもとより行政上においてもまことに困難をきたしているから、前記地区、村を矢戸出張所に統合し町の行政区域と一致されたい、また矢戸出張所を行政、経済、交通の中心地である生山地区に移転設置されることは、合併以来待望されていたところであつて、住民および関係者の利便は大なるものがあるから、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う法務局の第一線の出先機関であり、直接国民の日常生活に重要な関係をもつものであるから、これが管轄区域の統合については地元住民の福祉を考慮すべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

水戸地方法務局石塚出張所復活に関する請願外二件（請願者　茨城県東茨城郡常北町長大高秀男外二千三百四十二名）（中山榮一君外三名紹介）（第四一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水戸地方法務局石塚出張所は、本年四月一日をもつて突然水戸地方法務局に事務移管されたが、最近の経済の成長、発展に伴い農地の転用は日を追つて増加し、登記事件は年々増加の一路をたどつている。特に同出張所管内は昭和三十六年以来、農地集団化事業指定町村として計画実施中であり、農業構造改善事業も三十七年度に指定され、目下実態調査中であるが、同事業は農地の区画整理、集団化農道整備等が事業の中心で数百町歩に及ぶ膨大なものである。これがため今後登記事件の増大は必至であり、関係町村民の労働的、経済的負担は著しく増大する状況にあるから、水戸地方法務局石塚出張所を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う法務局の第一線の出先機関であり、直接国民の日常生活に重要な関係をもつものであるから、この出張所の復活については、地元住民の願望でもあり、特に考慮すべきである。本請願の趣旨は、きわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

水戸法務局管内出張所の統合整理計画撤回に関する請願外十件（請願者　茨城県稲敷郡阿見町若栗西方湯原敬三外一万九千二百六十八名）（中山榮一君外六名紹介）（第四一二五）及び同外一件（請願者　茨城県東茨城郡小川町千五百二十七番地幡谷栄二外二千七百二十八名）（橘本登美三郎君外一名紹介）（第四一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水戸法務局は、現在管内出張所の統合整理を強行しようとしているが、国民経済の成長とともに転用農地は増大し、また農業構造改善の進展とともに、建物施設および農地集団化等登記事務は今後ますます増大すると思われるので、現出張所は拡充強化する必要はあつても、これを統合整理するような措置は、地方事情をまつたく無視したものといわざるを得ない。

ついては、水戸法務局管内出張所の統合整理計画は、茨城県の法務事務の実態に照らし合わせて、すみやかにこれを撤回し、職員の増員等充実強化について善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う法務局の第一線の出先機関であり、直接国民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、その取扱件数も社会経済生活の複雑化とともに年年増加の傾向にある。しかるに人員の不足、交通上の利便などの理由によりこれを統合整理をしようとするのは時勢に逆行したものであり、むしろ地元町民の福祉を考慮し、もつと拡充強化するよう予算措置を講ずべきである。本請願の趣旨は極めて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

松山地方、家庭裁判所西条支部庁舎の新築等に関する請願（請願者　愛媛県西条市長村上徳太郎外二百二十二名）（八木徹雄君紹介）（第四三六二号）及び同（請願者　愛媛県西条市議会議員高橋吉松）（井原岸高君紹介）（第四三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松山地方、家庭裁判所西条支部は、最近取扱件数が著しく増加しているが、事件の適切、迅速な処理に即応する施設の改善に取り残され、かつ裁判官ならびに裁判所職員も少ないので、鋭意裁判の迅速化に努力しているにかかわらず、思うにまかせぬ実情にあり、このため愛媛弁護士会などから、訴訟遅延打開の声があがつている。さらにその庁舎は総体的に老朽化しているから、この際、新庁舎を新築され、裁判官ならびに裁判所職員を増員して、裁判の円滑化を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の基本的人権を守る裁判所の設備が不完全であることは裁判の威信に関し、国民の信頼を失うものであり法的秩序の維持のためにも国家財政の許すかぎり設備の改善充実等をはかるべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

裁判官、裁判所職員の増員並びに裁判所庁舎の改築に関する請願（請願者　愛媛県西条市本町一丁目山田象之外百八十名）（安平鹿一君紹介）（第四四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、裁判所のうちには、激増する事件の適切な処理を行ない得る人員の不足と、予算や施設の絶対的な不足とによつて、非能率な執務を続けている裁判所が少なくないが、これでは、とうてい公平で迅速な理想的裁判の実現を望めないばかりでなく、世間では、裁判の拒否にも等しいおくれる裁判の是正を要求する声さえ起つている実情である。ついては、民主社会における裁判機能の重大さを考え、国民のための明るい裁判所をつくるため、裁判官、裁判所職員をすみやかに多数増員し、また老朽、狭あいな裁判所を近代的なものに改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

法治国においては、最後のよりどころは裁判所であり、裁判所によつて憲法の保障する基本的人権の保護も全うされるのである。裁判所の設備が貧弱であつたり、訴訟が著しく遅延するようでは国民の信頼を裏切り法的秩序の維持は困難となるものであつて国家財政の許すかぎり人的、物的設備の改善充実をはかるべきである。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

宇都宮地方法務局福居出張所存置に関する請願（請願者　栃木県足利市長木村浅七外四十五名）（武藤山治君紹介）（第四八九二号）及び同（請願者　栃木県足利市議会議長三田庄三郎外六十四名）（森下國雄君紹介）（第四九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮地方法務局福居出張所は、明治二十一年に開設されたもので、管轄区域は、農工業開発の重要地帯であり、その躍進的発展に伴つて登記事務はますます増加しており、特に三栗谷用水土地改良区内にあつて、事業完成に国期的な成果をおさめているが、このようなときに、同出張所を廃止することは、区画整理換地登記等この事業遂行上に大きな支障をきたすことになり、また同区域から足利支局への距離は、遠い所では二十キロ近く離れており、不便なだけでなく、増加する登記事務処理にますます困難性を加えることになるので、地元民は強くその廃止に反対している。ついては、現在行なわれている登記事務一切を現況のまま存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、単に、人員の不足等の理由によつて廃止されるべきでなく、その統、廃合については、まず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員会

国民金融公庫職員の増員に関する請願（請願者　島根県八束郡東出雲町楯千百十七番地国民金融公庫従業員松江支部副委員長野津隆右）（櫻内義雄君紹介）（第三七号）、同（請願者　新潟市寄居町三百三十二番地国民金融公庫新潟支所内従業員組合杉本崇）（井伊誠一君紹介）（第一九九号）及び同（請願者　山口県下関市西南部七番地国民金融公庫従業員組合下関支部委員長坂口康次）（安倍晋太郎君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

低利、長期の金融機関として、全国四百万の中小企業者にとつて欠くことのできない存在である国民金融公庫の現状は、極端な人員不足から、その使命を十分に果たされず、従業員は極度の労働強化を余儀なくされている。ついては、現在六百五十二名の増員が必要であるから、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融の円滑なる運営をはかるため、当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願（請願者　福井市江戸町一丁目千八百六番地　巨椋初蔵外五百七十二名）（植木庚子郎君紹介）（第九七号）、同（請願者　福島県相馬市中村字新町九十番地黒沢実外七十一名）（齋藤邦吉君紹介）（第二〇〇号）、同外八件（請願者　栃木県那須郡西那須野町大字三島十四番地村川輝外四百五十三名）（船田中君紹介）（第二〇一号）、同（請願者　秋田市寺内字将軍野若松町秋鉄ＯＢ協会長山崎鹿蔵外三百五十二名）（石山權作君紹介）（第四一九号）、同（請願者　福島県原町市育薬町二丁目百番地国鉄ＯＢ同志会原町支部長山田栄外百八十五名）（齋藤邦吉君紹介）（第六二七号）、同外一件（請願者　福島県郡山市菜根屋敷百三十六番地渡辺誠蔵外千九百六十四名）（亀岡高夫君紹介）（第八四三号）、同（請願者　水戸市細谷本郷百五十六番地宮部広外三百七十名）（久保三郎君紹介）（第一三九号）、同外一件（請願者　広島県三原市糸崎町三千五百六十四番地大谷光太郎外千七百六十九名）（永山忠則君紹介）（第一六八六号）、同（請願者　鹿児島市武町百五十七の二番地鉄道弘済会鹿児島福祉所内鹿鉄永親会上田敦雄外六百九名）（床次徳二君紹介）（第四〇六五号）及び同（請願者　鳥取県米子市富士見町百三十七番地遠藤隣蔵）（足鹿覺君紹介）（第四六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第四十回国会において、旧法による共済組合年金受給者は、恩給受給者と同様、昭和二十八年十二月以前の退職者を主体として、その後の者も含み一万五千円ベースから二万円ベースへの増額が行なわれたが、その際恩給法の適用をうけている者は、昭和三十四年九月までの者がその措置に浴することができた。しかるに、公共企業体職員等共済組合関係では、昭和三十一年六月までの者、国家公務員関係では、昭和三十三年十二月までの者だけが対象となり、その後の退職者の中にも、一部該当者があるにもかかわらず、それらは見送りとなつたが、このことはひとしく退職公務員またはこれに準ずる者でありながら、全く異なつた処遇をうける遺憾な結果を招来した。さいわい第四十回国会衆参両院の関係委員会でこれらに関して附帯決議が行われているが、その決議の主旨に基づき、取残されている新法関係受給者に対し、すみやかに公平妥当の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

医療法人の課税是正に関する請願（請願者　東京都文京区本郷五丁目十四番地社団法人日本医療法人協会長荘寛）（毛利松平君紹介）（第九八号）、同外三件（請願者　佐賀県武雄市武雄町大字富岡七千六百四十一番地副島整骨病院副島博外三名）（保利茂君紹介）（第二一三三号）、同外三件（請願者　佐賀市松原町中ノ小路百一番地医療法人順天会中尾泰三外三名）（三池信君紹介）（第二一三四号）、同（請願者　大分県別府市大字別府千六百八十番地医療法人野口記念会野口秋人）（綾部健太郎君紹介）（第二一七号）、同外四件（請願者　熊本県人吉市上青井町百七十六番地井ノ上龍生外四名）（藤田義光君紹介）（第二一八号）、同（請願者　福岡県大牟田市吉野八百四十三番地河崎良平）（荒木萬壽夫君紹介）（第二一九五号）、同（請願者　愛知県愛知郡鳴海町根古屋一番地伊藤三男）（加藤鐐五郎君紹介）（第二二七六号）、同（請願者　長野県松本市大字地蔵清水四番地医療法人抱生会丸の内病院横沢幸）（唐澤俊樹君紹介）（第二二七七号）、同（請願者　福岡市姪浜町二千八百三十五番地茂木勝巳）（簡牛凡夫君紹介）（第二二七八号）、同（請願者　仙台市北七番丁九十七番地東北会病院虎岩頼勝）（伊藤宗一郎君紹介）（第二三二二号）、同外一件（請願者　福岡県久留米市東町四百六十二番地木下重久外一名）（石井光次郎君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　福岡県八女市大字吉田千百九十一番地医療法人筑水会理事長三浦智典）（山崎巖君紹介）（第二三二四号）、同（請願者　三重県四日市市川原町中根太郎）（山手滿男君紹介）（第二三二五号）、同（請願者　福岡県八幡市黒崎熊手町二丁目江藤義男）（伊藤卯四郎君紹介）（第二三五五号）、同（請願者　福岡県久留米市原古賀町南丁医療法人聖ルチア病院理事長柴田至）（稻富稜人君紹介）（第二三五六号）、同外一件（請願者　福岡市須崎土手町八十番地溝口博外一名）（滝井義高君紹介）（第二三七五号）、同（請願者　福岡市大字五十川四百二十三番地医療法人緑心会福岡保養院大村重人）（楢崎弥之助君紹介）（第二三七六号）、同（請願者　鳥取県米子市加茂町一丁目十六番地森脇忠勇）（古井喜實君紹介）（第二四七七号）、同外四件（請願者　新潟市西堀通七番町長谷川病院長長谷川圭吾）（小沢辰男君紹介）（第二五二六号）、同（請願者　長野県更埴市大字杭瀬下七十七番地の一医療法人泰山会大西病院長大西益太郎）（倉石忠雄君紹介）（第二五二七号）、同外一件（請願者　福岡県糸島郡志摩村大字久賀小富士療養所谷隆一外一名）（中村寅太君紹介）（第二五二八号）、同（請願者　甲府市春日町二十四番地医療法人許山会理事長許山茂隆）（田邊國男君紹介）（第二五七九号）、同（請願者　東京都墨田区寺島町六丁目八番地大村太子二）（天野公義君紹介）（第二六五一号）、同（請願者　三重県伊勢市常磐町三百九十五番地医療法人亀谷病院理事長亀谷敬三）（濱地文平君紹介）（第二六八七号）、同（請願者　静岡県熱海市熱海百八十六番地後藤与四三）（足立篤郎君紹介）（第二六九五号）、同（請願者　長野県諏訪市大字上諏訪二千九百五十番地医療法人諏訪共済会茅野病院理事長茅野平二）（小川平二君紹介）（第二六九六号）、同（請願者　東京都渋谷区神宮通一丁目十七番地医療法人本間外科病院長本間五郎）（岡崎英城君紹介）（第二六九七号）、同（請願者　東京都世田谷区世田谷一丁目十七番地岡田竹文）（賀屋興宣君紹介）（第二六九八号）、同（請願者　東京都立川市錦町一丁目四十二番地医療法人川野病院川野秀夫）（津雲國利君紹介）（第二六九九号）、同（請願者　長野県小県郡丸子町滝沢病院滝沢信男）（羽田武嗣郎君紹介）（第二七〇〇号）、同（請願者　長野県南安曇郡豊科町大字豊科四千六百八十一番地の五小穴勝弘）（増田甲子七君紹介）（第二七〇一号）、同（請願者　大分市下郡大分精神病院鰭村慈）（村上勇君紹介）（第二七〇二号）、同（請願者　三重県南牟婁郡御浜町阿田和南牟婁病院堀口屯）（角屋堅次郎君紹介）（第二七二一号）、同（請願者　鹿児島市宇宿町二百九十六番地医療法人共助会三州病院日笠山純重）（上林山榮吉君紹介）（第二七二三号）、同外五件（請願者　北海道函館市湯川町一丁目三十一番地の一医療法人渡辺病院理事長渡

辺栄市外五名）（川村善八郎君紹介）（第二七二四号）、同（請願者　福岡県門司市貴船町四番地浅尾学）（田原春次君紹介）（第二七二五号）、同（請願者　鹿児島市西千石町九十七番地日伊保志）（中馬辰猪君紹介）（第二七二六号）、同（請願者　長野県飯田市上飯田十五番地医療法人栗山会飯田病院理事長今村正業）（中島巌君紹介）（第二七二七号）、同外六件（請願者　岡山県総社市総社六十七番地医療法人森下病院理事長森下亮善外六名）（藤井勝志君紹介）（第二七二八号）、同（請願者　横浜市戸塚区戸塚町百十六番地　戸塚共立病院　鈴木英介）（森島守人君紹介）（第二七二九号）、同外二件（請願者　福岡市大浜町三丁目四十六番地原三信外二名）（河野正君紹介）（第二八三三号）、同外三件（請願者　鹿児島市田上町百三十三番地医療法人清香会藤善病院理事長藤善史朗外三名）（床次徳二君紹介）（第二八三四号）、同（請願者　鹿児島市西千石町六十八番地医療法人敬天会広瀬病院広瀬平次）（上林山榮吉君紹介）（第二九三三号）、同外五件（請願者　北海道函館市相生町一番地の五医療法人尚仁会竹田病院理事長竹田侃一郎外五名）（田中正巳君紹介）（第二九三四号）、同（請願者　東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地小畑英介）（坂田道太君紹介）（第二九四七号）、同（請願者　長野県松本市本町百六番地医療法人慈泉会相沢病院理事長相沢正樹）（下平正一君紹介）（第三一一一号）、同外三件（請願者　佐賀県鹿島市大字高津原四千三百六番地医療法人祐愛会織田病院織田五二七外三名）（舘林三喜男君紹介）（第三一一二号）、同（請願者　長野県岡谷市長地二千六百三十番地医療法人研成会諏訪湖畔病院理事長井口倫太郎）（原茂君紹介）（第三一一三号）、同外九件（請願者　埼玉県入間郡武蔵町藤沢三百三十九番地の一杉田はつ外九名）（鴨田宗一君紹介）（第三一三五号）、同（請願者　東京都荒川区日暮里町七丁目三百四十二番地　老沼秀一郎外一名）（天野公義君紹介）（第三一七号）、同（請願者　高松市五番町三十四番地多田羅徳夫）（加藤常太郎君紹介）（第三七一八号）、同（請願者　山梨県山梨市上神内川二百七十九番地　萩原右三郎）（金丸信君紹介）（第三七一九号）、同（請願者　高松市瓦町一丁目四の五西川善隆）（關谷勝利君紹介）（第三七二〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡田無町二千九百六十六番地医療法人田無病院理事長宮田重雄外一名）（福田篤泰君紹介）（第三七二一号）、同（請願者　山梨県山梨市上神内川千万二十六番地　古屋八郎）（堀内一雄君紹介）（第三七二二号）、同（請願者　横浜市南区南太田町一丁目三十六番地医療法人佐藤病院　佐藤善一郎外一名）（米田吉盛君紹介）（第三七二三号）、同外七件（請願者　茨城県常陸太田市仲城町百七十三番地小泉大介外七名）（加藤高藏君紹介）（第三七四五号）、同（請願者　東京都三鷹市下連雀四百七十六番地　篠原病院　篠原達郎）（門司亮君紹介）（第三七四六号）同、（請願者　山梨県山梨市上神内川千百四十三番地医療法人加納岩病院中沢忠雄外一名）（小林信一君紹介）（第三七七五号）、同（請願者　東京都中野区鷺宮二丁目八番地近藤鼎（帆足計君紹介）（第三七七六号）、同外二件（請願者　水戸市藤沢小路三百五十番地医療法人試仁会井坂病院理事長井坂四郎外二名）（加藤高藏君紹介）（第三八一一号）、同（請願者　高知県香美郡土佐山田町楠目六百二十七番地医療法人同仁会理事長前田千雄）（濱田幸雄君紹介）（第三九〇九号）及び同（請願者　福井県遠敷郡上中町熊川二十二番地の三十三医療法人嶺南病院理事長岡本健一）（堂森芳夫君紹介）（第四二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法人制度改革のため次記事項を実現されたいというのである。（一）医療法人（財団）は解散しない限りなんら特定の個人を利するものでないから、税法上個人とみなして相続税、贈与税を課税する取扱いを改正すること、（二）医療法人（社団）の持分相続は一般営利会社とは本質的に異つた公益性のあるものとして、相続税、贈与税の課税取扱いを改正すること、（三）医療法人をその立法趣旨に基づいて、私的医療機関に法人格を与え、医療事業の永続性を保持せしめ、資金の収集、集積をはかり、医療施設の存続拡充の目的遂行を法的に確立すること、（四）医療法人は事業が永続するかぎり所得が個人に帰属しない性格ゆえ一般営利会社と同一の税率で法人税を課するのは税法上疑義があるので、法人税の取扱いについて再検討すること、（五）医療法人は資本蓄積の法的措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

医療法人制度の整備と平行して検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（請願者　埼玉県所沢市大字上新井八十七番地の四市川誠外八名）（辻寛一君紹介）（第七五八号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町和良比二百五十六番地宮間仁左衛門）（寺島隆太郎君紹介）（第九四七号）、同（請願者　東京都立川市高松二丁目旧軍属十年以上勤続者全国連合会立川支部高橋彦七）（津雲國利君紹介）（第一一五八号）、同（請願者　埼玉県所沢市大字上新井八十七番地の四市川誠外九名）（松山千惠子君紹介）（第一三九八号）、同（請願者　名古屋市千種区若竹町二丁目三十六番地田中光太郎外七名）（辻寛一君紹介）（第三五六七号）、同（請願者　青森県十和田市大字切田字下切田角田清次郎外六名）（久保田円次君紹介）（第三五八三号）、同（請願者　群馬県群馬郡群南村八幡原田口磯吉外四名）（藤枝泉介君紹介）（第三五八四号）及び同（請願者　岐阜県稲葉郡蘇原町伊吹五百四十九番地旧軍属十年以上勤続者全国連合会各務ケ原支部　水野善吾外二名）（大野伴睦君紹介）（第三八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧令による共済組合等からの年金制度について、次記事項を措置されたいというのである。（一）元陸軍文官で終戦により恩給受給年限に達しないで退職させられたため、旧陸軍共済組合の年金または普通恩給のいずれをも受給できなかつた者に対しては、恩給公務員期間と共済組合期間とを通算し、二十年以上に達するものについては普通恩給（または退職年金）を支給すること、（二）旧軍属として勤続二十年未満の者で終戦により、旧令の共済年金を支給されていない者に対しては、その勤続年数を社会保険（厚生年金または国民年金）の算定年数に通算すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（請願者　名古屋市瑞穂区船原町三丁目八番地　大飼一久外百四十五名）（辻寛一君紹介）（第七五九

号）、同（請願者　名古屋市昭和区広路本町四丁目四番地星和会支部名寿会　宮川博外八十三名）（辻寛一君紹介）（第一二六二号）、同（請願者　千葉県佐倉市馬渡九百一番地星和会千葉支部長実川保外二十二名）（臼井荘一君紹介）（第一三五六号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町栗山四百二十九番地久留戸源之助外二十二名）（寺島隆太郎君紹介）（第一七二〇号）、同（請願者　東京都板橋区氷川町十七番地渡辺寅吉外四十七名）（鈴木仙八君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者　名古屋市昭和区元宮町六丁目二十一番地中川貫治外九十八名）（辻寛一君紹介）（第二一六〇号）、同（請願者　群馬県高崎市岩鼻町三百四十番地高田義野外百十七名）（福田赳夫君紹介）（第二一六一号）、同（請願者　群馬県高崎市岩鼻町三百四十五番地近藤清一）（中曾根康弘君紹介）（第二五二九号）、同（請願者　埼玉県所沢市大字北野百二十六番地の五星和会所沢支部長川村金五郎外六十一名）（松山千恵子君紹介）（第二五三〇号）及び同（請願者　名古屋市瑞穂区直来町五丁目一番地児島鎌太郎外百四十四名）（辻寛一君紹介）（第二七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧陸軍共済組合の年金受給者であつた者で、昭和二十五年十二月十二日「旧令による共済組合等からの年金受給のための特別措置法」制定後死亡した者の遺族は、年金受給の恩典に浴しているにもかかわらず、二十年八月十五日から二十五年十二月十一日までに死亡した者の遺族には、年金の支給がなされていないものもあり、まことに不合理である。ついては、旧令による年金受給者で、終戦後より旧令特別措置法制定までに死亡した者の遺族にも年金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　荘一

衆議院議長清瀬一郎殿

音楽、舞踊及び能楽等の入場税撤廃に関する請願（請願者　東京都港区赤坂五十番地藤原義江外四万五千三百五十五名）（津島文治君紹介）（第二一三一号）、同（請願者　東京都文京区根津西須賀町十五番地音楽・舞踊入場税撤廃運動委員会委員長山田耕筰外五万百三十名）（森田重次郎君紹介）（第二一三二号）、同（請願者　東京都中野区江古田一丁目百八十二番地石井みどり外五千十名）（石田博英君紹介）（第二五三一号）、同（請願者　東京都文京区根津西須賀町十五番地音楽・舞踊入場税撤廃運動委員会常任委員会議長村松道弥外八十三名）（岸信介君紹介）（第二五三二号）、同外一件（請願者　静岡県吉原市水の上渡辺信夫外九百四十五名）（有馬輝武君紹介）（第二五八一号）、同（請願者　長野市本郷七百六十九番地高野方神原文子外七百二十四名）（太田一夫君紹介）（第二五八二号）、同（請願者　福島県郡山市麓山町二百五十四番地兼子江美外三千五百七十名）（下平正一君紹介）（第二五八三号）、同（請願者　京都市北区小山小林英佐子外二千四十名）（中村高一君紹介）（第二五八四号）、同（請願者　静岡県浜松市下石田町百七十七番地小池泉外二千二百十四名）（村山喜一君紹介）（第二五八五号）、同外二件（請願者　北海道亀田郡大野町本町百七番地内城忠幸外二千八百三十六名）（渡辺惣蔵君紹介）（第二五八六号）、同（請願者　横浜市磯子区森町八百八十五番地の四伊東照子外千七百五十七名）（島上善五郎君外一名紹介）（第二六七二号）、同外一件（請願者　京都市右京区西院高山寺町十九番地島健之祐外八百七十五名）（藤原豊次郎君紹介）（第二六七三号）、同（請願者　福島県郡山市大槻町字針生百五番地熊田清子外三千四百六十九名）（栗原俊夫君紹介）（第二六七四号）、同（請願者　東京都大田区下丸子四百四十三番地川村キミ外六百十五名）（宇都宮徳馬君紹介）（第二九二九号）、同（請願者　東京都港区赤坂田町二丁目三番地黛節子外六百五十名）（江崎真澄君紹介）（第二九三〇号）、同（請願者　東京都世田谷区成城町三百四十五番地柴田睦陸外五百三十二名）（岡田修一君紹介）（第二九三一号）、同（請願者　東京都中央区築地二丁目二番地花柳寿輔外七百二十一名）（中曾根康弘君紹介）（第二九三二号）、同（請願者　和歌山市小雑賀九十三番地松本当子外三千百六名）（辻原弘市君紹介）（第二九七〇号）、同外一件（請願者　北海道江別市弥生町十六番地の九神内正行外三百三十二名）（芳賀貢君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　長野県更級郡上山田町湯本政清外二百三十名）（中澤茂一君紹介）（第三八一三号）、同（請願者　東京都調布市国領町八十番地阿部通外九百九十七名）（淺沼享子君紹介）（第三九一〇号）、同（請願者　大津市西石場町五番地木内達夫外九百六十名）（矢尾喜三郎君紹介）（第三九一一号）、同（請願者　滋賀県栗太郡栗東町目川高田文男外三十七名）（矢尾喜三郎君紹介）（第三九三六号）、同（請願者　長崎市中新町六十五番地吉田和弘外三万二千三百名）（川上貫一君紹介）（第六四八五号）、同（請願者　福島市森合字上古屋二番地菅野源治外一万四千六百七十名）（志賀義雄君紹介）（第六四八六号）及び同（請願者　静岡市栗原千番地杉田寅男外一万二千五十名）（谷口善太郎君紹介）（第六四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

音楽・舞踊および能楽等の入場税を次の理由により撤廃されたいというのである。（一）入場税は戦時課税であつて、戦後十七年を経過した今日、わずかばかりの入場税をとるより、むしろ欧米や新興国なみに音楽や舞踊等に進んで国家的補助を与えるのが、本当の文化国家の政治ではないかと思量される、（二）音楽、舞踊の入場税は全体の一・五パーセント程度の少ないものである、（三）義務教育では音楽、舞踊、図工等が同じ正科に取扱われているのに、入場税では美術が無税で音楽や舞踊が一割と差別待遇されているが、その理由が納得できない、（四）音楽や舞踊は映画、演劇と異なり、営利事業として成立しない、等。

二、請願の議決理由

当該者の実情にかんがみ、税制全般の見地から検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　荘一

衆議院議長清瀬一郎殿

滅税と税制民主化に関する請願外四件（請願者　東京都品川区荏原一丁目三百十番地海老沢敏夫外五千二百八十三名）（加藤勘十君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の税制は著しく大衆課税である反面、大資本への極端な税制上の優遇がなされており、しかもこの傾向はますます強まつているが、このような状態が続くならば国民生活は、物価の値上りと税金によつてますます苦しくされると考えられる。ついては国民生活と営業ができるための税制と、民主的な税務行政確立のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）基礎控除を大幅に引き上

げること、（二）標準世帯（夫婦、子三人）の免税点を六十万円まで引き上げること、（三）配偶者控除を基礎控除と同額にすること、（四）控除額は国税、地方税を統一すること、（五）道府県民税の税率を累進制にかえること、（六）住民税の課税方式を昭和三十六年度以前の方式に戻すこと、（七）住民税の均等割を廃止すること、（八）固定資産税の評価方式の変更を行なわないとともに、免税点を引き上げること、（九）個人事業税を廃止すること、等。

二、請願の議決理由

税制全般の見地より、今後検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

国の会計年度改正に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（倉石忠雄君紹介）（第三七三三号）、同（請願者　長野県議会議員横内与次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七五九号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三八〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員串原義直）（中島巌君紹介）（第三九五六号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三九五七号）、同（請願者　長野県議会議員岡庭正幸）（下平正一君紹介）（第四一一八号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一四六号）及び同（請願者　長野県議会議員金井秀雄）（井出一太郎君紹介）（第四一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現今、地方財政が国庫に相当部分依存している現状と、事業が、国庫支出金、起債等の内示もしくは決定をまつて執行されている実態とにより、北海道、東北、北陸、信越および山陰地方等の地方公共団体の諸事業の執行は、積雪、融雪その他寒冷等の気象条件のもつとも悪い冬期間にその最盛期をむかえることとなり、そのため年々、工事施行の適期を失しているのが実情である。ついては、これらの実情にかんがみ、目下検討されている地方財務会計制度調査会小委員会の地方財務制度の改正に関する答申中に指摘されているように、現行の国の会計年度を歴年制に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

国の会計年度の検討にあたつて、本請願の趣旨をも、考慮を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

電気研磨機に対する物品税の課税改正に関する請願（請願者　東京都千代田区神田宮本町四番地東京ビルメンテナンス協会長浅地正太郎）（加藤鐐五郎君紹介）（第三八五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行物品税法では、床面をみがくため使用される電気研磨機を電気掃除機と同様に取扱い、使用動力七百五十ワット未満のものについて課税されているが、次記理由により単相分相コンデンサーモーター使用のものについては、二百ワット未満のものについてのみ課税されることが実情に即したものと考えられるから、これが改正をされるよう配慮されたいというのである。（一）床面をみがく電気研摩機は、ビル管理業者の清掃作業上必要不可欠の器材であり、これがなくては能率的衛生的作業を実施し難いので、その用途、しやし的性質、必要度等を考えるとき、物品税の性質から同業者が使用する電気研摩機を課税物件範囲に含めることは実情にそわないものと思量する、（二）物品税法施行規則第一条により単純に使用動力ワット数をもつて規制することは不合理である。

二、請願の議決理由

当業者の実情等を十分勘案の上検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

日本専売公社倉吉出張所にたばこ耕作技術指導の出先機関設置に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市長早川忠篤外一名）（足鹿覺君紹介）（第四二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県中部地区におけるたばこ耕作の現況は、耕作人員八百二十三名、面積二百九ヘクタールであるが、数年前より膨張の一途をたどり、二年後には現在の倍以上になろうとしている。この膨大な耕作者に対し、適宜、適切迅速な連絡指導機関の必要性が痛感され、その設置が渇望されているが、日本専売公社岡山地方局管内の現状をみると、岡山県下、鳥取県下の各支局をはじめ、各出張所共にたばこ生産に関する耕作技術指導機関が設置されているにもかかわらず、ひとり倉吉出張所管内のみこの機関がないため、たばこ耕作の改良、生産能率の向上に多大の支障をきたしている。ついては、日本専売公社倉吉出張所にたばこ耕作技術指導の出先機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

専売事業の円滑なる運営をはかるため、本請願の趣旨は検討の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願（請願者　東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目八番地　梅本一雄）（金子一平君紹介）（第四九〇〇号）及び同（請願者　東京都千代田区山本町一番地の三川田良作）（岡田修一君紹介）（第五一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、本年四月より大幅な貿易自由化を実施し、輸入品目を拡大されたが、政府の貿易自由化政策が進むにつれ輸入貨物はますます膨張するのに対し、その荷揚げ、通関に必要な施設と人員が逆行的に極度に不足し、また通関手続や諸検査が複雑多岐にわたるため、全国各港とも通関業務がはかどらず、滞貨、待船がふくそうする状態が続いており、特に生鮮果実は陸揚後の温湿度の変化と食品検査、植物検査、貨物検査等で時間がかかり、通関に二日ないし四日を要することが通常であつて、この間に鮮度は低下し、腐敗を生じ、著しく商品価値を失うため、果実専業者の被むる損失は大である。ついては、輸入生鮮果実類の通関にはぜひとも簡易通関制度を適用し、即日通関できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

当業者の実情等にかんがみ、今後検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

大蔵委員長　臼井　莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

文教委員会

学校図書館法の一部改正に関する請願（請願者　横浜市中区橋浜公園内県立武道館内県ＰＴＡ連絡協議会長屋崎正）（小泉純也君紹介）（第三八号）、同（請願者　松山市二番町松山市立番町小学校内愛媛県学校図書館協議会長佐伯秀雄）（八木徹雄君紹介）（第三九号）、同（請願者　神奈川県川崎市川崎工業高等学校内神奈川県学校図書館協議会長中村喜一郎）（米田吉盛君紹介）（第四〇号）、同（請願者　徳島県阿南市領家町富岡中学校内徳島県中学校長会長吉谷庫介）（秋田大助君紹介）（第一二七五号）、同（請願者　静岡市追手町静岡県教育委員会文化課内静岡県高等学校ＰＴＡ会長連絡会長　荻野準平）（足立篤郎君紹介）（第一一七六号）、同（請願者　千葉県習志野市鷺沼町一丁目四百二十番地千葉県高等学校長協会理事長山口久太）（臼井莊一君紹介）（第一二七七号）、同（請願者　京都市左京区京都市立近衛中学校内京都府中学校長会長椎野享）（小川半次君紹介）（第一二七八号）、同（請願者　岡山市国富百二十七番地岡山県立岡山朝日高等学校内岡山県高等学校ＰＴＡ連合会長梶谷忠二）（大村清一君紹介）（第一二七九号）、同（請願者　長崎県諫早市宇都名百四十番地長崎県立諫早商業高等学校内長崎県学校図書館協議会長松永利雄）（金子岩三君紹介）（第一二八〇号）、同（請願者　高知市立潮江中学校内高知県中学校長会長河渕正実）（仮谷忠男君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　長崎市西山町二丁目一番地長崎県立長崎東高等学校内長崎県高等学校長協会長斎藤進）（倉成正君紹介）（第一二八二号）、同（請願者　水戸市北三の丸一番地茨城県立水戸第三高等学校内茨城県学校図書館連絡協議会長賀屋都雄）（佐藤洋之助君紹介）（第一二八三号）、同（請願者　松江市西川津町千五百七十九番地松江市立第二中学校内島根県学校図書館協議会笠置唯男）（椋内義雄君紹介）（第一二八四号）、同（請願者　宮崎市神宮町四百九十九番地の一宮崎県高等学校長協会長小高秀二）（瀬戸山三男君紹介）（第一二八五号）、同（請願者　京都市上京区寺町荒神口下ル京都府立鴨沂高校内京都府公立高等学校長会長倉知栄雄）（田中伊三次君紹介）（第一二八六号）、同（請願者　山口市後河原山口県小学校ＰＴＡ連合会長河村定一）（田中龍夫君紹介）（第一二八七号）、同（請願者　松山市中歩行町愛媛県ＰＴＡ会館内愛媛県教育研究協議会長牧野種三郎）（高橋英吉君紹介）（第一二八八号）、同（請願者　鹿児島市名山小学校内鹿児島県学校図書館協議会長池畑盛義）（中馬辰猪君紹介）（第一二八九号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通四丁目神戸市立山手小学校内兵庫県連合小学校長会長小野田保）（永田亮一君紹介）（第一二九〇号）、同（請願者　仙台市立立町小学校内宮城県小学校長会長三塚修一）（長谷川峻君紹介）（第一二九一号）、同（請願者　東京都千代田区永田町二丁目二十八番地東京都立日比谷高等学校内東京都公立高等学校長協会幹事長岩下富蔵）（濱野清吾君紹介）（第一二九二号）、同（請願者　大阪市住吉区帝塚山西四丁目五十五番地大阪市立住吉中学校長田中芳松）（古川丈吉君紹介）（第一二九三号）、同（請願者　金沢市上鶴間町金沢市立小立野小学校内石川県小学校長会長細川喜由）（南好雄君紹介）（第一二九四号）、同（請願者　愛知県一宮市田町三丁目十七番地愛知県尾張部小中学校ＰＴＡ連絡協議会長栗田藤雄）（太田一夫君紹介）（第一三三二号）、同（請願者　大分市荷揚町四十番地大分県小学校長会長藤井勝）（小松幹君紹介）（第一三三三号）、同（請願者　和歌山市広瀬中ノ丁一丁目二番地和歌山県連合小学校長会長蟹井忠活）（辻原弘市君紹介）（第一三三四号）、同（請願者　長野市三輪長野市立柳町中学校内長野県中学校長会長青木利平）（中澤茂一君紹介）（第一三三五号）、同（請願者　山形市小白川町八百六十番地山形県中学校長会長原田国夫）（西村力弥君紹介）（第一三三六号）、同（請願者　新潟市川岸町二番地新潟市立白新中学校内新潟県中学校長会長大脇幸栄）（松井誠君紹介）（第一三三七号）、同（請願者　鹿児島市山下町県立図書館内鹿児島県小学校長会長松山武盛）（村山喜一君紹介）（第一三三八号）、同（請願者　奈良県磯城郡大三輪町三輪小学校内奈良県学校図書館協議会長石井繁男）（八木一男君紹介）（第一三三九号）、同（請願者　札幌市北九条西一丁目札幌市立北九条小学校内北海道小学校長会長久保一二）（渡辺惣蔵君紹介）（第一三四〇号）、同（請願者　鹿児島市長田町八番地名山小学校内県学校図書館協議会事務局長岡村忍）（床次徳二君紹介）（第一四一八号）、同（請願者　福岡市立赤坂小学校内福岡県学校図書館協議会長西田貞実）（稲富稜人君紹介）（第一五四六号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町県立山口農業高等学校内山口県公立高等学校ＰＴＡ連合会長椎木進一）（受田新吉君紹介）（第一五四七号）、同（請願者　福島市杉妻町十二番地福島市立第一小学校福島県ＰＴＡ連絡協議会長瀬戸幸一）（鈴木義男君紹介）（第一五四八号）、同（請願者　松江市立第二中学校内島根県学校図書館協議会事務局長岸本米三）（椋内義雄君紹介）（第一五五四号）、同外二件（請願者　大阪市南区大宝寺仲之町大阪市立大宝小学校内大阪市立学校図書館協議会事務局長谷口豊外二名）（野原覺君紹介）（第一五九四号）、同（請願者　水戸市北三の丸一番地茨城県立水戸第三高等学校内茨城県高等学校図書館協議会事務局長館三省）（赤城宗徳君紹介）（第一六〇七号）、同（請願者　鳥取県倉吉市横田久米中学校内鳥取県学校図書館協議会事務局長生田喜彦）（赤澤正道君紹介）（第一六五二号）、同（請願者　徳島市城内徳島県立図書館事務局長瀬谷弘泰）（秋田大助君紹介）（第一六五三号）、同（請願者　大津市馬場元町二百十番地県立大津高等学校内滋賀県学校図書館協議会事務局長河内哲夫）（宇野宗佑君紹介）（第一六五四号）、同（請願者　山口県名古屋市東区白壁町十五番地愛知県立愛知商業高等学校長浅岡美徳）（上村千一郎君紹介）（第一六五五号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町小郡中学校内山口県学校図書館協議会事務局長木村亘）（小澤太郎君紹介）（第一六五六号）、同（請願者　岡山市浜四百十二番地岡山県立岡山操山高等学校内岡山県学校図書館協議会事務局長大原利貞）（大村清一君紹介）（第一六五七号）、同（請願者　京都市北区紫野大徳寺町二十二番地市立紫野高等学校内京都府学校図書館協議会事務局長橋本辰紀）（田中伊三次君紹介）（第一六五八号）、同（請願者　兵庫県西宮市上甲東園二丁目六十六番地西宮市立甲陵中学校内兵庫県学校図書館協議会事務局長沢利政）（永田亮一君紹介）（第一六五九号）、同（請願者　津市刑部三重県立津高等学校内三重県学校図書館協議会事務局長三ッ村健吉）（濱地文平君紹介）（第一六六〇号）、同（請願者　東京都渋谷区原宿一丁目一番地東京都立青山高等学校内東京都学校図書館協議会事務局長松原周作）（濱野清吾君紹介）（第一六六一号）、同（請願者　大阪市東区大阪府立高等学校長協会理事長山川信夫）（廣瀬正雄君紹介）（第一六六二号）、同（請願者　群馬県高崎市日高六百九番地高崎市立新高尾小学校内群馬県学校図書館協議会深沢徳太郎）（福田赳夫君紹介）（第一六六三号）、同（請願者　高松市桜町八百十

二番地高松第一高等学校内香川県学校図書館協議会事務局長北島晃）（藤本捨助君紹介）（第一六六四号）、同（請願者　金沢市中村町三丁目金沢市立中村町小学校内石川県学校図書館協議会事務局長松田耕作）（南好雄君紹介）（第一六六五号）、同（請願者　松山市二番町市立番町小学校内愛媛県学校図書館協議会事務局長杉野正友）（八木徹雄君紹介）（第一六六六号）、同（請願者　神奈川県川崎市千年千三百番地川崎市立橘中学校内神奈川県学校図書館協議会事務局長柏木武司）（米田吉盛君紹介）（第一六六七号）、同（請願者　甲府市百石町春日小学校内山梨県学校図書館協議会事務局長清水隆厚）（小林信一君紹介）（第一六六八号）、同（請願者　和歌山市豊原町一番地桐陰高校内高校県図書館事務局長田村早苗）（辻原弘市君紹介）（第一六六九号）、同（請願者　大分市中島六条一丁目市立中島小学校内大分県学校図書館協議会事務局長甲斐郁美）（二宮武夫君紹介）（第一六七〇号）、同（請願者　新潟市関屋六百三十五番地新潟高等学校内新潟県学校図書館協議会事務局長岩野祐吉）（松井誠君紹介）（第一六七一号）、同（請願者　福島市杉妻町十二番地市立福島第一小学校内福島県学校図書館協議会事務局長下山政一）（鈴木義男君紹介）（第一八三四号）、同（請願者　新潟市青山新潟市社会教育課内新潟県ＰＴＡ連絡協議会長鈴木嘉市）（井伊誠一君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者　札幌市東苗穂町東栄中学校内北海道中学校長会長石突征）（伊藤郷一君紹介）（第二三八一号）、同（請願者　秋田市立中通小学校内秋田県校長会長千葉孝司）（石田博英君紹介）（第二三八二号）、同（請願者　山口県下関市田中町市立日新中学校内山口県中学校長会長田中文）（小澤太郎君紹介）（第二三八三号）、同（請願者　福島市方木田字道下十四番地福島市立福島第一中学校福島県中学校長会長根本小平治）（亀岡高夫君紹介）（第二三八四号）、同（請願者　長崎市興善町二十番地市立新興善小学校内長崎県小学校長会長山口武）（倉成正君紹介）（第二三八五号）、同（請願者　甲府市飯田町甲府西中学校内県小中学校長会長米山圭蔵）（小林信一君紹介）（第二三八六号）、同（請願者　岐阜県立岐阜高等学校内岐阜県高等学校長協会長米谷暎一）（纐纈彌三君紹介）（第二三八七号）、同（請願者　松江市大正町三百九十九番地松江市立第三中学校内島根県中学校長協会長山野正雄）（櫻内義雄君紹介）（第二三八八号）、同（請願者　東京都港区赤坂檜町十四番地檜町小学校内東京都小学校ＰＴＡ協議会長伊東徳雄）（鈴木仙八君紹介）（第二三八九号）、同（請願者　岩手県宮古市宮古小学校内宮古市小中学校長連絡会長小笠原充）（鈴木善幸君紹介）（第二三九〇号）、同（請願者　鹿児島市山下町三十七番地自治会館内鹿児島県ＰＴＡ協議会長中払豊住）（中馬辰猪君紹介）（第二三九一号）、同（請願者　鹿児島市上ノ園町四百七十番地鹿児島県立甲南高等学校内鹿児島県高等学校長協会理事長野村憲一郎）（床次徳二君紹介）（第二三九二号）、同（請願者　仙台市長町越路十四の二番地仙台市立愛宕中学校内宮城県学校図書館協議会事務局長八島実）（長谷川峻君紹介）（第二三九六号）、同（請願者　高知市本宮町十五番地高知市立旭小学校内高知市小学校長会長岡本真雄）（濱田幸雄君紹介）（第二三九七号）、同（請願者　津市下弁財町市立橋南中学校内県中学校長会長木下四郎）（濱地文平君紹介）（第二三九八号）、同（請願者　高松市六番町高松高等学校内香川県高等学校長会長久保田陟美）（藤本捨助君紹介）（第二三九九号）、同（請願者　宇都宮市一条町千百七十五番地宇都宮市立一条中学校内栃木県中学校長会長黒田邦博）（船田中君紹介）（第二四〇〇号）、同（請願者　熊本市神水町三十五番地熊本県立高等学校内熊本県公立高等学校長協会長園田頼賢）（松前重義君紹介）（第二四〇一号）、同（請願者　兵庫県西宮市上甲東園二丁目六十六番地市立甲陵中学校内県学校図書館協議会長大坂庫雄）（三木喜夫君紹介）（第二四〇二号）、同（請願者　松山市中歩行町愛媛県中学校長会長牧野種三郎）（八木徹雄君紹介）（第二四〇三号）、同（請願者　大津市馬場元町滋賀県立大津高等学校内滋賀県学校図書館協議会長馬場正男）（矢尾喜三郎君紹介）（第二四〇四号）、同（請願者　前橋市岩神町第三中学校内群馬県中学校長会長斎藤作次）（山口鶴男君紹介）（第二四〇五号）、同（請願者　津市刑部三重県立津高等学校内県高等学校長協会長市川一郎）（山手滿男君紹介）（第二四〇六号）、同（請願者　札幌市北四条西二十八丁目向陵中学校内北海道ＰＴＡ連合会長氏家忠良）（横路節雄君紹介）（第二四〇七号）及び同（請願者　神奈川県川崎市立高津小学校神奈川県小学校長会長霜島雄三）（米田吉盛君紹介）（第二四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館は学童の学習活動と、人間形成に大きな使命をもつているにもかかわらず、今日まで運営する人員を一人も配置しないで、その重要性を認識する教師と、ＰＴＡ雇用の事務職員にまかされていることは、学校図書館の伸展上遺憾であるばかりでなく、学校図書館を担当している教師は激務に耐えかねており、全国九千名にのぼるＰＴＡ雇用の事務職員は身分上の不安におののいている。ついては、司書教諭を即時発令するとともに、学校司書の制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興をはかるため、司書教諭の確保を求めている本請願の要請については、十分考慮を加え、地方財政との関連にも留意しつつ理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

文化財の虫菌害等駆除予防に関する請願外二十件（請願者　東京都中央区築地三丁目一番地財団法人全日本仏教会理事長金剛秀一外三百八十二名）（中村三之丞君紹介）（第四一号）、同（請願者　広島県呉市広町両谷広島県神社庁長佐々木彝外十七名）（灘尾弘吉君紹介）（第一〇一号）、同外十件（請願者　岡山市南方三百五十二番地岡山県神社庁長藤井孝外百二十三名）（中村三之丞君紹介）（第六二八号）及び同外一件（請願者　札幌市宮ケ丘四百七十四番地北海道神社庁佐伯芳彦外二十一名）（中村三之丞君紹介）（第一七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化財は紙、木、布等の素材を主としているうえに、温度、湿度の関係が害虫、菌の発生を適正にしているため、その被害は広範かつ、じん大であり、しかもその調査対策はきわめて例外的な事例を除きほとんどなされておらず、このまま推移すれば貴重な多くの有形文化財の損傷滅亡は明らかであつて、文化財保護上きわめて憂慮

される。ついては、すみやかに根本的な総合対策を樹立するとともに、この部門における学術研究の推進、調査の徹底、該当文化財についての虫菌害等の駆除予防に必要な予算を計上し、公私の学術団体、文化財保護団体等の機能を十分活用して有効適切な施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国における有形文化財の素材及び気候の特殊性にかんがみ、これが損傷滅亡を防ぐため虫菌害等の駆除予防に関する学術研究、調査及び財政措置等に関し、すみやかに総合的対策をたてるとともに、有効適切な施策を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年度以降小、中学校の児童、生徒数の急減対策に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田武嗣郎君紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小、中学校の児童、生徒数は、出生者数の極端なアンバランスから昭和三十八年度以降数箇年間にわたり急激に減少の一途をはどるが、特に長野県の場合はその急減がはなはだしく、三十八年から四十二年までの五箇年間に八万五千二百七十五人の減少となるため、現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律どおり五十人編制ならびに教員配当の計算方法で算定すると、五箇年間に教員数二千四百八十一人が余剰となり、これが解決に迫まられている。ついては、同県の特殊事情をも十分考慮され、現行法を改正して三十八年度から小、中学校の学級編制基準を四十五人に引き下げるとともに、教員配当基準の引上げ措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上に資するとともに、教育効果を上げるため、小学校及び中学校における児童、生徒数の減少期に際し、学級編制の基準を引き下げ、教職員定数を引き上げる等について、適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

難波宮大極殿院跡等文化財保護に関する請願（請願者　兵庫県加西郡北条町栗田八十四番地喜谷丈吉外四百八十二名）（三木喜夫君紹介）（第二〇三号）及び同（請願者　大阪府布施市菱屋西四十五番地の八十七池谷優外二百五十一名）（大倉三郎君紹介）（第九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大蔵省近畿財務局は、現在難波宮大極殿院跡に建設予定の第二合同庁舎の敷地を他に適当な代替地があれば変更してもよいとの意向をもらしているが、代替地は建設予定地の周辺でなければならないという条件や、たとえ土地を確保してもその土地にある二、三の建物を移転しなければならないという問題があり、適当な代替地を見つけることは容易でなく、大阪市が用意している二、三の代替地案を、近畿財務局は満足できないという理由で、大極殿院跡に庁舎建設が強行されるようなことがあれば、国の貴重な文化財保護上ゆゆしい問題であると思量する。ついては、次記事項について措置されたいというのである。（一）国は大阪市当局と連絡して他に代替地を選定し得るよう財源を確保すること、（二）難波宮跡全域の調査を国が大阪市と合同で行なうに必要な予算を計上し、特別史跡に指定しこの史跡を有効に活用し得る諸施設を国の責任において建設すること、（三）全国にある重要な文化遺産を永遠に伝えるための抜本的対策を実施すること。

二、請願の議決理由

埋蔵文化財の現状とその重要性にかんがみ、政府は難波宮大極殿院跡等貴重な埋蔵文化財の保存及び発掘調査等について遺憾のないように諸施策を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

平城宮跡等埋蔵文化財保護に関する請願（請願者　横浜市保土谷区上星川町五百三十一番地竹間定雄外千百二十七名）（米田吉盛君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良の都の中核である平城宮は、現在わが国のみならず国際的にもかけがえのない第一級の重要遺跡であるにもかかわらず、先般その一部に検車区を建設する計画がなされ、同遺跡が破壊の危機にさらされることになつたが、国民的世論と関係者の真剣な努力により、宮跡保護対策が講じられつつあることは喜ばしい限りである。しかし埋蔵文化財の危機は平城宮のみにとどまらず、近時の土木建設事業のめざましい発展に伴い、なんらの保存計画もないまま、日々破壊されつつあり、すみやかに政府がその総合的保護対策を講じなければ、悔を千載に残すことになりかねない。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）平城宮跡の全域を完全に保護し、文化財として活用するために必要な措置をすみやかに講ずること、（二）全国の文化財を守る抜本的対策を国が責任をもつて樹立すること。

二、請願の議決理由

わが国のみならず国際的にもきわめて貴重な文化遺産である平城宮跡等の埋蔵文化財が、最近における急速な産業経済の拡大進展のために、侵蝕されつつある現実の姿は誠に遺憾にたえないところであつて、本請願の趣旨はもとより妥当である。政府は、これらの埋蔵文化財特に平城宮跡の保存及び発掘調査等について、引き続き格段の努力をなし、埋蔵文化財に対する根本的な保護施策を推進する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食用物資の全額国庫負担等に関する請願（請願者　宇都宮市長佐藤和三郎外十四名）（池田清志君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育諸学校の学校給食は、戦後再発足以来すでに十五年を経過し、学童の体位向上と国民の食生活改善のうえに大きな役割を果たしており、さきに学校給食調査会が、学校給食のあり方について文部大臣に答申した内容は、年次計画による国庫補助を前提として、完成年度においては、給食費の半額公費負担を目標とし、施設設備費、準要保護児童生徒給食費、給食関係職員設置費等は、全額公費負担とすべきことを強く要請している。ついては、この答申実現の指標として、次記事項の予算確保につき格別の措置を講ぜられたいというのである。（一）学校給食用物資（小麦粉、脱脂粉乳）の全額国庫負担、（二）学校給食施設設備

費国庫補助の増額（老朽施設改築費、共同調理施設を含む。）、（二）栄養管理職員設置費国庫補助。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、これが一層の普及充実をはかるため、学校給食制度調査会の答申実現を目途として、国の財政措置等に関し、特段の考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

平城宮跡等埋蔵文化財保護に関する請願（請願者　横浜市西区杉山町三丁目七十七番地林国治外千八十二名）（米田吉盛君紹介）（第八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良の都の中核であつた平城宮は、今なお奈良市の北郊にほぼ全域をとどめ、その地下には宮殿等の跡が残り、当時の宮廷生活や官庁の機構を物語る数多くの遺物が埋蔵されていて、今日わが国のみならず国際的にもかけがえのない第一級の重要な遺跡であるにもかかわらず、最近その一部に検車区の建設が計画され、平城宮跡が破壊の危機にさらされているが、もし同計画が実施されたならば、世界に誇るべき貴重な遺跡の価値が永遠に失われるばかりでなく、第一級の重要度をもつ平城宮すら保護し得なかつたという事例は、全国の文化財保護に対し、はかり知れない悪影響をもたらすと思量する。ついては、平城宮跡を破壊から防ぎ、万全の保護措置を講ずるために、宮域全体を国有地とし、文化財保護に対する根本的な対策が早急に講ぜられない限り、最近の急速に進展する建設工事のために、ここ数年で重要な地下の文化遺産の大半が失われてしまう恐れがあるので、この際、埋蔵文化財に対する根本的な保護対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国のみならず国際的にもきわめて貴重な文化遺産である平城宮跡等の埋蔵文化財が、最近における急速な産業経済の拡大進展のために、侵蝕されつつある現実の姿は誠に遺憾にたえないところであつて、本請願の趣旨はもとより妥当である。政府は、これらの埋蔵文化財特に平城宮跡の保存及び発掘調査等について、引き続き格段の努力をなし、埋蔵文化財に対する根本的な保護施策を推進する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

義務制諸学校の事務職員必置に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目一番地全国教職員団体連合会中央執行委員長鈴木正夫）（小川半次君紹介）（第一一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第二十八条には「小学校には校長・教諭・養護教諭及び事務職員をおかなければならない。但し、特別の事情あるときは置かないことができる」（同法第四十条で中学校にも準用）とあり、条文の事務職員については、各県においては県費負担の関係もあつて、その実情はおおむね大規模校に片寄つて配置され、中小規模の学校では学校運営の円滑を期するため、税外負担教育費とみられる育友会、ＰＴＡ等の会計に財源を求め、学校が自主的に雇用契約を締結した事務職員を置くという変則的現象を呈しており、各地教委もやむを得ず傍観している状態にあるが、近代学校の経営合理化、学校事務能率の刷新向上のためには学校規模の大小にかかわらず、事務職員の必置が必要である。ついては、同法第二十八条の但し書きの削除とそれに伴う財源措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校事務の重要性と事務職員の配置状況とにかんがみ、これが配置の合理的な施策について十分検討し、地方財政との関連にも留意しつつ理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

義務制諸学校の養護教諭必置に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目一番地全国教職員団体連合会中央執行委員長鈴木正夫）（小川半次君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第百三条には「小学校及び中学校には、第二十八条にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。」となつており、昭和二十二年三月同法制定以来今日まで養護教諭の完全配置がなされていないが、児童、生徒の体位向上と学校保健推進のため、義務教育諸学校の養護教諭を必置とするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性と養護教諭の配置状況とにかんがみ、これが配置の合理的な施策について十分検討し、地方財政との関連等にも留意しつつ理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校生徒急増対策等に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目一番地全国教職員団体連合会中央執行委員長鈴木正夫）（小川半次君紹介）（第一一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家の発展が人的能力の開発を基底とする教育の重要性に思いをいたすとき、特に高等教育の占める比重はまことに大なるものがあり、あたかも昭和三十八年―四十年度の急増現象期に対し、一応年次計画で措置されているが、収容生徒数の算出その他の計画には、なお拡充増強の必要があるから、次記事項について措置されたいというのである。（一）明年度以降の高校生徒進学率算出については、さらに詳細な調査に基づき再検討すること、（二）従来の前向き計画を進学率に応じ補正すること、（三）各都道府県の財政の実情により、国庫補助に幅を持たせること、（四）すし詰め状態を現出しない措置を講ずること、（五）急増後の急減現象時には、収容率を引下げ、教職員の配置減をさけること。

二、請願の議決理由

高等学校進学希望者の急増に伴う高等学校生徒収容対策については、国としても、引き続き有効適切な諸施策を講ずるよう検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

特殊教育及びへき地教育に勤務する教職員の処遇改善に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目一番地全国教職員団体連合会中央執行委員長鈴木正夫）（小川半次君紹介）（第一一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊教育ならびに、へき地教育に勤務する教職員には、従来からそれぞれ手当が付与されているが、最近の社会の諸情勢の推移に伴い、現行手当支給率は現状にそわぬまま低率に据え置かれている。ついては、これら教職員の処遇改善を行なわれたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊教育及びへき地教育の向上に資するため、これらの教育に従事する教職員の待遇改善を求めている本請願の要請については、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

武道会館建設促進に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目東京オリンピック組織委員東竜太郎外五名）（赤城宗徳君紹介）（第一一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第四十一回国会の衆議院において第十八回東京オリンピック大会に行なわれる柔、剣、弓道の競技場として、国技の総合会館をすみやかに建設すべしとの決議が全会一致をもつて採択されたが、オリンピックまで六百日余りとなつた今日においても、いまだこの会館（武道会館）の建設地が未定のよしであり、まことに憂慮にたえない。ついては、武道会館建設敷地を一日も早く決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

第四十一回国会において本院でなされた国技の総合会館建設に関する決議の趣旨にそう武道会館建設の促進を要請している本請願は、もとより妥当なものと認め、政府はすみやかにこれが建設の実現化をはかる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

へき地教育振興法の一部改正に関する請願（請願者　高知市帯屋町二十七番地尾木一男外千五百四十九名）（森本靖君紹介）（第一九二一号）、同（請願者　福島市上浜町五番地吉田宏）（鈴木義男君紹介）（第二三五七号）、同（請願者　愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄中海道十番地千田正）（加藤清二君紹介）（第二三七七号）、同（請願者　熊本県人吉市麓町十八番地池井良暢）（川村継義君紹介）（第二三七八号）、同（請願者　高松市栗林町二百三番地渕田弘子）（成田知巳君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　広島市矢賀町千二百十六番地脇智人）（大原亨君紹介）（第二四八一号）、同（請願者　名古屋市東区横代官町二十三番地松井恒子）（太田一夫君紹介）（第二四八二号）、同（請願者　長崎市勝山町二十四番地宗八二郎）（木原津與志君紹介）（第二四八三号）、同（請願者　茨城県東茨城郡常北町上青七百五十五番地川又汪）（久保三郎君紹介）（第二四八四号）、同（請願者　秋田市新屋町大島清蔵）（栗林三郎君紹介）（第二四八五号）、同（請願者　松江市雑賀町七百六十二番地中村武雄）（中村英男君紹介）（第二四八六号）、同（請願者　香川県三豊郡三野町大字吉津乙二千四百八十三番地の二山下性太郎）（成田知巳君紹介）（第二四八七号）、同（請願者　山形県東置賜郡高畠町大字高畠二千三百九番地の一新藤醇）（西村力弥君紹介）（第二四八八号）、同（請願者　福島市上浜町五番地大隅真一）（野口忠夫君紹介）（第二四八九号）、同（請願者　新潟市石山千三百二十九番地渡辺喜信）（松井誠君紹介）（第二四九〇号）、同（請願者　熊本県荒尾市西原林止）（松前重義君紹介）（第二四九一号）、同（請願者　福島市上浜町五番地小山田良男）（八百板正君紹介）（第二四九二号）、同（請願者　静岡県藤枝市鬼岩寺二百八十一番地の一木村雄一外千六百二名）（勝間田清一君紹介）（第四三八一号）、同（請願者　大分県宇佐郡駅川町山本佐々木孝司外千百二十八名）（小松幹君紹介）（第四三八二号）、同（請願者　長野市旭町千九十八番地両角佐喜夫）（中島巌君紹介）（第四三八三号）、同（請願者　大分県大野郡清川村大字雨堤大津光子外七百五十一名）（二宮武夫君紹介）（第四三八四号）、同（請願者　盛岡市青山四丁目三十二番地の一工藤直正）（山中吾郎君紹介）（第四三八五号）、同（請願者　岡山県真庭郡落合町大字舞高二百五十五番地大前繁男外七百七十三名）（和田博雄君紹介）（第四三八六号）及び同（請願者　福島県石城郡遠野町上遠野本町嘉藤徳行）（鈴木義男君紹介）（第六三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地手当の増額および省令による指定基準の改正については、政府に対し再三にわたり要求してきたにもかかわらず、この解決に積極性を示さず現在に及んでいるが、このことは、へき地教育の実態およびへき地住民の教育に対する切実な要求を無視したものであり、まことに遺憾にたえない。ついては、次記事項についてすみやかに措置されたいというのである。（一）へき地教育振興法（昭和二十九年六月一日法律第一四三号）第三条第六項に、市町村が行なうへき地学校の児童および生徒の通学を容易にするための必要措置として、寄宿舎の設置を明記するとともに、これを国庫補助の対象とすること、（二）へき地手当の級別支給割合を次のように改めること、（1）一級地を百分の十、二級地を百分の十五、三級地を百分の二十五、五級地を百分の三十、（2）一級地、二級地に千円、三級地、四級地、五級地にそれぞれ二千円の定額を支給すること、（三）へき地手当を期末手当、勤勉手当の算定基礎に含めること、等。

二、請願の議決理由

へき地教育の特殊性にかんがみ、これらの地域における学校教育に従事する教職員の待遇改善等について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

公立小、中学校施設費負担金の基準改定に関する請願（請願者　鳥取県米子市中町安田光昭）（足鹿覺君紹介）（第三四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国が最近の世界の科学技術と産業の急速な飛躍発展におくれず、福祉国家として伸びていくためには理科教育、産業教育の充実振興が必要とされる。この目的達成には、まず公立学校の施設整備をはからなければならないが、現行基準坪数ではとうてい解決できないので、次記の通り早急に公立小、中学校施設費負担金の施設基準坪数を改定されたいというのである。（一）児童、生徒一人当りの基準を学級単位の基準に切りかえること、（二）特別教室部分（図書館を含む）については、教育上最

低限度の教室の確保ができるよう必要な坪数を増加すること、等。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上に資するため、これらの学校施設の整備充実をはかることを求めている本請願の要請事項については、国としても適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

特殊学校寄宿舎寮母の勤務条件改善に関する請願外一件（請願者　島根県知夫郡西の島町立黒木中学校寮崎　保外四百四十九名）（鈴木義男君紹介）（第三五八六号）、同（請願者　長崎県松浦市御厨町田代谷口政衛外五百九十名）（松前重義君紹介）（第三六四九号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月伊勢町二千二百五十二番地　福永佑司外四百四十九名）（山中吾郎君紹介）（第三六五〇号）、及び同（請願者　神奈川県逗子市桜山千九十七番地　舟橋公平外九百三十七名）（三木喜夫君紹介）（第三七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊学校寄宿舎寮母の勤務条件を次記のように改善されたいというのである。（一）学校教育法、教育公務員特例法および教育職員免許法を改正して寮母の任務と免許資格を明らかにし、その名称を変更し身分を教育職とすること、（二）給与法を改正して免許資格の取得によつて二等級昇格をはかり、超過勤務に応じた手当を支給すること、（三）交代制による週四十四時間勤務制を確立し、深夜勤務については労働基準法第八条第十二号に該当するので、男子勤務者を配置し、寮母の定数を児童、生徒五人につき二名以上とし、また幼稚部、高等部担当寮母の給与費の一部を国庫補助とすること、（四）寮母の養成機関を整備すること、（五）寄宿舎に事務職員、炊事員、警備員、栄養士、看護婦および用務員等を配置すること。

二、請願の議決理由

特殊教育学校における寄宿舎の寮母の待遇、勤務体制等の改善を求めている本請願の趣旨は、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

辺境地小、中学校児童、生徒に対する通学費補助に関する請願（請願者　長野県　議会議長　中村治郎）（倉石忠雄君紹介）（第三七三五号）、同（請願者　長野県議会議員横内与次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六〇号）、同（請願者　長野県議会議員　美谷島悟）（原茂君紹介）（第三八〇二号）、同（請願者　長野県議会議員　串原義直）（中島巌君紹介）（第三九六〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九六一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第四一二〇号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一四七号）及び同（請願者　長野県議会議員　中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第四一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併に伴い小、中学校統合が行なわれているが、そのため通学範囲が拡大し、辺境地の児童、生徒の通学費が過大となつている。この父兄負担の軽減をはかるため、市町村においては、スクールバスの運行または通学費の一部負担を行なつているが、貧弱な市町村財政力では、統合学校の起債償還額に加えて、多額な通学費負担にはたえられない現状である。ついては、町村合併、学校統合は国策に基づいて実施されたものであり、教育の機会均等をはかり、辺地教育を振興するためにもこの際すみやかに辺境地小、中学校の児童、生徒に対し、通学費補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地における学校教育の特殊性と市町村財政の現状とにかんがみ、これらの地域における義務教育学校への通学に要する経費について、国の財政措置を求めている本請願の要請については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

教職員の超勤制度及び学校整備

員制度確立に関する請願（請願者　岐阜市下竹町五番地西惣右衛門外五千七百四十七名）（田口誠治君紹介）（第四一八六号）、同（請願者　福岡県鞍手郡宮田町太蔵安永英雄外一万一千四百四十五名）（滝井義高君紹介）（第四一八七号）、同（請願者　長野県中野市三好町桐山久美子外七千四十四名）（中澤茂一君紹介）（第四一八八号）、同（請願者　大分市大字今津留千百八の一番地司城年春外六千九十六名）（二宮武夫君紹介）（第四一八九号）同（請願者　松山市宮西町十二番地の一佐伯嘉三外七百三十七名）（湯山勇君紹介）（第四一九〇号）、同（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町桜町藤田毅外一万四千六百九十三名）（有馬輝武君紹介）（第四二一一号）、同（請願者　山形県東置賜郡高畠町深沼百八十一番地島津昭外三千四百十三名）（三木喜夫君紹介）（第四二一二号）、同（請願者　山梨県南巨摩郡早川町雨畑千三十五番地富永政男外二千四百四十五名）（小林信一君紹介）（第四二一五六号）、同（請願者　福島県石城郡遠野町上遠野本町嘉藤徳行）（矢尾喜三郎君紹介）（第五三八三号）同（請願者　鳥取市吉方三区三百四十五番地の九辻中洋二外四百五十五名）（中村英男君紹介）（第五六六五号）、同外一件（請願者　福島県西白河郡西郷村熊倉宮野　孝保外八千三百九十六名）（森島守人君紹介）（第五七七一号）、（請願者　松江市雑賀町七百六十二番地中村武雄）（小松幹君紹介）（第六一八五号）及び同（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町三雲井上孝）（鈴木義男君紹介）（第六三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教師の労働時間は法律で一週間十四時間と定められており、なお

それを短縮していくのが国際的傾向であるが、教師はすしづめ学級、教師の定員不足、勤務評定によるしめつけなどにより、一週十時間以上の超過労働をしており、しかも他の公務員のようには超過勤務手当が支給されていない。その上、学校警備については、現在学校施設の管理、保全の責任は設置者にあるにもかかわらず、なんの根拠もなくそれを、古い習慣のまま教師におしつけ、特に小規模学校では週二、三回の宿直が行なわれ、教師の生活は破壊され、身心ともに疲労して十分な教育活動ができない実情である。ついては、このような教師の過重労働をなくし、教職員に正当な時間外勤務手当を支給できるよう、また各学校に学校警備員を配置できるよう、それぞれ関係法律を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員に対する時間外勤務手当の支給及び学校警備員の配置を求めている本請願の願意は認めるが、教職員の給与制度、勤務体制、地方財政等との関連にも留意しつつ検討を加えるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育施設費国庫補助基準の改定に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取県町村会長磯田俊二）（足鹿覺君紹介）（第四一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育の内容を充実し、その効果をあげるためには、学級編制基準定員の引下げおよび特別教室、教材の整備が必要であり、そのための校舎建築もこれに伴つた坪数が確保されなければならないが、現行法による児童生徒当たり基準坪数では今後小中学校児童生徒の減少により、危険校舎、統合校舎の改増築もできず、国庫補助は減少するか、あるいは補助起債の対象にもならない事態が生じ、従つて町村財政においては、国庫補助なしで義務教育施設を整備せざるを得ないこととなり、まことにゆゆしい問題となる。ついては、義務教育施設費国庫負担法および同施行令をすみやかに改正し、次記事項を実現されたいというのである。（一）公立小中学校校舎施設基準「児童生徒一人当たり」を「学級単位」に改めること、（二）特別教室を確保する基準坪数を定めること、（三）国庫補助率を次の通り改定すること、(1)小学校校舎「三分の一」を「二分の一」に引き上げること、(2)危険建物「三分の一」を「二分の一」に引き上げること、(3)小学校屋内運動場に「二分の一」の国庫補助を付すること。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上に資するため、これらの学校施設の整備充実をはかることを求めている本請願の要請事項については、国としても適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

世界各宗教原典編集に関する請願（請願者　東京都文京区大塚坂下町護国寺境内財団法人鈴木学術財団会長鈴木大拙外一名）（森島守人君紹介）（第四四一八号）及び同（請願者　東京都文京区大塚坂下町護国寺境内財団法人鈴木学術財団理事長佐藤喜一郎）（伊能繁次郎君紹介）（第四四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

財団法人鈴木学術財団（旧名称西蔵大蔵経研究会）は、今般世界の学術文化に寄与し、世界平和を念願する趣旨により、世界各宗教原典の中には、各国政府機関の占有管理に属するものがあるので、その資料の貸借、提供、連絡、調査等につきあつせん方をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

学術的かつ文化的にも意義がある世界各宗教原典の編集のため、その資料の貸借等のあつせん方を求めている本請願の趣旨は適当と認めるが、これらの原典が特に貴重なものであるとともに、その占有管理が外国政府機関に所属するものであるので、その取扱いについては慎重を期する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

大学通信教育の面接授業出席のための有給休暇制確立に関する請願（請願者　東京都町田市玉川学園四千五十番地篠原定男外一名）（井手以誠君紹介）（第四五七五号）、同（請願者東京都千代田区市ケ谷旧町二丁目二十三番地法政大学通信教育部学生会中央執行委員長井桁喜平）（坂田道太君紹介）（第四五七六号）及び同（請願者　東京都文京区小石川一丁目一の十一番地高見沢徳年）（田口誠治君紹介）（第四五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大学通信教育基準によれば、卒業所要単位百二十四単位中、三十単位以上を面接授業により取得することが必要であるが、同教育による学生の大部分が勤労者であるため、面接授業に参加できない学生が約七〇パーセントにも及んでおり、これがため卒業延期を余儀なくされ、あるいは中断挫折する学生が多い現状にあり、大学通信教育制度のあい路となつている。ついては、その解決策として、大学通信教育の面接授業出席のための有給休暇制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

大学通信教育における面接授業の重要性にかんがみ、政府は、これが受講の円滑化をはかるための可能な援助措置に関し、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）（配送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（九四一）代表　（九四二）（九四三）（九四四）　官報課

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会　衆議院会議録追録（三）

請願に関する報告書

〔第五十五号（その一）参照〕

文教委員会

学童の栄養改善に関する請願（請願者　東京都港区芝田村町六丁目十番地日本栄養士会長田中静雄）（八田貞義君紹介）（第四七四二号）、同（請願者　千葉市幕張町寒張小学校内日本栄養士会千葉県支部芝崎陽子外一名）（千葉三郎君紹介）（第四八五一号）、同（請願者　茨城県北茨城市大津町五十五番地日本栄養士会茨城支部長村木武男外四名）（塚原俊郎君紹介）（第四八五二号）、同外一件（請願者　水戸市竹隈町六百三十九番地上牧正子外七名）（赤城宗徳君紹介）（第四九〇二号）、同（請願者　千葉市幕張町四丁目七百八十一番地千葉市立幕張小学校芝崎陽子外一名）（臼井莊一君紹介）（第四九〇三号）、同（請願者　高知市丸ノ内五番地日本栄養士会高知県支部長示野大一外一名）（仮谷忠男君紹介）（第四九九三号）、同外一件（請願者　千葉市松ケ丘町五百八十番地松ケ丘小学校内千葉県栄養士会長佐野叡子外三名）（千葉三郎君紹介）（第四九九四号）、同外一件（請願者　宇都宮市塙田町二百五十四番地日本栄養士会栃木県支部長坂本三郎外一名）船田中君紹介）（第四九五号）、同外一件（請願者　東京都北区志茂二丁目四十三番地の二石川方伊東紀外六名）（松山千恵子君紹介）（第四九六号）、同外二件（請願者　静岡市追手町静岡県衛生部予防課内日本栄養士会静岡県支部長浜喜代治外二名）（神田博君紹介）（第五一五八号）、同（請願者　鹿児島市山下町六十八番地鹿児島県教育庁体育保健課内日本ＰＴＡ全国協議会副会長中払豊住外二名）（床次徳二君紹介）（第五一五九号）、同（請願者　山梨県東八代郡一宮町竹原田全国栄養士協議会山梨県支部長古屋長男）（金丸信君紹介）（第五一八六号）、同外二件（請願者　千葉県船橋市海神町県営アパート三百一号日本栄養士会千葉県支部長荒井光雄外四名）（臼井莊一君紹介）（第五二一二号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目四百五十番地伴俊雄）（千葉三郎君紹介）（第五二二三号）、同外二件（請願者　大津市東浦一番町全国学校栄養士協議会滋賀県支部長秋山節子外二名）（堤康次郎君紹介）（第五二二四号）、同外一件（請願者　福井県吉田郡松岡町薬師全国学校栄養士協議会福井県支部伊藤和枝外一名）（福田一君紹介）（第五二一〇号）、同（請願者　京都市左京区下鴨蓼倉町六十四番地の三十四日本栄養士会京都府支部長羽室滋美外一名）（小川半次君紹介）（第五三一一号）、同外一件（請願者　新潟市一番堀県庁分館内日本栄養士会新潟県支部長斎藤富美外一名）（小沢辰男君紹介）（第五三一二号）、同外三件（請願者　金沢市広坂通二丁目石川県学校給食会長三輪武雄外三名）（坂田英一君紹介）（第五三一三号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄谷五丁目九百八十四番地服部栄養専門学校長服部道政）（竹下登君紹介）（第五三一四号）、同（請願者　鳥取市川端一丁目六十二番地日本栄養士会鳥取支部長萩野春子）（古井喜實君紹介）（第五三一五号）、同（請願者　宮崎県日向市上町一丁目十八番地日本栄養士会宮崎県支部長中原恒子外一名）（相川勝六君紹介）（第五三八八号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地東京都栄養課内日本栄養士会東京都支部長桑原丙午生）（賀屋興宣君紹介）（第五三八九号）、同外二件（請願者　長野県上田市新参町五千五百三十六番地日本栄養士会長野支部長峯村一外二名）（小坂善太郎君紹介）（第五三九〇号）、同外一件請願者　松江市雑賀町二百九十一番地全国学校栄養士協議会島根支部長黒崎正彦外一名）（竹下登君紹介）（第五三九一号）、同（請願者　京都市左京区下鴨蓼倉町六十四番地の三十日本栄養士会京都府支部長羽室滋美外一名）（谷垣專一君紹介）（第五三九二号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区池尻町百十一番地東京栄養食糧学校長入江魁美外三名）（床次徳二君紹介）（第五三九三号）、同（請願者　佐賀県鹿島市浜町九百三十一の二番地日本栄養士会佐賀県支部長小林弘治）（保利茂君紹介）（第五三九四号）、同外二件（請願者　福島市杉妻町十二番地福島県ＰＴＡ連絡協議会長瀬戸孝一外二名）（八田貞義君紹介）（第五三九五号）、同外二件（請願者　富山市新総曲輪一番地富山県ＰＴＡ連絡協議会長須垣久作外二名）（佐伯宗義君紹介）（第五六六二号）、同（請願者　千葉市市場町二番地教育委員会内千葉県ＰＴＡ連絡協議会長佐藤信平）（千葉三郎君紹介）（第五六六三号）、同（請願者　山形市八日町八百五十八番地日本栄養士会山形支部遠山正代）（池田正之輔君紹介）（第五八三五号）、同（請願者　愛媛県温泉郡重信町見奈千三百七十番地土居方永井和子）（菅太郎君紹介）（第五八三六号）、同外二件（請願者　熊本市若葉町二十九番地日本栄養士会熊本県支部長西郷とし外二名）（坂田道太君紹介）（第五八三七号）、同外二件（請願者　福岡市西中洲六丁目二十九番地県教育庁内福岡県学校給食栄養士会長安部照代外二名）（中村寅太君紹介）（第五八八三八号）、同外二件請願者　徳島市住吉本町二丁目十番地全国学校栄養士協議会徳島県支部曾我部マスミ外五名）（秋田大助君紹介）（第五九二八号）、同外一件（請願者　愛知県安城市安城町若宮日本栄養士会愛知県支部長岡崎整一郎外一名）（中野四郎君紹介）（第五九二九号）、同外三件（請願者　神奈川県鎌倉市大船六丁目三千百六十六番地京浜女子大学長松本生六外三名）（安藤覺君紹介）（第六三九一号）、同外二件（請願者　岡山市住吉町三十五番地県教育会館内岡山県ＰＴＡ連合会長松本一外二名）（小枝一雄君紹介）（第六三九二号）及び同（請願者　大阪市東区大川町二十一番地大阪府ＰＴＡ協議会長滝谷信夫外二名）（古川丈吉君紹介）（第六三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学童の体位向上と栄養改善をめざす学校給食の成果をおさめるには、学校給食の完全実施と、食事内容の改善充実を期することが肝要であるが、そのためには、高度の専門的な知識と給食管理技術を有する栄養士を各給食実施校に配置し、栄養管理、衛生管理等の全般

にわたつて充実をはかる必要がある。しかるに学校給食実施校現在二万余りに対し、学校栄養士の設置数は、教育委員会設置の栄養士の数を含めても、わずか三千名、学校勤務の者は二千名（一〇パーセント弱）にも及ばない有様で、これではとうてい前記の目的達成はおぼつかない。ついては、各学校給食実施校に一名の栄養士または管理栄養士を設置し、これに対して国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食における衛生、栄養管理等の徹底をはかるため、これが専門的職員の配置と財政措置とを求めている本請願の趣旨は考慮すべきものと認め、政府はその実現に一層の努力をなすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育施設整備に伴う財源付与の適正化に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育施設整備に伴う財源付与の適正化のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）校舎の新増改築に伴う現行国庫補助率は二分の一ないし三分の一となつているが、現実には補正率等の関係から四分の一ないし五分の一を補助されるに過ぎないから、義務教育施設整備費国庫負担法の明文にてらし、現実に即応した補助率とすること、（二）校舎建築坪数の認証については生徒数の漸減、特別教室の確保等を考慮し、現行基準坪数の引上げ、あるいは生徒一人当たり坪数を学級当たり基準坪数とするなど実態に添い得るよう改定をはかること、（三）現行の構造比率は、鉄筋四五パーセント、木造四〇パーセントとなつているが、消防法の改正と現下学校火災の多発にかんがみ、今後行なわれる校舎の建築については鉄筋もしくは鉄骨のみとし、その比率を改定され、さらにこれに伴う補助率を増額すること、等。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上に資するため、これらの学校施設の整備充実をはかることを求めている本請願の要請事項については、国としても妥当な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

社会教育法の一部改正に関する請願（請願者　仙台市元常盤丁一番地宮城県公民館連絡協議会長半沢正二郎外一名）（愛知揆一君紹介）（第五三八七号）、同（請願者　宮城県古川市北町三丁目一番地宮城県公民館連絡協議会協議会長飾戸源治）（伊藤宗一郎君紹介）（第五六六七号）及び同（請願者　仙台市元常盤丁一番地宮城県公民館連絡協議会事務局長清水忠夫）（長谷川峻君紹介）（第五九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会教育法では公民館の館長のみを必置制とし、公民館の中心的担い手である主事の配置については、市町村の財政脆弱と理解不足から形式的で、その数もきわめて少ない状態であるが、公民館が人づくり村づくりのため果す役割の重要性を考慮し、住民の大きな期待にそうよう、主事を必置制とし、次の事項を実現して、公民館の機能を十分発揮せしめられたいというのである。（一）公民館施設に対する均一国庫補助の不合理を改め、建設坪数および費用の基準を定め、基準費用に対し、三分の一補助金を交付すること、（二）同法第二十七条中「館長を置き、主事その他必要な職員」を「館長及び主事を置き、その他必要な職員」に、第三十五条中「市町村に対し、予算の範囲内において、施設、設備に要する経費その他」を「市町村に対し、公民館の施設、設備に要する経費の三分の一を職員に要する経費及びその他」にそれぞれ改正すること。

二、請願の議決理由

学校教育とともに社会教育は現下特に重要である。政府は、公民館の充実振興をはかることを求めている本請願の要請事項はもとよりこれを考慮するとともに、社会教育の一層の振興施策について検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

通学、通園の交通安全に関する請願（請願者　東京都港区芝西久保巴町六十番地交通事故対策協会佐藤昌三）（佐藤洋之助君紹介）（第五八四二号）、同（請願者　東京都港区芝西久保巴町六十三番地佐瀬昌三）（足鹿覺君紹介）（第五九一三号）及び同（請願者　東京都港区芝西久保巴町六十番地佐瀬昌三）（帆足計君紹介）（第六一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学童、園児の通学、通園の交通事故をなくすため、すみやかに全国の必要諸施設の実態調査を実施し、これが整備をはかるとともに、交通道徳のかん養、道路の拡張、立体化、交通標識の整備等の総合施策を樹立し遂行されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における交通事情の悪化とこれに伴う事故の多い現状にかんがみ、児童及び生徒等の交通安全施策について、関係機関とも遅けいの上、可能な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

事務職員必置のため学校教育法の一部改正等に関する請願外一任（請願者　青森県三戸郡五戸町大字浅水字浅水百十九番地千葉司守外三百六十七名）（村山喜一君紹介）（第五九二三号）、同外七件（請願者　岩手県遠野市遠野町十五番地の十七正一剛外三千六百二十名）（山中吾郎君紹介）（第五九二四号）及び同外四件（請願者　青森県弘前市富田三丁目八番地の七三上善三郎外三千五十名）（松原喜之次君紹介）（第六一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校事務は、近代教育の機能を十分発揮せしめる推進力として重要な役割を果しているが、全国の事務職員の配置状況は、現行定数標準法の標準に達していない県は三十二県の多きに及び、約三千名の事務職員が未配置のまま放置されており、そのため多くの学校の事務量が教師にふりむけられ過重労働となつて現われている。このような現場実態では、教師の保健、児童生徒の教育振興に影響するところ大であるから、正常な学校教育および運営を行なうために、全国の小、中学校に事務職員を必置制とするよう、学校教育法を改正し、配置基準については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の中に明記し、

さらに第四十回国会で決議された昭和三十八年度以降五箇年の充足計画を完全実施できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校事務の重要性と事務職員の配置状況とにかんがみ、これが配置の合理的な施策について十分検討し、地方財政との関連にも留意しつつ理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

養護教諭必置のため学校教育法の一部改正等に関する請願外七十二件（請願者　大阪府堺市北三国丘町五丁目六十八番地吉村茂久外七十二名）（野原覺君紹介）（第五九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育における学校保健の重要性が叫ばれながら、養護教諭を置かれないのは、学校教育法の設置条項の曲解と地方財政の窮乏および養護教諭の配置基準が大規模校中心となつていることのほか、養護教諭の養成対策が不十分であることが最も大きな要因であると考える。ついては、学校教育法を改正して、小、中、高の各学校に養護教諭を必置とされるとともに、第四十回国会で決議された昭和三十八年度からの充足五カ年計画を完全に実施されたい。さらにこれらの目的達成のために、養護教諭養成について抜本的施策と、養成所設置を積極的に進められたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性と養護教諭の配置状況とにかんがみ、これが配置の合理的な施策について十分検討し、地方財政との関連等にも留意しつつ理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

文教委員長　床次　徳二

衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産委員会

米麦集荷手数料及び保管料引上げに関する請願外十七件（請願者　兵庫県朝来郡和田山町栄町竹田農業協同組合長理事小山種治外十七名）（小島徹三君紹介）（第六〇号）、同外二件（請願者　愛知県半田市板山町板山農業協同組合長岩橋彦三郎外二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六一号）、同外三十六件（請願者　兵庫県神崎郡香寺町香呂農業協同組合長理事高田利夫外三十六名）（河本敏夫君紹介）（第一二〇号）及び同外一件（請願者　山口県長門市俵山五千百三十番地俵山農業協同組合長理事山本茂外一名）（安倍晋太郎君紹介）（第二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の米麦集荷手数料および保管料は、長年にわたり据置きのままとなつており、その間における賃金および諸物価の著しい高騰により、現行手数料、保管料をもつてしては、米麦の集荷ならびに保管業務の遂行に重大な支障をきたすことは必至である。ついては、農業協同組合の米麦集荷および保管業務の万全を期するため、次記事項について措置されたいというのである。（一）米麦集荷手数料現行一俵当り五十円を百十六円に引き上げること、（二）麦代行手数料現行一俵当り三十三円を百四円に引き上げること、（三）農業倉庫保管料現行一俵一期当り国内産米六円十二銭を常温倉庫八円二十八銭、低温倉庫九円四銭に、麦その他の品目についても、米の引上げ率をもつて引き上げること。

二、請願の議決理由

円滑な米麦等の集荷、保管業務を遂行するため、集荷手数料および保管料につき、人件費、諸物価等の変動の実態に即応し適正な改訂を行なうべきであるとの本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食用牛乳供給事業の恒久的制度化に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二九号）、同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第六三三号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産牛乳、乳製品による学校給食事業は、児童生徒の体位向上はもちろん、酪農安定対策として多大の成果をおさめているにかかわらず、聞くところによると中止されるとのことであるが、将来ますます拡大増進されることが強く要望されているときだけに、まことに遺憾である。ついては、学校給食牛乳供給事業を予定どおり実施されるとともに、これが恒久的制度化をすみやかに講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農振興と学童の体位向上等のため、現行の国内産牛乳乳製品の学校給食事業を恒久的制度とすることは妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

長野県営かんがい排水事業の早期完成に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三〇号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県営かんがい排水事業は、十有余年を経た今日もなお、七〇パーセント程度の進行率の地区があり、この経済効果を考えるとき、まことに不安にたえないものがある。ついては、農家経営の安定をはかるため、早期完成を期するよう大幅な予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の近代化を図るうえに、基盤整備としての土地改良事業を促進せしめる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業構造改善事業の補助率引上げ等に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三一号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業構造改善事業の成否は農業に及ぼす影響大であるが、同事業を推進するためには地元負担を軽減することがもつとも必要である。ついては、次記事項の実現を措置されたいというのである。

（一）土地基盤事業の補助率につい

ては七割以上とし、関連する他の公共の土地基盤整備事業についても同様の補助率とすること、(二)県が農業構造改善事業に関し県費助成を行なつた場合は、その財源について地方交付税等により地方財政上の措置を講ずること、(三)農業構造改善事業に伴う市町村の財政負担についても同様に地方財政上の措置を講ずること、(四)農業構造改善事業の推進のため政府資金の長期低利融資を大幅に実施すること。

二、請願の議決理由

農業構造改善事業は、わが国農業の近代化を図るための重要施策であり、同事業の円滑な推進を期するには国の補助率を引き上げて地元負担を軽減する等の措置を講ずる必要があると思考される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償法の改正に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三二号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の農業災害補償法は補償額があまりにも低いなど農業者の期待にそわないきわめて不合理な点が多く、第四十回国会において審議未了となつた改正案をみても農民の要望とかけはなれている。ついては、農民の強い要望を考慮され同法が名実ともに真に農民のためとなり、農業の発展が期せられるよう、農業災害に対しては全額国庫負担による高額な補償を講ぜられるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度については、今国会において、制度の抜本的な改正が行なわれたことによつて大幅に改善されたが、なお、国庫負担を増額し、高額な補償を講ずる必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

造林事業の補助単価引上げに関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三三号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林業所得の増大と木材供給の弾力化を確保するためには、効率的な国庫補助により森林所有者の造林投資を助長し、かつ、計画的な造林の拡大をはかる必要があるが、最近ますます深刻化する農山村の労力不足による雇用人夫賃の値上りに伴い造林事業諸経費の増高によつて、当初の造林計画が完全に実施でき得ない実情にある。ついては、この際造林事業の補助単価を早急に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

造林事業に要する経費は、最近、農山村における労働力不足並びに経済変動等と相まつて、増高の一途をたどつており、その補助単価の是正は、造林長期計画の完全な遂行上必要と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林年金制度改正に関する請願外十一件（請願者　浦和市高砂町一丁目百六十番地県森林組合連合会望月正外二千百十名）（青木正君紹介）（第二二七号）、同外一件（請願者　埼玉県羽生市大字名八百十四番地蓮見嘉雄外九百八十八名）（青木正君外一名紹介）（第四〇二号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡栗橋町大字佐間君塚桂司外二百九十四名）（大沢雄一君外一名紹介）（第四〇三号）、同（請願者　浦和市常盤町一丁目百六十七番地日出間勉外六百十六名）（松永東君紹介）（第四四五号）、同外一件（請願者　埼玉県東松山市大字松山四千五百四十三番地竹内茂男外千二百十二名）（松山千恵子君紹介）（第八四五号）、同外一件（請願者　埼玉県児玉郡児玉町大字蛭川二百三番地真尾春男外六百九十六名（鴨田宗一君紹介）（第九八九号）、同（請願者　宮城県角田市君萱字的場百六番地の二森田登外二千百六十名）（保科善四郎君紹介）（第二五四一号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田町桜木町二十五番地片倉儀助）（伊藤宗一郎君紹介）（第二五四二号）、同（請願者　秋田市金足追分字海老穴百九十二番地の二）（浦清太郎外五千四百一名）（佐々木義武君紹介）（第二五九四号）、同（請願者　宮城県角田市君萱字的場百六番地の二森田登外二千百六十名）（佐々木更三君紹介）（第二七五五号）、同（請願者　愛媛県川之江市川之江町紀井正一外一万四百五十二名）（湯山勇君紹介）（第三〇七九号）、同外五十一件（請願者　三重県四日市市平津町八十四番地の十八郷農業協同組合長稲垣秀一外六百三十四名）（木村俊夫君紹介）（第三二六三号）、同（請願者　三重県名張市栄町二千八百四十六番地滝野政信外七十四名）（小林ちづ君紹介）（第三二六四号）、同外三十一件（請願者　三重県上野市大谷五百九十二番地福山陸男外三百五十六名）（濱地文平君紹介）（第三二六五号）、同外五十四件（請願者　津市安東町千三百三十番地吉川重郎外五百十四名）（松本一郎君紹介）（第三二六六号）、同外二十一件（請願者　三重県三重郡菰野町田光川口竹雄外百九十名）（山手滿男君紹介）（第三三三〇号）、同外六十二件（請願者　三重県志摩郡磯部町農業協同組合長理事北山三千夫外六百七十六名）（角屋堅次郎君紹介）（第三三七二号）、同外三十三件（請願者　三重県多気郡多気町大字平谷中井由太郎外五百四十七名）（角屋堅次郎君紹介）（第三四一九号）、同外二十七件（請願者　三重県熊野市井戸町三千百十番地の一大谷浩外三百十名）（田中幾三郎君紹介）（第三五二七号）、同外二十六件（請願者　三重県鈴鹿市河田町三百七十三番地河田農業協同組合長理事川北実外九十七名）（久保田藤麿君紹介）（第三五六三号）、同外六十五件（請願者　三重県松阪市魚見町二百三十番地の二松阪市機殿農業協同組合長理事中川健蔵外千五百名）（田村元君紹介）（第三五六四号）、同外三十二件（請願者　三重県伊賀町大字川東千六百五十九番地の三壬生野農業協同組合長理事大深寅之外五百九十五名）（松本一郎君紹介）（第三五六五号）、同外三件（請願者　三重県尾鷲市賀田町大川藤兵衛外四十九名）（田中幾三郎君紹介）（第三五九六号）、同外三十件（請願者　三重県伊勢市竹ケ鼻九十八番地の九伊勢市神社農業協同組合長大西藤太郎外三百六十九名）（濱地文平君紹介）（第三六六四号）、同（請願者　群馬県新田郡大字上田中九百五十九番地新井春次外九百六十一名）（長谷川四郎君紹介）（第三七〇一号）、同（請願者　群馬県渋川市行幸田七百三十六番地関口六二外九百二十四名）（福田赳夫君紹介）（第三七〇二号）、同（請願者

前橋市紅雲町百十番地桑原研治外千百十二名（藤枝泉介君紹介）（第三七一二号）、同（請願者　群馬県邑楽郡板倉町大字板倉二千三番地新井辰五郎外七百九十七名）（笹本一雄君紹介）（第三七二九号）、同（請願者　群馬県高崎市高関町甲百番地小笠原米一外千三十四名（中曾根康弘君紹介）（第三七五一号）、同（請願者　群馬県勢多郡大胡町堀越千七十番地金田豊外九百五十二名）（久保田円次君紹介）（第三七六八号）、同（請願者　群馬県新田郡尾島町大字岩松六竹清次外九百三十七名）（東海林稔君紹介）（第三九五一号）、同（請願者　群馬県利根郡月夜野町後閑千三百二十番地大竹圭衛外八百九十三名）（田邊誠君紹介）（第四〇三四号）、同（請願者　鳥取県日野郡日南町長木下太郎外五名）（足鹿覺君紹介）（第四〇九〇号）、同（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町三島千五百三十七番地高橋里美外千四十一名）（山口鶴男君紹介）（第四一三四号）、同（請願者　群馬県藤岡市森五百七十七番地高橋孝之亟外九百七十名）（栗原俊夫君紹介）（第四一六一号）、同（請願者　宮城県角田市君萱字的場百六番地森田登外二千百六十名）（内海安吉君紹介）（第四二二五号）、同（請願者　京都府綴喜郡田辺町綴喜農業協同組合連合会長辻井松太郎外八十二名）（柳田秀一君紹介）（第四五五六号）、同（請願者　佐賀市赤松町三十五番地佐賀県農業協同組合中央会田代武雄外三千四百八十一名）（井手以誠君紹介）（第四七一三号）、同外二件（請願者　富山市船頭町四十番地富山県漁業協同組合連合会長堀埜一外二名）（内藤隆君紹介）（第四七二八号）、同（請願者　佐賀市赤松町三十五番地佐賀県農業協同組合中央会長古賀了外二千三百九十七名）（保利茂君紹介）（第四七三五号）、同（請願者　京都府亀岡市追分町谷筋三十一番地亀岡市農業協同組合連合会長理事柏尾万寿二外二百四十四名）（柳田秀一君紹介）（第四七七三号）、同（請願者　佐賀県伊万里市黒川町小黒川百四十七番地松園春美外三千五百八十六名）（古賀守君紹介）（第四八二六号）、同外三件（請願者　富山市船頭町四十番地富山県信用漁業協同組合連合会長朝野朔郎外三名）（佐伯宗義君紹介）（第五〇二二号）及び同（請願者　佐賀市与賀町百四番地東島英雄外二千八百二十六名）（舘林三喜男君紹介）（第五一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林漁業団体職員共済組合法による年金制度は、その給付内容が国家公務員共済組合の給付水準等給付内容において不均衡を生じている。ついては、国家公務員共済組合等他の年金制度と給付内容を同じくするため、すみやかに同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の水準に比して、たち遅れている現況にかんがみ、速急にその給付内容の改善を図る必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年度農業共済保険関係予算等に関する請願外十件（請願者　北海道網走郡津別町津別農業共済組合長宇都宮福太郎外千三百六十二名）（永井勝次郎君紹介）（第二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度農業共済保険関係予算の増額および農業災害補償制度改正のため、次記事項を早急に実現されたいというのである。

（一）農業共済組合等の事務費国庫負担の増額、（二）家畜共済病傷部分掛金の二分の一国庫負担、（三）多頭飼育加入奨励金の全面交付、（四）農業災害補償制度の改正案は、第四十回国会の衆議院議決の線を基本とし、三十八年度よりの実施。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度の運営状況にかんがみ、農業共済組合等の事務費国庫負担の増額、家畜共済病傷部分掛金の二分の一国庫負担等の措置を講ずることは適切妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願外二件（請願者　北海道網走市藻琴堀内秀雄外二名）（永井勝次郎君紹介）（第二二九号）、同外百三十六件（請願者　北海道常呂郡常呂町土佐中野清外百三十六名）（永井勝次郎君紹介）（第三五〇号）、同外百四十六件（請願者　北海道常呂郡訓子府町旭町後藤英夫外百四十六名）（永井勝次郎君紹介）（第三六四号）、同外百五十件（請願者　北海道常呂郡置戸町北光二部落蛯名茂重外百五十名）（永井勝次郎君紹介）（第四四一号）、同外百二十六件（請願者　北海道紋別郡生田原町西区西村茂吉外百二十六名）（永井勝次郎君紹介）（第四六五号）、同外百七十五件（請願者　北海道北見市昭和森谷留吉外百七十五名）（永井勝次郎君紹介）（第五〇六号）、同外九十七件（請願者　北海道北見市幸町六十五番地小林一博外九十七名）（永井勝次郎君紹介）（第六七三号）及び同（請願者　北海道網走郡女満別町字日進二番地岡崎一義）（永井勝次郎君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業共済組合等職員の給与については、事業量に応じた定員制を定め、今次の国家公務員のベースアップに準じた額とし、それに伴う諸手当を支給する給与体制を確立し、その全額を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度の運営状況にかんがみ、農業共済組合等の事務費国庫負担の増額等の措置を講ずることは適切妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

生産者乳価値下げ反対に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（中島巌君紹介）（第三四一号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第四〇八号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第四〇九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義和）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一〇号）、同（請願者　新潟県議会議長高橋重雄）（田中彰治君紹介）（第四九八号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第六九四号）、同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第七八三号）及び同（請願者　岡山県議会議長天野与市）（小枝一雄君紹介）（第一六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳業メーカーが牛乳の飲用消費の伸びなやみによる乳製品の滞貨を理由として、各生産者団体に対し、昭和三十七年十二月より、現

行乳価を一キログラム当たり一円十銭値下げすることを通告したが、現下の酪農生産の実態から、生産者乳価の値下げを強行することは、酪農民の経済に重圧を加え、今後の生乳生産さらに酪農発展に重大な支障をきたすものと思われるので、乳価値下げを回避するため、万全の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

生産者乳価の値下げは、酪農振興を推進している現下の農政の見地から不適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

家畜共済病傷部分掛金半額国庫負担に関する請願外百四十三件（請願者　北海道常呂郡常呂町字豊川片山栄外百四十三名）（永井勝次郎君紹介）（第三五三号）、同外百九十五件（請願者　北海道常呂郡訓子府町字穂波小坂万次郎外百九十五名）（永井勝次郎君紹介）（第三六七号）、同外百六十件（請願者　北海道北見市北上奥瀬由夫外百六十名）（永井勝次郎君紹介）（第四二二号）、同外二百四十七件（請願者　北海道網走郡東藻琴村字西倉関谷栄太郎外二百四十七名）（永井勝次郎君紹介）（第四四四号）、同外九十六件（請願者　北海道網走郡津別町恩根斎藤昭蔵外九十六名）（永井勝次郎君紹介）（第四六八号）及び同外六件（請願者　北海道常呂郡訓子府町小倉保外六名）（永井勝次郎君紹介）（第七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

死廃病傷共済の実績は、病傷給付と損害防止の普遍化によつて、著しく死廃事故を減少せしめたが、この減少に役立つた病傷の掛金と損害防止の経費は全部農家負担であり、農家負担の犠牲によつて死廃の国庫負担掛金を減少せしめている矛盾があり、また掛金負担が大きいことにより、家畜共済加入が困難となりつつある現況にかんがみ、乳肉畜産、生産地形成事業の着実な発展をはかるためにも死廃部分同様、病傷部分掛金についても二分の一を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

家畜共済制度については、最近の畜産の動向に即応してこれを整備拡充する必要があり、特に家畜共済病傷部分の掛金について、二分の一国庫負担とする必要性は大なるものがある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業改良普及事業の拡充強化に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業改良普及事業は農業発展の原動力として活動し、農業生産力は逐年増大しているというものの、最近における他産業の高度成長は農業と他産業の所得格差を増大し、農村青少年の都市への流出はきわめて著しい現状である。このような情勢の中で農業の所得を他産業従事者のそれと同等に高めるためには、農業改良普及事業が農業構造改善等の農業施策を積極的に推進できるよう拡充強化を期するべきである。ついては、次の諸施策を実現されたいというのである。(一)農業改良普及事業が国と県との協同事業である性格を明確にする等農業改良助成法を改正すること、(二)改良普及職員の任用資格の引上げおよび研修強化等資質の向上をはかること、(三)改良普及職員の職務の特殊性を考慮し、俸給調整額等の措置を講ずること、(四)生活改良普及員を増員すること。

二、請願の議決理由

農業改良普及事業については、今国会において農業改良助長法の改正が行なわれたこと等によつて大幅に前進したが、なお、生活改良普及員についてはさらに増員する必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国内糖業の育成強化に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外二名）（池田清志君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

早晩砂糖の自由化に直面することを考慮し、国際競争力に弱い国内糖業（甘しや糖、ビート糖、ぶどう糖について、次のような保護育成の法的措置を講ぜられたいというのである。(一)糖業全般に共通する事項について、(1)企業に対する融資条件の緩和、(2)工場設置に対する許可制の採用、(3)砂糖およびぶどう糖の政府買上げ措置、(二)甘しや糖の生産振興措置について、(1)生産基盤の整備拡充、(2)高性能品種の導入育成、(3)生産増強施策の強化、(三)ビート糖の生産振興措置について、(1)栽培の安定化、(2)増産奨励施策の地域的重点強化、(3)研究事業の拡充強化、等。

二、請願の議決理由

貿易の自由化の方向に即応し、国内産甘味資源作物の生産の振興及び国内糖業の健全な発展に寄与するための措置として本請願の要旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

植物防疫のためくん蒸庫設置に関する請願（請願者　横浜市鶴見区矢向町小橋五百六十二番地輸入食品株式会社代表取締役芝満）（井出一太郎君紹介）（第七七二号）及び同（請願者　東京都新宿区若葉二丁目八番地柴田産業株式会社代表取締役柴田勇）（坊秀男君紹介）（第五八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

植物防疫法が実施された頃には、外国から輸入される生鮮果実はほとんど皆無で具体的に支障をきたすことはなかつたが、その後あらゆる生鮮果実が輸入されるようになり、同法の運用に対する施設がないため通関が遅延し、輸入業者にとつては、品質の変化に伴う商品価値の低下によつて被る損失は膨大である。また不完なくん（燻）蒸施設による「くん蒸」は、同法の目的に違反するおそれもある。ついては、植物防疫法の完全運用のできるよう、完全なくん蒸庫を至急設置され、農業生産の保護ならびに輸入業者の利便に備えられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近において外国から輸入される生鮮果実類が量的に増大している実情にかんがみ、植物防疫法の運用の万全を期するために、完全なくん蒸庫を設置することは緊要なことと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

造林事業の補助単価引上げに関する請願（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県森林組合連合会長古江静哉外十五名）（池田清志君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県の造林補助単価は、ヘクタール当たり三万八千円であるが、労務者の県外進出が著しく労務賃金は日増しに上昇しつつあり、重労働の造林事業については、現在の造林補助査定因子となつている人夫賃三百二十円では、見向きもされない状態で実際単価平均六百円以上でなければ労務の確保はできがたい現状である。また苗木代、運賃も値上りしており、現在の補助単価ではとうてい計画造林の完遂はおろか資源培養の目的も果たしがたい実情にある。ついては、同補助単価を五万一千円以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
造林事業を推進せしめる上に、大きな阻害要因となつている補助単価の是正は、造林長期計画達成のため必要と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

国有林野開放に関する請願外一件（請願者　宮崎県北諸県郡高城町議会議長宮田吉助外二百七十五名）（瀬戸山三男君紹介）（第九九三号）、同外十四件（請願者　宮崎県南那珂郡北郷町議会議長伊東武信外二百九十五名）（小山長規君紹介）（第一一六四号）、同外十八件（請願者　宮崎県東臼杵郡諸塚村議会議長小川義彰外三百四十名）（相川勝六君紹介）（第一二四五号）、同（請願者　宮崎県宮崎郡佐土原町議会議長鬼塚武彦外三百三十四名）（川野芳滿君紹介）（第一二七四号）及び同（請願者　東京都千代田区永田町一丁目十七番地全国町村議会議長会長石田真宗）（大竹作摩君外一名紹介）（第一八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有林野は特定市町村、特に未開発地域のしかも辺地に偏在しているため、所在市町村は、財政に恵まれず、行財政の発展向上に支障をきたし、交通文化経済等高度成長をしている他の地域に比較して、依然低水準にあえぎ、住民の所得格差はますます増大する一方である。またこれが開放は地方自治優先の根本理念からも、未開発地域開発促進の面からも、さらには、農業基本法に基づく新政策の一環としても重要な問題である。ついては、国有林野を市町村に開放し、払下げを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
国有林が特定地域に偏在しているため、地元の経済発展、特に、農業構造改善事業の推進を阻害している場合は、国が国有林を所有、経営する目的を逸脱しない範囲において、国有林の積極かつ適切な活用を図るべきものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

利根川の農業用水資源確保及び流域開発促進に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通り二丁目二十七番地全国土地改良事業団体連合会内利根川水系農業水利協議会長青木正）（竹山祐太郎君紹介）（第一〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
利根川本支川流域内の総降水量に対し農業をはじめ工業、上水道等の利用率は、わずかに一割に過ぎないから、これが水資源確保により流域内の開発と農業経営安定のため、次記事項を実現されたいというのである。(一)利根川水系内の確固たる農業計画を中心とした基盤整備計画の樹立と、これが事業のすみやかな完成をはかること、(二)上流ダム群を早期完成させ、洪水の調節と水資源の確保をはかるとともに、放水に対しては農業事情を十分考慮すること、(三)同水系地帯には湿田単作地域農業改良促進法による指定面積がきわめて多いので、水資源の確保により乾田化の促進をはかること、等。

二、請願の議決理由
利根川水系の水利用の効率化とこれら地域の農業経営の発展のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

牛乳価格値下げ阻止並びに飼料対策に関する請願（請願者　滋賀県伊香郡余呉村農業協同組合長理事大森正章）（草野一郎平君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在こ(仔)牛一頭の買入れ価格は約八万円で、三年後に乳が生産できるが、その間飼料代が四万円、畜舎が十五万円、そのための労力が年間七十八人必要であり、乳生産を始めて労働報酬が一日当たり二百二十五円で、その中に前記資金の償却が含まれているような状況であり、酪農民の前途はまことに暗い情勢にある。ついては、牛乳価格を値下げしないよう措置し、また飼料対策についても政府所有麦の緊急払下げと抜本的な長期対策を確立する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
酪農振興を推進している現下農政の見地から、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

乳価値下げ阻止並びに酪農政策確立に関する請願（請願者　茨城県真壁郡明野町宮後九百八十八番地茨城県統一乳価交渉実行委員会長国府田仁平外四千百八十六名）（赤城宗徳君外四名紹介）（第一三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府が乳製品の事業団による買上げを決定して以来、乳製品の市況は堅調に推移しているが、乳業者は依然として乳価値下げ通告の撤回を拒否しており、これを生産者に強要している。ついては、乳価値下げ阻止ならびに酪農政策確立のため、次記事項について、すみやかに適切な措置を講じられたいというのである。(一)当面の施策として、(1)乳価紛争の調停など政府みずからが、乳価問題に積極的に介入し乳価値下げを阻止すること、(2)乳価は生産費および所得補償方式によるものとし、原料乳安定基準価格を改定すること、(3)牛乳調整工場の設置を推進すること、等、(二)恒久施策として、(1)畜産物価格安定法を改正すること、(2)飼料価格安定法

および飼料自給化促進法を制定すること、等。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

内水面漁業振興に関する請願（請願者　岐阜県稲葉郡那加町門前町二丁目二十六番地千島喜久男外八名）（大野伴睦君紹介）（第一六一五号）、同（請願者　京都市下京区朱雀分木町八十六番地松井佳一）（田中伊三次君紹介）（第一六五〇号）及び同（請願者　滋賀県草津市草津町千七百二十二番地木村庄一）（宇野宗佑君紹介）（第一六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内水面漁業は、総合開発事業の実施、あるいは新産業都市の建設等の推進により非常な圧迫を被り、近代産業発展の美名にかくれて大きな犠牲を強いられている現状にあるが、同漁業の保護育成については、なんら適切な措置が講じられていないばかりか、いたずらに免許、許可事務等を複雑化し、国や県の権限を強化するのみで、内水面漁業の振興を妨げているので、この際積極的な助長策を講じなければ崩壊の一途をたどるばかりである。ついては、内水面漁業を振興促進するため、次記事項をすみやかに実現されるよう、制度の確立と予算措置について配慮されたいというのである。（一）農薬P・C・P剤流出による水産動植物等の被害対策措置、（二）河川災害復旧工事に際しえん（堰）堤に魚道を付設すること、（三）災害補償制度等の確立。

二、請願の議決理由

内水面漁業の代表的なものは、河川漁業であるが、これら漁業は、多数の零細な漁業者を擁している一方、多数の一般遊漁者による利用という公共的性格を持ち、しかも、この面における利用がますます高まつてきている現状である。これがため、制度的、予算的の措置を拡充して内水面漁業の振興を図ることは妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

バナナ自由化に対する合理化資金の融資に関する請願（請願者　東京都新宿区若葉二丁目八番地柴田産業株式会社代表取締役柴田勇三安倍晋太郎君紹介）（第一七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バナナの自由化は本年四月から予想され、これが実施されると大資本による外国商社の進出や、わが国総合大商社に独占の機会を与えることとなるので、中小企業のバナナ専業者はこれらの市場独占攻勢に対処するため、設備の拡充整備と経営合理化の対策を早急に確立せねばならぬ必要に迫られているが、長期設備資金貸出銀行（日本興業銀行、長期信用銀行、不動産銀行）の融資態度は、生産関係金融を優先しているため、消費関係中小企業は融資対象から除外される結果となり、バナナ専業者は資金調達の面でその計画がくじけ、苦慮している現状にある。ついては、バナナ自由化により経営の危機に直面しているバナナ専業中小企業者のため、次記事項を配慮されたいというのである。（一）バナナ自由化に対する金融措置を講じ、その一環として政府関係金融機関に対しては優先的に貸出しに応じるよう通達すること、（二）各金融機関に対し自由化の時流を考慮し、貸出優先順位を上げて最優先的に貸出しするよう強い指導をすること。

二、請願の議決理由

本年四月以降バナナは自由化されるに至つたが、自由化後におけるバナナの中小企業者の経営の安定をはかるための措置として金融上の配慮を十分払うべきものであるとの本請願の要旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県内之浦町辺塚、大浦部落間の国有林道開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島の東部海岸線は、約四十キロにわたつて、貫通する道路がないため、各部落間の連絡は海上を利用している現状で、産業開発上また観光資源開発上最大の障害となつているが、内之浦町辺塚部落（肝属郡）と大浦部落を結ぶ国有林道を設置するならばこの不便が解消される。ついては、辺塚、大浦間の国有林道を早急に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

林道は、林業経営上はもちろん、地元山村振興に寄与する所大であり、その早急な整備が望まれる。特に国有林の配置の不備が地元産業、交通の発展を阻害している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

早場米の時期別格差金制度存続に関する請願（請願者　新潟県議会議長高橋重雄）（田中彰治君紹介）（第二五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、これまで実施してきた早場米の時期別格差金の制度を順次、漸減のうえ、将来これを廃止することとし、これに要する資金を水稲単作地帯の構造改善、近代化等に振り替えるように聞き及んでいるが、これが具体的な対策が明示されないまま、このような方策をとられることは、農家の不安を助長するものであり、米単作地帯の農家所得と他産業所得との格差の縮小について適切な施策が望まれているときでもあるから、早場米地帯の時期別格差金制度を従来通り存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

早場米の時期別格差金の漸減又は廃止にあたつては、水稲単作地帯の構造改善、近代化等の十分の施策を講じ、農家所得の確保と他産業との所得格差の是正につとめるべきものとして、本請願の趣旨は検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林年金制度の改正に関する請願（請願者　滋賀県神崎郡能登川町垣見吉田義美外四千七十七名）（草野一郎平君紹介）（第二六

五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年四月法制定をみた農林年金制度は、その給付内容等において、国家公務員共済組合等他の年金制度と比較して不均衡となつているので、すみやかに次記のとおり国家公務員法に準じて給付額を引き上げ、最低保障制を設けられたいというのである。（一）標準給与について等級および月額が「最低三千円、最高五万二千円の二十五等級」であるものを「最低六千円、最高十万円の三十二等級」に改める、（二）平均標準給与が「最終五年間の平均」であるのを「最終三年間の平均」に改める、（三）退職給与について、(1)退職年金の基本額が「平均標準給与の月額の四月分」であるのを「平均標準給与の年額の百分の四十（月額の四・八月分）」に改め、組合員期間二十年をこえる年数一年につき加算する額「平均標準給与の日額の四日分」を「平均標準給与の年額の十分の一・五（日額の五・四日分）に改める、(2)年金額の最低保障額および最高限を新設し、最低額を三万五千五百二十円、最高限を平均標準給与年額の百分の七十とする、(3)通算退職年金について、支給の対象となる組合員期間「六月以上二十年未満」を「一年以上二十年未満」に改める、(4)退職一時金について、支給の対象となる組合員期間「六月以上二十年未満」を「一年以上二十年未満」に改め、一時金計算の基礎となる組合員期間に応じた法別表の日数が「十日から四百八十五日まで」であるのを「二十日から五百十五日まで」に改める、等。

二、請願の議決理由

農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の水準に比して、たち遅れている現況にかんがみ、速急にその給付内容の改善を図る必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

乳価値下げ阻止及び酪農の経営難打開に関する請願（請願者　徳島県美馬郡脇町字西俣名千百七十一番地井口貞夫外九名）（秋田大助君紹介）（第二八五四号）、同外一件（請願者　京都府船井郡日吉町湯浅敏夫外二十三名）（谷垣專一君紹介）（第三一六七号）、同（請願者　徳島県板野郡板野町安芸進外五十三名）（小笠公韶君紹介）（第三四九一号）、同（請願者　長野県北佐久郡御代田町内堀菊雄外百九十八名）（中澤茂一君紹介）（第三五二四号）、同（請願者　広島市大手町八丁目中村年朗外九名）（永井勝次郎君紹介）（第三五二五号）、同（請願者　徳島県海部郡年波町喜田治子外五十二名）（三木武夫君紹介）（第三五二六号）、同（請願者　徳島市北袋町四丁目露木実外五十三名）（秋田大助君紹介）（第三五六一号）及び同（請願者　徳島県阿波郡阿波町川端静司外五十一名）（生田宏一君紹介）（第三五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生産者乳価安定と酪農の経営難打開のため、次記事項の即時実施を措置されたいというのである。

（一）乳業者の乳価値下げ通告を撤回せしめるよう、行政指導を行なうこと、（二）昭和三十八年度原料乳安定基準価格を、生産費と所得をつぐなうよう、大幅に引き上げること、（三）畜産物価格安定法を抜本的に改正し、直接原料畜産物の価格を支持する制度として確立すること、（四）飼料需給安定法を改廃し、流通飼料の価格安定制度、自給飼料増産確保、草地開発促進に関する制度を確立し、飼料価格値下げと需給の緩和をはかること、（五）国内産牛乳による学校給食制度を確立すること、（六）酪農を破壊する乳製品の輸入を行なわないようにすること。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

酪農政策確立等に関する請願（請願者　大津市東浦一番町吉田義美外二千八百五十名）（草野一郎平君紹介）（第三三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳業会社は飼料をはじめとする諸物価の値上りの中で、会社自らの経営合理化を怠り、昨年十一月初め、一斉に全国各地において原乳価格の引下げを取引団体に通告したが、これは酪農の安定的成長を不可能にし、農民を窮乏におとし入れるものである。ついては、かかる事態を招来したことは、酪農政策の欠如と失政によるものであるから、酪農政策の確立をされるとともに次記事項の早期実現をはかられたいというのである。

（一）生産費および所得補償方式に基づき原料乳安定基準価格を改定すること、（二）学校給食のわくを増大し、恒常的制度とするための法制化を行なうこと、（三）政府手持ちの等外上大小麦およびふすまを飼料として農協に低価格で払下げること、（四）飼料価格の引下げと安定をはかるため、飼料需給安定法を制定すること、等。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

菓子の自由化に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋六丁目四番地全国菓子協会若原襄）（中村三之丞君紹介）（第三五七一号）及び同（請願者　東京都世田谷区玉川町十六番地日本菓子専門学校内全国菓子協同組合連合会理事長若原譲外一名）（廣瀬正雄君紹介）（第三九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は菓子の自由化にあたつて、主原料である米、小麦粉、酪農製品等については、農業保護政策を名目として、輸入制限の継続または高率関税の適用等を採用しようとしているが、このような政策は、次項の理由により、国内菓子産業に重大な脅威を与えるから、これが自由化は菓子主原料の完全自由化と菓子主原料が国際水準価格となるよう関税、消費税等の一大改正を実現されるまで延期されるとともに、特定産業育成政策によつて菓子産業が被つている犠牲的負担を政策によつて解消するよう保証措置を講ぜられたいというのである。（一）わが国の菓子主原料価格は諸外国に比し著しく割高である、（二）菓子原料に課せられている関税や消費税は、砂糖のように菓子の関税に比しきわめて高率であり、諸外国の製菓企業に比較し、わが国の製菓業は過重負担を負わされている、（三）原料高による現行生産条件のもとでは、所定の関税率をもつて、国産菓子と輸入菓子との価格差をとうてい吸収することができない、（四）わが国の製菓業はほとんど細小規模の生計的経営のもとに占められているので、強大な資本力と大規模生産体制の確立している海外大

企業に対し競争力はいまだ劣弱である、(五)国内施策の不平等の結果、菓子産業が受けている国際競争上の制約は排除されなければならない。

二、請願の議決理由

主要原料である農畜産物の自由化がなされていないため、菓子の自由化は延期するようにとの本請願の趣旨は、国際価格水準に比し割高であるわが国農畜産物の需要の確保対策の面からしても妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

畜産物の価格安定に関する請願外二十六件（請願者　愛媛県今治市上徳富田農業協同組合理事長青井政善外百二十八名）（八木徹雄君紹介）（第三五六六号）、同外十件（請願者　愛媛県南宇和郡一本松町農業協同組合長小松繁義外四十四名）（毛利松平君紹介）（第三七〇三号）、同（請願者　愛媛県南宇和郡御荘町大字平城二千六百六十三番地御荘町農協青壮年連盟委員長猪野忠雄外三名）（安平鹿一君紹介）（第三八二三号）、同外十二件（請願者　愛媛県伊予市北山崎農業協同組合長武田専一外二百二十二名）（湯山勇君紹介）（第三八二四号）、同外十二件（請願者　愛媛県北宇和郡広見町農業協同組合長中山武司外四百九十九名）（今松治郎君紹介）（第四〇六九号）及び同（請願者　愛媛県伊予三島市三島町千七十五番地伊予三島農業協同組合長理事守谷清男外五名）（井原岸高君紹介）（第四四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産物の流通機構の非近代性と価格安定政策の欠如は、たえず酪農民の手取り価格の不安定をもたらし、さらに最近の豚価、乳価に見られるように生産費をも下回る暴落を示しているが、畜産物価格安定法に基づく昭和三十八年度の基準価格決定に当たつては、次記事項を措置されたいというのである。(一)基準価格決定は、再生産確保を目的とする法の趣旨に基づき、農業団体の要求する生産費方式による価格とすること、(二)豚価、原料乳価の決定および事業団買入れについては、(1)豚価の市場別価格差を廃止すること、(2)豚の買上規格を再検討し、格落ち品をよくする措置を講ずること、(3)事業団買入れに当たつては、農協共販品を優先すること、(4)生乳の買入方式を検討し実現すること、(三)畜産物価格審議会の生産者委員を大幅に増員すること、(四)畜産物価格安定法の一部を次のように改正すること、(1)生産者所得補償方式による基準価格決定を明記すること、(2)事業団の買入対策品目に鶏卵、鶏肉等を加えること、(3)事業団経営を安定化するため、一般会計よりの補充措置を明文化すること。

二、請願の議決理由

畜産は、農業基本法に基づく選択的拡大部門としてその振興のための施策が講ぜられている際であるので、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

甘味資源特別措置法案から除外されている水飴、普通ぶどう糖及び粉飴の育成に関する請願（請願者　鹿児島市呉服町十五番地鹿児島物産加工株式会社若松藤右エ門）（宇田國榮君紹介）（第三七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府はこのたび甘味資源農作物または国内産のでん粉を主原料として使用する砂糖類製造工業の健全な発展をはかる等のため、甘味資源特別措置法案を提出したが、同法案には、従来から最も多量にでん粉を消費して、芋作、でん粉工業に大きく貢献し、しかも国内甘味の大宗である水飴、普通ぶどう糖および粉飴が除外されていることは、はなはだ片手落ちな措置であり、このまま推移するときは、これらの企業は重大な危機に直面するのはあきらかである。ついては、水飴、普通ぶどう糖および粉飴についても同じくでん粉糖としての結晶ぶどう糖などに準じ、強力な行政措置により育成されるよう次項について要望するというのである。(一)原料でん粉の供給確保と製糖企業の安定をはかること、(二)価格混乱防止のため砂糖およびでん粉糖（結晶ぶどう糖、精製ぶどう糖、普通ぶどう糖、水飴および粉末水飴）に一連の価格体系を樹立し、その維持をはかること、(三)中小企業であり設備過剰であるでん粉糖工業の単位生産性を高め、コスト引下げによる体質改善のため奨励金を交付し、企業合同を推進すること、(四)貿易自由化対処のため水飴および粉飴等の老朽設備近代化に必要な資金の融資をあつせんすること、(五)砂糖および貿易自由化に関連し、過当競争を防止して、製飴企業の国際競争力強化のため、過剰設備のスクラップ化したものについては補償買上げ措置を講ずること。

二、請願の議決理由

いも作農家の安定と国内でん粉の需要の確保の見地から、水飴等企業の経営の安定をはかるべきであるとの本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

乳価の安定に関する請願（請願者　栃木県鹿沼市板荷栃木県酪農民会議会長渡辺喜平外八千百二十三名）（森山欽司君紹介）（第三七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、乳製品滞貨を理由とする乳業者の一方的な乳価値下げに対処し、乳製品の事業団買上げ、学校給食の実施等の施策を講ぜられたにもかかわらず、乳業者と生産者団体との間に紛争を生じていることはまことに遺憾である。栃木県における乳価の値下げ幅は、一キログラム当たり三円七十四銭で実に一割以上の値下げを強いられたこととなり、酪農経営を危たいにおとしいれている。ついては、現下の事態を収拾し、乳価復元のための適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

乳価安定対策に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（倉石忠雄君紹介）（第三七三六号）、同（請願者　長野県議会議員横内与次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六一号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三八〇三号）、同（請願者　長野県議会議員串原義直）（中島巌君紹介）（第三九六二号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九六三号）、同（請願者　長野県議会議員林美郎）

（下平正一君紹介）（第四一二一号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一四八号）及び同（請願者　長野県議会議員依田敏治）（井出一太郎君紹介）（第四一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酪農は農業基本法に基づく選択的拡大部門として、農業構造改善事業の重要施策にとりあげられ推進されているが、しかしながら、さきの乳業メーカーの値下げ通告により、今後の酪農の発展は重大な支障をきたすものと思われるので、現下の乳価紛争を早急に収拾し、酪農の長期安定をはかるため、次の事項を措置されたいというのである。（一）乳製品の畜産事業団による買入れをすみやかに完了し、乳価値下げ通告の撤回を勧告し、現在までの差額を支給できるようにすること、（二）原料乳安定基準価格を法律の主旨にのっとり、適正な水準となるよう検討すること、（三）事業団が輸入した乳製品が市価の圧迫材料とならないよう適正な処分を行なうこと、（四）政府手持ちの麦類およびふすまをすみやかに放出して、飼料の値上りを防止するとともに、飼料価格の全般的安定ないしは引下げをはかるための恒久対策として、所要の法的措置を講ずること、（五）国内産牛乳乳製品による恒久的な学校給食制度を確保するよう所要の措置を講ずること。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

いのししの被害防止に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡香寺町高月利夫外三名）（三木喜夫君紹介）（第三八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡香寺町は、昨年より農山村の作物がいのししに食い荒らされ、逐年被害がじん大になりつつあるので、その予防措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国のいのししによる農作物の被害は、年間約八億円にも達するといわれ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

地方青果卸売市場法制定に関する請願（請願者　静岡市紺屋町七番地の一全国地方青果卸売市場協議会長宇佐美兼次郎）（足鹿覚君紹介）（第四〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農産物流通行政の重要性が一般に強く認識されつつある今日、全国地方青果卸売業者は、公共的機関として重大使命をもち、農産物流通機構の中核である青果卸売市場の整備充実と安定確立を期して、地方青果卸売市場法の制定による流通行政の強力な実施を叫んでいたが、幸いにも第三十九回国会において、現行中央卸売市場法の一部改正案審議に当たり、地方青果市場行政についても、すみやかに必要な法的措置を講ずべき旨の附帯決議がなされ、政府当局者もその善処方につき確約をした。しかるに、その後一年余り経ているが、いまだになんらの施策も見られず、調査検討すらも行なわれていない由であり、はなはだ遺憾にたえない。ついては、農業経営および農産物流通の合理化、円滑化と、大衆消費面における適正かつ安定価格保持のため、地方青果卸売市場法を早期に制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農産物流通の合理化、円滑化、消費面における適正かつ安定価格保持のため、地方卸売市場法を制定されたいというものであつて、誠に妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業構造改善事業の国庫補助率引上げ等に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡東伯町長榎田幸太外一名）（足鹿覚君紹介）（第四〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡東伯町は、昭和三十六年度において農業構造改善事業の計画地域として指定され、鋭意同事業を推進している次第であるが、同計画樹立の段階に至り種種の問題点を生じ、真に農業経営を改善し、農家所得の増大をもたらすことができるか否か憂慮されるので、次記事項について格別の配慮をされたいというのである。

（一）地元負担の軽減をはかるため、国庫補助率引上げの措置を講ずること、（二）同事業の推進、実施に当たつては、実施基準に制約され、盛り上がる農家の意欲と自主性を阻害している実情にかんがみ、画一的に適用されないようにすること、（三）事業費の算定に当たつては、地域の実情に応じて拡大されること、（四）多目的集会所をこの事業の補助対象と認めること、（五）団体営土地改良事業について、構造改善事業と一般土地改良事業の補助率を同額とすること。

二、請願の議決理由

農業構造改善事業は、わが国農業の近代化を図るための重要施策であり、同事業の円滑な推進を期するには国の補助率を引き上げて地元負担を軽減する等の措置を講ずる必要があると思考される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

海草天草人工栽培増産法採用に関する請願（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百二十五番地　東海水産化学研究所長大野角次郎）（齋藤憲三君紹介）（第四二三一）号に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、寒天の主原料である天草の人工栽培増産法を十二年間研究した結果、昭和二十七年発明が完成し、特許庁より注目発明に選定され、この実施化試験も行ない、企業生産に着手しようと水産庁に懇願書を十余回も提出したが採用されず困却している。現在同庁が奨励している天然石による天草生産量は投石してから三年後に二メートル平方よりわずかに五グラム内外であり、しかも天然石の価格は二メートル平方五～六千円であるが、請願者の発明法によれば人工石を投入すれば生産量は天然石のそれの二十倍以上に達する上に人工石の価格も天然石の半分以下でよいにもかかわらず、水産庁では天然石以外の人工石は採用しないと拒否している。ついては、天草の国内需要すら不足し、年額十余億円も買入れている現在、同庁の人工石投入による栽培増産法を拒否する理由を調査されるとともに、同発明法を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒天の主原料であるてんぐさの

増産を図り、沿岸漁業の振興を期することは妥当な措置と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

除虫菊生産振興に関する請願（請願者　東京都江東区深川佐賀町一丁目一番地日本特殊農産物協会理事長坂田英一）（野原正勝君紹介）（第四二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

除虫菊産業の発展の基盤を強化し、計画的な拡大伸長をはかるためには、広く農政的な見地から適地適産による選択的作物として、当局の適切かつ強力な諸施策が特に必要であり、昨年、当局により優良種苗の増殖配布と地域耕種基準圃設置の助成施設が予算化されたことは、まことに感謝にたえないが、なお未解決になつている次記事項について、すみやかな実施を強く要望するというのである。

（一）除虫菊試験研究機関の拡大強化、（二）除虫菊の生産改善施策として、(1)優良種苗増殖配布施設の助成増額、(2)乾燥方法の合理化施設の普及、（三）除虫菊生産加工に必要な制度、融資の確立、（四）需給事情の調査と生産年次計画の樹立、（五）需要の拡大促進に必要な施策。

二、請願の議決理由

農業構造の改善と選択的拡大の方向に照らし、適地において、工芸作物としての除虫菊の生産の振興をはかる措置を講ずべきであるとの本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産物加工業者に対する補助及び融資等に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地日本食品衛生協会長足立正）（中澤茂一君紹介）（第四五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林省、食糧庁、水産庁等の主管に属す食品製造業は、その大多数が零細企業であり、旧態依然とした設備をもつて営業し、辛くも、その収支の均衡を保つている現状にある。しかも食品製造業の中で製飴業、めん類製造業等三十六業種は、ほとんど農林水産物資の加工業であるが、大多数が零細企業であるため、業者は経済発展に伴う営業施設の向上、特に食品の資質はもちろん、その取扱等の衛生施設の充実向上に対する使命と義務を自覚し、他面コストの引下げ、生産増強等最低限度の諸施設の改善を意図するも、その資金調達が困難であり、従つて、食中毒の予防等の諸施設も最低線をほうかいしている実情である。ついては、次の行政措置を講じられたいというのである。（一）中小企業設備近代化補助金のあつせん、（二）低利融資のあつせん、（三）税制上の優遇、（四）利子補給その他必要措置。

二、請願の議決理由

中小規模の農林水産物加工業者の諸施設を改善し業務の健全化を図る上において、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林年金制度改正に関する請願外九件（請願者　愛媛県周桑郡小松町小松農業協同組合長理事鳳密外三百一名）（井原岸高君紹介）（第四五二五号）、同外一件（請願者　兵庫県赤穂郡上郡町大持百九十二の四番地上郡町農業協同組合長理事小谷弘外一名）（大上司君紹介）（第四五二六号）、同外五件（請願者　兵庫県朝来郡和田山町和田山百四十五番地の一和田山農業協同組合長理事枚田章二外五名）（小島徹三君紹介）（第四五二七号）、同（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町吉岡農業協同組合長理事檜垣茂外百六十二名）（八木徹雄君紹介）（第四五二八号）、同（請願者　大分県速見郡日出町農業協同組合長竹光秀正外七名）（綾部健太郎君紹介）（第四五五〇号）、同外二十三件（請願者　滋賀県近江八幡市武佐町七百十四番地武佐農業協同組合長理事川島謹治郎外千五百九十四名）（宇野宗佑君紹介）（第四五五一号）、同外二件（請願者　福井県武生市今宿町王子保農業協同組合長三田村啓司外六百七十八名）（植木庚子郎君紹介）（第四五五二号）、同外二件（請願者　兵庫県宍粟郡千種町千種五千十一番地千種町農業協同組合長理事平瀬時治外二名）（大上司君紹介）（第四五五三号）、同外四件（請願者　兵庫県明石郡大久保町字神楽田三十四の五番地大久保町農業協同組合長理事衣笠信治外四名）（渡海元三郎君紹介）（第四五五四号）、同（請願者　福井県坂井郡川西町浜別所農業協同組合長坂本秀之外四百八十六名）（堂森芳夫君紹介）（第四五五五号）、同外十件（請願者　神奈川県津久井郡津久井町中野五百五十番地津久井郡農業協同組合長理事島崎丈之助外千十四名）（安藤覺君紹介）（第四五八〇号）、同外二件（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県農業会議会長吉野房見外二名）（相川勝六君紹介）（第四五八一号）、同外一件（請願者　岡山県御津郡御津町金川農業協同組合長赤木定市外一名）（逢澤寛君紹介）（第四五八二号）、同外六件（請願者　福岡県大川市大字鐘ケ江三百八十八番地三又青木漁業協同組合長一木新外三百六十五名）（荒木萬壽夫君紹介）（第四五八三号）、同外十四件（請願者　福岡県行橋市大字大橋二千八百十二番地行橋市農業協同組合長将口岩夫外五百名）（有馬英治君紹介）（第四五八四号）、同外六件（請願者　兵庫県龍野市神岡町上横内三百五十一番地の三神岡農業協同組合長理事横尾橘治外六名）（大上司君紹介）（第四五八五号）、同外二件（請願者　新潟市東中通一番町八十六番地新潟県農業協同組合中央会長内山清一朗外二名）（大野市郎君紹介）（第四五八六号）、同外二件（請願者　岡山県御津郡建部町大字中田八十三番地の三建部農業協同組合長千田虎吟二外二名）（大村清一君紹介）（第四五八七号）、同外六件（請願者　三重県伊勢市岩渕町百四番地伊勢市農業共済組合長中川良二外三十二名（角屋堅次郎君紹介）（第四五八八号）、同外十五件（請願者　三重県鈴鹿市神戸矢田部町三重県農業協同組合中央会鈴鹿市駐在所木下長夫外百九十九名）（久保田藤麿君紹介）（第四五八九号）、同外二件（請願者　兵庫県出石郡但東町資母農業協同組合長理事山本強外二名）（小島徹三君紹介）（第四五九〇号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通二丁目八番地の二兵庫県経済農業協同組合連合会労働組合執行委員長藤定敏朗）（田中武夫君紹介）（第四五九二号）、同外七件（請願者　福岡県直方市大字下新入二十七番地直方市新入農業協同組合長理事田代順一外四百三名）（多賀谷眞稔君紹介）（第四五九三号）、同（請願者　京都府相楽郡木津町木津相楽郡農業協同組合協議会長富井卯一外百二十七名）（玉置一徳君紹介）（第四五九四号）、

同外四件（請願者　大津市東浦一番町滋賀県共済農業協同組合連合会長理事吉田義美外百十四名）（堤康次郎君紹介）（第四五九五号）、同外一件（請願者　兵庫県川西市平野字新在家八百七番地多田農業協同組合長理事上田市次外一名）（富田健治君紹介）（第四五九六号）、同外四件（請願者　福岡市須崎土手町十八番地の一福岡県購買販売農業協同組合連合会長理事石井邦太郎外八百二十七名）（中島茂喜君紹介）（第四五九七号）、同外十八件（請願者　福岡県山門郡山川村農業協同組合長森一蔵外八百十名）（楢橋渡君紹介）（第四五九八号）、同外六件（請願者　福岡県嘉穂郡筑穂町長尾上穂波農業協同組合長理事吉原寿一外二百二十四名）（松本七郎君紹介）（第四五九九号）、同外三件（請願者　滋賀県草津市北山田町山田漁業協同組合長理事横江治外十八名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四六〇〇号）、同外十九件（請願者　福岡県柳川市袋町二十六番地柳川大川漁業協同組合連合会長理事古賀清治外八百七十名）（山崎巌君紹介）（第四六〇一号）、同外十一件（請願者　三重県三重郡菰野町字菰野服部光良外九十九名）（山手滿男君紹介）（第四六〇二号）、同外五件（請願者　福岡県飯塚市横田八百十番地の五飯塚市農業協同組合長理事花山重一外四百七名）（伊藤卯四郎君紹介）（第四七一四号）、同外一件（請願者　福岡県浮羽郡吉井町亀川千四百六十二番地浮羽郡大石堰土地改良区理事長倉富角次郎外三百六十八名）（稲富稜人君紹介）（第四七一五号）、同外十一件（請願者　大津市玉屋町九番地滋賀県農業共済組合連合会副会長理事上林惣太郎外五百十二名）（宇野宗佑君紹介）（第四七一六号）、同外十七件（請願者　新潟県中魚沼郡川西町上野農業協同組合長理事清水儀七外十七名）（大野市郎君紹介）（第四七一七号）、同外四十七件（請願者　三重県北牟婁郡海山町大字矢口浦紀州真珠養殖漁業協同組合長理事奥村清一外五百三十名）（角屋堅次郎君紹介）（第四七一八号）、同外二十三件（請願者　滋賀県東浅井郡虎姫町五村百二番地虎姫町農業協同組合長田中勝美外八百二十九名）（草野一郎平君紹介）（第四七一九号）、同（請願者　岡山市上西川町百九番地岡山県花卉農業協同組合長小山平夫）（黒田壽男君紹介）（第四七二〇号）、同外七件（請願者　神奈川県足柄上郡松田町松田惣領千二百五十番地松田農業協同組合長理事鍵和田直三外四百二十七名）（小金義照君紹介）（第四七二一号）、同（請願者　栃木県小山市大谷農業協同組合長理事中村茂作外三十九名）（小平久雄君紹介）（第四七二二号）、同（請願者　三重県亀山市白木町三千百番地天野五雄外百三十一名）（小林ちづ君紹介）（第四七二三号）、同（請願者　福岡県遠賀郡水巻町農業協同組合長永沼一郎外三十七名）（田中幾三郎君紹介）（第四七二四号）、同外十件（請願者　甲府市橋町十八番地山梨県農業会議会長 星野重次 外十名）（田邉國男君紹介）（第四七二五号）、同（請願者　東京都青梅市野上二百八十八番地霞農業協同組合長理事吉沢堅吾）（津雲國利君紹介）（第四七二六号）、同外十一件（請願者　滋賀県神崎郡永源寺町山上農業協同組合福岡源治外四百三十一名）（堤康次郎君紹介）（第四七二七号）、同外六件（請願者　福岡県早良郡早良町入部農業協同組合長理事樋口伊蔵外千六十四名）（中村寅太君紹介）（第四七二九号）、同外四件（請願者　兵庫県津名郡一宮町郡家浦漁業協同組合長石上久雄外四名）（永田亮一君紹介）（第四七三〇号）、同（請願者　福岡県宗像郡宗像町高山徳七郎外七百四十五名）（楢崎弥之助君紹介）（第四七三一号）、同外五十二件（請願者　三重県志摩郡阿児町志島漁業協同組合長理事向井勘一外六百八十二名）（濱地文平君紹介）（第四七三二号）、同外十二件（請願者　大分県大分郡庄内町大字東長宝四百五十一番地の一元治水井路土地改良区理事長佐藤吉夫外十二名）（廣瀬正雄君紹介）（第四七三三号）、同外十件（請願者　岡山県阿哲郡哲多町大字矢戸万才農業協同組合長理事岩本明外十名）（藤井勝志君紹介）（第四七三四号）、同外二件（請願者　栃木県鹿沼市北押原農業協同組合長理事佐藤助左ェ門外三十八名）（船田中君紹介）（第四七三五号）、同外五十五件（請願者　山形市旅篭町三百一番地山形県農業会議会長大久保伝蔵外千四百八十名）（松浦東介君紹介）（第四七三七号）、同外五十九件（請願者　三重県一志郡嬉野町滝之川小森峰雄外千三百五十六名）（松本一郎君紹介）（第四七三八号）、同（請願者　秋田市大町三丁目十一番地秋田県農業協同組合中央会長 長谷山行毅外二千四十五名）（柳谷清三郎君紹介）（第四七三九号）、同（請願者　横浜市戸塚区岡津町二百三十七番地中川農業協同組合長理事小金井輝一外二百五十九名）（米田吉盛君紹介）（第四七四〇号）、同（請願者　愛知県丹羽郡大口町大字大屋敷字植松三十五番地の四大口町農業協同組合長酒井謙一外四十六名）（江崎真澄君紹介）（第四七六八号）、同外九件（請願者　兵庫県佐用郡上月町上月農業協同組合長理事中井利夫外九名（大上司君紹介）（第四七六九号）、同（請願者　愛知県知多郡南知多町大字大井字真向十七番地知多岬農業協同組合長理事山下喜一郎外二十九名）（久野忠治君紹介）（第四七七〇号）、同外二件（請願者　京都府宇治市宇治若森一番地宇治久世農業協同組合連合会長夜久全宏外千十四名）（谷垣專一君紹介）（第四七七一号）、同外三十四件（請願者　福岡県筑後市大字水田百十五番地筑後市農業協同組合長理事下川次郎外五千七百七十六名）（山崎巌君紹介）（第四七七二号）、同外二十件（請願者　兵庫県氷上郡市島町上竹田九十三番地前山農業協同組合長理事大槻定夫外二十名）（有田喜一君紹介）（第四八〇二号）、同（請願者　愛媛県宇摩郡土居町大字津根長津農業協同組合長理事石川伊勢丸外十四名）（井原岸高君紹介）（第四八〇三号）、同外三件（請願者　愛知県新城市字町並二百二十一番地新城金庫農業協同組合長理事白井章一外八十四名）（上村千一郎君紹介）（第四八〇五号）、同外二件（請願者　愛知県西加茂郡猿投町大字四郷字東畑九十七番地猿投農業協同組合長理事大岩安五郎外八十九名）（浦野幸男君紹介）（第四八〇六号）、同（請願者　愛知県丹羽郡岩倉町大字岩倉字神明岩倉町農業協同組合井上源吾外三十九名）（江崎真澄君紹介）（第四八〇七号）、同外六件（請願者　兵庫県宍粟郡一宮町福田一宮町農業共済組合長理事藤原茂十郎外六名）（大上司君紹介）（第四八〇八号）、同外二十三件（請願者　新潟県北魚沼郡小出町農業協同組合長高橋虎夫外二十三名）（大野市郎君紹介）（第四八〇九号）、同外六件（請願者　兵庫県加西郡北条町西笠原百七十八の四十番地下里農業協同組合長理事飯尾弘外七名）（岡田修一君紹介）（第四八一〇号）、同外七件（請願者　福岡県糸島郡二丈村吉井福吉漁業協同組合長理事長田藤次外四百九十一名）（河野正君紹介）（第四八一一号）、同（請願者　岡山県御津郡建部町大字宮地八十六番地上建部農業協同組合長理事斧木俊男）（黒田壽男君紹介）（第四八一二号）、同外十三件（請願者　岡山市福富百九十四の三番地福浜農業協同組合長理事赤木財三郎外十三名）（小枝一雄君紹介）（第四八一三号）、同外四十三件（請願者　宇都宮市旭町二丁目三千四百三十四番地宇都宮市農業協同組合長理事大渕睆司外九百七十八名）（小平久雄君紹介）（第四八一四号）、同（請願者

愛知県新城市字町並二百二十一番地新城金庫農業協同組合井上尚一外十五名（鈴木正吾君紹介）（第四八一五号）、同外五件（請願者　宮崎市材木町二番地宮崎県漁業協同組合連合会長理事稲田一栄外五名）（瀬戸山三男君紹介）（第四八一六号）、同（請願者　兵庫県西脇市比延庄農業協同組合長理事藤本栄）（田中武夫君紹介）（第四八一七号）、同（請願者　東京都西多摩郡秋多町渕上二百四十三番地の一西秋留農業協同組合長理事中村正外千八百九十八名）（中村高一君紹介）（第四八一九号）、同外四件（請願者　兵庫県西宮市六湛寺町百番地西宮市農業共済組合長甲斐富次郎外四名）（永田亮一君紹介）（第四八一〇号）、同外一件（請願者　愛知県愛知郡東郷村大字春木二千三百四十五の三番地東郷村農業共済組合近藤孝之外三十三名）（丹羽兵助君紹介）（第四八一一号）、同外三十五件（請願者　栃木県今市市文挟町四百二十二番地の四今市市落合農業協同組合長理事岡部徳治外九百八名）（森山欽司君紹介）（第四八一二号）、同外一件（請願者　大津市東浦一番町一番地の一滋賀県農業協同組合連合会労働組合執行委員長志村武外九十六名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四八一三号）、同（請願者　岡山県児島郡灘崎町大字片岡八百二十一番地灘崎町農業協同組合長理事小柳靖）（山崎始男君紹介）（第四八一四号）、同（請願者　東京都港区赤坂溜池町一番地片柳真吉）（米山恒治君紹介）（第四八一五号）、同（請願者　鳥取市東品治町農協会館内鳥取県農業協同組合連合会職員連盟委員長竹森永泰）（足鹿覺君紹介）（第四八五八号）、同外二件（請願者　岡山県和気郡佐伯町農業協同組合長理事入江惣右衛門外二名）（逢澤寛君紹介）（第四八五九号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡笹神村大字山崎笹岡土地改良区理事長渡辺秋四郎）（石田宥全君紹介）（第四八六〇号）、同外八件（請願者　滋賀県甲賀郡甲賀町大字大原中大原農業協同組合長理事中島茂男外二百六十三名）（宇野宗佑君紹介）（第四八六一号）、同（請願者　愛知県犬山市大字富岡字株池百三十三番地城東農業協同組合長理事小島吉市外十二名）（江崎真澄君紹介）（第四八六二号）、同外二十五件（請願者　栃木県今市市大桑町十一番地今市市豊岡農業協同組合長理事大島弘外九百五十九名）（尾関義一君紹介）（第四八六三号）、同外十六件（請願者　新潟県中魚沼郡津南町秋成農業協同組合長理事藤ノ木久正外十六名）（大野市郎君紹介）（第四八六四号）、同外四件（請願者　愛知県知多郡八幡字蔵池七十一番地八幡農業協同組合長理事新海正外百二十七名）（久野忠治君紹介）（第四八六五号）、同外三十九件（請願者　岡山市東田町五十三番地の三岡山県酪農農業協同組合連合会長惣津律士外三十九名）（小枝一雄君紹介）（第四八六六号）、同外三十九件（請願者　兵庫県神崎郡神崎町越知谷農業協同組合長理事　前田一郎外三十九名）（河本敏夫君紹介）（第四八六七号）、同外三十八件（請願者　岐阜県恵那郡串原村二千二百六十六番地の一串原農業協同組合長理事　堀義隆　外千七百三十四名）（綱島彌三君紹介）（第四八六八号）、同外十件（請願者　兵庫県養父郡八鹿町伊佐農業協同組合長理事小本登一郎外十名）（佐々木良作君紹介）（第四八六九号）、同外一件（請願者　福井県三方郡美浜町耳農業協同組合長須田克己外五百三十五名）（薩摩雄次君紹介）（第四八七〇号）、同外二十六件（請願者　三重県熊野市磯崎町八百十七番地磯崎農業協同組合長理事山本伝一郎外三百二十二名）（田中幾三郎君紹介）（第四八七一号）、同（請願者　新潟県新井市大字菅沼矢代農業協同組合長　理事　池田正晴）（田中彰治君紹介）（第四八七二号）、同外十件（請願者　滋賀県彦根市日夏町二千九百三十七番地日夏農業協同組合長理事寺村民雄外四百九十七名）（堤康次郎君紹介）（第四八七三号）、同外二十八件（請願者　神戸市下山手通り二丁目八番地兵庫県農協中央会役職員親睦会長藤本貞男外二十八名）（渡海元三郎君紹介）（第四八七四号）、同外七件（請願者　兵庫県西宮市山口町上山口山口農業協同組合長理事中尾重三郎外三十五名）（富田健治君紹介）（第四八七五号）、同（請願者　東京都練馬区春日町二丁目二千三十四番地練馬農業協同組合長理事小沢藤助外六百六十七名）（中村梅吉君紹介）（第四八七六号）、同（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県農業共済組合連合会長丹羽兵助外三十名）（丹羽兵助君紹介）（第四八七七号）、同外七十件（請願者　岐阜市下川手町二千二百番地厚見農業協同組合境田代外五千百六十名）（野田卯一君紹介）（第四八七九号）、同（請願者　神奈川県川崎市上柿生千六十三番地柿生農業協同組合長理事鈴木新之助外百二十名）（野田武夫君紹介）（第四八八〇号）、同外十四件（請願者　岡山県都窪郡福田村大字古新田千九十一番地福田村農業協同組合長理事長瀬謹治外十四名）（藤井勝志君紹介）（第四八八二号）、同外二十四件（請願者　栃木県塩谷郡氏家町大字押上七百九十七番地氏家町農業協同組合長理事和気秀夫外七百六十二名）（船田中君紹介）（第四八八三号）、同外一件（請願者　栃木県栃木市栃木町下都賀運輸農業協同組合連合会長須見善実外七十四名）（山口好一君紹介）（第四八八四号）、同外三十九件（請願者　兵庫県城崎郡竹野町竹野漁業協同組合鳴海六左衛門外三十九名）（有田喜一君紹介）（第四九四一号）、同外一件（請願者　福岡県三井郡小郡町大字八坂七百四十九の一番地味坂農業協同組合長理事半田巌外四百五十九名）（稲富稜人君紹介）（第四九四二号）、同外九件（請願者　愛知県渥美郡赤羽根町農業共済組合長　鈴木　倉次　外二百五十一名）（上村千一郎君紹介）（第四九四三号）、同外一件（請願者　愛知県岡崎市柱町字北屋敷十二番地岡崎市南農業協同組合長理事小柳金蔵外二十二名）（浦野幸男君紹介）（第四九四四号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字鍋崎字八ノ割四十七番地弥富町鍋田農業協同組合長理事伊藤徳次外三十名）（江崎真澄君紹介）（第四九五号）、同外一件（請願者　福岡県直方市植木五百六十四番地渡辺茂外二百六十八名）（緒山孝男君紹介）（第四九四六号）、同外二件（請願者　東京都世田谷区新町三丁目五百五十五番地世田谷自黒農業協同組合長鈴木寅二外千七百五十三名）（賀屋興宣君紹介）（第四九四七号）、同外二十四件（請願者　香川県丸亀市郡家町七百九十八番地の四郡家農業協同組合長理事堀家重俊外七百十八名）（加藤常太郎君紹介）（第四九四八号）、同（請願者　愛知県犬山市大字羽黒字前川原四十七番地の二羽黒農業協同組合長理事長谷川義次外二十九名）（海部俊樹君紹介）（第四九四九号）、同外四十八件（請願者　岐阜県美濃加茂市古井町美濃加茂市農業共済組合長日比野隆外千五百二十八名）（金子一平君紹介）（第四九五〇号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡武豊町大字冨貴字外面七十七番地冨貴農業協同組合長理事吉沢虎芳外五十九名）（久野忠治君紹介）（第四九五一号）、同外二十八件（請願者　神戸市生田区下山手通二丁目八番地兵庫県畜産農業協同組合連合会長西村松造外二十八名）（小島徹三君紹介）（第四九五二号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字間崎字八ノ割四十七番地弥富町鍋田農業協同組合長理事伊藤徳次外三十名）（江崎真澄君紹介）（第四九五号）、同外一件（請願者　福岡県直方市植木五百六十四番地渡辺茂外二百六十八名）（緒山孝男君紹介）（第四九四六号）、同外二件（請願者　東京都世田谷区新町三丁目五百五十五番地世田谷自黒農業協同組合長鈴木寅二外千七百五十三名）（賀屋興宣君紹介）（第四九四七号）、同外二十四件（請願者　香川県丸亀市郡家町七百九十八番地の四郡家農業協同組合長理事堀家重俊外七百十八名）（加藤常太郎君紹介）（第四九四八号）、同（請願者　愛知県犬山市大字羽黒字前川原四十七番地の二羽黒農業協同組合長理事長谷川義次外二十九名）（海部俊樹君紹介）（第四九四九号）、同外四十八件（請願者　岐阜県美濃加茂市古井町美濃加茂市農業共済組合長日比野隆外千五百二十八名）（金子一平君紹介）（第四九五〇号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡武豊町大字冨貴字外面七十七番地冨貴農業協同組合長理事吉沢虎芳外五十九名）（久野忠治君紹介）（第四九五一号）、同外二十八件（請願者　神戸市生田区下山手通二丁目八番地兵庫県畜産農業協同組合連合会長西村松造外二十八名）（小島徹三君紹介）（第四九五二号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字間崎字八ノ割四十七番地弥富町鍋田農業協同組合長理事伊藤徳次外三十名）（江崎真澄君紹介）（第四九五四号）、同

同外三十八件（請願者　静岡県榛原郡川根町家山七百四十一番地の一川根町農業協同組合長理事山下幸一外三千百八十八名）（高見三郎君紹介）（第四九五五号）、同外二十九件（請願者　静岡県浜松市元城町三十八番地の二天竜川明善土地改良区高橋要市外四百三名）（竹山祐太郎君紹介）（第四九五六号）、同外二十四件（請願者　和歌山県田辺市新庄町六百七十二番地新庄農業協同組合長理事真砂久一外二十四名）（辻原弘市君紹介）（第四九五七号）、同外十六件（請願者　兵庫県加古郡稲美町野寺八十四番地の五兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長西海為之助外十六名）（渡海元三郎君紹介）（第四九五八号）、同外一件（請願者　愛知県幡豆郡一色町大字前野字荒子百番地一色町農業協同組合長理事伊藤逸郎外四十一名）（中垣國男君紹介）（第四九五九号）、同（請願者　静岡県浜松市伊佐地町三千九十五番地の五伊佐見農業協同組合長理事古橋正一郎外百五十四名）（中村幸八君紹介）（第四九六〇号）、同外五件（請願者　兵庫県三原郡緑町広田緑農業協同組合長理事牧重利外五名）（永田亮一君紹介）（第四九六一号）、同（請願者　東京都昭島市中神町七百七十九番地昭島市昭和農業協同組合長理事西川昌夫外二十五名）（福田篤泰君紹介）（第四九六二号）、同外三件（請願者　愛知県豊橋市東高田町百八十二番地栄開拓農業協同組合長理事田島常雄外六十九名）（穂積七郎君紹介）（第四九六三号）、同外六十七件（請願者　和歌山市美園町五丁目五十番地の二和歌山県農業共済組合連合会長理事沢井政遠外七十名）（坊秀男君紹介）（第四九六四号）、同外三百七十件（請願者　山形県東置賜郡高畠町置賜酪農業協同組合長理事飯沢辰雄外九千二百八十一名）（松浦東介君紹介）（第四九六五号）、同外七件（請願者　福岡県遠賀郡岡垣町波津漁業協同組合長理事宗岡輝雄外九十二名）（松本七郎君紹介）（第四九六六号）、同外二件（請願者　兵庫県龍野市誉田町誉田農業協同組合長理事松本賢一外二名）（三木喜夫君紹介）（第四九六七号）、同外四件（請願者　栃木県栃木市片柳町九百六十二番地栃木県農業協同組合中央会下都賀支所長福田一也外百十三名）（武藤山治君紹介）（第四九六八号）、同外二十二件（請願者　栃木県足利市福居町御厨農業協同組合長理事田沼順三外六百二十二名）（森下國雄君紹介）（第四九六九号）、同外九件（請願者　栃木県下都賀郡藤岡町部屋第一農業協同組合長理事吉羽啓一外二百五十名）（山口好一君紹介）（第四九七〇号）、同（請願者　岡山県吉備郡足守町日近農業協同組合長山崎都一）（山崎始男君紹介）（第四九七一号）、同外九件（請願者　新潟県北蒲原郡安田町大字保田安田町農業共済組合長理事井上光広外三百十一名）（渡邊良夫君紹介）（第四九七二号）、同外六件（請願者　兵庫県多紀郡今田町農業協同組合長理事小西新右衛門外六名）（住々木良作君紹介）（第四九七三号）、同（請願者　京都府中郡峰山町荒山中郡農業協同組合協議会長細川甚兵衛外百二十二名）（玉置一徳君紹介）（第四九七四号）、同（請願者　愛知県西春日井郡清洲町大字清洲千六百四番地清洲町農業協同組合長鈴木茂外十三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四九七五号）、同外十二件（請願者　福岡県久留米市両替町七十番地の三久留米市農業協同組合長理事崎覚外六百七十八名）（石井光次郎君紹介）（第五〇〇〇号）、同外四件（請願者　愛知県豊橋市花中町百七十番地の二豊橋市畜産農業協同組合長理事青木宅治外百十六名）（上村千一郎君紹介）（第五〇〇一号）、同外三件（請願者　愛知県東加茂郡旭村農業協同組合安藤弥一外百五名）（浦野幸男君紹介）（第五〇〇二号）、同（請願者　愛知県西尾市三条字墓北四番地尾西市農業協同組合長理事森幸一外三十名）（江崎真澄君紹介）（第五〇〇三号）、同外四件（請願者　新潟市川岸町一丁目五十三番地の一新潟県農業共済組合連合会長理事石崎文吾外千四百五十二名）（小沢辰男君紹介）（第五〇〇四号）、同外一件（請願者　福岡県筵手郡宮田町本城四百八番地和田晋外三百十九名）（緒方幸男君紹介）（第五〇〇五号）、同外一件（請願者　兵庫県神崎郡香寺町中寺森林組合長橋本照治外一名）（大上司君紹介）（第五〇〇六号）、同（請願者　愛知県西尾市米野町土井ノ内二十三番地西尾市東部農業共済組合手島錠平外二十三名）（太田一夫君紹介）（第五〇〇七号）、同外六件（請願者　静岡市用宗千四百六十九番地の一長田農業協同組合長理事梅原栄外二百八十六名）（神田博君紹介）（第五〇〇八号）、同外十七件（請願者　岡山県真庭郡湯原町大字久見九十番地湯原町農業協同組合長理事植木種四郎外十七名）（小枝一雄君紹介）（第五〇〇九号）、同外九件（請願者　栃木県小山市萩島九十七番地小山市穂積農業協同組合長理事殿塚武一外六百七十二名）（小平久雄君紹介）（第五〇一〇号）、同外五件（請願者　新潟市新崎二千五百七十九番地の二潟川農業協同組合長理事田村審太郎外百五十四名）（高橋清一郎君紹介）（第五〇一一号）、同外二十二件（請願者　静岡県浜松市天竜川町二百三十一番地の一浜松市和田農業協同組合長理事柳沢弥吉外千六百二十七名）（竹山祐太郎君紹介）（第五〇一二号）、同外二件（請願者　名古屋市千種区末盛通四丁目三十一番地千種農業協同組合長理事加藤政治外六十九名）（辻寛一君紹介）（第五〇一三号）、同外一件（請願者　愛知県碧海郡知立町大字西中字永崎九十八番地西中農業協同組合長杉原甚七外十四名）（中野四郎君紹介）（第五〇一四号）、同外三件（請願者　静岡県浜名郡雄踏町宇布見八千百八十八番地の三雄踏町農業協同組合長理事中村磯吉外五百十四名）（中村幸八君紹介）（第五〇一五号）、同外十件（請願者　滋賀県草津市志那漁業協同組合長理事藤田雄之助外五百七十六名）（西村関一君紹介）（第五〇一六号）、同外十四件（請願者　岡山県都窪郡茶屋町農業協同組合長福山彦六外十四名）（藤井勝志君紹介）（第五〇一七号）、同（請願者　栃木県鹿沼市草久九百六十番地鹿沼市西大芦農業協同組合長理事佐藤藤外十九名）（船田中君紹介）（第五〇一八号）、同外一件（請願者　鳥取県八頭郡郡家町八頭郡農業協同組合職員連盟委員長波多長次外三千三百一名）（古井喜實君紹介）（第五〇一九号）、同外一件（請願者　栃木県下都賀郡藤岡町藤岡農業協同組合長理事竹沢健之助外百四名）（森下國雄君紹介）（第五〇二〇号）、同外一件（請願者　愛知県半田市板山町十丁目百六十七番地板山農業協同組合市野明治外七十九名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五〇二一号）、同外一件（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町大字朝田六十九番地の一浮羽町農業協同組合長理事佐藤忠士外六百十七名）（稲富稜人君紹介）（第五〇四二号）、同（請願者　愛知県西春日井郡師勝町師勝農業協同組合大口政義外二十九名）（加藤清二君紹介）（第五一三二号）、同外五件（請願者　愛知県西春日井郡西春村大字西之保字南若宮五百九十六番地西春村農業共済組合長太田銭太郎外六百四名）（丹羽兵助君紹介）（第五一三三号）、同外一件（請願者　愛知県渥美郡田原町大字吉胡字郷中百四十三番地吉胡農業協同組合長理事斎藤由治外十三名）（穂積七郎君紹介）（第五一三四号）、同（請願者　兵庫県加古川市八幡町農業協同組合長理事出田延雄）（田中武夫君紹介）（第五一三五号）、同外十件（請願者　愛知県豊橋市前芝町字堤上百二十四番地の一前

芝漁業協同組合長青木佐市外二百三十七名）（上村千一郎君紹介）（第五一三六号）、同外五件（請願者　愛知県刈谷市司町七丁目十二番地刈谷漁業協同組合長森桂一外二百八十名）（浦野幸男君紹介）（第五一三七号）、同（請願者　愛知県一宮市萩原町串作字流千百七十一番地萩原町農業協同組合長理事中野佐平外十六名）（江崎真澄君紹介）（第五一三八号）、同外二十一件（請願者　香川県仲多度郡満濃町吉野農業協同組合長理事大西武夫外六百五十八名）（大平正芳君紹介）（第五一三九号）、同外五件（請願者　兵庫県三木市口走川町口走川農業協同組合長理事安本賞三外五名）（岡田修一君紹介）（第五一四〇号）、同（請願者　岡山県久米郡棚原町百々四百一番地北和気農業協同組合長理事山下稔）（大村清一君紹介）（第五一四一号）、同外十五件（請願者　高知市中島町百十五番地高知県漁業信用基金協会理事長堀部虎猪外三百三十六名）（仮谷忠男君紹介）（第五一四二号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡有松町大字有松字橋東南六十六番地有松町農業協同組合長理事梶野三郎外二十七名）（久野忠治君紹介）（第五一四三号）、同外七件（請願者　兵庫県城崎郡日高町国府農業協同組合長理事上倉亀五十外七名）（小島徹三君紹介）（第五一四四号）、同外三十九件（請願者　静岡県浜名郡舞阪町二千百十九番地の一舞阪町漁業協同組合長理事宮崎啓三外千七百九十六名）（竹山祐太郎君紹介）（第五一四五号）、同（請願者　京都府竹野郡弥栄町字黒部百五十一番地竹野郡農業協同組合協議会長井上正一外二百四十六名）（谷垣專一君紹介）（第五一四七号）、同外九件（請願者　愛知県西尾市平坂町上縄六十七番地の一平坂町農業協同組合長理事中村又一外四百八名）（中垣國男君紹介）（第五一四八号）、同（請願者　静岡県浜松市和地八百九十五番地の一浜松市和地農業協同組合長理事豊田節太郎外百五十四名）（中村幸八君紹介）（第五一四九号）、同外二十五件（請願者　香川県小豆郡土庄町甲九百七十七番地の二土庄農業協同組合長理事原田茂外六百二十一名）（福家俊一君紹介）（第五一五〇号）、同外五件（請願者　岡山県児島市田ノ口琴浦農業協同組合長理事片山典雄外五名）（藤原節夫君紹介）（第五一五一号）、同外四十二件（請願者　高松市寿町一丁目四番地の二香川県厚生農業協同組合長理事松本千歳外四十二名）（藤本捨助君紹介）（第五一五二号）、同外五十六件（請願者　岐阜県瑞浪市陶町濃爪三十九番地陶農業協同組合長理事加藤善雄外二千九百五十三名）（前田義雄君紹介）（第五一五三号）、同外二件（請願者　愛知県愛知郡日進町大字蟹甲新田字池下二百十三の一番地日進町農業協同組合長理事村瀬梅雄外百一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五一五四号）、同外三件（請願者　愛知県渥美郡田原町大字田原字築出五十番地愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院長依田定男外二百十名）（上村千一郎君紹介）（第五一八八号）、同（請願者　愛知県海部郡飛鳥村農業協同組合長大宝重昌外三十名）（江崎真澄君紹介）（第五一八九号）、同外二十八件（請願者　香川県三豊郡高瀬町大字新名千二百六十八番地第一高瀬町上高瀬農業協同組合長理事森久四郎外千七十六名）（大平正芳君紹介）（第五一九〇号）、同（請願者　愛知県西尾市神下町八番地西尾市農業共済組合長理事近藤仁太郎外二十九名）（大田一夫君紹介）（第五一九一号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字前ケ須新田愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院長岡本正己外百十七名）（海部俊樹君紹介）（第五一九二号）、同外五件（請願者　静岡県御殿場市二枚橋二百五十一番地の二御殿場農業協同組合長理事江藤栄外四十三名）（勝間田清一君紹介）（第五一九三号）、同（請願者　愛知県知多郡知多町岡田農業協同組合長理事竹内匡之丞外十九名）（久野忠治君紹介）（第五一九四号）、同外十五件（請願者　静岡県三島市谷田町百九十番地の一錦田農業協同組合長理事杉本治作外千百九名）（久保田豊君紹介）（第五一九五号）、同（請願者　愛知県海部郡飛鳥村農業協同組合阿部博外三十名）（佐藤覩次郎君紹介）（第五一九六号）、同（請願者　京都府舞鶴市南田辺十一番地の一舞鶴市農業協同組合連合会長森本保次郎外百三十二名）（谷垣專一君紹介）（第五一九七号）、同（請願者　福岡県京都郡苅田町大字与原六百九十三番地苅田町農業協同組合長理事早田一馬外三十六名）（檜崎弥之助君紹介）（第五一九八号）、同（請願者　京都府北桑田郡京北町大字周山北桑田郡畜産農業協同組合連合会長理事大槻義外二百四十二名）（玉置一徳君紹介）（第五二一八号）、同外一件（請願者　岡山市二日市町百番地岡山県漁業協同組合連合会長理事杉本昌太外一名）（逢澤寛君紹介）（第五二四一号）、同外十三件（請願者　大分市都町三丁目一番地一号大分県農業信用基金協会長理事岐部光久外十三名）（一萬田尚登君紹介）（第五二四二号）、（同外五十五件（請願者　愛媛県北宇和郡広見町大字小松乙九十五番地三島農業協同組合長理事赤松三喜雄外千七百八名）（今松治郎君紹介）（第五二四三号）、同外十件（請願者　愛知県豊橋市牟呂町字公文九十五番地の一牟呂漁業協同組合長理事河根貫夫外二百九名）（上村千一郎君紹介）（第五二四四号）、同外三件（請願者　愛知県安城市大東町大山田東三番地の十碧海養鶏農業協同組合長野村高治外百八名）（浦野幸男君紹介）（第五二四五号）、同外二十三件（請願者　愛知県一宮市浅井町前野字郷西百二番地浅井町農業協同組合長理事脇田稲二外八百八十七名）（江崎真澄君紹介）（第五二四六号）、同外十一件（請願者　新潟県白根市大字茨曾根茨曾根農業協同組合長理事山田利市郎外二百八十五名）（大野市郎君紹介）（第五二四七号）、同外二十五件（請願者　兵庫県津名郡北淡町斗ノ内浅野浦漁業協同組合長理事岡本安一外二十五名）（岡田修一君紹介）（第五二四八号）、同外二十三件（請願者　三重県鈴鹿郡鈴峰村大字伊船千十番地の二深伊沢農業協同組合長理事谷口辰巳外三百八十八名）（木村俊夫君紹介）（第五二四九号）、同外十四件（請願者　愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷東浦町農業協同組合長理事日高啓夫外三百四十六名）（久野忠治君紹介）（第五二五〇号）、同外一件（請願者　栃木県下都賀郡石橋町大字下古山九百十四番地の二石橋町農業協同組合長理事高山源三九外八十一名）（小平久雄君紹介）（第五二五一号）、同外一件（請願者　愛知県豊川市牛久保町二見塚十八番地豊川市農業共済組合長理事牧山英之外百四十九名）（鈴木正吾君紹介）（第五二五二号）、同外三件（請願者　名古屋市西区山田町大字上小田井字八筋八百三十六番地山田農業協同組合長理事小川義夫外百四十三名）（辻寛一君紹介）（第五二五三号）、同（請願者　岡山県阿哲郡神郷町大字下神代四千二百十番地神郷町神代農業協同組合長理事小豆沢郡治）（藤原節夫君紹介）（第五二五四号）、同外七件（請願者　愛知県蒲郡市西浦町北馬相三十一番地の一西浦町農業協同組合長尾崎千代吉外三百八名）（穂積七郎君紹介）（第五二五五号）、同（請願者　愛媛県越智郡菊間町大字種亀岡農業協同組合長理事柚山一幸外千五百二十八名）（八木徹雄君紹介）（第五二五六号）、同外二十件（請願者　静岡県賀茂郡下田町千百八十四番地下田漁業協同組合長理事山梨金太郎外千三百九十九名）（山田彌一君紹介）（第五二五七号）、同外二件（請願者　愛知県知多郡南知

多町大字篠島字神戸二百八十六番地山喜遠洋漁業生産組合長辻宮之助外五十五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五二五八号）、外六件（請願者　兵庫県多紀郡多紀町村雲農業協同組合長理事坂部為人外六名）（有田喜一君紹介）（第五三三七号）、同（請願者　愛媛県川之江市上分町六百四十番地の二上分町農業協同組合長理事長野藤吉外八名）（井原岸高君紹介）（第五三三八号）、同外八件（請願者　愛知県東加茂郡足助町大字大蔵足助町北部農業協同組合長理事松井広之外百六十八名）（浦野幸男君紹介）（第五三三九号、同（請願者　愛知県海部郡佐織町大字諏訪字油堀五十八番地佐織町農業共済組合長理事大鹿一二）（海部俊樹君紹介）（第五三四〇号）、同外十一件（請願者　静岡県榛原郡相良町相良百七十四番地榛原郡漁業協同組合長連合会理事畑藤十外千四百十八名）（神田博君紹介）（第五三四一号）、同外八十五件（請願者　岐阜県大垣市十六町百十三番地荒崎農業協同組合長和田実外七千六十四名）（木村公平君紹介）（第五三四二号）、同外一件（請願者　愛知県蒲郡市三谷町港町通三谷漁業協同組合長鈴木米治外七十三名）（鈴木正吾君紹介）（第五三四三号）、同外三十九件（請願者　静岡県榛原郡御前崎町御前崎無線漁業協同組合長理事川口健太郎外三千四十二名）（富見三郎君紹介）（第五三四四号）、同（請願者　名古屋市緑区鳴海町字相原町二十七番地鳴海町農業協同組合長理事榊原政尾外三十名）（辻寛一君紹介）（第五三四五号）、同外九件（請願者　愛知県岡崎市橋目町長瀬農業協同組合長沢田仲吉外二百七十四名）（中垣國男君紹介）（第五三四六号）、同外六件（請願者　愛知県碧南市大字西端西端農業協同組合長理事杉浦義雄外百四十七名）（中野四郎君紹介）（第五三四七号）、同外十五件（請願者　愛知県稲沢市稲沢町北山百七十八番地宮田用水土地改良区理事長江崎富次郎外四百六十八名）（丹羽兵助君紹介）（第五三四八号）、同外三十四件（請願者　高松市寿町一丁目四番地の二香川信用農業協同組合連合会長理事松本千歳外千十二名）（福家俊一君紹介）（第五三四九号）、同外二件（請願者　愛知県豊橋市高師本郷町字山腰七番地高師農業協同組合長理事山下清外四十五名）（穂積七郎君紹介）（第五三五〇号）、同外五件（請願者　栃木県鹿沼市南摩農業協同組合長理事牛久孫右エ門外三百四十八名）（森山欽司君紹介）（第五三五一号）、同外一件（請願者　愛知県春日井市坂下町三丁目千三十四番地春坂農業協同組合長加藤栄外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五三五二号）、同外十五件（請願者　愛知県豊橋市野依農業協同組合長理事三浦茂也外三百四十七名）（上村千一郎君紹介）（第五四一〇号）、同外二件（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県たばこ耕作組合連合会長中島稲雄外五十四名）（浦野幸男君紹介）（第五四一一号）、同外六件（請願者　愛知県津島市藤浪町一丁目五十二番地津島市津島農業共済組合長理事鈴木正明外百七十一名）（江崎真澄君紹介）（第五四一二号）、同外二十九件（請願者　愛知県岡崎市橋目町長瀬農業協同組合長沢田仲吉外二百七十四名）（中垣國男君紹介）（第五三四六号）、同外六件（請願者　愛知県碧南市大字西端西端農業協同組合長理事杉浦義雄外百四十七名）（中野四郎君紹介）（第五三四七号）、同外十五件（請願者　愛知県稲沢市稲沢町北山百七十八番地宮田用水土地改良区理事長江崎富次郎外四百六十八名）（丹羽兵助君紹介）（第五三四八号）、同外三十四件（請願者　高松市寿町一丁目四番地の二香川信用農業協同組合連合会長理事松本千歳外千十二名）（福家俊一君紹介）（第五三四九号）、同外二件（請願者　愛知県豊橋市高師本郷町字山腰七番地高師農業協同組合長理事山下清外四十五名）（穂積七郎君紹介）（第五三五〇号）、同外五件（請願者　栃木県鹿沼市南摩農業協同組合長理事牛久孫右エ門外三百四十八名）（森山欽司君紹介）（第五三五一号）、同外一件（請願者　愛知県春日井市坂下町三丁目千三十四番地春坂農業協同組合長加藤栄外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五三五二号）、同外十五件（請願者　愛知県豊橋市野依農業協同組合長理事三浦茂也外三百四十七名）（上村千一郎君紹介）（第五四一〇号）、同外二件（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県たばこ耕作組合連合会長中島稲雄外五十四名）（浦野幸男君紹介）（第五四一一号）、同外六件（請願者　名古屋市緑区鳴海町字相原町二十七番地鳴海町農業協同組合長理事榊原政尾外三十名）（辻寛一君紹介）（第五四一二号）、同外二十九件（請願者　静岡県浜名郡舞阪町大字舞阪字新吉富農業共済組合長理事井上正里外二千二百五十四名）（簡牛九夫君紹介）（第五四二八号）、同外三件（請願者　愛知県知多郡美浜町上野間農業協同組合長理事大崎一平外八十六名）（久野忠治君紹介）（第五四二九号）、同外一件（請願者　兵庫県赤穂市坂越千六百六十四番地坂越農業協同組合長理事武内雅虎外一名）（河本敏夫君紹介）（第五四三〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町大字島田天白農業協同組合長理事加藤定外四十八名）（辻寛一君紹介）（第五四三一号）、同（請願者　札幌市北四条西一丁目一番地北海道農業共済組合連合会山下仲市）（芳賀貢君紹介）（第五四三二号）、同外二件（請願者　静岡県浜名郡湖西町新所漁業協同組合高柳安一外四十名）（長谷川保君紹介）（第五四三四号）、同外二十件（請願者　香川県小豆郡土庄町二十四番地土庄漁業協同組合長上原浅夫外二十名）（藤本捨助君紹介）（第五四三五号）、同外六十八件（請願者　和歌山県西牟婁郡中辺路町高原二川農業協同組合西山高蔵外六十八名）（坊秀男君紹介）（第五四三六号）、同（請願者　高松市西内町七番地の三香川県たばこ耕作組合連合会村山義雄外二百一名）（八木徹雄君紹介）（第五四三七号）、同（請願者　愛知県知多郡美浜町大字河和美浜町漁業協同組合長理事鈴木浅蔵）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五四三九号）、同外五件（請願者　愛知県渥美郡渥美町福江農業協同組合長理事上村八蔵外百七十名）（上村千一郎君紹介）（第五六九三号）、同外三件（請願者　愛知県東加茂郡足助町西部農業協同組合長理事柴田修一外二百二十名）（浦野幸男君紹介）（第五六九四号）、同（請願者　愛知県海部郡甚目寺町農業共済組合長理事吉川修三外三十九名）（江崎真澄君紹介）（第五六九五号）、同外一件（請願者　愛知県岡崎市西牧内町字家下二十八番地矢作農業協同組合長理事平岩太郎外五十四名）（太田一夫君紹介）（第五六九六号）、同外二件（請願者　香川県仲多度郡仲南村森林組合長橘田清一郎外七十九名）（加藤常太郎君紹介）（第五六九七号）、同（請願者　名古屋市港区善進町善進農業協同組合竹川義治外二十七名）（加藤鐐五郎君紹介）（第五六九八号）、同（請願者　愛知県葉栗郡木曽川町農業協同組合長理事玉井秀雄）（海部俊樹君紹介）（第五六九九号）、同外三件（請願者　愛知県知多郡南知多町片名漁業協同組合長磯部福松外六十九名）（久野忠治君紹介）（第五七〇〇号）、同（請願者　愛知県海部郡蟹江町蟹江漁業協同組合佐藤藤重外二十九名）（佐藤観次郎君紹介）（第五七〇一号）、同外一件（請願者　愛知県宝飯郡音羽町農業協同組合長渡辺隆次外一名）（鈴木正吾君紹介）（第五七〇二号）、同外五件（請願者　愛知県幡豆郡吉良町宮崎漁業協同組合長理事石川惣一郎外五名）（中垣國男君紹介）（第五七〇三号）、同外二件（請願者　愛知県西春日井郡西春村農業協同組合長理事太田鉞太郎外百八十一名）（丹羽兵助君紹介）（第五七〇四号）、同外百六十一件（請願者　東京都世田谷区船橋町九百二十五番地全国販売農業協同組合連合会高木正夫外二千四百三十八名）（長谷川四郎君紹介）（第五七〇五号）、同外二十六件（請願者　岡山県高梁市高梁生産農業協同組合連合会長理事菅野幸嘉外二十六名）（藤井勝志君紹介）（第五七〇六号）、同（請願者　愛知県渥美郡渥美町伊良湖岬農業協同組合長理事古川鐘太郎外四十六名）（穂積七郎君紹介）（第五七〇七号）、同外十四件（請願者　青森市大字大野字長島一番地青森県農業協同組合中央会長大島勇太郎外二百八十一名）（森田重

次郎君紹介）（第五七〇八号）、同外十一件（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県信用農業協同組合連合会長理事舟橋磯右エ門外二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五七〇九号）、同外一件（請願者　鳥取市東品治町農協会館内鳥取県農業協同組合職員連盟委員長竹森永泰外三千五百六十八名）（赤澤正道君紹介）（第五八六〇号）、同外四件（請願者　愛知県渥美郡豊橋田原町大字田原渥美郡養鶏農業協同組合長理事浅野太一外百四十二名）（上村千一郎君紹介）（第五八六一号）、同外一件（請願者　愛知県碧海郡上郷町上野農業協同組合長理事近藤鎮雄外九十七名）（浦野幸男君紹介）（第五八六二号）、同外二件（請願者　愛知県一宮市大字西大海道一宮市西成農業協同組合長平松政重外九十名）（江崎真澄君紹介）（第五八六三号）、同外二十二件（請願者　香川県坂出市王越町王越農業協同組合長理事北山博外七百五十七名）（大平正芳君紹介）（第五八六四号）、同（請願者　愛知県江南市大字赤童子愛知県養蚕農業協同組合連合会丹葉支所長堀口昇）（海部俊樹君紹介）（第五八六五号）、同外二件（請願者　愛知県知多郡武豊町武豊農業協同組合長坂口善平外百八十一名）（久野忠治君紹介）（第五八六六号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町農業共済組合長佐藤良一外十五名）（佐藤観次郎君紹介）（第五八六七号）、同（請願者　愛知県宝飯郡小坂井町大字小坂井東三蚕糸販売農業協同組合連合会長石黒公公外三十六名）（鈴木正吾君紹介）（第五八六八号）、同外十一件（請願者　和歌山県海南市且来百一番地亀川農業協同組合長理事山本喜代一外十一名）（田中織之進君紹介）（第五八六九号）、同（請願者　新潟県中頸城郡柿崎町農業協同組合長理事檜井和夫）（田中彰治君紹介）（第五八七〇号）、同外二件（請願者　名古屋市緑区鳴海町農業共済組合長榊原政尾外七十名）（辻寛一君紹介）（第五八七一号）、同（請願者　兵庫県加西郡北条町農業共済組合長西井哲夫）（渡海元三郎君紹介）（第五八七二号）、同外一件（請願者　名古屋市守山区守山農業協同組合長樋口一郎外四十九名）（丹羽兵助君紹介）（第五八七三号）、同外十四件（請願者　山形県酒田市大字生石字登路田東平田農業協同組合長佐々木啓策外八十三名）（松浦東介君紹介）（第五八七四号）、同（請願者　愛知県小牧市大字池之内八百四十番地篠岡農業協同組合長永井泰平）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五八七五号）、同（請願者　愛知県碧海郡上郷町畝部農業協同組合長理事三浦半一郎外十名）（浦野幸男君紹介）（第五九六九号）、同外一件（請願者　愛知県宝飯郡一宮町大字豊津字割田五十一番地大和農業協同組合長理事竹生節外十五名）（鈴木正吾君紹介）（第五九七〇号）、同（請願者　宮崎県西諸県郡野尻町農業協同組合長理事井上昇外七名）（瀬戸山三男君紹介）（第五九七一号）、同（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地名古屋たばこ耕作組合長理事福岡佳輝外十一名）（辻寛一君紹介）（第五九七二号）、同（請願者　愛知県西尾市上矢田町北野五十三番地平東農業協同組合長理事稲垣徳三外二十一名）（中垣國男君紹介）（第五九七三号）、同外三件（請願者　愛知県碧南市大字猪塚字二本木九十番地の一旭農業協同組合長理事藤浦栄吉外六十二名）（中野四郎君紹介）（第五九七四号）、同外十一件（請願者　静岡県清水市興津中町四百二十三番者の五興津農業協同組合長理事塚口勇作外十一名）（西村直己君紹介）（第五九七五号）、同（請願者　名古屋市中川区中郷町中川中部農業協同組合長寺西喜寿外十九名）（横山利秋君紹介）（第五九七六号）、同（請願者　東京都港区赤坂溜池町一番地全日漁業協同組合連合会長理事片柳真吉外八名）（足鹿覺君紹介）（第六一八九号）、同外十件（請願者　兵庫県城崎郡竹野町三原農業協同組合長理事久保川忠一郎外十名）（佐々木良作君紹介）（第六三六七号）、同外一件（請願者　愛知県稲沢市高御堂町字御供所五十一番地稲沢市農業共済組合加藤善雄外五十六名）（江崎真澄君紹介）（第六四三七号）、同外一件（請願者　兵庫県津名郡一宮町淡路たばこ耕作組合長薮内已之一外一名）（岡田修一君紹介）（第六四三八号）、同（請願者　愛知県常滑市矢田農業協同組合長理事村上一良外二十四名）（久野治忠君紹介）（第六四三九号）、同外二十件（請願者　滋賀県高島郡安曇川町大字南古賀四百二十二番地広瀬農業協同組合長理事清水久麿外千四百九十八名）（草野一郎平君紹介）（第六四四〇号）、同（請願者　愛知県宝飯郡御津町農業協同組合長理事渡辺鑑一外二十九名）（鈴木正吾君紹介）（第六四四一号）、同外四件（請願者　福岡県京都郡豊津町農津農業協同組合長理事進貞外百十五名）（田原春次君紹介）（第六四四二号）、同（請願者　名古屋市中区桜町三丁目八番地愛知県農業共済組合連合会尾東出張所吉川市太郎外二十八名）（丹羽兵助君紹介）（第六四四三号）、同外十一件（請願者　大分県臼杵市福良臼杵たばこ耕作組合長野波外十一名）（村上勇君紹介）（第六四四五号）、同外五件（請願者　大津市田上里町農業協同組合長理事伊藤保次外百五十九名）（矢尾喜三郎君紹介）（第六四四六号及び同（請願者　愛知県瀬戸市大字中水野水野農業協同組合長理事松本十一郎）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林年金制度はその成立後、各種年金制度が改正されたため、他の制度に比し給付内容が著しく劣っているから、法成立時の衆議院農林水産委員会の附帯決議ならびに参議院農林水産委員会の附帯決議の趣旨にかんがみ、国家公務員共済組合制度と均衡するよう法改正を行い、特に次記事項について措置されたいというのである。

（一）標準給与表を引き上げること、（二）平均標準給与の算定期間を三年間とすること、（三）最低保障制度を新設すること、（四）退職年金、遺族年金の最高限度を平均標準給与年額の百分の七十とすること。

二、請願の議決理由

農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の水準に比して、たち遅れている現況にかんがみ、速急にその給付内容の改善を図る必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農林年金制度改正に関する請願（請願者　新潟県十日町市字宇都宮七十一番地中魚沼養蚕販売農業協同組合連合会長理事涌井謙吉）（田中彰治君紹介）（第四五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林漁業団体職員共済組合法成立時の衆議院農林水産委員会の附帯決議ならびに参議院農林水産委員会の附帯決議の主旨にかんがみ、国家公務員共済組合制度と均衡するよう早急に次記事項を盛り込んだ法改正をされたいというのである。（一）給与額の上昇に伴い標準給与表を引き上げること、（二）平均標準給与の算定期間を従来の五年間を三年間とすること、（三）退職年金基本額を平均標準給与年額×百分の四十、同加算額を平均標準給与年額×百分の一・五に改めること、（四）退職ならびに障害年金について最低保障制度を新設すること、（五）退職年金、遺族年金の最高限度を平均標準給与年額の百分の七十とすること。

二、請願の議決理由
農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の水準に比して、たち遅れている現況にかんがみ、速急にその給付内容の改善を図る必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

レモン濃縮果汁の輸入中止に関する請願（請願者　東京都千代田区神田山本町一番地日本園芸農業協同組合連合会長理事塚田勇作）（足鹿覺君紹介）（第四六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
請願者は、四月一日以来再三にわたり、炭酸ガス入りレモンジュース製造用レモン濃縮果汁の輸入を許可しないよう、またその内容について詳細な説明と、十分に納得のいくまでの検討の機会と時間的余裕を与えるよう、懇請してきたにもかかわらず、農林省園芸局はその輸入許可を決定し、四月二十三日付通産省の輸入外貨割当とともに公表するに至つたことは、まことに遺憾であり、特に製品数量の推定にとり、重要な争点である果汁含有率の高いものの製造等について、十分な説明もなく今回の決定を強行されたことは、国内全果実生産者および関係生産者団体として納得のできないところであるが、幸いに、この事態に対し、自民党政調会農林部農産物自由化対策小委員会は、四月二十六日、レモン濃縮果汁の輸入は、この際取りやめるべきである旨の決議をなし、国内果樹農業の前途に一条の光明を点じられたことは、まことに感謝にたえない。ついては、政府は、すみやかに今回の輸入決定を中止すると同時に、国産果汁飲料中の低質品および完全な合成品（紛末ジュースを含む）に対し、適切有効な規制措置を講じ、また国産果汁飲料の正常な発達にとつて必要な振興策を樹立するよう、また万一、今回の輸入を強行する場合は、今後生じる国産濃縮果汁一切の滞貨について、その全量を輸入外貨の割当を受けたメーカーが買上げるよう、政府が責任をもつて、あつせんされたいというのである。

二、請願の議決理由
レモン濃縮果汁の輸入については、国内産果樹の生産の伸長に重大な支障があるものとしての本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

農林年金制度改正に関する請願（請願者　北海道川上郡弟子屈町役場内電力利用農業協同組合長理事鈴木巳之助）（伊藤郷一君紹介）（第四八〇四号）、同（請願者　北海道亀田郡銭亀沢村農業協同組合長理事引間真平）（田中正巳君紹介）（第四八一八号）、同外二件（請願者　札幌市北一条西一丁目三番地北海道森林組合連合会長理事植田守外二名）（永井勝次郎君紹介）（第四八七六号）、同外四件（請願者　札幌市北四条西一丁目北海道農業協同組合中央会長高橋雄之助外四名）（芳賀貢君紹介）（第四八八一号）、同外一件（請願者　札幌市北四条西六丁目二番地北海道土地改良事業団体連合会長理事宮北三七郎外一名）（横路節雄君紹介）（第四八五号）、同（請願者　札幌市北三条西七丁目一番地北海道信用漁業協同組合連合会会長鹿島景策）（永井勝次郎君紹介）（第五四三二号）、同（請願者　札幌市北四条西一丁目北海道生産農業協同組合連合会河口陽一）（横路節雄君紹介）（第五四三八号）及び同外四十四件（請願者　北海道勇払郡厚真町森林組合長理事池田宗正外四十四名）（本名武君紹介）（第六四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農林年金制度は、その給付内容等が国家公務員共済組合法その他の各種公的年金制度に比し著しく劣つており、農林漁業団体職員共済組合法制定の趣旨にかんがみ、まことに遺憾にたえないから、同法成立時における衆・参両院の農林水産委員会附帯決議の主旨に基づき、同制度が真に農林漁業団体職員の福利厚生を期し、わが国農林漁業発展の基盤となるよう、その内容を国家公務員共済組合法に準じて、次記事項のとおり法改正をすみやかにされたいというのである。（一）標準給与の等級を最低六千円最高十万円に改めること、（二）平均標準給与の算定期間を最終三年間の平均に改めること、（三）年金の基本額を平均標準給与年額の百分の四十に、加算額を一年につき平均標準給与年額の百分の一・五に改めること、（四）年金額の最低保障および最高限度額を設けること。

二、請願の議決理由
農林漁業団体職員共済組合の給付水準が、その他の共済組合の水準に比して、たち遅れている現況にかんがみ、速急にその給付内容の改善を図る必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

バナナ室の防災措置に関する請願（請願者　東京都文京区駒込千駄木町梅田禎造）（石田宥全君紹介）（第四八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
バナナ室（むろ）は、バナナの追熟、色つけのため使用される特殊施設で取扱いの不備から爆発その他の災害により死傷者を出している事実があり、災害防止上幾多の危険と欠陥が見られ、従業者として安心して居住したり、作業することはきわめて危険であるにもかかわらず、同室の上部に居住所、事務所を設けているので、きわめて危険にさらされている。しかるに、バナナの輸入自由化実施に伴い各所にバナナ室が新設され、旧来の危険な室が盛んに使用される傾向があるが、かかる災害を未然に防止することは急務である。ついては、危険な室の使用および設置に際し、法的取締まり、または使用制限等の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由
バナナ室の危険防止のうえから、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月四日
農林水産委員長　長谷川四郎
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米価に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡浜崎玉島町農業協同組合長理事吉村耕太郎外四百六十四名）（保利茂君紹介）（第五一六一号）、同（請願者　佐賀県鳥栖市儀徳町二千十三番地の一旭農業協同組合長斎藤俊男外千六百十一名）（三池信君紹介）（第五一六二号）同外二件（請願者　佐賀県多久市東多久町吉谷茂雄外二千九百二十名）（保利茂君紹介）（第五一八七号）、同外二件（請願者　佐賀県東松浦郡肥前町新木場上田喜録外千七百十九名）（井手以誠

君紹介）（第五二三一号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町大字夏見千五百五十六番地武田三郎外四百六十八名）（宇野宗佑君紹介）（第五二三二号）、同外四十一件（請願者　佐賀県杵島郡山内町堀源平外二千五百三十九名）（舘林三喜男君紹介）（第五二三四号）、同外五件（請願者　佐賀県多久市北多久町大字小侍八百五番地南里信吉外千四百五十二名）（保利茂君紹介）（第五二三五号）、同外八件（請願者　佐賀県鹿島市能古見町橋本輝海外四千百六十二名）（舘林三喜男君紹介）（第五三三四号）、同外七件（請願者　佐賀県東松浦郡鎮西町大字名護屋吉田博外千六百四十八名）（保利茂君紹介）（第五三三五号）、同外八件（請願者　佐賀県鹿島市北鹿島町松岡平三外六千九百四十八名）（三池信君紹介）（第五三三六号）、同（請願者　佐賀市兵庫町牟田熊吉外三百六十名）（井手以誠君紹介）（第五四四六号）、同外五件（請願者　佐賀県佐賀郡久保田村福富御厨源一外二千百八十三名）（古賀了君紹介）（第五四四七号）、同外一件（請願者　佐賀県伊万里市大川町字構江草場強外七百三十七名）（保利茂君紹介）（第五四四八号）、同外二件（請願者　佐賀県藤津郡太良町大字伊福二百二十二番地中尾務外千三百四十八名）（井手以誠君紹介）（第五六七八号）、同外一件（請願者　佐賀県杵島郡江北町重松康民外千八百六十一名）（古賀了君紹介）（第五六七号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡呼子町小林春海外百六名）（保利茂君紹介）（第五六八一名）、同外一件（請願者　滋賀県犬上郡多賀町楢崎織田又七外二千九百六十名）（宇野宗佑君紹介）（第五八四六号）、同外二件（請願者　佐賀県杵島郡福富村川崎武夫外千六百五十二名）（井手以誠君紹介）（第五九五〇号）、同外二件（請願者　佐賀県杵島郡有明町中屋七千七百四十三番地有明干拓農業協同組合長理事福井勇外千三十二名）（井手以誠君紹介）（第六一九二号）、同外十三件（請願者　山形県西田川郡大山町大山農業協同組合長理事黒坂新助外十三名）（池田正之輔君紹介）（第六一九三号）、同（請願者　新潟県五泉市大字論瀬五千九百八十番地巣本農業協同組合長理事伊藤新左衛門）（石田宥全君紹介）（第六一九四号）、同外一件（請願者　滋賀県伊香郡木之本町大音中居邦夫外五百八十三名）（堤康次郎君紹介）（第六一九五号）、同（請願者　佐賀市西与賀町野田次郎外三百九十名）（井手以誠君紹介）（第六四一六号）、同外二件（請願者　滋賀県高島郡安曇町青柳農業協同組合長中西佐右エ門外千八百二十一名）（宇野宗佑君紹介）（第六四一八号）、同外十件（請願者　滋賀県高島郡新旭町旬蜜庭農業協同組合長中村慈一外四千九百十八名）（草野一郎平君紹介）（第六四二三号）及び同（請願者　大津市坂本町二十一番地の五大津市農業協同組合長西村昌二外百七十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第六四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業と他産業との所得格差を是正し、農業者の生活を都市なみに引き上げるため、昭和三十八年産生産者米価を生産費および所得補償方式（八〇パーセントバルク）による米価一万四千三百三円に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業と他産業の所得格差を是正するため米価の決定にあたり、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産
員長委　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米生産者価格に関する請願外四件（請願者　愛知県宝飯郡音羽町農業協同組合長理事渡辺隆次外百十六名）（上村千一郎君紹介）（第五二一八号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡武豊町葭賀農業協同組合長理事吉沢虎芳外三十七名）（久野忠治君紹介）（第五二二九号）、同（請願者　愛知県南設楽郡鳳来町中部農業協同組合長理事中山唯祐外十七名）（穂積七郎君紹介）（第五二三〇号）、同外一件（請願者　愛知県碧海郡上郷町大字渡刈字寺前四十五番地深津昇一外六十七名）（浦野幸男君紹介）（第五三三〇号）、同外一件（請願者　愛知県新城市市川字中山三十二番地荒川数馬外三十五名）（鈴木正吾君紹介）（第五三三一号）、同外六件（請願者　愛知県幡豆郡一色町大字赤羽字西乾地八十番地一色町西部農業協同組合長理事倉内恒雄外二百七十四名）（中垣國男君紹介）（第五三三二号）、同（請願者　愛知県春日井市坂下町春坂農業協同組合長理事加藤栄）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五三三三号）、同外十六件（請願者　愛知県渥美郡赤羽根町高松農業協同組合長理事渡辺章良外四百五十四名）（上村千一郎君紹介）（第五四四〇号）、同外四件（請願者　愛知県碧海郡上郷町上野農業協同組合長理事近藤鎮雄外百四十二名）（浦野幸男君紹介）（第五四四一号）、同外七件（請願者　愛知県海部郡八開村農業協同組合長理事大鹿宗一外二百五十八名）（江崎真澄君紹介）（第五四四二号）、同外一件（請願者　愛知県知多郡上野町農業協同組合長理事早川利喜外六十一名）（久野忠治君紹介）（第五四四三号）、同（請願者　愛知県南設楽郡鳳来町愛郷家ノ脇十六番地鳳来寺農業協同組合長理事山川善吉外十六名）（穂積七郎君紹介）（第五四四四号）、同（請願者　愛知県愛知郡日進町農業協同組合長理事村瀬梅吉）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五四四五号）、同外六件（請願者　愛知県江南市宮田農業協同組合長理事伊藤美夫外二百十八名）（江崎真澄君紹介）（第五六八三号）、同外六件（請願者　愛知県宝飯郡小坂井町農業協同組合長理事中村幸市外二百十一名）（上村千一郎君紹介）（第五六八四号）、同外三件（請願者　愛知県西加茂郡小原村本城農業協同組合長理事鈴木重外百三十一名）（浦野幸男君紹介）（第五六八五号）、同（請願者　愛知県岡崎市西牧内町字家下二十八番地矢作農業協同組合長理事平岩太郎外三十三名）（太田一夫君紹介）（第五六八六号）、同外五件（請願者　愛知県知多郡大府町農業協同組合長理事山口治兵外二百一名）（久野忠治君紹介）（第五六八七号）、同外一件（請願者　愛知県新城市東郷東農業協同組合長理事今泉伝外五十名）（鈴木正吾君紹介）（第五六八八号）、同外十一件（請願者　愛知県西加茂郡猿投町大字上伊保保見農業協同組合長理事加納準太郎外三百四十五名）（中垣國男君紹介）（第五六八九号）、同外四件（請願者　愛知県愛知郡東郷村農業協同組合長理事小島剱市）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五六九〇号）、同外七件（請願者　愛知県豊橋市神野新田農業協同組合長理事判治清外二百六十五名）（上村千一郎君紹介）（第五七四七号）、同外一件（請願者　愛知県碧南市棚尾町農業協同組合長理事鈴木嘉三郎外六十四名）（浦野幸男君紹介）（第五八四八号）、同外四件（請願者　愛知県一宮市西成農業協同組合長理事平松政重外百四十八名）（江崎真澄君紹介）（第五八四九号）、同（請願者　名古屋市港区善進町一丁目一番地善進農業協同組合長理事竹川義治外三十二名）（加藤鎌五郎君紹介）（第五八五〇号）、同外二件（請願者　愛知県知多郡南知多町豊浜農業協同組合長理事石黒兼長外六十七名）

（久野忠治君紹介）（第五八五一号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町天白農業協同組合長理事加藤定外三十一名）（辻寛一君紹介）（第五八五二号）、同外四件（請願者　愛知県西春日井郡豊山村豊場農業協同組合長理事安藤武夫外二百二名）（丹羽兵助君紹介）（第五八五三号）、同外一件（請願者　愛知県北設楽郡東栄町農業協同組合長理事原田守一外六十六名）（穂積七郎君紹介）（第五八五四号）、同（請願者　愛知県愛知郡長久手村農業協同組合長理事加藤沢一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五八五五号）、同外三件（請願者　愛知県北設楽郡設楽町名倉農業協同組合長理事沢田助四郎外八十七名）（上村千一郎君紹介）（第五九五一号）、同（請願者　愛知県江南市大字小折布袋農業協同組合長理事前田金一外三十四名）（江崎真澄君紹介）（第五九五二号）、同（請願者　愛知県一宮市大字佐ケ原字屋敷七十八番地一宮市葉栗農業協同組合長理事戸松繁弘外三十二名）（海部俊樹君紹介）（第五九五三号）、同（請願者　愛知県知多郡美浜町上野間農業協同組合長理事大崎一平外十五名）（久野忠治君紹介）（第五九五四号）、同（請願者　愛知県蒲郡市塩津農業協同組合長理事牧野士郎外五十七名）（鈴木正吾君紹介）（第五九五五号）、同（請願者　名古屋市中村区日比津町日比津農業協同組合長理事吉川治左衛門外三十四名）（辻寛一君紹介）（第五九五六号）、同外二件（請願者　愛知県刈谷市高須町農業協同組合長理事加藤松治外八十八名）（中垣國男君紹介）（第五九五七号）、同外一件（請願者　愛知県安城市東端町東端農業協同組合長理事米山明外六十九名）（中野四郎君紹介）（第五九五八号）、同外一件（請願者　愛知県豊橋市植田町植田農業協同組合長理事浦川定外五十名）（上村千一郎君紹介）（第六一九〇号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町農業協同組合長理事宮条佳林外三十四名）（浦野幸男君紹介）（第六四一〇号）、同外三件（請願者　愛知県稲沢市福島町中浦四十三番地千代田農業協同組合長理事林周次外百十六名）（江崎真澄君紹介）（第六四一一号）、同外一件（請願者　名古屋市中川区野田町字一柳八十九番地野田町農業協同組合長理事板倉信義外六十五名）（加藤鐐五郎君紹介）（第六四一二号）、同（請願者　愛知県宝飯郡御津町農業協同組合長理事渡辺鑓一外三十二名）（鈴木正吾君紹介）（第六四一三号）及び同（請願者　名古屋市港区南陽町農業協同組合長理事立松清八外三十三名）（辻寛一君紹介）（第六四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業基本法制定の趣旨のとおり、農業と他産業との格差を是正し、農業者が、他産業従事者と均衡する生活を営むことができるよう、昭和三十八年産米生産者価格は当然その生産費を償ない、かつ所得を補償するものでなければならない。ついては、全国農協中央会および全国農業会議所が累年調べている米の生産費結果を基礎に、米作農業の労働費は都市製造工業労働者と同様の法定外福利費を参酌した実質賃金で評価替えをし、生産費および所得方式による適正な価格として、昭和三十八年産米穀政府買入価格は、正味百五十キロあたり、平均一万四千三百三円とし、倉庫までの運搬賃は三十一円七十五銭とするとともに、予約諸条件およびその他加算金は前年通りとされたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の中枢を占める米価の決定にあたつては、農業と他産業との所得格差の是正の見地から、本請願の趣旨を十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業構造改善事業推進に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業基本法が制定され、新しい農政の基調として、昭和三十六年から実施されている農業構造改善促進対策事業の円滑な推進をはかり、農業の近代化を実現するため、同対策の整備充実に関して次記事項を要望するというのである。（一）農産物の需給調整ならびに価格対策の確立、（二）農業技術行政の刷新強化と事業実施基準の弾力性、（四）土地基盤整備事業の合理化、（五）協業助長対策の確立。

二、請願の議決理由

農業の近代化を図る上において、農業構造改善事業に期するところ大なるものがある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

農業委員会補助金の増額等に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国は毎年度予算の範囲内において、農業委員会の委員および職員に要する経費を負担することになつているが、その負担率の実状は、二〇パーセント程度にとどまつており、きわめて少額で、かつ不安定のものである。ついては、農業基本法の制定を一段階として、農業発展のための農業委員会の活動に対する期待も大きいので、この際予算額を大幅に増額され、かつ補助率の定率化を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の発展のため、農業委員会の活動に期待するところ大なるものがあり、農業委員会関係予算を大幅に増額されたい等という本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米価に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡山内町山下家馬外四百二十三名）（舘林三喜男君紹介）（第五二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業と他産業との所得格差を是正し、農業者の生活を都市なみに引き上げるため、昭和三十八年産生産者米価を生産費および所得補償方式（八〇パーセントバルク）による米価一万三千百七十七円に決定されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業と他産業の所得格差を是正するため米価の決安にあたり、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米価決定に関する請願（請願者　愛媛県川之江市上分町農業協同組合長長野藤吉外六十四名）（井原岸高君紹介）（第五三二七号）、同外四件（請願者　高知県安芸市川北農業協同組合長谷川秀雄外二千七百四名）（仮谷忠男君紹介）（第五三二八号）、同（請願者　高知県長岡郡大豊村高須森山茂貴外百三十五名）（濱田正信君紹介）（第五三二九号）、同（請願者　高知県中村市蕨岡甲千九百五十三番地高崎義広外五百八十八名）（仮谷忠男君紹介）（第五四四九号）、同（請願者　徳島県海部郡牟岐町喜田治与外百十七名）（小笠公韶君紹介）（第五六九一号）、同（請願者　高知県中村市安並岡崎恒重外百三十八名）（仮谷忠男君紹介）（第五六九二号）、同（請願者　高知県中村市六十六番地の一具同農業協同組合長理事小谷藤太郎外三百七十八名）（仮谷忠男君紹介）（第五六五六号）、同（請願者　高知県須崎市多ノ郷農業協同組合長西森仁助外五百六十名）（濱田幸雄君紹介）（第五六五七号）、同（請願者　高知県宿毛市平田町農業協同組合長小島雄次外三百五十三名）（仮谷忠男君紹介）（第五九五九号）、同外三件（請願者　高知県香美郡夜須町坪井農業協同組合長三浦吉男外千五百八十九名）（濱田幸雄君紹介）（第五九六〇号）、同外二件（請願者　高知市鴨部千百七十三番地の一高知市鴨田農業協同組合長山崎豊猪外七百六十七名）（濱田正信君紹介）（第五九六一号）、同（請願者　徳島県阿南市見能林町東石仏見能林農業協同組合長福本幸雄外百十九名）（小笠公韶君紹介）（第六一九一号）、同外三件（請願者　高知県香美郡香我美町山北二千四百二十一番地藤田重彦外千三百六十八名）（仮谷忠男君紹介）（第六四〇八号）及び同（請願者　高知県土佐郡大川村農業協同組合長理事和田義延外百七名）（濱田正信君紹介）（第六四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業基本法の趣旨に基づき、農業と他産業従事者の所得の均衡をはかるためには、農畜産物の価格は生産費所得補償の原則にたつて政策的に確立されるべきであるが、最近の価格政策の動向は、食管制度改変の動き、乳価、豚価等畜産物支持価格にみられるように、農民の期待を裏切るものであり、所得差の拡大とともに農民の不安を一層拡大させつつある。ついては、本年産米麦価決定に当たり、米麦の農家経済に占める比重、最近の物価賃金の異常高騰等を十分考慮し、次記事項を措置されたいというのである。（一）昭和三十八年産米価は農業関係の算定に基づく生産費所得補償価格石当たり、一万四千三百三円とすること、（二）同麦価については現行算定方式より物価の上昇にみあう価格決定と等外麦を含む全量買入れ措置を講ずること、（三）食糧管理制度を堅持すること、（四）米価審議会を公開とし、その民主的運営をはかること。

二、請願の議決理由

米麦価の決定は農家経済に与える影響が甚大であるので、農業と他産業との所得格差の縮少につとめるよう慎重に検討を行なうべきであり、又麦の等外麦の処理については、本年の異常災害にあたり、農家所得の確保につとめるよう考慮すべきものと思われる。なお、米価審議会の公開についても、民主的運営をはかるため、検討を要するものと思われるので、本請願の趣旨を十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米価に関する請願外一件（請願者　滋賀県愛知郡湖東町下里東押立農業協同組合沢村字市外千五百十八名）（堤康次郎君紹介）（第五六八〇号）及び同外一件（請願者　滋賀県伊香郡高月町農業協同組合長今井清治郎外二千二百八十七名）（草野一郎平君紹介）（第六四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年産米の政府買入価格は、農業基本法の趣旨にかんがみ、生産費および所得補償方式を完全実施し、次記のとおり決定されたいというのである。（一）玄米裸百五十キログラム当たり一万四千三百三円、一俵（六十キログラム）当たり五千七百二十一円とすること、（二）包装代は労賃等の高騰に応じ適正決定するとともに、生産者の庭先から政府指定受渡所までの運賃を一俵当たり三十円七十五銭とすること、（三）時期別格差、歩留り加算もち米加算は、前記基本価格に加算すること、（四）予約申込加算、予約売渡米に対する減税措置は前年のとおりとすること。

二、請願の議決理由

農家経済の中枢を占める米価の決定にあたつては、農業と他産業との所得格差の是正の見地から、本請願の趣旨を十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十八年産米価に関する請願（請願者　新潟県新発田市大字浦松浦農業協同組合長理事阿部良松）（渡邊良夫君紹介）（第五六八二号）、同（請願者　新潟県中頸城郡頸城町大瀧農業協同組合長理事土田三男）（田中彰治君紹介）（第五六八五号）、同（請願者　栃木県塩谷郡高根沢町阿久津農業協同組合長理事野口脩二外三百六十一名）（船田中君紹介）（第五六五九号）、同外一件（請願者　新潟県西蒲原郡月潟村農業協同組合長理事竹内久平外一名）（小沢辰男君紹介）（第五九六二号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡六日町農業協同組合長理事内山徳松）（小林進君紹介）（第五九六三号）、同外二件（請願者　新潟県西頸城郡能生町能生谷農業協同組合長理事利根川秀一外二名）（田中彰治君紹介）（第五九六四号）、同（請願者　栃木県那須郡黒羽町黒羽農業協同組合長理事大野清司外九百八十六名）（船田中君紹介）（第五九六五号）、同八十五件（請願者　山形県天童市大字天童甲百二十二番地天童農業協同組合長理事高橋一司外八十五名（松浦東介君紹介）（第五九六六号）、同（請願者　新潟県新発田市字三ノ丸二百五十八番地の一新発田市農業協同組合長理事長谷川喜八郎）（渡邊良夫君紹介）（第五九六七号）、同外一件（請願者　新潟県東頸城郡松之山町松之山農業協同組合長理事相沢達雄外一名）（猪俣浩三君紹介）（第六四一五号）、同外一件（請願者　新潟県中蒲原郡村松町大字南田中五百二十四番地大蒲原農業協同組合長理事小出孝一郎外一名）（石田宥全君紹介）（第六四一七号）、同外十八件（請願者　新潟県両津市河崎農業協同組合長理事土屋守太郎外十八名）（小沢辰男君紹介）（第六四一九号）、同外五件（請願者　栃木県塩谷郡塩谷村船生農業協同組合長理事斎藤章一外四千九百五十一名）（尾関義一君紹介）（第六四二〇号）、同外一件（請願者　兵庫県加西郡北条町加西郡農業協同組合長楠田虎治外一名（岡田修一君紹介）（第六四二一号）、同外二件（請願者　兵庫県赤穂市上仮屋十九番地赤穂農業協同組合寺岡ひさえ外二名）（河本敏夫君紹介）（第六四二二号）、同外五十六外（請願者　岡山県真庭郡中和村和共栄農業協同組合長理事西山玉一外五十六名）（小

枝一雄君紹介）（第六四二五号）、同外三件（請願者　栃木県小山市小山農業協同組合長理事広橋忠太外四千三百八十名）（小平久雄君紹介）（第六四二六号）、同外十二件（請願者　新潟県新井市大字新井百二番地新井農業協同組合長理事金子政治外十二名）（田中彰治君紹介）（第六四二七号）、同外二件（請願者　京都府北桑田郡畜産農業協同組合連合会長大秦義外九千六百五十九名）（谷垣專一君紹介）（第六四二八号）、同（請願者　京都府綴喜郡田辺綴喜郡農業協同組合連合会長理事辻井松太郎）（玉置一徳君紹介）（第六四二九号）、同外五十一件（請願者　岡山県吉備郡足守町日近農業協同組合長山崎都一外五十一名）（藤井勝志君紹介）（第六四三〇号）、同外四件（請願者　栃木県大田原市佐々山農業協同組合長理事八木沢繁次外三千六百八十九名）（船田中君紹介）（第六四三一号）、同（請願者　新潟県佐渡郡畑野町大字畑野三十二番地大畑野農業協同組合計良治一）（松井誠君紹介）（第六四三二号）、同（請願者　栃木県佐野市上羽田町千百二十六番地佐野市吾妻農業協同組合長理事新井久蔵外四百三十八名）（森下國雄君紹介）（第六四三三号）、同外二件（請願者　栃木県下都賀郡藤岡町部屋第一農業協同組合長理事吉羽啓一外千八百二十一名）（山口好一君紹介）（第六四三五号）、同外十件（請願者　新潟県白根市茨曾根農業協同組合長理事山田利市郎外十名）（渡邊良夫君紹介）（第六四三六号）及び同（請願者　新潟県高田市大字今泉六百九番地の一和田農業協同組合長理事高島藤春）（猪俣浩三君紹介）（第六五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年産米政府買入価格は、農業基本法の趣旨にかんがみ、米生産農家の主張する生産費および所得補償方式を完全実施し、次記のとおり決定されたいというのである。（一）基本価格は正味六十キログラム当たり平均五千七百二十一円（百五十キログラム当たり平均一万四千三百三円）とし、なほ包装代は労賃の高騰に応じ適正決定するとともに、生産者の庭先から政府指定の受渡場所までの運搬費は一俵（六十キログラム当たり）三十一円七十五銭とすること、（二）時期別格差、歩留加算、もち米加算は前記基本価格に加算すること、（三）陸稲の格差は設けないこと、（四）予約申込加算、予約売渡米に対する減税措置（所得税および住民税）および概算金は前年どおりとすること。

二、請願の議決理由

農家経済の中枢を占める米価の決定にあたつては、農業と他産業との所得格差の是正の見地から、本請願の趣旨を十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

早場米の時期別格差金制度存続に関する請願（請願者　新潟県議会議長平田早苗）（田中彰治君紹介）（第六四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の早場米時期別格差金は、他産業との間の所得格差の著しい農業にとつては、重要な収入項目であるが、政府は昭和三十八年産米の政府買入価格の格差金縮小の方針をとり、従前の最高額を引下げるとともに、従前の四段階を三段階に縮小した。これらのことは、農家の実質所得の減少を招くことが懸念され、農業が他産業と均衡ある発展をするため、遺憾であるから、早場米の時期別格差金制度は、昭和三十八年産米についても、従来どおり四段階制を維持するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

早場米の時期別格差金の漸減又は廃止にあたつては、水稲単作地帯の構造改善、近代化等の十分の施策を講じ、農家所得の確保と他産業との所得格差の是正につとめるべきものとして、本請願の趣旨は、検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

病害虫防除所の強化拡充に関する請願（請願者　東京都豊島区駒込三丁目三百六十番地植物防疫全国協議会長藤谷正信外八百八十七名）（野原正勝君紹介）（第六四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業の生産性向上等のため、農作物の病害虫防除活動は、従来の農家単位の防除から広域方式の防除に移りつつあり、これに対処する防疫組織の強化拡充が強く要請されるが、病害虫防除所の病害虫発生予察事業については、職員一名のみが国庫補助の対象となつているだけであり、これでは、とうてい関係法規に基づく事務処理はもちろん、地域農民の要請にこたえることは困難である。ついては、早急に国庫補助職員を増員するとともに、植物防疫業務に対し、大幅な助成をされたいというのである。

二、請願の議決理由

病害虫防除所を強化拡充することは、農業の生産性向上等のため、きわめて肝要なことと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

農林水産委員長　長谷川四郎

衆議院議長清瀬一郎殿

商工委員会

プロパンガス容器に計量器必置に関する請願（請願者　広島市仁保町青崎百四十七番地羽生テル子）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六二一号）、同（請願者　広島市皆実町一丁目県公舎内旗手雪枝）（灘尾弘吉君紹介）（第一二二号）、同（請願者　広島市大芝町一番地宮川雅恵）（小沢辰男君紹介）（第四六二号）及び同（請願者　広島市皆実町一丁目百四十二番地山崎芳子）（松平忠久君紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近家庭用プロパンガスの使用戸数は急速に増加しているが、需要の延びに従い、品質の低下、計量の不足、ガスもれ防止の不備が目立つている。ついては、高圧ガス取締法および附帯政省令等を強化し、緊急に万全の行政措置指導を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、液化石油ガスの家庭用燃料としての需要の伸びが著しく、災害の防止、正量販売等について一段と規制を強化すべきことが要請されている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

鉱業政策確立に関する請願（請願者　兵庫県養父郡関宮町三宅四百三十一番地和田幹夫外二名）（小島徹三君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国においては鉱業発展のため、国鉄運賃の割引、鉱産税の軽減等

の補助育成措置がとられているが、しかし他産業に比して余りにも消極的であり、加えて貿易自由化の実施等の鉱業へ及ぼす影響はまことに大きく、全国の鉱山は存亡の岐路に立たされている。ついては、この際次記事項の早期実現を措置されたいというのである。

(一)新鉱床探査補助金の大幅引上げ、(二)雇用の確立と離職者の職業訓練、(三)製錬所の設備改善拡充対策、(四)鉱産物価格の安定措置対策、(五)その他鉱業の保護対策、(六)鉱業育成制度の確立、(七)鉱業開発のための町村道（橋を含む）改修、新設に対する特別助成、等。

二、請願の議決理由

自由化を迎え危機に直面している金属鉱業を安定産業とするため、本請願の趣旨は妥当なるものと認めるめ。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業工場集団化制度に関する請願（請願者　栃木県足利市家富町二千二百二十五番地の一足利トリコット工業団地協同組合理事長吉田光二郎）（小平久雄君紹介）（第四〇四号）、同（請願者　札幌市南二条西三丁目三番地　西野清太郎）（高田富與君紹介）（第八四六号）、同（請願者　金沢市竹田町七番地金沢城西機器工場団地協同組合理事長浅田勝二）（坂田英一君紹介）（第一六一六）及び同（請願者　札幌市南一条東三丁目十番地札幌綜合鉄工団地協同組合代表理事松宮利市）（高田富與君紹介）（第二六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業工場集団化制度は、いまだ創設期の範囲に属するため、工場団地造成半ばにして起こる種種の難関に直面している。ついては、次記事項を早急に措置されたいというのである。(一)貸付金償還期限の延長、(二)振興資金助成法による資金の大幅増額、(三)貸付対象施設の拡充ならびに貸付単価の引上げ、(四)団地造成用土地の取得、(五)金融措置、(六)税制上の特別措置。

二、請願の議決理由

中小企業工場集団化は、中小企業構造の高度化のために、きわめて有効なものであり、さらに労働力の確保、公害の減少、産業、人口の大都市集中の防止等の効果をも有するものであつて、これに関する助成制度を今後一段と改善強化する必要がある。この見地から、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

工業立地調整法制定に関する請願（請願者　埼玉県川口市長大野元美）（福永健司君外一名紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

工業立地調整法案が近く提出されることが予想されるが、同法案の趣旨が単に普遍的な目的のために、埼玉県川口市を適用範囲に包含された場合は、市の生命である基幹産業は退化し、市の存続は危たい(殆)にひんすることになり、またすでに相当額の経費を投入して実施中の土地区画整理事業の施行目的に相反する結果ともなる。ついては、同法制定の場合は、川口市全域を除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

川口市の実情にかんがみ、本請願はその趣旨を妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

西大寺市犬島の離島振興対策実施地域指定に関する請願（請願者　岡山県西大寺市犬島町内会長井上兼一外二百三十二名）（逢澤寛君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県西大寺市犬島は、離島のため、時代の風潮に取残されがちで、現代文化福祉等の恩恵に浴している部分がいたつて少ないうえに、青年層の都市への流出で人口漸減し、次第にさびれ行く感を深めつつあるので、今回の新産業都市、拡域都市計画の区域にある西大寺市の唯一の島として振興策を配慮されたく、島民一同これが実現をひとしく希求している。ついては、犬島を離島振興対策実施地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島の特殊性にかんがみ、これが振興を図ることは島民の不利不便を解消する上においても必要であり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

スーパーマーケット調整に関する請願（請願者　名古屋市中区南外堀町名古屋市役所経済局総務課内五大市小売市場総連合会長山本太作外七名）（首藤新八君紹介）（第一五六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在のスーパーマーケットのほとんどは、セルフサービスと対面販売とをあわせ行い、さらに店舗の所有者自体が営業を行なうかにみせかけつつ表面店員と称して、現実には個々人が権利を借受け出店するなど、小売市場と全く異なるところがない実情にあり、しかも商策の一環として顧客誘致のため当然、生鮮食料品を主体として取扱う必要から、必然的に対面販売が中軸となる商法を採用せざるを得なくなりつつあるので、ますます小売市場的性格が濃厚となつてきているが、これは零細小売商業者の生活権のはく奪であるばかりか、百貨店法、小売商業調整特別措置法の主旨に反することでもつて、過当競争を排除し、正常な商品の流通機構を確立するうえから小売商業者は、これを容認することができない。ついては、小売商業調整特別措置法によつて、市場の乱立を防止されたと同様の効果を挙げ得るよう、法的措置をスーパーマーケットにも講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、スーパーマーケットが大幅にふえその売上げ高の点でも中小小売商を強く圧迫し始めている現況である。今後、中小規模の小売業者の経営健全化を図るため、これらセルフサービス方式による小売商経営を調整し、よつて、小売商全体の正常かつ合理的発展を図るため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

上水道事業用電力の特別料金設定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一六九五号）及び同（請願者　三重県松阪市殿町

千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上水道の電力料金は次記理由により、農事用電力料金なみの低廉な特別料金制度を設定されたいというのである。（一）水道事業は国民の保健および環境衛生の完全を期することを目的とする高度の公益事業であつて、国民生活上また給水普及上、同料金は低廉でなければならない、（二）水道用の電力料金は、冬季の渇水期に少なく、夏季の豊水期に多く使用されるばかりでなく、昼間および夜間使用の差異が少ないという、他の事業にみられない配電操作に寄与する特殊性がある、（三）水道事業には消火せん（栓）の設置義務があり、また消防用に供するため夜間も常時一定以上の水圧を保持しなければならないので、巨額の設置費用を要するばかりか、多額の電力料金を費消しているが、消防用水に対しては、法律上料金を徴収することができず、すべて水道事業者の犠牲的負担となつている。

二、請願の議決理由

上水道事業の特殊性並びに消防用水の取扱い等を考慮し、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

物価値上げ抑制等に関する請願（請願者　名古屋市港区港楽町一丁目十六番地三輪日日天外十五名）（石田宥全君紹介）（第三三三号）、同（請願者　大阪市住吉区中加賀屋町二丁目五十七番地地井上太一外三十九名）（岡田春夫君紹介）（第三三三四号）、同（請願者　兵庫県高砂市荒井町小松原大西和美外三百四名）（田中武夫君紹介）（第三三三五号）、同（請願者　鹿児島県阿久根市本町百四十四番地河南美智外九十五名）（有馬輝武君紹介）（第三九二号）、同外一件（請願者　鹿児島市薬師町百二十六番地藤田公義外百九十四名）（村山喜一君紹介）（第四一八三号）、同外一件（請願者　大津市中保町谷口巳一外三百七十一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四二〇六号）、同（請願者　福島県原町市三島町田村勇治外四十八名）（松井政吉君紹介）（第四二〇七号）、同（請願者　愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町四百八十四番地富士森和克外四百二十八名）（湯山勇君紹介）（第四二〇八号）、同（請願者　名古屋市千種区古出来町百九十一番地安達静江外二百三十八名）（横山利秋君紹介）（第四二〇九号）、同（請願者　新潟県三条市日吉町大平智子外百七十七名）（稲村隆一君紹介）（第四二三〇号）、同外十九件（請願者　宮崎市神宮町六百四十三の三番地田中実雄外二百八十四名）（片島港君紹介）（第四二六七号）、同外一件（請願者　静岡市西草深町六十一番地上坂方黒田浩外二百十七名）（勝澤芳雄君紹介）（第四二六八号）、同外一件（請願者　島根県仁多郡仁多町三成山本正雄外百七十五名）（中村英男君紹介）（第四二六九号）、同（請願者　奈良県桜井市公園町柳田弘明外百二十六名）（八木一男君紹介）（第四二七〇号）、同外一件（請願者　金沢市上本多町二番丁六の七番地村田洋美外三百八名）（岡良一君紹介）（第四二九九号）、同（請願者　茨城県土浦市大町千九十六番地池田章外百八十一名）（久保三郎君紹介）（第四三〇〇号）、同外十六件（請願者　京都市南区西九条藤木町四番地渡辺茅子外二百三十六名）（椎熊三郎君紹介）（第四三〇一号）、同（請願者　千葉県木更津市木更津七百三十九番地山口勇外百十九名）（藤原豊次郎君紹介）（第四三〇二号）、同（請願者　熊本市本荘町二百六十七番地四元俶明外七百十二名）（松前重義君紹介）（第四三〇三号）、同外一件（請願者　福岡県八女市東唐人町一丁目百三十七番地跡部雄一外四百八十二名）（松本七郎君紹介）（第四三〇四号）、同外一件（請願者　山形県東置賜郡宮内町大字宮内二千二百六十五番地高橋正夫外三百十四名）（西村力弥君紹介）（第四三〇五号）、同外十八件（請願者　秋田県大曲市角間川新道佐藤イネ外二百五十五名）（栗林三郎君紹介）（第四三三四号）、同外一件（請願者　新潟県西蒲原郡巻町漆山石田武外百七十一名）（松井誠君紹介）（第四三三五号）、同（請願者　大阪市西淀川区出来島町百二十八の二十五番地公用住宅二十号館三百六号宅秋田譲外二百七名）（松原喜之次君紹介）（第四三三六号）、同（請願者　福岡市地行東町二百十六番地石井得介外九十一名）（河野正君紹介）（第四三五五号）、同（請願者　静岡県吉原市土中町二千七百五十五番地の一渡辺政夫外百四十八名）（久保田豊君紹介）（第四三五六号）、同（請願者　岡山市北方二百六十三番地木村守外七十二名）（黒田寿男君紹介）（第四三五七号）、同（請願者　新潟県三条市由利四千二百四十三番地服部英夫外百四十六名）（小林進君紹介）（第四三五八号）、同（請願者　岐阜県中津川市駒場大岩梅林久夫外四百九十五名）（椎熊三郎君紹介）（第四三五九号）、同（請願者　三重県伊勢市馬瀬町千三十九番地の八中北みつ枝外百二十四名）（小林ちづ君紹介）（第四三七六号）、同（請願者　静岡県浜松市松小池町二百十番地高橋郁夫外二百名）（長谷川保君紹介）（第四三七七号）、同（請願者　福岡市大字田島五百番地木村秀雄外三百六十九名）（植崎弥之助君紹介）（第四四一二号）、同外三件（請願者　名古屋市中村区日比津町一丁目三十五番地菅井昭子外九百十一名）（赤松勇君紹介）（第四四二七号）、同（請願者　福島県喜多方市字村西二千五百三十四番地矢部重徳外百三十六名）（野口忠夫君紹介）（第四四四六号）、同（請願者　東京都板橋区泉町四十三番地斎藤博外二百二十七名）（島上善五郎君紹介）（第四四九一号）、同外三件（請願者　富山県氷見市島尾千九百四十一番地屋敷重信外三百七十七名）（佐野憲治君紹介）（第四五二九号）、同（請願者　福島市泉字一本橋十九番地井上利三外七十九名）（八百板正君紹介）（第四五三〇号）、同外二件（請願者　大津市上馬場町十五の二

昭和三十八年七月六日　衆議院会議録追録（三）　請願に関する報告書

番地多胡敏一外五百九十三名）（西村関一君紹介）（第四七四四号）、同（請願者　熊本市寺原町二千二百十八番地本田久子外百十二名）（坂本泰良君紹介）（第四九一一号）、同（請願者　広島県庄原市本町千五百八十六番地の四宮脇達朗外二百八十五名）（足鹿覺君紹介）（第五四一五号）、同（請願者　東京都港区芝白金三光町二百七十六番地黒崎平八外二百八十三名）（帆足計君紹介）（第五四一六号）、同外九件（請願者　神奈川県川崎市上小田中六百七十二番地本田太郎吉外二千六百七十四名）（山口丈太郎君紹介）（第五七七六号）、同（請願者　静岡県島田市大井町二千二百八十二番地長谷川成造外百八十五名）（勝間田清一君紹介）（第五九七七号）、同（請願者　広島市尾長町大丈光雄外三百七十七名）（勝澤芳雄君紹介）（第六一九七号）及び同（請願者　松江市西津田町五百三十番地の三小豆沢修子外三百九十六名）（志賀義雄君紹介）（第六四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民は相次ぐ物価の値上りに困つているから、次記措置をとられたいというのである。（一）公共料金の引き上げは今後絶対に行なわないこと、（二）生産性の向上している独占資本が造り出す物資の価格を引き下げること、（三）協定値段による物価料金の引上げは絶対に行なわないこと、（四）生活必需品の値上げは絶対に行なわないこと、（五）生活必需品に対する消費税、物品税を廃止し、価格の引き下げを行なうこと、（六）特選米制度は食管法を消費面から破壊するものであるから、特選米は即時取りやめるとともに、現行食管制度を堅持すること、（七）物価の安定をはかるため流通機構の整備に強力な行政措置をとること、等。

二、請願の議決理由

物価上昇の国民生活に及ぼす影響はきわめて重大である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

松本、諏訪地区を新産業都市の内陸地帯指定に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（倉石忠雄君紹介）（第三七三七号）、同（請願者　長野県議会議員横内与次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六二号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三八〇四号）、同（請願者　長野県議会議員串原義直）（中島巌君紹介）（第三九六四号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三九六五号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第四一二二号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一四九号）、同（請願者　長野県議会議員野沢市太郎）（井出一太郎君紹介）（第四一六八号）、同（請願者　長野県知事西沢権一郎）（増田甲子七君紹介）（第四五五八号）、同（請願者　長野県南安曇郡奈川村長富田清市）（中島巌君紹介）（第五二八六号）、同（請願者　長野県東筑摩郡本郷村長三浦忠夫）（増田甲子七君紹介）（第五三二四号）、同（請願者　長野県塩尻市長小松多喜雄外一名）（唐澤俊樹君紹介）（第五四一八号）、同（請願者　長野県茅野市長小川一雄）（原茂君紹介）（第五四一九号）、同（請願者　長野県南安曇郡豊科町長山田森茂）（羽田武嗣郎君紹介）（第五六七二号）、同（請願者　長野県松本市長降旗徳弥）（増田甲子七君紹介）（第五六七三号）、同外一件（請願者　長野県大町市長県聡外一名）（小坂善太郎君紹介）（第五八四四号）、同（請願者　長野県南安曇郡三郷村長神谷博）（中島巌君紹介）（第五九七八号）、同（請願者　長野県東筑摩郡朝日村長武田多十）（松平忠久君紹介）（第五九七九号）及び同外一件（請願者　長野県諏訪郡原村長小池亮一外一名）（宮澤胤勇君紹介）（第六四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本、諏訪地区は、精密工業を主体とする内陸工業地帯を形成し、飛躍的発展を遂げており、また、産業、交通条件においても関東、東海、北陸を連絡する重要な地域として、長野県産業開発の最好適地であり、ひいては本州開発の拠点でもある。しかるに新産業都市建設促進法による都市の指定については、さきに示された政府案によると臨海性工業の開発地帯を中心としているが、国土の均衡ある発展をはかるためぜひとも内陸地帯を含め、特に松本、諏訪地区を指定するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

新産業都市建設促進法による都市の指定はきわめて重要な問題である。よつて本請願は慎重に検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

石狩川の公共用水域水質基準設定等に関する請願（請願者　北海道室蘭市海岸町三十六番地北海道かんがい用水汚濁防止対策推進本部長寺崎政朝）（南條徳男君紹介）（第三八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道旭川市とその周辺で操業している工場および市街下水、特に国策パルプ工業株式会社旭川工場から排出する廃液は、日量二十六万トンに及び、その下流で取水している納内村、一已村、深川町、妹背牛町、音江村、江部乙町および滝川市の一市六町村、約一万ヘクタールの水田に流入し、水稲耕作に惨害を与えており、沈でん池つぶれ地被害、水口減収被害、施設被害等調査可能の被害だけでも年間一億数千万円にのぼつていることが農林省の委託によつて北海道庁が調査した被害調査によつて明白となつている。このような被害にかんがみ、関係被害農民は、本年三月十三日から前後三回にわたり、道ならびに国策パルプ工業株式会社旭川工場に対し、除害施設の改善と被害補償を要求してきたが、すでに農耕期に入つた今日、なお納得のいく具体案の提示がない状態であり、本年も汚廃水の惨害を甘受しなければならない被害農民の不安はますます増大するばかりである。ついては、昭和三十三年法律第百八十一号公共用水域の水質保全に関する法律および同年法律第百八十二号工場排水等の規制に関する法律に基づき、近く石狩川水域A地区の水質基準が決定される由であるが、これが設定に際しては、農業に被害を与えない水質基準を定め、その基準を厳守するための浄化施設の完備およびその監督手段に関する万全の法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

河川の汚濁が農業等に及ぼす影響の甚大なる実情にかんがみ、河川の水質保全を図るため本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長　逢澤　寛

衆議院議長清瀬一郎殿

信用組合の出資者保護に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目三千八百八十四番地笠原光雄）（加藤鐐五郎君紹介）（第四〇二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
株式会社に株主総会があるように信用組合にも、出資者である組合員の総会を規定し、役員の解任、選任および組合の監査等の機会をつくり、不良貸出、下正防止、役員の個人企業的色彩の除去是正のため、現信用組合関係法を戦前同様に改正して、出資者を保護されたいというのである。
二、請願の議決理由
中小企業等協同組合法に基づく信用組合は、組合員に対する事業資金の貸付け、預金の受入れ、手形の割引等、信用授受を事業としている。したがつて、信用組合の役員には他の協同組合とその業務が異なるので、役員の業務、監査に特別の規定を設ける必要があるので、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月五日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

公共料金等の引上げ政策中止等に関する請願（請願者　静岡市宮本町一丁目九十六番地山本由記子外六十名）（川俣清音君紹介）（第四一〇〇号）、同（請願者　東京都足立区五兵衛町八百八十三番地奥村義夫外百十七名）（島上善五郎君紹介）（第四五三一号）及び同（請願者　新潟県北蒲原郡豊栄町太田笹川勢三郎外九十九名）（井伊誠一君紹介）（第六一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民は憲法に明記されているように健康にして文化的な生活をする権利をもつているが、その生活は日増しに苦しくなつているので、生活向上、権利の確保、民主主義を守るため、法案の成立等適正な措置をもつて、次記事項を実現されたいというのである。（一）一切の公共料金、独占物価の引上げ政策をただちに中止すること、（二）生活費および年収六十万円までは課税しないこと、（三）生活保護基準の二倍引上げと、国民年金、厚生年金の改善および医療費窓口金額現金払い制は行なわないこと、（四）高校全員入学と義務教育費の無償措置を行なうこと、（五）清掃手数料の全廃と、清掃事業を市町村の直営とし、清掃労働者の賃金および身分の差別撤廃、労働条件の改善を行なうこと、（六）失対打切りをめざす職安法、失対法改正をただちに取りやめて、失業手当制度の設置、失業保険の八割以上給付と二年間延長を実施すること、等。
二、請願の議決理由
公共料金等の値上げが国民生活に及ぼす影響はすこぶる重大である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月五日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業金融公庫宇都宮支店設置に関する請願（請願者　栃木県議会議長島田藤五郎外七名）（小平久雄君紹介）（第五三二二号）、同（請願者　栃木県知事横川信夫外八名）（森下國雄君紹介）（第五三二三号）、同（請願者　宇都宮市長佐藤和三郎外六名）（尾関義一君紹介）（第五四一七号）及び同（請願者　宇都宮市議会議長田辺正平外八名）（広瀬秀吉君紹介）（第五六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県は首都圏々内にあり、京浜、京葉工業地帯より東北地方に至る関門に位し、近年機械工業を中心とした第二次産業が飛躍的に発展しており、それに伴い下請企業の集団立地化が活発である。また観光資源に恵まれた同県は、政府登録および国際連指定の旅館、ホテルが多く資金需要が旺盛である。ついては、支店設置の箇所として、宇都宮市の中心街に位置している栃木県信用保証協会所有の建坪五十七・二坪の建物を確保してあるから、昭和三十九年度に中小企業金融公庫の支店を宇都宮市に設置方を措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
中小企業金融の円滑化を図るため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月五日
商工委員長　逢澤　寛
衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員会

県道富山立山線の大日橋架替工事促進等に関する請願（請願者　富山県中新川郡立山町長中田治重外一名）（佐伯宗義君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県中新川郡立山町と富山市を結ぶ県道富山・立山線の大日橋を永久橋とする架替工事は、本年度から実施の段階に入り、昭和四十年度までの継続事業として施行されることになつているが、現在架設されている木橋の腐朽程度は数年前から県当局の補強修理によつて、わずかに命脈を保つている状況で従来から自重とも六トンの重量制限が行なわれているほか、車両の一方交通を余儀なくされている状態であり、なお今春来、橋体の腐食破損によつて一時的交通の途絶および自動車が転落の危機に会つたことも再度にわたつている状況である。また富山・立山線県道中大日橋より以東の同町地内の道路は、その幅員が五・五メートルにすぎず、交通の激しい今日このような狭い道路は、すみやかに拡幅整備をする必要に迫られている。ついては、大日橋架替工事を昭和三十九年度をもつて竣工するよう措置するとともに、富山・立山線の拡幅改良ならびに舗装事業を国庫補助をもつて施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月五日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備事業の促進に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一三四号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
道路整備五箇年計画は、最近聞くところによると、同計画のうちに折込まれているオリンピック関連事業が優先されるため、一般道路事業が圧迫されるとのことであるが、これは一般道路整備の現況からきわめて遺憾である。ついては、昭和三十八年度において一般道路整備事業の繰上げ施行等により、当初計画をさらに上回る程度の予算化を講じられたいというのである。
二、請願の議決理由
道路網整備の見地より、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月五日
建設委員長　福永　一臣
衆議院議長清瀬一郎殿

治水事業の長期計画の改定に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎）（中島巌君紹介）

（第三四二号）、同（請願者　長崎県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第四一一号）、同（請願者　長野県議会議長関沢敏美）（下平正一君紹介）（第四一二号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一三号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第六三九号）及び同（請願者　長野県議会議長佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、昭和三十五年十二月、前期五箇年計画（三五年度―三九年度）四千億円および後期五箇年計画（四〇年度―四四年度）五千二百億円の治水投資を行なう長期計画を閣議決定し、実施されてきたが、その後の経済の急速な発展と一昨年の水害発生などにかんがみ、次記事項について早急に措置を講じられたいというのである。

（一）後期五箇年計画を繰上げ実施するとともに、工事単価の増高、新規事業の計画繰入れなど計画を大幅に改定すること、（二）中小河川改修事業費を大幅に増額し、特に小河川の改修を促進すること、（三）河川の維持補修は、地方団体の費用だけでは完璧を期し難いので、国庫補助工事として実施すること。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備五箇年計画の改定に関する請願（請願者　長野県議会議長中村治郎（中島巌君紹介）（第三四二号）、同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（唐澤俊樹君紹介）（第四一四号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第四一五号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一六号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第六四〇号）及び同（請願者　長野県議会議長佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十六年度から二兆千億円をもつて、道路整備五箇年計画を推進しているが、最近の日本経済の動向、地方開発の状況および将来の発展に対処するため、早急に抜本的対策を講ずる必要がある。ついては、次記事項の実現を措置されたいというのである。

（一）現行道路整備五箇年計画を大幅に改定し、国道の整備と併行して、地方道の施設に重点を置き、予算を大幅に増額し、また地方単独事業に対し、特に起債を認めること、（二）未開発地域開発の重要性にかんがみ、一般地方道も国庫補助の対象として大幅にとり入れること、（三）車両制限令による車両制限道路の国庫補助対象範囲を拡大する等の特別措置により、少なくとも待避所の設置と、道路標識整備等局部改良を拡大し、特にバス運行定期路線については、昭和四十年一月までにその解消をはかること、（四）建設単価の値上がりについては、現実に実施するのに支障のないよう建設単価引上げの措置を行なうこと、（五）国道および主要地方道への格上げに対処する道路整備費のわく内繰入れを行なうこと。

二、請願の議決理由

道路網整備の緊急性にかんがみ、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

日本民営住宅協会設立のため貸家組合法改正の請願（請願者　東京都墨田区東両国四丁目四十六番地全国貸家組合連盟会長松本富治外三十三名）（木村守江君紹介）（第五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の貸家組合は、わが国の住宅問題解決のために重要な役割を果たさなければならない民間団体であるが、昭和十六年の組合設立当時とは時代も変り、貸家組合法の立法精神およびその内容も今日とは多大の相違があるので、政府は住宅建設とその経営に民間資本を促すために貸家組合を官民合資の団体に移行させる必要があると思われる。ついては、この際時代に即応するよう次記事項を盛り込んだ貸家組合法の改正をされたいというのである。（一）貸家組合団体を時代に即応した民間住宅団体に切替えること、（二）新団体名称（仮称日本民営住宅協会）および法規を作ること、（三）団体組織については政府の指示に基づき指導すること、（四）資金は政府の低利資金と、民間資金を活用すること、（五）民間資金の収集方法は会員に特典を与え多額の資金を収集しやすい法案を作ること、（六）事業としては、土地を取得して、貸家、共同住宅の建設経営、土地住宅の分譲、貸家および住宅建設者に資金の融資をすること、（七）民間企業に対しては一定の利潤を定めること。

二、請願の議決理由

住宅難緩和のため、貸家組合の健全な育成を図る見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備五箇年計画規模拡大改定等に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館内全国道路利用者会議会長南条徳男）（丹羽兵助君紹介）（第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路整備について次記事項を措置されたいというのである。（一）現行道路整備五箇年計画の規模を大幅に拡大改定し、（1）昇格路線を含め一級国道等の全国的幹線道路網を早期に実現すること、（2）地方道路の整備を国道の整備と平行して促進すること、（3）街路交通の確保をはかるためこれが整備を推進するとともに、都市高速道路の建設を促進すること、等。（二）同五箇年計画の規模拡大に要する経費は、自動車特別負担税収入以外の財源から求めること、（三）道路整備事業に対する特別失業対策事業および臨時就労対策事業は廃止すること、（四）道路工事を早期に発注するとともに、年間工事の計画的発注につとめること。

二、請願の議決理由

道路網整備の緊急性にかんがみ、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

川内川不流の改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内川下流改修工事を促進することは、東郷、川内地区水田穀倉地帯の洪水禍を防止するのみでなく、低開発地域工業開発拠点の育成という見地からも、きわめて重要かつ緊急を要する事業

と判断されるので、次記事項を昭和三十八年度中に実施されたいというのである。(一)高江町八間川水門付近築堤残工事の完成、(二)小倉町築堤の完成、(三)隈之城川冷水町金剛橋の架替および上下流の改修工事の施工、(四)湯島水門の築造、(五)東郷町地区および樋渡川の築堤計画完成、(六)東郷橋上流左右岸および下流田海地区の改修。

二、請願の議決理由

災害防除の見地から、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県伊座敷、山川両港間にフェリーボートの新航路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）(二階堂進君紹介)(第二〇三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は薩摩半島と大隅半島に二分され、同県の循環コースは海路による以外なく、従来小船によつて連絡しているところに県経済のあい路があるが、これをフェリーボートにより連絡をはかるならば、トラック、バスなど諸車の運搬を容易にし、陸路と変りない循環コースを確立することになり、県経済等にひ益するところまことに大である。ついては、地域住民の福祉増進はもちろん、同地方の観光開発ならびに交易を推進するため、佐多町伊座敷港と山川町山川港を結ぶフェリーボートの新航路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増進の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

県道鹿児島県吾平町、佐多町伊座敷間の主要地方道指定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）(二階堂進君紹介)(第二〇三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県南部大隅は五万町歩の森林資源を有し、蓄積量約二千万石を包蔵し、最近は全国的に木材の高度利用がはかられ、特にパルプ工業、繊維板工業の資材として、日増しに需要は増大しつつあるばかりでなく、南九州総合開発特定地域の指定を受け、百十七億の事業費をもつて、各種の総合開発事業が着々と実施されつつある。ついては、同地区総合開発の観点から、その開発目的を達成し、効果を最大ならしめるためにも、大隅中央を縦断する吾平町、田代町、佐多町伊座敷を結ぶ県道を主要地方道として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島市、西桜島村袴腰間に架橋の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）(二階堂進君紹介)(第二〇三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡西桜島村袴腰と鹿児島市鴨池上約四キロメートルに橋りようを架設することは、単に交通の便のみならず観光、経済、文化および大隅地方開発上ひ益するところ大である。ついては、鹿児島県鹿屋市より西桜島村袴腰までの路線の全面舗装も近く完成する予定であるから、二級国道桜島鹿児島線中鹿児島市と袴腰間に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増進の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

県道内之浦神ノ川線高山町金山、内之浦町宮行さく伐所間未開通区間の早期建設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）(二階堂進君紹介)(第二〇四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県道内之浦神ノ川線は、南部大隅の森林資源開発上重要な幹線道路であるが、その間内之浦町側国見林道と高山町側金山林道の両終点を結ぶ約八キロメートルは未開通のまま放置されており、同路線が完通されると、高山、内之浦間を約七キロメートルも短縮し、同地区産業、経済、文化上きわめて有益であり、また観光開発、地域住民の福祉を増進することから考えても、この際早急に高山町金山と内之浦町宮行さく伐所を結ぶ路線を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

山形市西部地区に循環道路建設の請願（請願者　山形市大字芳沢佐藤文右エ門外四十九名）(牧野寛索君紹介)(第二一六八号)、同（請願者　山形市大字下反田九十三番地寒河江善吉外二百九十九名）(牧野寛索君紹介)(第二二八三号)、同（請願者　山形市大字長谷堂伊藤太四郎外五百三十九名）(牧野寛索君紹介)(第二八五八号)、同（請願者　山形市松原百八番地山本新助外五百八十一名）(牧野寛索君紹介)(第三四六七号)、同外三件（請願者　山形市西山形大字柏倉千十三番地鈴木清三郎外千三百八十三名）(牧野寛索君紹介)(第三五三六号)及び同外八件（請願者　山形市大字門伝三十四番地斎藤林作外八百五十七名）(牧野寛索君紹介)第三七九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形市西部地区は優良な道路がないため、交通不便で公共施設、工場の誘致に不利となり、市の南、東、北部に比し地域差がはなはだしいので、市西部循環の大道路を舗装開設することにより、公共施設、工場の誘致などにより収入の増大をはかり、地域差を少なくすると同時に、この道路により山形旧市街地の交通の混乱を緩和したいから、これが実現を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道津山米子線外二路線の一級国道編入等に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野町長川上武一郎外一名）（足鹿覺君紹介）（第三五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道津山米子線、岡山松江線および広島米子線は、山陰山陽両地方の重要都市を結ぶ産業開発と文化交流の幹線として最も重要な路線であるが、その維持改良は一部にとどまり、交通機関の発達による交通量の増加を考えるとき早期改修等が最も必要と思われるので、次記事項についてすみやかに措置されたいというのである。（一）二級国道津山米子線、広島米子線および岡山松江線をそれぞれ一級国道に編入すること、（二）二級国道津山米子線中、県境四十曲峠を隧道にして距離の短縮と冬季不通を解消すること、（三）二級国道岡山松江線の道路改良を継続施行とし、早期に貫通すること、（四）二級国道広島米子線中黒坂地区の道路舗装を国庫負担で早期に施行すること。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

中小建設業者育成に関する請願（請願者　名古屋市中区南大津町愛知県土木会館内東海中小建設業団体協議会長鈴木光男）（上村千一郎君紹介）（第三五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小建設業者は最近の民間工事量の減少に伴い大企業の中小企業分野への進出が顕著であるため、経営が著しく不安定となり、憂慮すべき事態も予測されるので、次記事項について措置されたいというのである。（一）中小企業分野確保のため一億円程度までの工事は地方発注とし、地元中小建設業者中心主義に配慮されるとともに、各地方における大工事もその何割かは必ず地元中小建設業者が施工し得るよう格別の措置をとること、（二）中小建設業者育成のため主要建設機械を中小企業設備近代化資金の対象と認めるとともに、中小建設業者をA・B・C三段階に分け、Aクラスには主要機械購入資金貸付を、Bクラスには購入のための補助金を、Cクラスには建設保有機械の貸付等の制度を設け、中小建設業者の育成をはかること。

二、請願の議決理由

中小建設業者育成については、本請願の主旨は、もつともなことと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

首都の交通緩和及び防火のため自動車国道建設等に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町九百十五番地防火首都整備協会理事長橘富士松）（中村梅吉君紹介）（第三七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車国道（横浜市―東京都北多摩郡田無町―浦和市間幅員百メートル、東京都北多摩郡ひばりが丘―千葉県市川市間および浦和市―千葉県我孫子町間幅員四十メートル）と国鉄武蔵野線（横浜市鶴見駅―田無町―浦和市―我孫子駅間を結ぶ首都の外回り複々線）とが完成されれば、自動車や東京駅、上野駅に集中している汽車、電車および汐留駅その他の貨車の半数以上をこの新路線に回送することができるとともに、東京都庁、農林省その他の官公庁の出張所をこの武蔵野線の外回りに新設すれば交通の緩和ともなり、また防火首都建設にも資するところ大なるものがあると信ずる。ついては、右自動車国道の建設と国鉄武蔵野線の敷設を実現され、同線と中央線との交差駅（仮称新東京駅）を西荻窪より武蔵境間に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通緩和及び防災的見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

国道に駐車施設設置に関する請願（請願者　滋賀県議会議長辻村喜三郎）（草野一郎平君紹介）（第三七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年中の全交通事故の一〇・四パーセントが連続進行による追突によるもので、そのうえ駐車中の車に追突した事故による死亡者は十一人に及んでいるが、原因の多くは、駐停車している車両に道を狭められ、また事故が発生した結果によるものである。このような最近の交通事故の増加に対処し、交通の安全と円滑をはかるためには、交通規制の強化が必要であり、特に国道における駐車禁止の規制については、その効果を確保するため、故障車を寄せ、あるいは駐停車するための駐車施設を道路端に設けることが緊急事である。ついては、国道に道路管理者による駐車施設（二、三台収容できる駐車場、待避場）および市町村による駐車場の設置を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における交通事故発生の実状にかんがみ、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

筑後川総合開発計画に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町大字長栖六百二十四番地倉富角次郎外三名）（稲富稜人君紹介）（第四一六四号）及び同（請願者　福岡県朝倉郡朝倉町山田堰土地改良区理事長久保新吾外三名）（中島茂喜君紹介）（第四二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時筑後川の利水について具体的にその計画が進められている由であるが、沿岸五千余町歩の農業耕作住民は、そのかんがい用水に必要な一秒につき四十トンの流量を侵害されないかと憂慮している。従つて、かんがい用水確保については、筑後川周辺の雨水をそのまま有明海に放流することなく、袋野付近に頭首工を設置引水して永縄山ろく畑地に利水し、または江川ダムよりの余水を瀬の下付近で筑後川に合流せしめる等の各種構想が考えられるが、これらに要する施設費は、従来の農業者のみに負担させることなく、利水者の負担をもつて施設されるよう、またこのあとの筑後川の利水に関して慣行取水権を有する者の了解なく計画を推進されないよう、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地方の総合開発の見地から、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備五箇年計画に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館全国道路利用者会議会長南条徳男）（丹羽兵助紹介）（第四三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路整備について次記事項を善処されたいというのである。（一）道路整備五箇年計画は四兆八千億円をくだらない規模に拡充し、昭和三十九年度より実施すること、（二）道路整備五箇年計画拡充の財源は、自動車負担税率の値上げによらず、一般財源の投入強化に求めること、（三）拡充道路整備五箇年計画の遂行に当たり、次の事項を実施すること、(1)バスおよびトラックの定期路線の改良、舗装に対する国庫補助、(2)主要路線の交通安全施設に対する国庫補助、(3)主要路線の砂利道の舗装および路面処理等に対する国庫補助、(4)積雪寒冷対策道路事業の拡充、(5)道路工事の計画的発注と国庫債務負担行為の活用の拡大、(6)道路用地取得に関する法規の改正。

二、請願の議決理由

道路網整備の緊急性にかんがみ、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

労働者住宅建設促進法制定に関する請願（請願者　広島市翠町七十番地中国国税職員組合藤田忠外千百三十一名）（大原亨君紹介）（第四六〇五号）及び同（請願者　広島市若草町九百五十三番地松岡初枝外二百十名）（大原亨君紹介）（第五九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在のわが国における賃金労働者の住宅問題はきわめて深刻であり、その解決が切望されているので、国は、すべての労働者とその家族に対し、住宅施設の建設を助長することを政策の義務的目的とする、具体的推進の基本法として、次記事項を含む労働者住宅建設促進法を制定されたいというのである。（一）労働者住宅建設の助長促進を国の義務的な政策目的として、立法目的の宣明、（二）労働者住宅建設計画の確立、（三）労働者住宅建設の担当行政機関の確立、（四）労働者住宅建設計画の立案推進のための計画委員会設置、（五）住宅建設費または家賃などについて労働者の収入に見合う基準の設定、（六）衛生的快適な住宅基準の設定、（七）労働者住宅建設のための地方公共団体の責任規定、（八）住宅建設のための公営企業、民間、協同組合の活動の責任と保証規定、等。

二、請願の議決理由

勤労者住宅の建設を促進し、民生の安定を図る見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道指宿宮崎線の整備促進に関する請願（請願者　宮崎県都城市長蒲生昌作外三名）（瀬戸山三男君紹介）（第五九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道指宿宮崎線、すなわち宮崎市より田野町、都城市を経て、鹿屋市、佐多町から海路指宿市に至る路線は、宮崎、都城間の最短路線であり、大隅半島を縦貫する重要幹線道路であり、また対岸の薩摩半島とを結ぶ国道として、地方産業の興隆上きわめて重要な役割を果すものであるのみならず、都城市および鹿屋市には自衛隊が駐屯し、国土防衛上からもきわめて重要な路線であるが、その現状は、改良率わずか三七パーセントにすぎない上に幅員狭く、かつ、急カーブ、急勾配が多くあるため、運輸交通上多大の制限を余儀なくされ、後進地域の地域格差是正をはばむ最大の要因となつている。ついては、二級国道指宿宮崎線を早期整備され、もつて地方産業、観光の振興をはかられ、地域格差を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道日南都城線及び人吉都城線の整備促進に関する請願（請願者　宮崎県都城市長蒲生昌作外三名）（瀬戸山三男君紹介）（第五九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南市より都城市―小林市―熊本県人吉市を結び最短距離南九州横断道路である二級国道日南都城線、人吉都城線は、その九〇パーセントが未改修であり、幅員も狭く、その上、急坂、木橋等が多いので、客貨物の輸送に支障をきたし、同地方開発を阻害する最も大きな素因をなしている。ついては、右路線の重要性にかんがみ、新道路整備五箇年計画に編入され、早急に改良整備を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

名阪国道の建設促進に関する請願（請願者　名古屋市中区大池町名古屋商工会議所会頭鈴木亨市）（江崎真澄君紹介）（第五九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国工業生産の過半を占める東海、近畿両地区経済圏の相互交流は、ますます激増の一途をたどつているにかかわらず、この両地区を結ぶ道路は、国道一号線および現在工事中の名神高速道路のわずか二本に過ぎない。幸い建設省においては、昭和三十七年五月一

日に一級国道二十五号線に四日市―天理両市間を追加指定され、三十八年四月一日には、亀山市に名阪国道工事事務所を設置して、名古屋―四日市―天理―大阪の各市を結ぶ国道整備計画について、天理―亀山間を緊急三箇年計画によつて着手されたことは、まことに時宜を得た措置であり、敬服にたえない。ついては、名古屋―大阪間を最短距離で結ぶ四日市―関―天理経由ルートの名阪国道が一日も早く整備開通するよう、改訂道路五箇年計画に採択するなど格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

建設委員長　福永　一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

災害対策特別委員会

長雨による農作物の被害対策に関する請願（請願者　熊本県議会議長園田清充）（松野頼三君紹介）（第四五四九号）及び同（請願者　熊本市行幸町十五番地田代由紀男）（園田直君紹介）（第四九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県においては、七十年来の長雨による日照不足と高温多湿とにより、農作物は著しい被害を被り、なかでも麦類や菜種等は収穫皆無に近く、これがため前半期の農家経済は根底からくつがえされ、極度の生計悪化を招来し、全く憂慮にたえない状態にあるとともに、今後の農業生産をも危ぶまれる実情にある。ついては、次記事項について強力な措置を講じられたいというのである。(一)天災時における農家損失補償についての総合的根本対策、(二)農業課税の減税、(三)金融について、(1)天災融資法に基づく適用政令のすみやかな発動、(2)自作農維持資金災害貸付わくの増額配分、(3)農業共済金の概算払い、等。

二、請願の議決理由

農業の再生産の確保と被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

豪雪による島根、鳥取両県内の私鉄及びバス事業の被害に対する特別措置に関する請願（請願者　松江市国屋町七百六十七番地一畑電気鉄道株式会社取締役社長山本孝吉外五名）（足鹿覚君紹介）（第四六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根、鳥取両県下の私鉄・バス事業者は山陰地方を襲つた五十年来の記録的豪雪により、運輸収入の激減、車庫などの建造物の倒壊、除雪・排雪のための経費支出等多大な損害を被り、このままでは公益事業の使命達成が危ぶまれ、公衆の利便に影響を及ぼす事態が生ずることも懸念されるから、次記諸点についてすみやかに特別措置を講じられたいというのである。(一)豪雪の損害に対する特別補助金の交付、(二)事業資金の特別融資（低利、長期のもの）、(三)諸税の減免、(四)バス運賃の雪国割増制度の復活。

二、請願の議決理由

冬期交通の確保のため、本請願の趣旨はおおむね妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

三木市の長雨による農作物等被害救済に関する請願（請願者　兵庫県三木市福井米村友実）（田中武夫君紹介）（第四九一〇号）に関する報告書）

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三木市は、神戸市、明石市、加古川市等臨海都市の背後地として米麦作を主とし、種々のそさいの作付で農家経済を維持しているが、これらの農家は今回の長雨により多大の被害を被つたので、これが調査を十分され、適切な救済措置を講ずるとともに、次記事項を実施されたいというのである。(一)裏作物種子の確保と種子高騰の規制対策、(二)収穫物処分方法適格指導対策、(三)農業所得税の減免措置、(四)災害評価、適正な早期査定と共済金の早期支払措置、(五)家畜飼料麦の安価払下げ、(六)その他被害麦の特別規格による政府買上げと自創資金災害わくの増額早期貸付。

二、請願の議決理由

農業の再生産の確保と被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

長雨による農作物の災害対策確立に関する請願（請願者　愛媛県北条市北条七百三十四番地の二北条農業協同組合長理事井手久平外五百八十九名）（關谷勝利君紹介）（第五六七六号）、同（請願者　愛媛県北条市北条農業協同組合岡本博外二千百十七名）（湯山勇君紹介）（第五六七七号）、同外四十六件（請願者　愛媛県北宇和郡津島町下灘農業協同組合長理事上田常蔵外千六百五十四名）（毛利松平君紹介）（第五八七六号）、同（請願者　愛媛県今治市鳥生今治市立花農業協同組合長矢内原亨外二千二十一名）（安平鹿一君紹介）（第五九六八号）及び同（請願者　愛媛県今治市立花農業協同組合長矢内原亨外千五百名）（八木徹雄君紹介）（第六四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今年当初来の異常雪害に続き四月以降の長雨は、収穫直前の麦類を中心に果樹、そさい等すべての農作物に多大の被害を与え、愛媛県においては、五月三十一日現在調査の被害額は二十八億に達し、今後さらに増大する見込みであり、生産農民の再生産はもとより生計そのものに深刻な不安と打撃を与えている。ついては、長雨による農作物の災害対策確立のため、すみやかに次記事項を実現されたいというのである。(一)救農災害の補正予算の計上と必要な諸措置、(二)今年産麦の価格決定について、(1)麦価決定については減収加算金、(2)災害麦を含む等外全量の買上げ措置と等外麦の価格引上げ、等、(三)天災法の特別地区指定および災害融資わくの拡大と県、市町村の利子補給、等。

二、請願の議決理由

農業の再生産の確保と被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月第三種郵便物認可
三十八年七月二日
定価　一部　十五円
（ただし良質紙は二十円）
発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局　電話　東京（九〇二）一（代）
（九〇三）二（代）
（九〇四）三（代）

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会　衆議院会議録追録（四）

請願に関する報告書

〔第五十五号（その一）参照〕

災害対策特別委員会

豪雪、長雨による農作物の災害対策に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市葵町七百二十二番地　鳥取県中部町村会長三好久義外一名）（足鹿覺君紹介）（第六二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県中部地区の豪雪、長雨による農作物の災害総額は、六月十七日現在で、九億七千六百万円にのぼり、さらに日時の経過とともに増大の一途をたどりつつあり、農家の農業経営および生活に深刻な打撃を与えているので、すみやかに次記事項を実現されたいというのである。（一）天災融資法等をもつてしても救い難い農家に対し特別措置法を制定して救済の配意をすること、（二）現行災害救助制度を改正し、次の応急措置を講じること、(1)天災融資法の基準を緩和し、適用地域の拡大と、利子軽減または補給の措置について努力すること、(2)自作農維持創設資金わくの拡大と利子の軽減措置、期間の延長等について善処すること、(3)農業共済金の早期支払いを実施すること、(4)災害に対する国税、地方税の減免に伴う特別地方交付税の増額措置を講ずること、(5)種子用麦等の確保と、これが無償交付措置を講じること、(6)買上麦の基準価格の引下げおよび家畜飼料を特別価格で払下げる等の措置を講じること、(7)返済期限のきている資金の貸付期間延長等の措置を講じること。

二、請願の議決理由

農業の再生産の確保と被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

長雨による被災農家の救済対策に関する請願（請願者　鳥取市東町一丁目鳥取県町村議会議長会長荒石年政）（足鹿覺君紹介）（第六二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の長雨による被害、特に収穫期にあたるなたね、麦、馬鈴しよなどの園芸作物をはじめ、鳥取県特産の二十世紀梨等の果樹類の被害は想像を絶するものとなり、さらに日を追つてその被害は増大しつつある現状であり、農家経営、生活に及ぼす打撃はまことに深刻なものがある。ついては、現行制度に基づく災害対策をただちに実施するとともに、次記事項を早急に措置されたいというのである。（一）農業共済金の概算払い、（二）天災融資法の適用をただちに行い、低利資金の貸付、（三）天災融資法適用の範囲外の被災農家に対し低利資金貸付措置を講ずるための特別立法、（四）農業災害評価にあたり等外麦収量の除外算定、等。

二、請願の議決理由

農業の再生産の確保と被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

長雨による農作物の災害対策に関する請願（請願者　愛知県刈谷市大字小垣江農業協同組合長太田常市外二十名）（江崎真澄君紹介）（第六四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さる四月中旬以来二ケ月に及ぶ長雨は、愛知県下農作物に多大の被害を与え、このため農家経済の破たんは目前に迫つているから、被害農家救済のための立法措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

被害農業者の救済を図るため、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三日

災害対策特別委員長　稲葉　修

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭対策特別委員会

石炭対策に関する請願（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（岡田利春君紹介）（第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに閣議で決定された北海道第二期総合開発計画の精炭二千四百万トン（雑炭を含めると二千九百四十万トン）の石炭生産は、需要の拡大等とあわせその確保をはかるとともに、雇用問題の重要性にかんがみ、合理化計画と雇用計画が確立され、諸施策が具体化される前に人員整理を強行し、社会不安をかもすことのないよう十分の措置をされたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭の需要確保をはかるとともに、合理化計画と雇用計画が並行的に進められるように措置することは当然必要と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

石炭対策特別委員長　上林山榮吉

衆議院議長清瀬一郎殿

内閣委員会

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　山形県新庄市幸町長谷川慶三）（安宅常彦君紹介）（第一六九号）、同（請願者　青森県下北郡大間町金林野青森地方本部大間営林署分会執行委員長木立芳輝）（淡谷悠藏君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　秋田県北崎港寺内将軍野五区佐藤高雄）（石山權作君紹介）（第一七一号）同（請願者　秋田県大館市長倉町全通信労働組合北鹿地方支部長真崎満宝）（川俣清音君紹介）（第一七二号）、同（請願者　盛岡市下厨川字中屋敷三十二番地加藤正男）（北山愛郎君紹介）（第一七三号）、同（請願者　秋田県鹿角郡十和田町毛馬内全林野労働組合秋田地方本部十和田分会執行委員長鎌田正治）（栗林三郎君紹介）（第一七四号）、同（請願者　宮城県宮城郡宮城村字作並北子原十番地国鉄動力車労働組合仙山支部執行委員長早坂喜男）（佐々木更三君紹介）（第一七五号）、同（請願者　福井県坂井郡芦原町田中口伊藤隆士）（堂森芳夫君紹介）（第一七六号）、同（請願者　仙台市清水

小路十番地全電通東北電気通信局分会佐藤寿助）（日野吉夫君紹介）（第一七七号）、同（請願者　山形県東置賜郡川西町上小松佐藤幸雄）（西村力弥君紹介）（第一七八号）、同外一件（請願者　兵庫県宍粟郡一宮町長秋田新外十一名）（三木喜夫君紹介）（第一七九号）、同（請願者　盛岡市呉服町二十一番地全通信労働組合岩手地区本部執行委員長十文字昭三）（山中吾郎君紹介）（第一八〇号）、同（請願者　山形県最上郡鮭川村石名坂佐藤英雄）（安宅常彦君紹介）（第二四九号）、同（請願者　青森県東津軽郡今別町大字今別今別営林署内島中春男）（淡谷悠蔵君紹介）（第二五〇号）、同（請願者　秋田市泉字一ノ坪四十五番地の二倉田定治）（石山權作君紹介）（第二五一号）、同（請願者　秋田県横手市大町中丁十七番地煙山幸雄）（川俣清音君紹介）（第二五二号）、同（請願者　盛岡市加賀野春木場二番地阿部一）（北山愛郎君紹介）（第二五三号）、同（請願者　秋田県仙北郡角館町角館営林署内荒川忠）（栗林三郎君紹介）（第二五四号）、同（請願者　仙台市清水小路二十八番地動力車労働組合東北地方評議会議長加藤康男）（佐々木更三君紹介）（第二五五号）、同（請願者　山形県米沢市末広町日下部辰雄）（西村力弥君紹介）（第二五六号）、同（請願者　宮城県塩釜市新浜町七番地塩釜郵便局内小野次雄）（日野吉夫君紹介）（第二五七号）、同（請願者　兵庫県神崎郡大河内町新野六百二十六番地小寺芳雄）（三木喜夫君紹介）（第二五八号）、同（請願者　青森県むつ市大字大湊国鉄動力車労組盛岡地本大湊支部委員長熊谷直三郎）（山中吾郎君紹介）（第二五九号）、同外十件（請願者　秋田県本荘市谷地町吉野京子外百四十五名）（石山權作君紹介）（第三七九号）、同（請願者　岩手県水沢市東上野九十二番地の一全林野青森地方本部水沢営林署分会執行委員長高橋一雄）（淡谷悠蔵君紹介）（第五九三号）、同（請願者　山形県新庄市下堀端森広喜）（安宅常彦君紹介）（第五九四号）、同（請願者　秋田市土崎港相染町伊藤俊郎）（石山權作君紹介）（第五九五号）、同（請願者　新潟県上所島千百三十七番地徳橋政男）（石田宥全君紹介）（第五九六号）、同（請願者　秋田市東根小屋町六十七番地の二全通秋田中央支部長泉長太郎）（川俣清音君紹介）（第五九七号）、同（請願者　盛岡市三ッ家七丁目三十五番地田城敏雄）（北山愛郎君紹介）（第五九八号）、同（請願者　秋田県北秋田郡阿仁町水無全林野秋田地方本部阿仁営林署分会執行委員長田中光秋）（栗林三郎君紹介）（第五九九号）、同外一件（請願者　山梨県韮崎市藤井町駒井三千五番地作地甲太郎外一名）（小林信一君紹介）（第六〇〇号）、同（請願者　仙台市南町通五番地全通宮城地区本部執行委員長菅原保雄）（佐々木更三君紹介）（第六〇一号）、同（請願者　福井県鯖江市上深江町三十二番地吉村正治）（堂森芳夫君紹介）（第六〇二号）、同（請願者　仙台市長町山根街道全通仙台南地方郵便局支部長出雲幸男）（日野吉夫君紹介）（第六〇三号）、同（請願者　山形県　米沢市　馬場町岩瀬平）（西村力弥君紹介）（第六〇四号）、同（請願者　新潟市川岸町一丁目四十九番地新潟地方法務局内全法務労働組合新潟支部執行委員長川島市二）（松井誠君紹介）（第六〇五号）、同（請願者　盛岡市平戸七十番地の一国鉄動力車労働組合盛岡地方本部執行委員長山地政雄）（山中吾郎君紹介）（第六〇六号）、同外三件（請願者　山形県新庄市沼田五番地新庄営林署内全林野労組秋田地方本部新庄分会中島六助外三名）（安宅常彦君紹介）（第六〇七号）、同（請願者　青森市大字堤町十一番地川崎浅太郎）（淡谷悠蔵君紹介）（第六四二号）、同外一件（請願者　新潟市藤見町二丁目十五番地亥野本一枝外一名）（石田宥全君紹介）（第六四三号）、同外一件（請願者　秋田県南秋田郡天王町天王字長沼七の一錦織徳三外一名）（石山權作君紹介）（第六四四号）、同外一件（請願者　秋田県大館市大館駅構内国鉄動力車労組大館支部執行委員長浪岡定蔵外一名）（川俣清音君紹介）（第六四五号）、同外一件（請願者　岩手県岩手郡滝沢村大釜菊地利子外一名）（北山愛郎君紹介）（第六四六号）、同外一件（請願者　秋田市東根小屋町秋田営林局内全林野労組秋田地方本部本局分会執行委員長宮腰精治外一名）（栗林三郎君紹介）（第六四七号）、同外二件（請願者　山梨県北巨摩郡高根町五町田五味孝一外二名）（小林信一君紹介）（第六四八号）、同外一件（請願者　仙台市東二番丁三十二番地仙台鉄道郵便局内全通支部長鎌田一弥外一名）（佐々木更三君紹介）（第六四九号）、同外一件（請願者　福井県坂井郡金津町指中谷口幸外一名）（堂森芳夫君紹介）（第六五〇号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木之本町農林省滋賀統計調査事務所伊香出張所長内山正一）（西村関一君紹介）（第六五一号）、同外一件（請願者　山形県米沢市万世町金谷堤一郎外一名）（西村力弥君紹介）（第六五二号）、同外一件（請願者　仙台市南町七番地仙台郵便局内全通仙台地方郵便局支部長広瀬仁二外一名）（日野吉夫君紹介）（第六五三号）同外一件（請願者　新潟市一番堀通り五千九百二十四番地新潟県庁分館内新潟県職員労働組合執行委員長田中勝治外一名）（松井誠君紹介）（第六五四号）、同外一件（請願者　岩手県一関市字深町十六番地一関駅構内動力車労組盛岡地本一関支部丹治富外一名）（山中吾郎君紹介）（第六五五号）、同外三十一件（請願者　兵庫県出石郡出石町大字材木四十五番地田中円太郎外三十一名）（有田喜一君紹介）（第六八〇号）、同外五件（請願者　福島市渡利小久保十四番地青木喜八郎外五名）（大竹作摩君外一名紹介）（第六八一号）、同外二件（請願者　福島県喜多方市長山口峻三外二名）（大竹作摩君紹介）（第六八二号）、同外二十一件（請願者　兵庫県城崎郡日高町神鍋井上寿外二百八十六名）（小島徹三君紹介）（第六八三号）、同外七件（請願者　福島県東白川郡棚倉町大字八槻字太宮百四十番地古市福太郎外七名）（澁谷直藏君紹介）（第六八四号）、同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第六八五号）、同（請願者　山形県新庄市松枝渡辺正）（安宅常彦君紹介）（第六九六号）、同外三十四件（請願者　兵庫県多紀郡篠山町南新町八十四番地の一四方長之進外三十七名）（有田喜一君紹介）（第六九七号）、同外十一件（請願者　青森市浦町橋本工藤忠男外十一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第六九八号）、同（請願者　秋田県能代市上川反町九十四番地全林野労働組合秋田地方本部能代営林署分会執行委員長山本光雄）（石山權作君紹介）（第六九九号）、同外五件（請願者　福島市太田町百五十四番地の三十八根本小平治外五名）（亀岡高夫君紹介）（第七〇〇号）、同（請願者　秋田市楢山長沼国鉄動力車労働組合秋田支部執行委員長佐藤菊治）（川俣清音君紹介）（第七〇一号）、同（請願者　盛岡市三ッ割字北山六十七番地の五工藤昭一）（北山愛郎君紹介）（第七〇二号）、同（請願者　秋田市土崎港将軍野三区駒野谷良蔵）（栗林三郎君紹介）（第七〇三号）、同外一件（請願者　兵庫県城崎郡城崎町湯島三百八十七番地竹内武雄外七十六名）（小島徹三君紹介）（第七〇四号）、同（請願者　宮城県石巻市本町三十六番地全通石巻地方支部長黒須正雄）（佐々木更三君紹介）（第七〇五号）、同外一件（請願者　岐阜県大野郡清見村池本高木定外一名）（橋兼次郎君紹介）（第七〇六号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町今福三丁目二十四番

地石上貞子）（堂森芳夫君紹介）（第七〇七号）、同（請願者　山形県米沢市福田町千六百九十三番地会田仁一郎）（西村力弥君紹介）（第七〇八号）、同外一件（請願者　仙台市北一番丁百二十七番地全通仙台簡易保険局支部長大野昭治外一名）（日野吉夫君紹介）（第七〇九号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡分水町小川文夫）（松井誠君紹介）（第七一〇号）同（請願者　新潟県刈羽郡小国町苔野島山我登）（三宅正一君紹介）（第七一一号）、同（請願者　盛岡市平戸八十六番地国鉄動力車労組盛岡支部委員長大山善雄）（山中吾郎君紹介）（第七一二号）、同（請願者　山形市旅籠町三百一番地山形県庁内全日本自治団体労組山形県本部執行委員長大沢久）（安宅常彦君紹介）（第七三四号）、同（請願者　青森市大字八重田字矢作八十六番地三ケ田誠治）（淡谷悠蔵君紹介）（第七三五号）、同（請願者　秋田県横手市駅前国鉄労組横手支部横手保線区分会加藤勇）（石山權作君紹介）（第七三六号）、同（請願者　秋田市土崎港老鶴町二区浅利勝生）（栗林三郎君紹介）（第七四〇号）、同外七件（請願者　長野県須坂市森上小学校宮沢至誠外七名）（小坂善太郎君紹介）（第七四一号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡明野村下神取宮沢正一）（小林信一君紹介）（第七四二号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田郵便局内全逓仙北地方郵便局支部長大山守夫）（佐々木更三君紹介）（第七四三号）、同外一件（請願者　兵庫県出石郡但東町佐田中島政次外五十一名）（佐々木良作君紹介）（第七四四号）、同外三件（請願者　岐阜県大野郡荘川村立荘川中学校長杉之下真三外三名）（楯兼次郎君紹介）（第七四五号）、同（請願者　福井県鯖江市五郎丸町十八番地の二堀望）（堂森芳夫君紹介）（第七四六号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木之本町木之本食糧事務所木之本支部長林稔）（西村関一君紹介）（第七四七号）、同（請願者　山形県米沢市花沢町二千五百三十一番地佐竹恒吉）（西村力弥君紹介）（第七四八号）、同（請願者　仙台市南町通り五番地全逓東北地方本部執行委員長中村権一）（日野吉夫君紹介）（第七四九号）、同（請願者　新潟市横七番町五丁目全港建一建本局支部三浦武）（松井誠君紹介）（第七五〇号）、同（請願者　新潟県刈羽郡小国町諏訪井佐藤勝栄）（三宅正一君紹介）（第七五一号）、同（請願者　岩手県二戸郡安代町字荒屋新町国鉄動力車労働組合荒屋新町支部委員長熊谷健一）（山中吾郎君紹介）（第七五二号）、同（請願者　岩手県釜石市大町全逓釜石地方支部長小野昭男外六十五名）（横路節雄君紹介）（第七五三号）、同（請願者　山形市旅籠町三百二番地山形県庁内山形県職員組合中央執行委員長高橋恵七）（安宅常彦君紹介）（第七五四号）、同外十六件（請願者　青森県三戸郡五戸町議会議長三浦兼吉外十六名）（淡谷悠蔵君紹介）（第七九九号）、同（請願者　新潟県十日町市田中町本通り無木信義）（猪俣浩三君紹介）（第八〇〇号）、同外十四件（請願者　山形県酒田市北千日堂前六丁目荒生専治外十四名）（池田正之輔君紹介）（第八〇一号）、同（請願者　秋田県横手市駅前国鉄労組横手駅分会書記長鈴木寮治）（石山權作君紹介）（第八〇二号）、同（請願者　新潟市本町十三番町小野宏）（稲村隆一君紹介）（第八〇三号）、同（請願者　盛岡市上田字赤山七十七番地村上喜八）（小澤佐重喜君紹介）（第八〇四号）、同（請願者　秋田市楢山長沼国鉄動力車労組秋田地方本部執行委員長渡部啓悦）（川俣清音君紹介）（第八〇五号）、同外一件（請願者　盛岡市木伏三十七番地の一吉田澄外一名）（北山愛郎君紹介）（第八〇六号）、同（請願者　滋賀県伊香郡余呉村議会議長山根登二）（草野一郎平君紹介）（第八〇七号）、同（請願者　秋田市土崎港相染町一区東海林正雄）（栗林三郎君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　兵庫県多紀郡今田町役場内小我野利幸外二十四名）（小島徹三君紹介）（第八〇九号）、同（請願者　新潟市赤坂町三丁目中川寅雄）（小林進君紹介）（第八一〇号）、同（請願者　秋田県大館市池内兜森喜与治外十四名）（佐々木義武君紹介）（第八一一号）、同外百二件（請願者　盛岡市下厨川一本杉一丁目十八番地渕沢敬子外百二名）（志賀健次郎君紹介）（第八一二号）、同（請願者　岩手県北上市黒沢尻町字里分十九番地の二十六阿部定光）（椎名悦三郎君紹介）（第八一三号）、同（請願者　盛岡市上田中堤二十二番地小原京子）（鈴木善幸君紹介）（第八一四号）、同外二件（請願者　岐阜県吉城郡河合村長藪下菊次郎外二名）（楯兼次郎君紹介）（第八一五号）、同外一件（請願者　滋賀県八日市市長山田平治外一名）（堤康次郎君紹介）（第八一六号）、同（請願者　福井県坂井郡春江町本堂原田十郎右エ門）（堂森芳夫君紹介）（第八一七号）、同外一件（請願者　富山市新総曲輪一番地富山県庁内富山県職員労働組合電気局支部長藤井実外一名）（内藤隆君紹介）（第八一八号）、同（請願者　滋賀県東浅井郡虎姫町大字宮部滋賀県立虎姫高等学校長山岡三郎）（西村関一君紹介）（第八一九号）、同外二件（請願者　山形市大字江俣百番地鈴木芳夫外二名）（西村力弥君紹介）（第八二〇号）、同（請願者　盛岡市上名須川八十番地中村隆）（野原正勝君紹介）（第八二一号）、同（請願者　秋田市白山浦一丁目全港建労働組合一建本局支部伊藤明夫）（松井誠君紹介）（第八二二号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡小出町旭町一番地今井貞作）（三宅正一君紹介）（第八二三号）、同（請願者　岩手県遠野市遠野町十二地割百四十八番地国鉄動力車労働組合盛岡地本遠野支部委員会日比野三郎）（山中吾郎君紹介）（第八二四号）、同（請願者　盛岡市下田七十八番地の三十八早坂俊男）（山本猛夫君紹介）（第八二五号）、同外六件（請願者　岩手県久慈市長内町小田利見外六名）（横路節雄君紹介）（第八二六号）、同（請願者　秋田県湯沢市六目町六十番地高橋堅吉外十四名）（飯塚定輔君紹介）（第八二七号）、同（請願者　山形県村山市大字楯岡村山営林署内全林野労組秋田地方本部村山営林署分会金野武夫）（安宅常彦君紹介）（第八五二号）、同外三件（請願者　青森県上北郡横浜町議会議長沢谷清三郎外三名）（淡谷悠蔵君紹介）（第八五三号）、同外一件（請願者　新潟市赤坂町一丁目三千百八十一番地関以智夫外一名）（稲村隆一君紹介）（第八五四号）、同（請願者　秋田県湯沢市森藤田真生外十四名）（飯塚定輔君紹介）（第八五五号）、同（請願者　秋田県横手市駅前国鉄労組横手支部大曲分会委員長渡辺秀雄）（石山權作君紹介）（第八五六号）、同外三件（請願者　山形県酒田市長小山孫次郎外三名）（池田正之輔君紹介）（第八五七号）、同（請願者　新潟県十日町市稲荷町二番地惣山清治）（猪俣浩三君紹介）（第八五八号）、同（請願者　滋賀県神崎郡永源寺町長川上喜与松）（宇野宗佑君紹介）（第八五九号）、同（請願者　金沢市大手町一番地北陸地方建設局手取川工事事務所内全建設省労働組合金沢支部山岸俊夫）（岡良一君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　岩手県紫波郡都南村津志田十六番地の二十五吉田サツ子）（小澤佐重喜君紹介）（第八六一号）、同（請願者　秋田市楢山長沼国鉄労組秋田鉄道管理局支部

執行委員長石谷興）（川俣清音君紹介）（第八六二号）、同（請願者　盛岡市中川原百二十番地久保正男）（北山愛郎君紹介）（第八六三号）、同（請願者　滋賀県東浅井郡びわ村長西村庄太郎外二名）（草野一郎平君紹介）（第八六四号）、同（請願者　秋田市土崎港将軍野大島正雄）（栗林三郎君紹介）（第八六五号）、同（請願者　新潟市流作場二百二十九番地小川清）（小林進君紹介）（第八六六号）、同（請願者　兵庫県朝来郡生野町中井武夫外八名）（小島徹三君紹介）（第八六七号）、同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町赤坂七番地谷藤義男外十四名）（佐々木義武君紹介）（第八六八号）、同（請願者　秋田県本荘市谷山小路四十三番地の一寺島儀七外十四名）（齋藤憲三君紹介）（第八六九号）、同（請願者　岩手県北上市黒沢尻町字里分十九番地の二十六阿部イチ）（椎名悦三郎君紹介）（第八七〇号）、同（請願者　富山県議会議長櫻井与蔵）（正力松太郎君紹介）（第八七一号）、同（請願者　盛岡市上田小路百八十四番地蘇武チエ子）（鈴木善幸君紹介）（第八七二号）、同外一件（請願者　岐阜県吉城郡河合村元田丸野敬策外一名）（楯兼次郎君紹介）（第八七三号）、同（請願者　滋賀県愛知郡秦荘町長荻田喜蔵）（堤康次郎君紹介）（第八七四号）、同（請願者　福井県大野市清水上出村慶子）（堂森芳夫君紹介）（第八七五号）、同（請願者　富山県黒部市長声崎久）（内藤隆君紹介）（第八七六号）、同（請願者　山形市印役町八百八十五番地武田実）（西村力弥君紹介）（第八七七号）、同（請願者　盛岡市内加賀野十八番地平井明子）（野原正勝君紹介）（第八七八号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡分水町平原弘吉）（松井誠君紹介）（第八七九号）、同（請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎金ケ崎中学校千葉哲郎外二十五名）（横路節雄君紹介）（第八八〇号）、同（請願者　盛岡市青山一丁目九番地の七今野豊夫）（山本猛夫君紹介）（第八八一号）、同（請願者　岩手県宮古市磯鶏菊地正）（山中吾郎君紹介）（第八八二号）、同（請願者　秋田県湯沢市西田町百五番地田中幸一外十四名）（飯塚定輔君紹介）（第九〇〇号）、同（請願者　山形県酒田市本町三丁目五番地酒田市水道部工務課長小松喜一）（池田正之輔君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　盛岡市三ツ割百三十九番地の三小畑ナカ）（小澤佐重喜君紹介）（第九〇二号）、同（請願者　滋賀県東浅井郡虎姫町長村上一三）（宇野宗佑君紹介）（第九〇三号）、同（請願者　滋賀県高島郡高島町議会議長清水鉄三郎）（草野一郎平君紹介）（第九〇四号）、同（請願者　秋田県鹿角郡小坂町成森奈良淳一郎外十四名）（佐々木義武君紹介）（第九〇五号）、同外三件（請願者　兵庫県氷上郡春日町三井庄依田則夫外九十二名）（佐々木良作君紹介）（第九〇六号）、同（請願者　秋田県本荘市和泉町船木兼治）（齋藤憲三君紹介）（第九〇七号）、同（請願者　盛岡市日影門外小路百二十四番地山田かつえ）（椎名悦三郎君紹介）（第九〇八号）、同（請願者　富山市長滝栄吉）（正力松太郎君紹介）（第九〇九号）、同（請願者　盛岡市長町百六十二番地宮川吾三郎）（鈴木善幸君紹介）（第九一〇号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡西川町長佐藤士農夫外一名）（小沢辰男君紹介）（第一〇〇一号）、同（請願者　宇都宮市一番町千二百二十九番地栃木県商工労働部労政課長竹内幸夫外百十八名）（尾関義一君紹介）（第一〇〇二号）、同（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村議会議長村頭徳温）（草野一郎平君紹介）（第一〇〇三号）、同外一件（請願者　兵庫県多紀郡今田町役場藤田健次郎外一名）（小島徹三君紹介）（第一〇〇四号）、同外一件（請願者　秋田県能代市上町三十五番地木村光衛外十六名）（佐々木義武君紹介）（第一〇〇五号）、同外五件（請願者　兵庫県永山郡山南町金屋井町嶺男外五名）（佐々木良作君紹介）（第一〇〇六号）、同外一件（請願者　秋田県本荘市谷地町吉野京子外一名）（齋藤憲三君紹介）（第一〇〇七号）、同外一件（請願者　岩手県和賀郡江釣子村高橋勇外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第一〇〇八号）、同（請願者　富山市長江七十番地の一富山統計調査事務所長水島信一）（正力松太郎君紹介）（第一〇〇九号）、同外一件（請願者　盛岡市向中野地蔵田佐藤賢外一名）（鈴木善幸君紹介）（第一〇一〇号）、同（請願者　滋賀県高島郡今津町長前川利吉）（堤康次郎君紹介）（第一〇一一号）、同外十三件（請願者　富山市荒町十三

（第九〇九号）、同（請願者　盛岡市長町百六十二番地宮川吾三郎）（鈴木善幸君紹介）（第九一〇号）、同（請願者　新潟市川岸町二丁目十二番地長谷川清照）（小林進君紹介）（第九一五号）、同外五件（請願者　岐阜県高山市森下町沼津力造外五名）（楯兼次郎君紹介）（第九一六号）、同（請願者　福井県足羽郡足羽町徳光四十四番地の六十一高村行雄）（堂森芳夫君紹介）（第九一七号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町県教職員組合坂田支部長畑源七）（西村関一君紹介）（第九一八号）、同外二件（請願者　山形県米沢市板谷登坂祐助外二名）（西村力弥君紹介）（第九一九号）、同（請願者　札幌市北五条西一丁目動力車労働組合札幌地方本部執行委員長東博）（芳賀貢君紹介）（第九二〇号）、同（請願者　新潟県両津市役所職員組合執行委員長近藤昇）（松井誠君紹介）（第九二一号）、同（請願者　兵庫県城崎郡日高町弥布上田和三外四十七名）（三木喜夫君紹介）（第九二二号）、同（請願者　滋賀県長浜市山階町高山恵慶）（矢尾喜三郎君紹介）（第九二三号）、同外五件（請願者　岩手県久慈市旭町佐々木清太郎外五名）（横路節雄君紹介）（第九二四号）、同（請願者　新潟県両津市役所職員組合執行委員長近藤昇）（松井誠君紹介）（第九二一号）、同（請願者　兵庫県城崎郡日高町弥布上田和三外四十七名）（三木喜夫君紹介）（第九二二号）、同（請願者　滋賀県長浜市山階町高山恵慶）（矢尾喜三郎君紹介）（第九二三号）、同外五件（請願者　岩手県久慈市旭町佐々木清太郎外五名）（横路節雄君紹介）（第九二四号）、同外一件（請願者　福島県南会津郡田島町長見山忠一外一名）（吉村吉雄君紹介）（第九五七号）、同（請願者　福島市山口字茶畑四十三番地阿部文吉）（大竹作摩君外一名紹介）（第九九六号）、同外一件（請願者　秋田県雄勝郡羽後町裏町矢野幸雄外二十九名）（飯塚定輔君紹介）（第九九七号）、同外三件（請願者　山形県東田川郡櫛引村長五十嵐高之外三名）（池田正之輔君紹介）（第九九八号）、同（請願者　滋賀県伊香郡余呉村長谷口甚市）（宇野宗佑君紹介）（第九九九号）、同外一件（請願者　盛岡市三十軒百四番地玉山静子外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第一〇〇〇号）、同外一件（請願者　新潟県西蒲原郡西川町長佐藤士農夫外一名）（小沢辰男君紹介）（第一〇〇一号）、同（請願者　宇都宮市一番町千二百二十九番地栃木県商工労働部労政課長竹内幸夫外百十八名）（尾関義一君紹介）（第一〇〇二号）、同（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村議会議長村頭徳温）（草野一郎平君紹介）（第一〇〇三号）、同外一件（請願者　兵庫県多紀郡今田町役場藤田健次郎外一名）（小島徹三君紹介）（第一〇〇四号）、同外一件（請願者　秋田県能代市上町三十五番地木村光衛外十六名）（佐々木義武君紹介）（第一〇〇五号）、同外五件（請願者　兵庫県永山郡山南町金屋井町嶺男外五名）（佐々木良作君紹介）（第一〇〇六号）、同外一件（請願者　秋田県本荘市谷地町吉野京子外一名）（齋藤憲三君紹介）（第一〇〇七号）、同外一件（請願者　岩手県和賀郡江釣子村高橋勇外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第一〇〇八号）、同（請願者　富山市長江七十番地の一富山統計調査事務所長水島信一）（正力松太郎君紹介）（第一〇〇九号）、同外一件（請願者　盛岡市向中野地蔵田佐藤賢外一名）（鈴木善幸君紹介）（第一〇一〇号）、同（請願者　滋賀県高島郡今津町長前川利吉）（堤康次郎君紹介）（第一〇一一号）、同外十三件（請願者　富山市荒町十三

番地全電通労働組合富山県支部委員長島田了外十三名）（内藤隆君紹介）（第一〇一二号）、同外一件（請願者　盛岡市加賀野久保田六十九番地の一大志田正人外一名）（野原正勝君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　宇都宮市曙町一番地宇都宮地方気象台長吉成邦雄外十七名）（森山欽司君紹介）（第一〇一四号）、同外一件（請願者　秋田市仁井田字柳林十七番地上村金三郎外二十九名）（柳谷清三郎君紹介）（第一〇一五号）、同外一件（請願者　盛岡市山岸門前崎五十三番地山本正文外一名）（山本猛夫君紹介）（第一〇一六号）、同（請願者　山形県最山郡戸沢村加藤嘉一）（安宅常彦君紹介）（第一〇一七号）、同（請願者　東京都千代田区霞ケ関二丁目一番地全農林労働組合委員長渡会俊治）（足鹿覺君紹介）（第一〇一八号）、同（請願者　青森県むつ市田名部町赤川十三番地本沢章一）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇一九号）、同（請願者　新潟県十日町市稲荷町三丁目宮崎文治）（猪俣浩三君紹介）（第一〇二〇号）、同（請願者　金沢市彦三五番丁十番地の一全農林労働組合石川県本部委員長村憲二）（岡良一君紹介）（第一〇二一号）、同（請願者　岩手県花巻市花城町全林野花巻営林署分会執行委員長小田島武）（北山愛郎君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡明野村上神取九十五番地清水友一）（小林信一君紹介）（第一〇二三号）、同（請願者　新潟市白山浦一丁目三百十五番地丸山善三郎）（小林進君紹介）（第一〇二四号）、同（請願者　岐阜県高山市名田町五丁目高山労働基準監督署野村宗一郎）（橋兼次郎君紹介）（第一〇二五号）、同（請願者　福井県丹生郡朝日町田中六番地の二十一清水昭三）（堂森芳夫君紹介）（第一〇二六号）、同（請願者　岩手県遠野市小友町佐藤信男）（永井勝次郎君紹介）（第一〇二七号）、同（請願者　滋賀県彦根市宮田町二百四番地小野恵誠）（西村関一君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者　山形市旅籠町三百一番地山形県職員組合中央執行委員長高橋恵七）（西村力弥君紹介）（第一〇二九号）、同（請願者　福島県相馬郡飯舘村教育委員会教育長菅野知一）（野口忠夫君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　福島県双葉郡富岡町大字小沢字大膳原二十三番地山口暁）（松井政吉君紹介）（第一〇三一号）、同（請願者　新潟市花園町一丁目五番地新潟県寒冷積雪地給対策協議会長八木信夫）（松井誠君紹介）（第一〇三二号）、同（請願者　福島市桜木町六十六番地農林省福島統計調査事務所長鈴木武雄）（八百板正君紹介）（第一〇三三号）、同（請願者　滋賀県草津市山田町杉江将一）（矢尾喜三郎君紹介）（第一〇三四号）、同（請願者　盛岡市志家九番地菅原克枝）（横路節雄君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　福島市森合字台二十八番地の二斎藤勝二）（吉村吉雄君紹介）（第一〇三六号）、同（請願者　福島県伊達郡伊達町長吉田四郎）（大竹作摩君外一名紹介）（第一〇四五号）、同（請願者　秋田県雄勝郡雄勝町下院内字常盤町太田淳外十四名）（飯塚定輔君紹介）（第一〇四六号）、同（請願者　山形県飽海郡遊佐町長後藤亀太郎）（池田正之輔君紹介）（第一〇四七号）、同（請願者　福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳原二十三番地小山暁）（小平久雄君紹介）（第一〇五二号）、同（請願者　秋田市長川口大助）（佐々木義武君紹介第一〇五三号）、同（請願者　秋田県本荘市美倉町三十九番地高橋朋子）（齋藤憲三君紹介）（第一〇五四号）、同（請願者　盛岡市青山一丁目十五番地の三松本宗兵衛（椎名悦三郎君紹介）（第一〇五五号）、同（請願者　福島県田村郡小野町田村郡寒冷地対策協議会長宗像徳弥）（澁谷直藏君紹介）（第一〇五六号）、同（請願者　盛岡市上田字蝦夷森二番地の一吉田五郎）（鈴木善幸君紹介）（第一〇五七号）、同（請願者　盛岡市下太田十一の百六十八の二番地古川久之丞）（野原正勝君紹介）（第一〇五八号）、同（請願者　秋田市楢山医王院前町三十三番地其田甫郎外十四名）（柳谷清三郎君紹介）（第一〇五九号）、同（請願者　岐阜県高山市厨川字赤母衣一番地の六浅利篤（山本猛夫君紹介）（第一〇六〇号）、同（請願者　山形県新庄市十日町鉄道宿舎大内松五郎）（安宅常彦君紹介）（第一〇六一号）、同外二件（請願者　青森市大字浜町百十三番地青森県労働組合会議長渡辺三夫外二名）（澁谷悠蔵君紹介）（第一〇六二号）、同（請願者　岩手県宮古市藤原宮古営林署内全林野労組青森地本宮古営林署分会執行委員長吉田千歳）（北山愛郎君紹介）（第一〇六三号）、同外一件（請願者　山梨県韮崎市大草町若尾小笠原長夫外一名）（小林信一君紹介）（第一〇六四号）、同外三件（請願者　岐阜県高山市千島町県立斐太実業高等学校職員英善次外三名）（橋兼次郎君紹介）（第一〇六五号）、同（請願者　福井県坂井郡坂井町河和田三十七番地の二十二山田久見子）（堂森芳夫君紹介）（第一〇六六号）、同（請願者　岩手県遠野市小友町十六番地の五十四佐々木長右エ門）（永井勝次郎君紹介）（第一〇六七号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町国鉄労働組合各古屋地方本部滋賀県支部長日比五郎）（西村関一君紹介）（第一〇六八号）、同外一件（請願者　山形市香澄町小綜三百十番地の二全国電気通信労働組合山形支部執行委員長高橋喜市外一名）（西村力弥君紹介）（第一〇六九号）、同（請願者　福島県平市柳町九番地浅田登美男）（松井政吉君紹介）（第一〇七〇号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町中野銀杏杉山多四郎）（八百板正君紹介）（第一〇七一号）、同（請願者　滋賀県高島郡新旭町大字新庄九百二十六番地滋賀県教職員組合高島支部長山田忠恕）（矢尾喜三郎君紹介）（第一〇七二号）、同（請願者　盛岡市三ッ割字久保屋敷百三十九番地の八女鹿吉治）（横路節雄君紹介）（第一〇七三号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町字下原十七番地島貫雅雄）（吉村吉雄君紹介）（第一〇七四号）、同外七件（請願者　兵庫県城崎郡日高町上石大窟崇良外三十五名）（佐々木良作君紹介）（第一〇七五号）、同外十件（請願者　福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内小沢道成外十名）（鈴木義男君紹介）（第一〇七六号）、同（請願者　山形県新庄市緑町近江正雄）（安宅常彦君紹介）（第一〇七七号）、同外一件（請願者　青森市大字浜町百十三番地東青地方労働組合会議長蛯名喜代一外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一〇七八号）、同（請願者　福島市春日町二十五番地鈴木英一）（大竹作摩君外一名紹介）（第一〇七九号）、同（請願者　秋田市川尻字田中二十三番地秋田食糧事務所長公文勝巳）（飯塚定輔君紹介）（第一〇八〇号）、同（請願者　山形県酒田市大字久保田字村西十一番地渋谷勇夫）（池田正之輔君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡甲賀町長荒川金之助）（宇野宗佑君紹介）（第一〇八二号）、同（請願者　新潟市上大川前通り四番地古川マチ子）（小沢辰男君紹介）（第一〇八三号）、同（請願者　盛岡市宿田後一丁目四十九番地吹山ツネ）（小澤佐重喜君紹介）（第一〇八四号）、

同（請願者　福島県大沼郡新鶴村長金田利雄）（大竹作摩君紹介）（第一〇八五号）、同（請願者　福島市鳥谷野字天神十番地の二松山省吾）（亀岡高夫君紹介）（第一〇八六号）、同（請願者　福島県相馬市教育委員会委員長荒利美）（木村守江君紹介）（第一〇八七号）、同（請願者　岩手県一関市台町十七番地の五全林野労働組合青森地方本部一関営林署分会執行委員長千葉和三郎）（北山愛郎君紹介）（第一〇八八号）、同（請願者　滋賀県高島郡高島町長木津茂二郎）（草野一郎平君紹介）（第一〇八九号）、同（請願者　兵庫県氷上郡春日町多利細見明外九名）（小島徹三君紹介）（第一〇九〇号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡高根町西割小宮山右局）（小林信一君紹介）（第一〇九一号）、同（請願者　秋田県山本郡山本町長小沢文一郎）（佐々木義武君紹介）（第一〇九二号）、同（請願者　秋田県山本郡山本町長小沢文一郎）（佐々木義武君紹介）（第一〇九二号）、同（請願者　秋田県本荘市鶴沼百二十二番地の二本荘電報電話局長組谷金次郎）（齋藤憲三君紹介）（第一〇九三号）、同（請願者　岩手県花巻市矢沢一番地熊谷修平）（椎名悦三郎君紹介）（第一〇九四号）、同（請願者　福島県喜多方市議会議長芥川良雄）（滝谷直蔵君紹介）（第一〇九五号）、同（請願者　富山県下新川郡入善町議会議長福沢忠節）（正力松太郎君紹介）（第一〇九六号）、同（請願者　盛岡市上田大道七十三番地　藤村タエ子）（鈴木善幸君紹介）（第一〇九七号）、同（請願者　新潟市医学町二丁目七十三番地　高野のり子）（高橋清一郎君紹介）（第一〇九八号）、同外三件（請願者　岐阜県吉城郡神岡町鹿間小谷俊夫外三名）（楯兼次郎君紹介）（第一〇九九号）、同（請願者　滋賀県愛知郡稲枝町長向坂政平）（堤康次郎君紹介）（第一一〇〇号）、同（請願者　福井県丹生郡朝日町天王三十二番地の三内藤庄左衛門）（堂森芳夫君紹介）（第一一〇一号）、同（請願者　富山市殿町十番地の七富山食糧事務所長重信安清）（内藤隆君紹介）（第一一〇二号）、同外一件（請願者　岩手県釜石市箱崎町佐藤新一郎外一名）（永井勝次郎君紹介）（第一一〇三号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町大字米原北村直一）（西村関一君紹介）（第一一〇四号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路山形県高等学校教職員組合執行委員長　溝越正治）（西村力弥君紹介）（第一一〇五号）、同（請願者　盛岡市新小路六番地大信田秀）（野原正勝君紹介）（第一一〇六号）、同（請願者　栃木県足利市巴町二千五百八十三番地足利農業改良普及所長野尻茂外四十九名）（森下國雄君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　滋賀県彦根市池洲町四十番地二階堂徹玄）（矢尾喜三郎君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　秋田市寺町八十五番地鈴木信夫外十四名）（柳谷清三郎君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　盛岡市菜園若竹町菅野卓郎）（山本猛夫君紹介）（第一一一〇号）、同外一件（請願者　盛岡市畑中七十二番地の十宮田真砂子外一名）（横路節雄君紹介）（第一一一一号）、同（請願者　福島県平市鍛冶町三十九番地折笠藤雄）（吉村吉雄君紹介）（第一一一二号）、同（請願者　新潟県新発田市字中曽根鴛塚七子郎）（渡邊良夫君紹介）（第一一一三号）、同（請願者　青森県東津軽郡蟹田町全林野労働組合青森地方本部蟹田営林署分会執行委員長川口寛）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　新潟県十日町市旭町大川寅松）（猪俣浩三君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　岩手県上閉伊郡大槌町全林野労働組合青森地本大槌営林署分会執行委員長阿部秀治）（北山愛郎君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　山梨県韮崎市清哲町御杉斎木政則）（小林信一君紹介）（第一一一九号）、同外一件（請願者　新潟県小千谷市鉄砲町野口礼司外一名）（小林進君紹介）（第一一二〇号）、同外一件（請願者　岩手県遠野市綾織小学校内田一外一名）（永井勝次郎君紹介）（第一一二一号）、同（請願者　滋賀県彦根市芹橋町四丁目北川保蔵）（西村関一君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　山形市旅籠町三百一番地全日本自治団体労働組合山形県本部委員長大沢久）（西村力弥君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　福島県南会津郡田島町後原三千四百六十三番地辺見良夫）（野口忠夫君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　岐阜県高山市八軒町一丁目大前正三）（楯兼次郎君紹介）（第一一二五号）、同（請願者　新潟市関屋田町一丁目百十番地加藤初美）（松井誠君紹介）（第一一二六号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町横田幸一）（矢尾喜三郎君紹介）（第一一二七号）、同外五件（請願者　岩手県下閉伊郡新里村和井内郵便局長折祖正三郎外五名）（山本猛夫君紹介）（第一一二八号）、同（請願者　盛岡市上名須川九十一番地の三浜田剛）（横路節雄君紹介）（第一一二九号）、同（請願者　福島市堀河町六十七番地の一佐藤啓三）（吉村吉雄君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者　山形県村山市楯岡北村上地方事務所長高田嘉門外八十四名）（伊藤五郎君紹介）（第一一三一号）、同（請願者　秋田県湯沢市大町六十四番地川辺金吾外十四名）（飯塚定輔君紹介）（第一一三二号）、同外二件（請願者　山形県酒田市議会議員土田久太郎外二名）（池田正之輔君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長成田喜八）（石田博英君紹介）（第一一三四号）、同（請願者　滋賀県坂田郡近江町長庄司捨造）（宇野宗佑君紹介）（第一一三五号）、同外二件（請願者　盛岡市下台七十八番地井上ソノ外二名）（小澤佐重喜君紹介）（第一一三六号）、同（請願者　滋賀県坂田郡米原町議会議長林常右ェ門）（草野一郎平君紹介）（第一一三七号）、同外十一件（請願者　山形県天童市議会議長伊藤源治外十一名）（黒金泰美君紹介）（第一一三八号）、同外一件（請願者　兵庫県養父郡八鹿町九鹿三十九番地和田山土地改良出張所長才田好二外二十一名）（小島徹三君紹介）（第一一三九号）、同（請願者　秋田県北秋田郡森吉町米内沢松橋祥介外十四名）（佐々木義武君紹介）（第一一四〇号）、同外六件（請願者　岩手県和賀郡和賀町煤孫鈴木みよ外六名）（椎名悦三郎君紹介）（第一一四一号）、同（請願者　富山県婦負郡婦中町小長沢増井調弘）（正力松太郎君紹介）（第一一四二号）、同外十件（請願者　盛岡市上田字古道一番地雪ノ浦京子外十名）（鈴木善幸君紹介）（第一一四三号）、同（請願者　滋賀県犬上郡多賀町長土田茂平）（堤康次郎君紹介）（第一一四四号）、同（請願者　富山県黒部市三日市黒部郵便局長村上治作）（内藤隆君紹介）（第一一四五号）、同外一件（請願者　岩手県下閉伊郡川井村大字田代伊藤健蔵外一名）（野原正勝君紹介）（第一一四六号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百一番地駒沢常治）（安宅常彦君紹介）（第一一四七号）、同外四件（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外四名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一四八号）、同（請願者　山形県尾花沢市山形県尾花沢農業改良普及所長遠藤一馬外七名）（伊藤五郎君紹介）（第一一四九号）、同（請願者　秋田県横手市根岸下町十番地の六塚田正樹外十四名）（飯塚定輔君紹

介）（第一一八九号）、同外十件（請願者　山形県酒田市本町三丁目五番地酒田市税務課長小野三郎外十名）（池田正之輔君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木之本町長薄田甚左ヱ門）（宇野宗佑君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　盛岡市下台三十一番地三瓶袈美）（小澤佐重喜君紹介）（第一一九二号）、同（請願者　岩手県岩手郡岩手町沼宮内金林野労働組合青森地方本部岩手営林署分会執行委員長久慈聖己）（北山愛郎君紹介）（第一一九三号）、同外一件（請願者　滋賀県高島郡マキノ町長井花伊左夫外一名）（草野一郎平君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町西町三十九番地小山国次外二十二名）（小島徹三君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　山梨県韮崎市韮崎町佐藤八郎）（小林信一君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町材木町石川市松外十五名）（佐々木義武君紹介）（第一一九七号）、同外一件（請願者　岩手県和賀郡江釣子村高橋長五郎外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第一一九八号）、同（請願者　富山県婦負郡婦中町外輪野全医労古里保養園支部長舟瀬兵作）（正力松太郎君紹介）（第一一九九号）、同外二件（請願者　盛岡市上田中堰七十七番地の二平杭洋子外二名）（鈴木善幸君紹介）（第一二〇〇号）、同外一件（請願者　岐阜県吉城郡神岡町殿結城嘉信外一名）（椿秉次郎君紹介）（第一二〇一号）、同外一件（請願者　滋賀県愛知郡愛東村長辻仁一外一名）（堤康次郎君紹介）（第一二〇二号）、同（請願者　福井県足羽郡美山村市波二十三番地の二十一貴志勇外五十八名）（堂森芳夫君紹介）（第一二〇三号）、同外一件（請願者　富山市神通町六百番地の一全専売労組富山地区協議会石黒一男外一名）（内藤隆君紹介）（第一二〇四号）、同外三件（請願者　岩手県釜石市両石町山崎栄子外三名）（永井勝次郎君紹介）（第一二〇五号）、同（請願者　滋賀県長浜市八幡中山町滋賀県立長浜北高等学校長橋本順治）（西村関一君紹介）（第一二〇六号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百一番地山形県教員組合執行委員長加藤慶次）（西村力弥君紹介）（第一二〇七号）、同（請願者　盛岡市新庄鹿島十五番地の七細屋直紀）（野原正勝君紹介）（第一二〇八号）、同（請願者　山形県西村山郡西村山地方事務所長佐久間文雄）（牧野寛索君紹介）（第一二〇九号）、同（請願者　山形市鍛冶町百十八番地細谷修一）（松浦東介君紹介）（第一二一〇号）、同（請願者　山形県新庄市小田島二百十二番地の一新庄建設事務所長小座間泰蔵）（松澤雄蔵君紹介）（第一二一一号）、同（請願者　滋賀県彦根市滋賀県立彦根西高等学校寺井秀次郎）（矢尾喜三郎君紹介）（第一二一二号）、同外一件（請願者　盛岡市鍛冶町五十六番地佐藤和夫外一名）（山本猛夫君紹介）（第一二一三号）、同外八件（請願者　盛岡市上田大道五十三番地沖山忍外八名）（横路節雄君紹介）（第一二一四号）、同（請願者　福島県議会議員唐橋東）（吉村吉雄君紹介）（第一二一五号）、同（請願者　兵庫県佐用郡佐用町上石井七百六十二番地小坂田令三）（有田喜一君紹介）（第一二一九号）、同（請願者　福島市五老内町二十九番地山口光子）（大竹作摩君外一名紹介）（第一二二九号）、同外一件（請願者　秋田市上中城町四丁目一番地農林省秋田統計調査事務所長赤土健二外一名）（飯塚定輔君紹介）（第一二一九七号）、同（請願者　山形県酒田市最上町甲七十四番地村田敏雄）（池田正之輔君紹介）（第一二一九八号）、同（請願者　滋賀県蒲生郡日野町長若村源左衛門）（宇野宗佑君紹介）（第一二一九九号）、同（請願者　新潟市旭町二番地島名由松）（小沢辰男君紹介）（第一三〇〇号）、同（請願者　盛岡市上田中堰三十五番地の六栗山輝子）（小澤佐重喜君紹介）（第一三〇一号）、同（請願者　山形県新庄市金沢大又正勝）（亀岡高夫君紹介）（第一三〇二号）、同（請願者　福島県田村郡大越町上大越字入日町八十八番地宗像清）（木村守江君紹介）（第一三〇三号）、同（請願者　滋賀県坂田郡近江町議会議長原田秀三）（草野一郎平君紹介）（第一三〇四号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町石田江上隆雄）（小島徹三君紹介）（第一三〇五号）、同（請願者　秋田県本荘市表尾崎町十七番地の九本荘電報電話局庶務課長渋谷勇治）（齋藤憲三君紹介）（第一三〇六号）、同（請願者　富山市常盤町西村方富山郵便局長宮田重男）（正力松太郎君紹介）（第一三〇七号）、同（請願者　青森県知事　山崎岩男外二名）（田澤吉郎君紹介）（第一三〇八号）、同（請願者　新潟県佐渡郡三和田町長萩田哲弥）（高橋清一郎君紹介）（第一三一二号）、同外一件（請願者　岐阜県吉城郡神岡町殿奥村勲外一名）（椿秉次郎君紹介）（第一三一三号）、同（請願者　福井県遠敷郡名田庄村口坂本三十三番地中村長左ヱ門）（堂森芳夫君紹介）（第一三一四号）、同外三件（請願者　岩手県二戸郡浄法寺町浄法寺田口美弥外三名）（永井勝次郎君紹介）（第一三一一号）、同（請願者　富山県知事吉田実）（内藤隆君紹介）（第一三一二号）、同（請願者　岩手県北上市黒沢尻町　遠藤実　外二十名）（野原正勝君紹介）（第一三一三号）、同外八件（請願者　長野県大町市長県聡外八名）（増田甲子七君紹介）（第一三一四号）、同（請願者　青森県議会議長小倉豊）（三和精一君紹介）（第一三一五号）、同（請願者　青森県下北郡大畑町長菊池桑吾外一名）（森田重次郎君紹介）（第一三一六号）、同（請願者　栃木県佐野市植野町農林省栃木統計調査事務所佐野出張所長檜山正次外三十六名）（山口好一君紹介）（第一三一七号）、同（請願者　新潟県白根市長吉沢正五）（渡邊良夫君紹介）（第一三一八号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百一番地山形県教員組合書記長大場宗蔵）（安宅常彦君紹介）（第一三一九号）、同外四件（請願者　青森県南津軽郡平賀町職員組合後藤升吉外四名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一三二〇号）、同（請願者　岩手県岩手郡雫石町全林野労組雫石営林署分会委員長生内鉄脩）（北山愛郎君紹介）（第一三二一号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡双葉町今津谷四千九百三十三番地中島文正）（小林信一君紹介）（第一三二二号）、同外一件（請願者　岐阜県吉城郡神岡町殿奥村勲外一名）（椿秉次郎君紹介）（第一三二三号）、同（請願者　福井県遠敷郡名田庄村口坂本三十三番地中村長左ヱ門）（堂森芳夫君紹介）（第一三二四号）、同外三件（請願者　岩手県二戸郡浄法寺町浄法寺田口美弥外三名）（永井勝次郎君紹介）（第一三二五号）、同（請願者　富山県知事吉田実）（内藤隆君紹介）（第一三二六号）、同（請願者　滋賀県長浜市南工高等学校長坂洋昇）（西村関一君紹介）（第一三二七号）、同外一件（請願者　山形市旅籠町三百一番地山形県教育庁職員組合執行委員長花輪幸一郎外一名）（西村力弥君紹介）（第一三二七号）、同（請願者　滋賀県犬上郡多賀町議会議長小財修三）（矢尾喜三郎君紹介）（第一三二八号）、同外九件（請願者　盛岡市内加賀野三十三番地の二藤枝英子外九名）（横路節雄君紹介）（第一三二九号）、同（請願者　福島県国見県大字山崎字南古館五番地栗原光雄）（吉村吉雄君紹介）（第一三三〇号）、同（請願者　山形県酒田市本町三丁目十三番地酒田郵便局長国分三郎）（伊藤五郎君紹介）（第一三六二号）、同（請願者　秋田県湯沢市字大町六十四番地川辺金吾）（飯塚定輔君紹介）（第一三六三号）、同外一件（請願者　滋賀県伊香郡高月町長西島由太郎外一名）（宇野宗佑君紹介）（第一三六四号）、同外四件（請願者　盛岡市四ッ家町四百三十三番地長沢フミ外四

名）（小澤佐重喜君紹介）（第一三六五号）、同（請願者　福島県伊達郡梁川町字右城町三十番地中木直右衛門）（亀岡高夫君紹介）（第一三六六号）、同外一件（請願者　滋賀県犬上郡甲良町議会議長古川捨次郎外一名）（草野一郎平君紹介）（第一三六七号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二十番地石川俊文）（黒金泰美君紹介）（第一三六八号）、同（請願者　兵庫県美方郡浜坂町芦屋浜坂土木出強所長井上卓郎外四十五名）（小島徹三君紹介）（第一三六九号）、同（請願者　秋田県北秋田郡森吉町米内沢松橋栄子外十四名）（佐々木義武君紹介）（第一三七〇号）、同外四件（請願者　岩手県和賀郡和賀町煤孫鈴木駒吉外四名）（椎名悦三郎君紹介）（第一三七一号）、同外一件（請願者　富山県下新川郡宇奈月町議会議長福島己之助外一名）（正力松太郎君紹介）（第一三七二号）、同外五件（請願者　盛岡市加賀野久保田四十二番地東海林俊夫外五名）（鈴木善幸君紹介）（第一三七三号）、同外一件（請願者　滋賀県愛知郡稲枝町議会議長国領金治郎外一名）（堤康次郎君紹介）（第一三七四号）、同外一件（請願者　富山県下新川郡入善町長米沢嘉吾外一名）（内藤隆君紹介）（第一三七五号）、同外三件（請願者　岩手県水沢市真城北館二十九番地の一千田幸夫外三名）（野原正勝君紹介）（第一三七六号）、同外一件（請願者　山形県寒河江市長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第一三七七号）、同（請願者　山形市鉄砲町七十二番地井上好夫）（松浦東介君紹介）（第一三七八号）、同外一件（請願者　滋賀県長浜市地福寺町滋賀県立長浜商工高校内滋賀県公立学校職員組合執行委員長平井敬三）（矢尾喜三郎君紹介）（第一三七九号）、同外八件（請願者　盛岡市十三日町百九十一番地藤沢健吉外八名）（横路節雄君紹介）（第一三九一号）、同外一件（請願者　福島市野田町三河尻三番地阿部満外一名）（吉村吉雄君紹介）（第一三九二号）、同（請願者　山形県最上郡真室川町大字大沢三千六百五十六番地佐藤俊夫）（伊藤五郎君紹介）（第一四二二号）、同（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村長森川正一）（宇野宗佑君紹介）（第一四二三号）、同外十五件（請願者　盛岡市仙北町字大切五十九番地の二十二松島紀子外十五名）（小澤佐重喜君紹介）（第一四二四号）、同（請願者　福島県郡山市八ツ橋十四番地井上光男）（亀岡高夫君紹介）（第一四二五号）、同（請願者　大津市東浦一番町滋賀県町村議会議長会長橋田喜一郎）（草野一郎平君紹介）（第一四二六号）、同（請願者　山形市末広町五番地山形市立病院済生館事務局長城戸口正吉）（黒金泰美君紹介）（第一四二七号）、同（請願者　兵庫県豊岡市西花園四番地吉岡滋夫外三十七名）（小島徹三君紹介）（第一四二八号）、同（請願者　秋田県能代市出戸佐藤金蔵外十四名）（佐々木義武君紹介）（一四二九号）、同外六件（請願者　盛岡市青山四丁目二十の四番地山内武志外六名）（椎名悦三郎君紹介）（第一四三〇号）、同（請願者　富山市安住町八番地富山労働基準局長水野健治）（正力松太郎君紹介）（第一四三一号）、同外十七件（請願者　盛岡市油町二百五十番地石川正男外十七名）（鈴木善幸君紹介）（第一四三二号）、同（請願者　滋賀県愛知郡湖東町議会議長松本利助）（堤康次郎君紹介）（第一四三三号）、同（請願者　富山県下新川郡宇奈月町長河内則一）（内藤隆君紹介）（第一四三四号）、同外三件（請願者　盛岡市下名須川七十四番地藪崎角蔵外三名）（野原正勝君紹介）（第一四三五号）、同外一件（請願者　山形市清五郎外一名）（西村力弥君紹介）（第一四四八号）、同外三件（請願者　盛岡市山岸銭神沢下六十三番地小川昭伍外三名）（横路節雄君紹介）（第一四四九号）、同（請願者　福島県郡山市字東宿町四十五番地国鉄動力車労働組合郡山支部執行委員長橋本三郎）（吉村吉雄君紹介）（第一四五〇号）、同（請願者　山形県最上郡真室川町高久清外十二名）（伊藤五郎君紹介）（第一五一九号）、同外二十六件（請願者　福島県石川郡平田村平田郵便局長盛昇外百五十七名）（大竹作摩君紹介）（第一五二〇号）、同（請願者　滋賀県彦根市岡町五十二番地滋賀県寒冷地給対策委員会長滋賀県副知事桂木鉄夫）（宇野宗佑君紹介）（第一五二一号）、同外九件（請願者　盛岡市上田中堰百三十八番地の三貝塚金治郎外九名）（小澤佐重喜君紹介）（第一五二二号）、同（請願者　福島市泉字仲町十六番地伊東敏雄）（亀岡高夫君紹介）（第一五二三号）、同（請願者　滋賀県高島

郡マキノ町議会議長古川五平）（草野一郎平君紹介）（第一五二四号）、同（請願者　山形県米沢市長吉池慶太郎）（黒金泰美君紹介）（第一五二五号）、同（請願者　兵庫県美方郡美方町石寺太村逸夫）（小島徹三君紹介）（第一五二六号）、同（請願者　秋田県山本郡二ツ井町大倉治男外十四名）（佐々木義武君紹介）（第一五二七号）、同外二件（請願者　盛岡市新庄田中三十一番地の三砂小沢光夫外三名）（稚名悦三郎君紹介）（第一五二八号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町議会議長小坂満）（正力松太郎君紹介）（第一五二九号）、同（請願者　盛岡市仁王田甫三百二十一番地長瀬幸吉）（鈴木善幸君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡吉田町長職務執行者竹田藤吉）（高橋清一郎君紹介）（第一五三一号）、同（請願者　滋賀県愛知郡秦荘町議会議長北川弥太郎）（堤康次郎君紹介）（第一五三二号）、同外一件（請願者　富山市神通町六百番地日本専売公社富山支局長松波晃三外一名）（内藤隆君紹介）（第一五三三号）、同外十三件（請願者　盛岡市天神下十三番地の二柏いつ外十三名）（野原正勝君紹介）（第一五三四号）、同（請願者　山形県上山市二日町十四番地上山市議会事務局長小関範夫）（牧野寛索君紹介）（第一五三五号）、同（請願者　山形市東原町三百四十二番地荒井勲）（松浦東介君紹介）（第一五三六号）、同（請願者　山形県新庄市小田島十番地山形県立新庄北高等学校長横川啓太郎）（松澤雄藏君紹介）（第一五三七号）、同外一件（請願者　岩手県東磐井郡千厩町愛宕下上田敏雄外一名）（山本猛夫君紹介）（第一五三八号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡横越村長伊藤威夫外一名）（渡邊良夫君紹介）（第一五三九号）、同外六件（請願者　兵庫県豊岡市寿九十三番地中奥英利外百三十三名）（佐々木良作君紹介）（第一五四〇号）、同（請願者　山形県飽海郡八幡町長佐藤長助）（伊藤五郎君紹介）（第一五六五号）、同（請願者　滋賀県犬上郡甲良町長上川正雄）（宇野宗佑君紹介）（第一五六六号）、同（請願者　福島市森合南戸の内二十四番地佐藤勝美）（亀岡高夫君紹介）（第一五六七号）、同（請願者　滋賀県高島郡今津町議会議長早田昌二）（草野一郎平君紹介）（第一五六八号）、同（請願者　兵庫県豊岡市常盤兵庫県立豊岡実業高等学校紀氏隆昭外二十七名）（小島徹三君紹介）（第一五六九号）、同（請願者　富山市桜町七百十四番地全気象職員組合富山分会長舟田正利）（正力松太郎君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　新潟市五十嵐二ノ丁渋谷勝弘）（高橋清一郎君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　富山市議会議長石黒忠一）（内藤隆君紹介）（第一五七二号）、同外四件（請願者　山形県寒河江市大字柴橋柴橋郵便局長安孫子伝四郎外六十六名）（牧野寛索君紹介）（第一五七三号）、同外十六件（請願者　山形市宮町二千三十五番地工藤ミサ子外百十三名）（松浦東介君紹介）（第一五七四号）、同（請願者　山形県新庄市小田島九番地山形県立新庄南高等学校長黒木武夫）（松澤雄藏君紹介）（第一五七五号）、同（請願者　新潟県糸魚川市長金子弘遠）（猪俣浩三君紹介）（第一五七六号）、同外二十一件（請願者　秋田市中亀ノ町末丁十番地西宮三夫外四百六名）（石山權作君紹介）（第一五七七号）、同外三件（請願者　富山県氷見市中町二十九番地氷見市郵便局長上楽与一外三名）（佐野憲治君紹介）（第一五七八号）、同（請願者　富山県氷見市議会議長伯水正英）（佐野憲治君紹介）（第一五七九号）、同外一件（請願者　兵庫県氷上郡氷上町稲畑三百三十六番地宮崎馨外十九名）（三木喜夫君紹介）（第一五八〇号）、同外一件（請願者　山形県尾花沢市長奥山英悦外一名）（伊藤五郎君紹介）（第一六一七号）、同（請願者　盛岡市上田字舘向四十五番地の六十八水野信二）（小澤佐重喜君紹介）（第一六一八号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町東奥迫田正幸）（小島徹三君紹介）（第一六一九号）、同外十一件（請願者　岩手県岩手郡西根町平館細川静男外十一名）（鈴木善幸君紹介）（第一六二〇号）、同外二十四件（請願者　盛岡市上田字西下台九十四番地の一小池重信外八十一名）（野原正勝君紹介）（第一六二一号）、同外一件（請願者　山形県新庄市若葉町四丁目九番地岡田一郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第一六二二号）、同外二件（請願者　山形市東原町山田喜代司外二名）（牧野寛索君紹介）（第一六二三号）、同外一件（請願者　山形市十日町五百六番地農林省山形食糧事務所検査部長本間竹夫外一名）（松浦東介君紹介）（第一六二四号）、同（請願者　新潟県糸魚川市長金子弘遠）（猪俣浩三君紹介）（第一六二五号）、同外二十一件（請願者　秋田市中亀ノ町末丁十番地西宮三夫外四百六名）（石山權作君紹介）（第一六二六号）、同外三件（請願者　富山県氷見市中町二十九番地氷見市郵便局長上楽与一外三名）（佐野憲治君紹介）（第一六二七号）、同（請願者　福島県信夫郡飯坂町馬場九番地の二清野亮）（野口忠夫君紹介）（第一六二八号）、同外七件（請願者　兵庫県朝来郡朝来町新井六百七十六番地東河中学校長大谷猛外八十一名）（三木喜夫君紹介）（第一六二九号）、同（請願者　福島県白河市昭和町鈴木勇）（鈴木義男君紹介）（第一六七二号）、同外二十一件（請願者　岩手県釜石市甲子町十四番地の十三釜石小川郵便局長佐藤豊三郎外百二十九名）（山本猛夫君紹介）（第一六七三号）、同（請願者　栃木県那須郡黒磯町長渡辺俶外九十一名）（戸叶里子君紹介）（第一六七四号）、同（請願者　岩手県稗貫郡石鳥谷町好地七の十三番地時山大八）（小澤佐重喜君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　兵庫県出石郡出石町日野辺百六十四番地溝尻類吉外九名）（小島徹三君紹介）（第一六九七号）、同（請願者　盛岡市上田字庚申窪三十九番地の七桜田悟外二十名）（稚名悦三郎君紹介）（第一六九八号）、同外十六名（請願者　盛岡市宿田後一丁目六十二番地石木田貢雄外十六名）（鈴木善幸君紹介）（第一六九九号）、同外七件（請願者　盛岡市狐森六番地の一菊池耕逸外七名）（野原正勝君紹介）（第一七〇〇号）、同外十五件（請願者　山形市地蔵町二百四十番地小林茂夫外百三十一名）（牧野寛索君紹介）（第一七〇一号）、同（請願者　山形市双月町六百八十一番地の一岸富雄）（松浦東介君紹介）（第一七〇二号）、同（請願者　山形県新庄市沼田二百七十四番地稲葉泰三）（松澤雄藏君紹介）（第一七〇三号）、同外三十四件（請願者　福島県南会津郡南郷村大字山口安藤正敦外八百七十名）（八田貞義君紹介）（第一七〇四号）、同外二十七件（請願者　秋田県北秋田郡上小阿仁郵便局長高橋弘男外二百二十三名）（柳谷清三郎君紹介）（第一七〇五号）、同外二名（請願者　秋田県鹿角郡十和田町大湯米田博外二百十一名）（石山權作君紹介）（第一七〇六号）、同（請願者　新潟県新井市長増井準太郎）（猪俣浩三君紹介）（第一七〇七号）、同外四件（請願者　富山県新湊市三日曽根岩瀬郵便局長二口堅三外四名）（佐野憲治君紹介）（第一七〇八号）、同（請願者　長野市相ノ木三百四十七番地吉越正男）（中澤茂一君紹介）（第一七〇九号）、同（請願者　福島県信夫郡笹妻町大字町庭坂字湯町六番地の二十安食昭）（野口忠夫君紹介）（第一七一〇号）、同（請願者　福島県伊達郡飯野町南町五十九番地高野清外二十名）（松井政吉君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　兵庫県城崎郡日高町米田公敏外七十二名）（三木喜夫君紹介）（第一七一二号）、同（請願

者　福島県相馬郡小高町小高郵便局長紺野喜一郎外三百五十八名)(齋藤邦吉君紹介)(第一七二九号)、同外八件(請願者　青森市奥内郵便局長吉崎憲太郎外五十四名)(淡谷悠藏君紹介)(第一七三〇号)、同外六件(請願者　宮城県宮城郡松島町初原郵便局長佐藤タカ外三十九名)(愛知揆一君紹介)(第一七五九号)、同(請願者　山形県新庄市十日町二百十一番地新庄郵便局長会田竜雄)(伊藤五郎君紹介)(第一七六〇号)、同外三十九件(請願者　岩手県陸前高田市米崎町岩手県米崎郵便局長熊谷正太外二百二名)(小澤佐重喜君紹介)(第一七六一号)、同外五十一件(請願者　福島県田村郡田村町谷田川郵便局長佐久間元甫外三百五十六名)(亀岡高夫君紹介)(第一七六二号)、同(請願者　兵庫県出石郡但東町土田三百三十一番地の一福田初男外八名)(小島徹三君紹介)(第一七六三号)、同外三十二件(請願者　盛岡市上田字緑ケ丘二十二番地の二田中ヨシ外百七十四名)(椎名悦三郎君紹介)(第一七六四号)、同外三十件(請願者　福島県須賀川市小塩江郵便局長相楽四郎外三百十七名)(澁谷直藏君紹介)(第一七六五号)、同外六件(請願者　盛岡市加賀野田神松二十番地宮ソヨ外六名)(鈴木善幸君紹介)(第一七六六号)、同外十三件(請願者　福島県会津若松市大戸町上三寄郵便局長山田穣一外百十三名)(鈴木義男君紹介)(第一七六七号)、同外八件(請願者　盛岡市内加賀野小路十四番地佐々木勉外八名)(野原正勝君紹介)(第一七六八号)、同(請願者　山形市東原町百十九番地永藤寿三郎)(牧野寛索君紹介)(第一七六九号)、同(請願者　山形県天童市長阿部金蔵)(松浦東介君紹介)(第一七七〇号)、同(請願者　山形県新庄市沼田三番地新庄営林署長加藤瑞穂)(松澤雄藏君紹介)(第一七七一号)、同外一件(請願者　青森市長島青森旭町郵便局長藤田健一外六百六十八名)(森田重次郎君紹介)(第一七七二号)、同外二件(請願者　秋田市大平寺庭高橋史郎外三百四十五名)(石山權作君紹介)(第一七七三号)、同外二十一件(請願者　福島市北町八番地高橋昭雄外百六十七名)(野口忠夫君紹介)(第一七七四号)、同(請願者　富山市新総曲輪一番地県庁内富山県職員労働組合執行委員長改井秀雄)(佐野憲治君紹介)(第一七七五号)、同(請願者　長野市岩石町古市孝男)(中澤茂一君紹介)(第一七七六号)、同外一件(請願者　福島市小倉寺字舘坂七の四番地渡辺源治外十三名)(松井政吉君紹介)(第一七七七号)、同外二件(請願者　兵庫県美方郡浜坂町居組浜坂町立居組小学校田川政一外百三十二名)(三木喜夫君紹介)(第一七七八号)、同外二十三件(請願者　仙台市小田原車通二十三番地仙台中江郵便局長詫摩勇吉外二百十九名)(愛知揆一君紹介)(第一七九八号)、同(請願者　山形県最上郡金山町大字下野明兼子善太外六名)(伊藤五郎君紹介)(第一七九九号)、同外五件(請願者　福島市本内字北古館十一番地本内郵便局長高野長吉外八十七名)(大竹作摩君外一名紹介)(第一八〇〇号)、同外一件(請願者　新潟県東頸城郡浦川原村長塩崎隆太郎外一名)(猪俣浩三君紹介)(第一八〇一号)、同外一件(請願者　秋田県北秋田郡森吉町立浦田小学校見上一雄外百六十九名)(石山權作君紹介)(第一八〇二号)、同外五件(請願者　宮城県栗原郡築館町玉沢郵便局長千葉観寿外三十三名)(内海安吉君紹介)(第一八〇三号)、同(請願者　盛岡市上田小路百九十五番地石川雅康)(小澤佐重喜君紹介)(第一八〇四号)、同外五件(請願者　福島県伊達郡川俣町伊達福田郵便局佐久間行央外十五名)(亀岡高夫君紹介)(第一八〇五号)、同(請願者　兵庫県城崎郡竹野町竹野六百十番地織田晃介外七十名)(小島徹三君紹介)(第一八〇六号)、同外四件(請願者　富山市石金八十四番地全建設省労働組合地方本部富山支部執行委員長五十嵐甲作外四名)(佐野憲治君紹介)(第一八〇七号)、同外三十六件(請願者　岩手県気仙郡住田町大股郵便局長遠藤栄一外二百三十七名)(志賀健次郎君紹介)(第一八〇八号)、同外二件(請願者　岩手県水沢市佐倉町字高谷二十番地の二青木靖外二名)(椎名悦三郎君紹介)(第一八〇九号)、同外二十七件(請願者　福島県郡山市大字上舞木郵便局長鈴木寛外二百一名)(澁谷直藏君紹介)(第一八一〇号)、同(請願者　長野県西筑摩郡新開村長黒田三郎)(下平正一君紹介)(第一八一一号)、同外七件(請願者　岩手県久慈市長山内堯文外七名)(鈴木善幸君紹介)(第一八一二号)、同外八件(請願者　福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ケ峯千九十三番地佐藤正香外百二十七名)(鈴木義男君紹介)(第一八一三号)、同(請願者　長野市南俣十二番地峯村袈裟雄)(中澤茂一君紹介)(第一八一四号)、同(請願者　福島市森合台十三番地の一鈴木紀代子)(野口忠夫君紹介)(第一八一五号)、同外十一件(請願者　盛岡市上三ツ家三十五番地堀根英司外十一名)(野原正勝君紹介)(第一八一六号)、同外三十三件(請願者　宮城県白石市大鷹沢大町字塔ノ入百五番地大野直博外二百八十六名)(保科善四郎君紹介)(第一八一七号)、同外二件(請願者　山形県議会議員井上秀雄外二名)(牧野寛索君紹介)(第一八一八号)、同(請願者　福島市三河南町七十八番地の六林豊)(松井政吉君紹介)(第一八一九号)、同(請願者　山形県天童市農業委員会長土屋伊七)(松浦東介君紹介)(第一八二〇号)、同(請願者　山形県最上郡大蔵村長皆川英太郎)(松澤雄藏君紹介)(第一八二一号)、同(請願者　兵庫県美方郡村岡町福岡田路静子)(三木喜夫君紹介)(第一八二二号)、同(請願者　秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市四十八番地畠山謙治外百十八名)(柳谷清三郎君紹介)(第一八二三号)、同外二十件(請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎町本町三十一番地高橋三郎外二十名)(山本猛夫君紹介)(第一八二四号)、同(請願者　山形県最上郡真室川町立及位小学校小島宇太郎外七名)(伊藤五郎君紹介)(第一八九九号)、同外七十六件(請願者　秋田県雄勝郡皆瀬村皆瀬郵便局長須田ミキ外八百六十四名)(飯塚定輔君紹介)(第一九〇〇号)、同(請願者　盛岡市上田覚山脇二丁目十三番地西村英士)(小澤佐重喜君紹介)(第一九〇一号)、同外十四件(請願者　福島県田村郡西田村高野郵便局長吉村敬一外百六十六名)(澁谷直藏君紹介)(第一九〇二号)、同(請願者　兵庫県城崎郡城崎小学校長小幡達二)(小島徹三君紹介)(第一九〇三号)、同(請願者　秋田県湯沢市長菅圭一郎)(佐々木義武君紹介)(第一九〇四号)、同外四件(請願者　岩手県北上市飯豊町高橋文之外四名)(椎名悦三郎君紹介)(第一九〇五号)、同外五件(請願者　岩手県一関市釣山一番地吉川康治外五名)(鈴木善幸君紹介)(第一九〇六号)、同外八件(請願者　盛岡市上田東上台一番地の七阿部賢二外八名)(野原正勝君紹介)(第一九〇七号)、同(請願者　山形県長井市長羽田貞三)(牧野寛索君紹介)(第一九〇八号)、同(請願者　山形県東置賜郡高畠町長新野広吉)(松浦東介君紹介)(第一九〇九号)、同(請願者　山形県新庄市下堀端五十嵐俊之)(松澤雄藏君紹介)(第一九一〇号)、同外三件(請願者　盛岡市片原八十六番地の四村井良吉外三名)(山本猛夫君紹介)(第一九一一号)、同(請願者　山形県最上郡戸沢村立戸沢小学校内柿崎静夫外十七名)(伊藤五郎君紹介)(第一九七三号)、同(請願者　新潟県東頸城郡浦川原村浦

川原郵便局長月岡吉三）（緒俣浩三君紹介）（第一九七四号）、同外二件（請願者　秋田市寺内将軍野千五百五十五番地田口信夫外百三十八名）（石山權作君紹介）（第一九七五号）、同（請願者　盛岡市加賀野北井崎六十八番地平圭）（小澤佐重喜君紹介）（第一九七六号）、同（請願者　兵庫県城崎郡竹野町轟字阿古谷七番地の一城崎郡中竹野中学校田渕義泰外七十一名）（小島徹三君紹介）（第一九七七号）、同（請願者　秋田市楢山南新町下丁二十番地の七鈴木慶一外十四名）（佐々木義武君紹介）（第一九七八号）、同外二件（請願者　富山市千歳町二十二番地の一富山県教育館内富山県高校教職員組合執行委員長木田忠平外二名）（佐野憲治君紹介）（第一九七九号）、同外一件（請願者　岩手県東磐井郡千厩字構井田六十番地の一村上幸吾外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第一九八〇号）、同（請願者　長野県西筑摩郡山口村北川一）（下平正一君紹介）（第一九八一号）、同外二件（請願者　富山市千歳町二十二番地の一富山県教育館内富山県高校教職員組合執行委員長木田忠平外二名）（佐野憲治君紹介）（第一九七九号）、同外一件（請願者　岩手県東磐井郡千厩字構井田六十番地の一村上幸吾外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第一九八〇号）、同（請願者　長野県西筑摩郡山口村北川一）（下平正一君紹介）（第一九八一号）、同外八件（請願者　岩手県花巻市駅前大通り谷地武雄外八名）（鈴木善幸君紹介）（第一九八二号）、同外二十九件（請願者　青森市大字大野字北片岡百七十三番地工藤典己外百四十名）（津島文治君紹介）（第一九八三号）、同（請願者　長野県篠ノ井市塩崎八十二番地風間元）（中澤茂一君紹介）（第一九八四号）、同（請願者　福島市野田町三河尻一丁目三十四番地鈴木重利）（野口忠夫君紹介）（第一九八五号）、同外二件（請願者　盛岡市東中野金勢前五十番地佐々木孫十郎外二名）（野原正勝君紹介）（第一九八六号）、同（請願者　山形県西置賜郡飯豊町長小松泰二郎）（牧野寛索君紹介）（第一九八七号）、同（請願者　福島市新浜町十七番地斎藤久男）（松井政吉君紹介）（第一九八八号）、同（請願者　山形県最上郡最上町立東法田小学校佐藤好次郎外六名）（松澤雄藏君紹介）（第一九八九号）、同（請願者　兵庫県美方郡美方町広井広井正元）（三木喜夫君紹介）（第一九九〇号）、同外二件（請願者　盛岡市三戸町百八十五番地大津正巳外一名）（山本猛夫君紹介）（第一九九一号）、同（請願者　山形県東村山郡山辺町山辺千六十七番地鈴木茂広三黒金泰美君紹介）（第二〇四三号）、同外三十七件（請願者　青森県南津軽郡平賀本町郵便局長福士薙外二百二十四名）（田澤吉郎君紹介）（第二〇四四号）、同外一件（請願者　青森市大字古川字美法十五番地青森県町村会長中野吉十郎外一名）（淡谷悠藏君紹介）（第二〇六五号）、同外一件（請願者　新潟県東頸城郡浦川原村大字釈迦堂三百三十番地新潟食糧事務所浦川原支所長猪爪義一外一名）（猪俣浩三君紹介）（第二〇六六号）、同外十四件（請願者　秋田市手形新町下丁二十六番地阜坂盛光外二百十五名）（石山權作君紹介）（第二〇六七号）、同（請願者　新潟県両津市長氏田良隆）（稲村隆一君紹介）（第二〇六八号）、同外六十四件（請願者　秋田県由利郡大内村牛寺佐々木達夫外千二百四十五名）（川俣清音君紹介）（第二〇六九号）、同外一件（請願者　富山市千歳町二十二番地の一富山県教職員組合組織部長岩井一之外一名）（佐野憲治君紹介）（第二〇七〇号）、同外一件（請願者　長野県西筑摩郡上松町長遠山一郎外一名）（下平正一君紹介）（第二〇七一号）、同外一件（請願者　長野県篠ノ井市大字布施五明三百九十四番地西村政長外一名）（中澤茂一君紹介）（第二〇七二号）、同外一件（請願者　福島市山下町十五番地小磯熙司外一名）（野口忠夫君紹介）（第二〇七三号）、同（請願者　福島市丸子石名田八番地伊藤政門）（松井政吉君紹介）（第二〇七四号）、同外一件（請願者　兵庫県城崎郡日高町久斗西岡万太郎外十七名）（三木喜夫君紹介）（第二〇七五号）、同（請願者　福島市森合町二十四番地電気試験所福島支所長佐藤千太郎）（吉村吉雄君紹介）（第二〇七六号）、同外十五件（請願者　山形県最上郡真室川町大沢五百七十四番地斎藤圭三外二百二十六名）（伊藤五郎君紹介）（第二一〇一号）、同（請願者　宮城県桃生郡河北町飯野川郵便局丁字庚外三百二十三名）（内海安吉君紹介）（第二一〇二号）、同（請願者　岩手県稗貫郡石鳥谷町好地十六の百四十五番地鎌田良悦）（小澤佐重喜君紹介）（第二一〇三号）、同（請願者　兵庫県豊岡市百合地千八十六番地橋本孝夫外二十一名）（小島徹三君紹介）（第二一〇四号）、同（請願者　秋田市川尻町カイハ市営住宅二十四藤原隅外十四名）（佐々木義武君紹介）（第二一〇五号）、同（請願者　岩手県東磐井郡千厩町小梨西村宗一）（椎名悦三郎君紹介）（第二一〇六号）、同外四件（請願者　岩手県北上市相去町大谷地千田忠志外四名）（鈴木善幸君紹介）（第二一〇七号）、同外一件（請願者　盛岡市浅岸繋場四番地長岡政志外一名）（野原正勝君紹介）（第二一〇八号）、同外一件（請願者　山形県東置賜郡赤湯町議会議長鈴木清太外一名）（牧野寛索君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　山形県西置賜郡白鷹町長迎田俊雄）（松浦東介君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　盛岡市油町二百八十九番地日野沢友治）（山本猛夫君紹介）（第二一一一号）、同外一件（請願者　岩手県花巻市末広町郵便局長中島盛光外百九十八名）（北山愛郎君紹介）（第二一一二号）、同外二十二件（請願者　秋田県由利郡西月村沼田字新道一の六番地西月郵便局長藤田栄一外二百七十四名）（斎藤憲三君紹介）（第二一一四号）、同外六件（請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町小本郵便局長箱石正七外八十七名）（山中吾郎君紹介）（第二一一五号）、同（請願者　山形市旅籠町四百六十四番地村山保健所長桜井稔外二十八名）（伊藤五郎君紹介）（第二一一六号）、同（請願者　岩手県水沢市西上野百十一番地の八英次雄外二十名）（小澤佐重喜君紹介）（第二一一七号）、同外一件（請願者　兵庫県美方郡美方町神水毛戸一郎外十五名）（小島徹三君紹介）（第二一一七一号）、同（請願者　秋田県山本郡藤里村佐々木元外十四名）（佐々木義武君紹介）（第二一一七二号）、同外六件（請願者　岩手県花巻市桜町二丁目五十七番地富沢久夫外六名）（椎名悦三郎君紹介）（第二一一七三号）、同外九件（請願者　岩手県一関市釣山二十六番地飯塚盛雄外九名）（鈴木善幸君紹介）（第二一一七四号）、同（請願者　山形県天童市教育長小林俊男）（牧野寛索君紹介）（第二一一七五号）、同（請願者　山形市宮町二千二十七番地武田幸子）（松浦東介君紹介）（第二一一七六号）、同（請願者　山形県最上郡金山町長岸英一）（松澤雄藏君紹介）（第二一一七七号）、同（請願者　新潟市関屋本村町一丁目茂野久次）（高橋清一郎君紹介）（第二一一七八号）、同外十八件（請願者　盛岡市青山二丁目二十三番地石川ミヨ外十八名）（野原正勝君紹介）（第二一一七九号）、同外十二件（請願者　岩手県釜石市甲子町藤本留五郎外十二名）（山本猛夫君紹介）（第二一一八〇号）、同（請願者　新潟県村上市大字細工町久保信夫）（渡邊良夫君紹介）（第二一一八一号）、同（請願者　青森県東津軽郡蟹田町長鴎岳三蔵外一名）（淡谷悠藏君紹介）（第二一一八二号）、同（請願者　新潟県西頸城郡名立町長塚田清隆）（猪俣浩三君紹介）（第二一一八三号）、同（請願者　新潟県三条市長金子太郎）（稲村隆一君紹介）（第二一一八四号）、同（請願者　石川県加賀市大聖寺地方町六甲の一酒谷勝次）（岡良一君紹介）（第二一一八五号）、同（請願者　富山市湊町鉄道官舎国鉄労働組合富山県分会長高井義孝）（佐野憲治君紹介）（第二一一八六号）、同（請願者　札幌市北二条西四丁目札幌郵政局内全逓信

労働組合北海道地方本部執行委員長岩間俊英）（島本虎三君紹介）（第二二八七号）、同（請願者　長野県西筑摩郡楢川村長中村学）（下平正一君紹介）（第二一八八号）、同（請願者　長野県更級郡更北村旧牧小林秀樹）（中澤茂一君紹介）（第二一八九号）、同（請願者　福島市森合下り一丁目三番地小林佐三）（野口忠夫君紹介）（第二一九〇号）、同（請願者　兵庫県豊岡市立野三百三十五番地鍛下雅敏）（三木喜夫君紹介）（第二一九一号）、同外二十七件（請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町長天羽友馬外六百八十四名）（横路節雄君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　福島県信夫郡松川町本町五十八番地斎藤美枝子）（吉村吉雄君紹介）（第二一九三号）、同（請願者　盛岡市下厨川字館七十八番地高橋勝男外二十六名）（山本猛夫君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　兵庫県神崎郡大河内町川上草壁長太郎）（有田喜一君紹介）（第二二五五号）、同（請願者　山形県東置賜郡和郷村長桜井正巳）（伊藤五郎君紹介）（第二二五六号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡信楽町長西岡音吉）（宇野宗佑君紹介）（第二二五七号）、同（請願者　盛岡市青山二丁目六番地照井千代子）（小澤佐重喜君紹介）（第二二五八号）、同（請願者　福島市松木町六十三番地大槻文夫）（亀岡高夫君紹介）（第二二五九号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡甲賀町議会議長松島金右エ門）（草野一郎平君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者　兵庫県城崎郡日高町池上三木清二郎外二十二名）（小島徹三君紹介）（第二二六一号）、同（請願者　秋田県山本郡二ツ井町安井和子外十四名）（佐々木義武君紹介）（第二二六二号）、同（請願者　岩手県東磐井郡室根村折壁字一丁目十三番地の二遠藤甲子夫）（椎名悦三郎君紹介）（第二二六三号）、同（請願者　富山市太郎丸三区立山郵便局長清水尚策）（正力松太郎君紹介）（第二二六四号）、同外二件（請願者　岩手県北上市相去町二十四番地三宅信雄外二名）（鈴木善幸君紹介）（第二二六五号）、同（請願者　滋賀県愛知郡湖東町長大田貞治郎）（堤康次郎君紹介）（第二二六六号）、同（請願者　富山市総曲輪四百八十二番地の六農林省富山食糧事務所富山支所長愛場豊治）（内藤隆君紹介）（第二二六七号）、同外二件（請願者　盛岡市青山町三丁目三番地三浦慶哉外三十六名）（野原正勝君紹介）（第二二六八号）、同（請願者　山形県東置賜郡宮内町長佐藤義一）（牧野寛索君紹介）（第二二六九号）、同外十四件（請願者　山形県米沢市板谷郵便局長宗川日出夫外二十四名）（松浦東介君紹介）（第二二七〇号）、同（請願者　山形県鮑海郡松山町長後藤俊治）（松澤雄藏君紹介）（第二二七一号）、同（請願者　青森県上北郡下田村長玉川一司）（森田重次郎君紹介）（第二二七二号）、同（請願者　岩手県岩手郡葛巻男野崎直）（山本猛夫君紹介）（第二二七三号）、同（請願者　青森県南津軽郡常盤村長佐藤寿外一名）（淡谷悠藏君紹介）（第二三一一号）、同（請願者　新潟県東頸城郡松代町長柳幡藏）（猪俣浩三君紹介）（第二三一二号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡守門村長佐藤功一）（稲村隆一君紹介）（第二三一三号）、同（請願者　石川県羽咋市旭町山崎清多）（岡良一君紹介）（第二三一四号）、同（請願者　盛岡市上田西下台七十五番地泉又三外十名）（椎名悦三郎君紹介）（第二三一五号）、同（請願者　長野県塩尻市教育委員会委員長小杉廉三郎）（下平正一君紹介）（第二三一六号）、同（請願者　長野県篠ノ井市字小森宮沢弘美）（中澤茂一君紹介）（第二三一七号）、同（請願者　福島市春日町二十六番地菊地与平）（野口忠夫君紹介）（第二三一八号）、同（請願者　兵庫県豊岡市西本町弁天三十四番地松本茂外四名）（三木喜夫君紹介）（第二三一九号）、同（請願者　福島市森合字戸ノ内十六番地の一大久保憲二）（吉村吉雄君紹介）（第二三二〇号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡長坂町井出信雄）（小林信一君紹介）（第二三七一号）、同外三件（請願者　宮城県栗原郡若柳郵便局長菊地武雄外六十九名）（日野吉夫君紹介）（第二三七二号）、同外二十件（請願者　山形市旅籠町郵便局長佐藤孝太郎外百九十九名）（西村力弥君紹介）（第二三七三号）、同外三十四件（請願者　仙台市仙台向山郵便局長山下徳衛外三百五十六名）（佐々木更三君紹介）（第二四八〇号）、同外二十六件（請願者　兵庫県美方郡温泉町長中井頼一外五十二名）（有田喜一君紹介）（第二五一一六号）、同（請願者　山形県西田川郡温海町大字鼠ヶ関二百八十七番地高橋篤治外三百五十名）（安宅常彦君紹介）（第二七一〇号）、同（請願者　秋田県山本郡峰村水沢銭谷胖外十四名）（佐々木義武君紹介）（第二八一七号）、同外十件（請願者　盛岡市上田西下台七十五番地　泉又三外十名）（椎名悦三郎君紹介）（第二八一八号）、同外一件（請願者　盛岡市内丸九十七番地神碩子外一名）（鈴木善幸君紹介）（第二八一九号）、同外十三件（請願者　盛岡市上田在京長根五十七番地岩井敬次郎外十三名）（野原正勝君紹介）（第二八二一号）、同外十四件（請願者　岩手県東磐井郡藤沢町黄海字天堤百六番地岩淵義一外十四名）（山本猛夫君紹介）（第二八二二号）、同（請願者　青森県議会議員千葉民藏）（淡谷悠藏君紹介）（第二九五〇号）、同（請願者　新潟県直江津市長佐藤策次）（猪俣浩三君紹介）（第二九五一号）、同（請願者　石川県河北郡宇ノ気町字宇野気林松造）（岡良一君紹介）（第二九五二号）、同（請願者　新潟県栃尾市長千野勝司）（稲村隆一君紹介）（第二九五三号）、同（請願者　石川県石川郡野々市町本町大額茂）（小林ちづ君紹介）（第二九五四号）、同（請願者　富山市新総曲輪一番地富山県庁内全日本自治団体労働組合北信地区連合会執行委員長改井秀雄）（佐野憲治君紹介）（第二九五五号）、同外五件（請願者　長野県西筑摩郡新開村黒川福沢伝市外五名）（下平正一君紹介）（第二九五六号）、同（請願者　長野市三輪八百六十八の十七番地田中光子）（中澤茂一君紹介）（第二九五七号）、同（請願者　福島市森合町八巻智恵子）（野口忠夫君紹介）（第二九五八号）、同（請願者　長野県岡谷市長宮坂健次郎）（原茂君紹介）（第二九五九号）、同（請願者　兵庫県豊岡市京口上村但）（三木喜夫君紹介）（第二九六〇号）、同（請願者　福島県安達郡本宮町大字荒井字堂川本泉辰男）（吉村吉雄君紹介）（第二九六一号）、同外二件（請願者　青森県弘前市松ケ枝町八丁目二番地小野武之助外二名）（淡谷悠藏君紹介）（第三〇八三号）、同外二十九件（請願者　秋田県北秋田郡北内町扇田郵便局長星山謙次郎外三百十六名）（石田博英君紹介）（第三〇八四号）、同（請願者　石川県小松市小馬出町小松市役所内石川県職労組小松支部長北荒井俊外五十二名）（岡良一君紹介）（第三〇八五号）、同外一件（請願者　盛岡市三ッ割田畑山本弥之助外三十八名）（山中吾郎君紹介）（第三〇八六号）、同外百九十八件（請願者　石川県七尾市北藤橘町二十五番地杉本正三外百九十八名）（大森玉木君紹介）（第三一一七号）、及び同（請願者　山形県東置賜郡川西町大字吉田島津三十郎外三百三十三名）（黒金泰美君紹介）（第三四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の寒冷地手当は昭和二十七年における調査価格をもつて支給されており、現在においては、あまりにも寒冷積雪地帯冬季生活の実情にそわないので、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律を

改正し、寒冷地手当支給率「百分の二十の四箇月分」とあるを「百分の二十五の四箇月分」とされたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷積雪地帯に在勤する公務員の冬季における生活の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美群島在勤公務員にハブ危険特別手当支給に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市幸町西川武治外二百五十二名）（村山喜一君紹介）（第四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県奄美群島は亜熱帯気象の地でハブのせい（棲）息の地であり、その猛毒の被害は死亡、あるいは一生不具で終る危険なものであり、このような中で山林産業労働者や農村通勤者の多いへき地の公務員、公社員労働者は、ハブの恐怖が年中脳裏から去ることができず、作業能率を低下させる素因になつており、作業中に何時こう（咬）傷の災害を受けるかも計り知れず、また住居が山手に多くある現在、通勤中の恐怖などのため、本土からの配転希望者は少ない状態である。ついては、ハブの危険を排除するため、周到な準備施策と勤務条件を改善され、ハブ危険特別手当を支給されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島が猛毒を有するハブのせい（棲）息地である実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国立大学付属校園教官の待遇改善に関する請願（請願者　奈良市学園前南四丁目奈良女子大付属小育友会長森義視外七百十四名）（八木一男君紹介）（第一一八五号）、同（請願者　奈良市鴨川町三十四番地奈良学芸大学付属幼稚園ＰＴＡ副会長藤田晋外三百五十四名）（秋山利恭君紹介）（第一三五四号）、同（請願者　奈良市餅飯殿町奈良女子大付属高、中学校育友会長春田良治郎外三百四十四名）（岡本茂君紹介）（第一四一一号）及び同（請願者　奈良市今小路町桜井達良外三百五十四名）（前田正男君紹介）（第一四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立大学付属校園は、一般の公立諸学校と同等の教育を行なう以外に研究学校として教育の実験、実証および教育実習校として特別の任務をもつているので、その教官も研究に、学生指導に多忙な職務に服しているが、教官の待遇は公立諸学校の教官より一般に低位にあり、地方によつてはかなりの格差のあることはまことに不合理である。また同教官が国家公務員であるため、つねに公務員の待遇と同列におかれ、その独自性が認められていないが、これはただ現任教官にとどまらず付属校園に人材を得るうえにも、勤務を安定するうえにも大きな障害となつている。ついては、付属校園教官の勤務実情および待遇実情を調査され、すみやかに待遇改善の実があがるよう、独自の給与体系の確立、あるいはその身分の引上げ等に関し措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学附属校園における教官の待遇が、公立諸学校教官より一般に低位にあるため、附属校園に人材を得るうえにも困難をきたしている実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

航空交通管制官の待遇改善に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町一丁目一番地運輸省航空局管制課内航空交通管制協会内林班）（關谷勝利君紹介）（第一五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

空の交通構造は航空機のジェット化に伴う速度の増大と交通量の増加により全く複雑になつてきており、この複雑な航空交通を管制している管制官は、法律の遂行者としてあらゆる空の交通状況に対応して運輸大臣の権限を独自の判断に基づいて行使するという他に類例のないほど特殊な業務であるため、全神経を集中しなければならずその結果、精神的、肉体的過労から生ずる肝臓炎その他の内臓疾患者が増加しており、またこのような重大な責任と業務の複雑困難性などに比して待遇が全く不均衡であるため、最近民間企業への転職者が続出していると同時に、退職者の補充も困難になつているが、管制官が職を離れると日本とその周辺の航空交通はほとんどマヒ状態に陥り、航空機の運航が遅延するばかりでなく空中衝突の可能性さえ生じ、ひいては日本の国際的信用問題にも発展することになる。ついては、管制官に対する抜本的給与措置は国内的にも国際的にも不可欠であつて、これを放置することは公共の福祉と安全に対する怠慢であると考えられるから、すみやかに適切な必要措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

航空交通管制官の職務の複雑困難性およびその責任の重大性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は十分考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

隔遠地手当の引上げ等に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市幸町西川武治外二百三十六名）（有馬輝武君紹介）（第一八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年来の公共料金の値上げ、物価倍増は、奄美群島においても電気料金、航空運賃、バス運賃など公共料金の値上りを示し、さらにこれまでも日本一の物価高であつた状態が一段ときびしさを加え、労働者の生活を困窮させている現状であり、まして医療設備の不完全、文化施設の劣悪のため、公務員、公社員としての諸条件を整える諸経費の上昇は著しいものがある。ついては、奄美群島の離島の特殊条件と経済状態を察せられ、隔遠地手当の支給率を引上げるとともに、同手当を暫定手当同様に期末、勤勉手当算出の基礎に含められたいというのである。

二、請願の議決理由

昨年来の公共料金の値上りによるほか、離島における医療、文化施設の不備のため、生計費の上昇に困窮している奄美群島在勤公務員の特殊な生活事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日
内閣委員長　永山　忠則
衆議院議長清瀬一郎殿

航空自衛隊千歳基地周辺民家の移転補償促進に関する請願（請願者　北海道千歳市朝日町八丁目千二百六番地被害住民相互扶助会長山田瑞平外七名）（島本虎三君紹介）（第二一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の航空自衛隊千歳基地周辺の住民は、航空機のジェット化以来、事故発生の危ぐをいだいていたが、昭和三十八年一月十四日、F八六Dの墜落事故が実際に発生したことはまことに遺憾であり、その防止対策について防衛庁より回答があったものの、周辺住民としては寸時も予断を許せない状況にある。ついては、人心安定のためすみやかに同基地周辺民家の移転補償を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は十分考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日
内閣委員長　永山　忠則
衆議院議長清瀬一郎殿

国立大学教官の待遇改善に関する請願（請願者　北海道旭川市春光町一区一条北海道学芸大学官舎石沢澈外四十一名）（松浦周太郎君紹介）（第二一一二号）、同外十五件（請願者　鹿児島市武町十一番地亀田久外十五名）（有馬輝武君紹介）（第二五一七号）、同外十七件（請願者　鹿児島市原良町三百番地小原貞敏外十七名）（池田清志君紹介）（第二五一八号）、同外十五件（請願者　福岡市古小烏町百十三番地上野拓外十五名）（河野正君紹介）（第二五一九号）、同外十五件（請願者　鹿児島市鴨池町四百四十九番地久保隆一外十五名）（村山喜一君紹介）（第二五二〇号）、同外三十八件（請願者　鹿児島市吉野町実方二百四十七番地上山幹夫外三十八名）（保岡武久君紹介）（第二五二一号）、同外四十五件（請願者　鹿児島市西田町二百十四番地金沢昭夫外四十五名）（池田清志君紹介）（第二五七二号）、同外七十三件（請願者　鹿児島市上荒田町千九百四十八番地小川清彦外七十三名）（床次徳二君紹介）（第二五七三号）、同外四十五件（請願者　鹿児島市鴨池町唐湊市営住宅十七号田島良男外四十五名）（有馬輝武君紹介）（第二六二五号）、同外七十四件請願者　福岡市馬出医学部北町公務員宿舎四の二十六中村元臣外七十四名）（河野正君紹介）（第二六二六号）、同外十六件（請願者　鹿児島市山下町百十七番地堤炬之外十六名）（村山喜一君紹介）（第二六二七号）、同外百十八件（請願者　福岡市箱崎原田四丁目千五百一番地近藤誠造外百十八名）（河野正君紹介）（第二六五九号）、同（請願者　長崎市矢ノ平町八百五十三番地中沢与四郎外十八名）（田口長治郎君紹介）（第二六六〇号）、同外二十三件（請願者　鹿児島市武町千八百六十五番地新里邦夫外二十三名）（村山喜一君紹介）（第二六六一号）、同（請願者　熊本市大江町渡鹿公務員住宅波多野七郎外二十六名）（大久保武雄君紹介）（第二六七九号）、同外百十九件請願者　長崎市西町公務員宿舎二の四十四号相沢竜外百十九名）（白濱仁吉君紹介）（第二六八〇号）、同外一件（請願者　札幌市南十六条西十八丁目横道英雄外百九十一名）（高田富與君紹介）（第二六八一号）、同外二十七件（請願者　鹿児島市薬師町六十八番地山下静雄外二十七名）（米山恒治君紹介）（第二六八二号）、同外五十六件（請願者　熊本市大江町渡鹿野口彰外五十六名）（園田直君紹介）（第二六八八号）、同（請願者　新潟県高田市本城町三十六番地中村幸一外四十三名）（田中彰治君紹介）（第二六八九号）、同（請願者　盛岡市上田覚山脇十三番地の二千葉春雄外五十九名）（野原正勝君紹介）（第二六九〇号）、同外七十六件（請願者　熊本市新堀町三番地勝屋弘辰外七十六名）（藤田義光君紹介）（第二六九一号）、同外二十八件（請願者　熊本市大江町大江六百四十五番外横田了外二十八名）（坂田道太君紹介）（第二七〇七号）、同外四件（請願者　鹿児島市下竜町四十三番地浜田康治外四名）（上林山榮吉君紹介）（第二七〇八号）、同（請願者　名古屋市北区船場町一丁目三十六番地田村範一外二十六名）（丹羽兵助君紹介）（第二七〇九号）、同（請願者　熊本市黒髪町下立田四百四十四番地藤田繁一外二十七名）（川村継義君紹介）（第二七一一号）、同（請願者　熊本市大江町本六百七十九番地清田堅吉外二十五名）（坂本泰良君紹介）（第二七一二号）、同（請願者　札幌市北二十四条西九丁目馬場宏明外二十五名）（島本虎三君紹介）（第二七一三号）、同外二件（請願者　広島市霞町広島大学教授渡辺漸外百六十四名）（高橋等君紹介）（第二七一四号）、同外百六十九件（請願者　福岡市東若久町四十三番地の二十八湯村武人外百六十九名）（河野正君紹介）（第二八二二号）、同外二件（請願者　岡山市津島九百八十番地の一保江正義外四十四名）（山崎始男君紹介）（第二八二七号）、同（請願者　愛知県安城市大東町茶笑木八十六番地中条誠一外三十三名）（鈴木正吾君紹介）（第二九二七号）、同（請願者　高松市桜町八百二十四番地前川忠夫外百十名）（福家俊一君紹介）（第二九二八号）、同（請願者　北海道函館市時任町八十二番地田村正外七十五名）（田中正巳君紹介）（第二九四二号）、同外二百二十九件（請願者　福岡市伊崎浦三十四番地楠浩一郎外二百二十九名）（河野正君紹介）（第二九六二号）、同（請願者　高松市三条町五百七十一番地桑田晃外百九名）（成田知巳君紹介）（第二九六三号）、同（請願者　香川県木田郡三木町池戸二千七百六十八番地の二山本喜良外百九名）（大平正芳君紹介）（第三〇八七号）、同外七十五件（請願者　福岡市香椎浜男山ノ手町八番地の百片山佃外七十五名）（河野正君紹介）（第三〇八八号）、同外三十件（請願者　宮崎市吉村町境目甲千五百番地松田吉昭外三十名）（小山長規君紹介）（第三〇八九号）、同（請願者　松江市営田町百九十六番地の一古川尚雄外九十六名）（櫻内義雄君紹介）（第三〇九〇号）、同（請願者　北海道小樽市緑町二丁目三十番地岡本理一外三十七名）（椎熊三郎君紹介）（第三〇九一号）、同（請願者　札幌市北十七条西七丁目阿部武彦外三十二名）（高田富與君紹介）（第三〇九二号）、同（請願者　愛知県安城市今村町西荒曾根三十番地名古屋大学教授五島晉秋外二十四名）（中野四郎君紹介）（第三〇九三号）、同（請願者　静岡県浜松市広沢町二百番地静岡大学教育学部教授増田潔外三十六名）（中村幸八君紹介）（第三〇九四号）、同外三十九件（請願者　長崎市江平町五百四番地喜々津良胤外三十九名）（馬場元治君紹介）（第三〇九五号）、同（請願者　札幌市北二十四条西十四丁目今村成和外二百十五名）（椎熊三郎君紹介）（第三一三四号）、同（請願者　東京都新宿区下落合四丁目

千六百六十三番地山本光外八名）（馬場元治君紹介）（第三二三五号）、同（請願者　静岡県浜松市名残町四百九十九番地の四十一柴山英一外三十六名）（長谷川保君紹介）（第三二三六号）、同（請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷五丁目六十五番地中野佐三外二十六名）（藤本捨助君紹介）（第三二三七号）、同外八件（請願者　大分市大道町一丁目南五組仲町譲吉外八名）（廣瀬正雄君紹介）（第三二三八号）、同（請願者　愛知県安城市今村町荒曾根二十二番地名古屋大学教授土井新次外二十三名）（穂積七郎君紹介）（第三二三九号）、同（請願者　松江市菅田町百九十六番地の一　古川尚雄外九十名）（細田吉蔵君紹介）（第三二四〇号）、同外三十一件（請願者　宮崎市高千穂通三丁目四十番地海老原直外三十一名）（相川勝六君紹介）（第三二四一号）、同（請願者　徳島市新浜町岩滝三百三十七番地高島律二外二百八十九名）（生田宏一君紹介）（第三三二二号）、同（請願者　大阪府豊中市柴原二十六番地傍島省三外二十八名）（菅野和太郎君紹介）（第三三三三号）、同外三十一件（請願者　宮崎市下水流町百三十六番地彦坂良次外三十一名）（瀬戸山三男君紹介）（第三三三四号）、同（請願者　高知市小津町七十番地徳田弥外四十三名）（濱田正信君紹介）（第三三三五号）、同（請願者　岐阜市梅林南町二番地安藤善司外九名）（前田義雄君紹介）（第三三三六号）、同（請願者　高知市小津町七十番地蒲原稔治外四十三名）（濱田幸雄君紹介）（第三三三七号）、同外百十四件（請願者　広島県福山市大門町津之下広島大学水畜産学部長鹿島恒外百七十五名）（内海清君紹介）（第三三三八号）、同（請願者　徳島県鳴門市撫養町岡崎東九十二番地岡田克弘外二百八十九名）（秋田大助君紹介）（第三三四一号）、同（請願者　徳島市南前川町二丁目十三番地黒田嘉一郎外二百八十九名）（小笠公韶君紹介）（第三三四二号）、同（請願者　広島市東千田町広島大学教授山下覚太郎外七十五名）（松本俊一君紹介）（第三三四四号）、同（請願者　徳島市城東町三丁目七十四番地本家真澄外二百八十九名）（三木武夫君紹介）（第三三四五号）、同外三百九十五件（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町浜の町田中於菟彦外三百九十五名）（河野正君紹介）（第三三三五二号）、同（請願者　岐阜市加納丸の内三番地室田泰一外十九名）（田口誠治君紹介）（第三三五三号）、同（請願者　広島県竹原市竹原町的場広島大学理論物理学研究所長竹野兵一郎外五名）（前田榮之助君紹介）（第三三五四号）、同（請願者　愛知県刈谷市高須町加藤初坂外三十九名）（上村千一郎君紹介）（第三三七七号）、同（請願者　京都市左京区南禅寺下河原町三十四番地細川家別邸内足利惇氏外八十九名）（田中伊三次君紹介）（第三三七八号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区本願寺町三丁目二番地岡林稔外五十六名）（太田一夫君紹介）（第三三七九号）、同（請願者　京都市左京区田中東春菜町五番地宮地伝三郎外九十八名）（小川半次君紹介）（第三四七三号）、同（請願者　長崎市緑町百十番地中村武久外四十名）（綱島正興君紹介）（第三四七四号）、同（請願者　仙台市南小泉鍛冶屋敷三六十番地中村隆夫外百四十三名）（愛知揆一君紹介）（第三四九四号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町八事表山三十八番地井関弘太郎外四十三名）（赤松勇君紹介）（第三四九五号）、同（請願者　宮崎市権現町一番地佐々木吉正）（小山長規君紹介）（第三四九六号）、同（請願者　盛岡市茶畑九十六番地吉方謙一郎外四十二名）（志賀健次郎君紹介）（第三四九七号）、同外九件（請願者　兵庫県西宮市北口町百五十番地新庄博外二百七十八名）（首藤新八君紹介）（第三四九八号）、同（請願者　岐阜市長良千代田町二丁目十三番地福富斌夫外二十二名）（福家次郎君紹介）（第三四九九号）、同外一件（請願者　京都市上京区相国寺北門前上町奥田東外百五十三名）（坪野米男君紹介）（第三五〇〇号）、同（請願者　岐阜市瑞雲町一野哲朗外三十四名）（大野伴睦君紹介）（第三五四六号）、同外一件（請願者　京都市左京区下鴨南芝町鰺坂二夫外百三十名）（中村三之丞君紹介）（第三五四七号）、同（請願者　広島市千田町二丁目六百六十六番地広島大学教育学部長皇至道外六十九名）（永山忠則君紹介）（第三五四八号）、同（請願者　広島市南千田町千六十二番地　山本博外七十二名）（灘尾弘吉君紹介）（第三五四九号）、同（請願者　岐阜市長良宮口町二丁目十九番地長沼正巳外十七名）（山本幸一君紹介）（第三五五〇号）、同（請願者　東京都文京区丸山町三十一番地加藤惟孝外八名）（稻葉修君紹介）（第三五七五号）、同（請願者　仙台市琵琶首丁七十五番地の一花壇アパート一ノ百四号服部文男外百二十五名）（内海安吉君紹介）（第三五七六号）、同（請願者　東京都文京区水道端二丁目四十番地三沢嶽郎外七名）（河本敏夫君紹介）（第三五七七号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十二番地林大九郎外八名）（中曾根康弘君紹介）（第三五七八号）、同外二件（請願者　東京都文京区水道町五十九番地阿阪三郎外九十六名）（野田武夫君紹介）（第三五七九号）、同（請願者　東京都練馬区中村二丁目十四番地岩村聯外八十六名）（藤本捨助君紹介）（第三五八〇号）、同（請願者　静岡市小鹿一丁目静岡大学宿舎静岡大学教育学部教授畠山一忠外七十六名）（神田博君紹介）（第三六三三号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町八事天道六の三十五番地宮崎俊二外六十七名）（久野忠治君紹介）（第三六三四号）、同（請願者　静岡市小鹿一番地槇原徳治外七十五名）（西村直己君紹介）（第三六三五号）、同外一件（請願者　京都市左京区北白川小倉町五十番地の三十一森鹿三外六十名）（谷口善太郎君紹介）（第三六三六号）、同（請願者　仙台市川内大橋通十二番地皇晃之）（伊藤宗一郎君紹介）（第三六四二号）、同（請願者　愛知県刈谷市高須愛知学芸大学教授加藤初坂外四十名）（浦野幸男君紹介）（第三六四三号）、同（請願者　岐阜市岩田坂岩田荘十七番地平吉功外十八名）（金子一平君紹介）（第三六四四号）、同（請願者　東京都渋谷区南平台町四十六番地美濃部亮吉外十三名）（高津正道君紹介）（第三六四五号）、同外一件（請願者　広島市西観音町二丁目二百七十二番地広島大学理学部長前川力外百七十七名）（中川俊思君紹介）（第三六四六号）、同外一件（請願者　山形県鶴岡市錦町三十三番地宍戸英雄外九十一名）（西村力弥君紹介）（第三六四七号）、同（請願者　広島市翠町千四百八十八番地広島大学教養学部長出水春三外七十五名）（前田榮之助君紹介）（第三六四八号）、同（請願者　東京都文京区大塚窪町二十四番地東京教育大学教授杉靖三郎外十五名）（岡田修一君紹介）（第三六六九号）、同外八件（請願者　大阪府池田市石橋二百八番地佐谷正外八百四十九名）（菅野和太郎君紹介）（第三六七〇号）、同（請願者　富山市五福三千百九十番地内田穣吉外百六十八名）（佐伯宗義君紹介）（第三六七一号）、同（請願者　東京都武蔵野市緑町三丁目六百一番地中平解外四十五名）（本島百合子君紹介）（第三六七二号）、同（請願者　愛媛県西条市大町七百十二番地安堂勝年外百七十四名）（八木徹雄君紹介）（第三六七三号）、同（請願者　静岡県磐田市見付四千三百番地酒戸弥二郎外四十三名）（竹山祐太郎君紹介）（第三七〇五号）、同（請願者　大

阪府境市鳳中町九丁目三百五十四番地小田孜外三十四名）（西村榮一君紹介）（第三七〇六号）、同（請願者　山口県下関市長府町侍町山口大学農学部長北島三郎外二十一名）（受田　新吉君紹介）（第三七一四号）、同（請願者　東京都世田谷区成城町百一番地大塚明郎外十五名）（坂田道太君紹介）（第三七一五号）、同（請願者　山口県下関市長府町侍町二千八百六番地古賀敬一）（周東英雄君紹介）（第三七一六号）、同（請願者　長野市中御所町一丁目七十四番地の二信州大学教授小泉亮一郎外四十七名）（小坂善太郎君紹介）（第三七三九号）、同（請願者　山口県下関市長府前八幡木塚静雄外十八名）（田中龍夫君紹介）（第三七四〇号）、同（請願者　東京都練馬区東大泉八百三十八番地東京教育大学教授大島康正外十一名）（西村榮一君紹介）（第三七四一号）、同（請願者　鳥取市立川町五丁目一番地鳥取大学学芸学部長前田正人外六十四名）（古井喜實君紹介）（第三七五四号）、同（請願者　高松市大工町一丁目二番地小野嘉明外百十六名）（藤本捨助君紹介）（第三七六五号）、同（請願者　三重県鈴鹿市寺家町二千八百七十六番地本山政雄）（佐藤觀次郎君紹介）（第三七七一号）、同（請願者　長野県松本市中町一丁目四百三十四番地田中富次郎外十五名）（原茂君紹介）（第三七七二号）、同（請願者　福島市浜田町八十四番地福島大学学芸学部長平井博外百十二名）（鈴木義男君紹介）（第三八四九号）、同（請願者　長野県松本市旭町百九番地信州大学医学部長和合卯太郎外百四十八名）（唐澤俊樹君紹介）（第三九〇五号）、同（請願者　崎玉県入間郡坂戸町関間新田百八十七番地東京教育大学体育学部体育学科主任教授今村嘉雄外十九名）（濱田正信君紹介）（第三九〇六号）、同（請願者　長野市大字吉田広町三百六十七番地玉井袈裟男外二十二名）（中澤茂一君紹介）（第三九二八号）、同（請願者　長野県上田市本町六千百十九番地山口定次郎外十三名）（松平忠久君紹介）（第三九二九号）、同（請願者　千葉市作草部町千三百七番地長友治郎吉外七十名）（臼井莊一君紹介）（第三九六八号）、同（請願者　宇都宮市旭町二丁目三千四百三十三番地渡辺竜雄外五十名）（船田中君紹介）（第三九六九号）、同（請願者　新潟県高田市本城町三十六番地中村幸一外四十三名）（猪俣浩三君紹介）（第四〇〇〇号）、同（請願者　静岡市大岩四十三番地静岡大学法経短大秋津賢一外十二名）（勝澤芳雄君紹介）（第四〇〇一号）、同（請願者　名古屋市守山区大字二十軒家字長栄百六十番地神田善吾外百九名）（加藤鐐五郎君紹介）（第四〇一二号）、同（請願者　札幌市北八条西五丁目高畑倉彦外三十五名）（椎熊三郎君紹介）（第四〇一三号）、同（請願者　東京都中野区宮前町三十一番地野村民也外四十九名）（床次徳二君紹介）（第四〇一四号）、同（請願者　埼玉県大宮市高鼻町一丁目四百四十一番地浜中英田外九十四名）（畑和君紹介）（第四〇三六号）、同（請願者　東京都三鷹市大沢東京天文台官舎古畑正秋外二十二名）（床次徳二君紹介）（第四〇六二号）、同（請願者　東京都渋谷区美竹町三十四番地有泉亨外三十四名）（小林信一君紹介）（第四〇七二号）、同（請願者　金沢市野田町才四十五番地佐道昭外百三十七名）（岡良一君紹介）（第四一〇二号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町大字八事字山丁五丁目六十四番地加納魁一郎外五十七名）（海部俊樹君紹介）（第四一二七号）、同（請願者　新潟市西大畑町五千一百十四番地新潟大学人文学部落合欽吾外四十五名）（高橋清一郎君紹介）（第四一二八号）、同（請願者　名古屋市昭和区前山町一丁目五十番地塩沢君夫外十九名）（辻寛一君紹介）（第四一三七号）、同（請願者　東京都世田谷区代田一丁目三百八十番地加藤橘夫外百五十一名）（坂田道太君紹介）（第四一五一号）、同（請願者　長野県松本市旭町百九番地信州大学医学部長和合卯太郎）（増田甲子七君紹介）（第四二一三号）、同（請願者　山口県下関市長府町逢坂千八百九十五番地八木昭介外二十一名）（細迫兼光君紹介）（第四二七六号）、同（請願者　札幌市平岸三十四の十番地篭山京外二十三名）（横路節雄君紹介）（第四二七七号）、同（請願者　東京都練馬区下石神井二丁目千八百八十九番地松原郁二外二十四名）（臼井莊一君紹介）（第四三一三号）、同（請願者　名古屋市千種区唐山町二丁目四十三番地松沢勲外四十九名）（春日一幸君紹介）（第四三七八号）、同（請願者　名古屋市千種区御棚町二丁目四十七番地有山兼孝外四十三名）（江崎寛澄君紹介）（第四三九一号）、同外六十四件（請願者　宮崎市鵜之島町三丁目十三番地西田次郎外六十四名）（片島港君紹介）（第四四二一号）、同（請願者　名古屋市千種区植園町南団地八の五百一号中木康夫外十七名）（横山利秋君紹介）（第四四二二号）、同（請願者　東京都北区赤羽台二丁目一番地公団二十八号館二百九号高橋竜太郎外二十七名）（臼井莊一君紹介）（第四四五四号）、同（請願者　水戸市長町第二県営住宅十二の一満井隆行外六十二名）（加藤高藏君紹介）（第四五四六号）、同外十五件（請願者　大分県別府市南立石区荘園町十四番地黒瀬五三二外十五名）（小松幹君紹介）（第四五四七号）、同（請願者　東京都文京区駒込曙町九番地津田公一外百十九名）（田中榮一君紹介）（第四五七二号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市二階堂三百三十五番地堀米庸三外三十七名）（原彪君紹介）（第四五七三号）、同（請願者　東京都杉並区和泉町四百十九番地内川芳美外九名）（小澤佐重喜君紹介）（第四七七四号）、同（請願者　長野県上田市柳町五千八百九十五番地田中亮平外十九名）（羽田武嗣郎君紹介）（第五八二四号）及び同（請願者　大阪市天王寺区堂芝町百八十九番地北山康夫外七十四名）（志賀義雄君紹介）（第六一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立大学教官の待遇は、おおむね戦前に比較して実質二分の一、裁判官に比較しその六〇パーセントなど低水準に置かれているため、後継者の養成に苦慮するのみならず、民間企業や外国等への転出者も相当数にのぼる状態にある。ついては、この際早急に、国立大学教官の待遇を少なくとも裁判官なみに引き上げられるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学の教官の待遇が戦前に比較して実質的に低下しているため後継者の養成に苦慮している実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚者の在外私有財産賠償引当てに対する国家補償に関する請願（請願者　茨城県議会議長鈴木光二）（赤城宗徳君紹介）（第三二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国四百万人の引揚者が永年苦心して海外に蓄積した資産（総額一兆二千億円）は、逐次締結されていく賠償協定によって国家賠償に引き当てられているが、私有財産権の不可侵は日本国憲法に明示されており、さらにヘーグ陸戦の法規慣例に関する条約付属書にも私用財産の没収は禁止されている。賠償は本来国が行なうべきもの

であり、戦後二十年になろうとしている今日、海外引揚者の在外私有財産が戦後とられた一連の補償措置から取り残されたまま、いまだに放置されていることは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに、これら引揚者の在外私有財産賠償引当てに対する国家補償に関し適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後にとられた引揚者の在外私有財産補償措置の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は十分考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

元外務省警察官の普通恩給権に関する請願（請願者　広島県庄原市永末町田中辰美）（永山忠則君紹介）（第三八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年法律第三一号改正前の恩給法の第三二条戦務加算および第三三条外国援乱地加算の加算年については、軍人以外の公務員に関してはその勤務中の活動状況につき所属長より調書の提出を求め、その調書を資料として個人詮議により加算年を付するかどうかの決定をすることとなつていたが、昭和十二年七月七日支那事変発生以降の事変地等に勤務した公務員（軍人を除く）については、全員その協議が決定されないまま終戦となつたので、外国援乱地加算はすべて付せられないこととなつているとのことである。しかし支那在勤元外務省警察官は、恩給受給等に関するこれが調査資料を提出してきたにもかかわらず、十年間も審議未了のまま放置されて、この取扱いとなつたもので、まことに遺憾であり、元軍人が恩給擁護の取扱をうけている今日、まことに不合理である。ついては、外務省内アジア局等に支那事変中に被つた外国在勤警察官の損害補償および権益擁護等に関し、支那事変中における支那在勤公務員の苦情相談処理部等を設置され、恩給期待権ならびに国の使用人として被つた損害補償と、かかる権益喪失者に対する復権保障をぜひとも早急に善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

元外務省警察官の恩給についての加算措置の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は十分考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

一般職の職員の給与に関する法律第十二条改正による交通費実費支給に関する請願（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部柿崎幸外十一名）（石橋政嗣君紹介）（第四二三二号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部大林茂外二十九名）（受田新吉君紹介）（第四二三三号）、同（請願者　茨城県那珂郡那珂町菅谷三千二百三十四番地小川正二外十八名）（緒方孝男君紹介）（第四二三四号）、同（請願者　水戸市三光町一番地福田亘男）（太田一夫君紹介）（第四二三五号）、同外二件（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部米原弘外百十四名）（岡田春夫君紹介）（第四二三六号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部中山章外十七名）（岡本隆一君紹介）（第四二三七号）、同外一件（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町本町小林益二外一名）（河野密君紹介）（第四二三八号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部神沢繁）（久保田鶴松君紹介）（第四二四〇号）、同（請願者　茨城県日立市金沢町六百十一番地大貫得男外三十七名）（佐野憲治君紹介）（第四二四一号）、同（請願者　茨城県常陸太田市東三町茅根勝寿外一名）（田口誠治君紹介）（第四二四二号）、同（請願者　水戸市渋井町四百七十六番地大野久男）（堂森芳夫君紹介）（第四二四三号）、同外一件（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部岡崎金男外一名）（中島巌君紹介）（第四二四四号）、同外一件（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部助川義夫）（山内広君紹介）（第四二四九号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎二町杉本清）（山中日露史君紹介）（第四二五〇号）、同（請願者　水戸市千波町五百二の三番地鈴木春雄外四十四名）（山花秀雄君紹介）（第四二五一号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部木村玄三次郎）（山本幸一君紹介）（第四二五二号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部内川修三郎外十四名）（石山権作君紹介）（第四二七二号）、同外二件（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部宮島昭宣外二名）（三宅正一君紹介）（第四二七三号）、同（請願者　茨城県常陸太田市内堀町二百六十三番地河野乃吏子外三十名）（横路節雄君紹介）（第四二七四号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部高橋義子）（田中幾三郎君紹介）（第四三一二号）、同（請願者　茨城県常陸太田市木崎一町全建設省労働組合常陸支部田所建彦外二十七名）（石川次夫君紹介）（第四八三九号）及び同（請願者　茨城県久慈郡金砂郷村岩手二百二十九番地綿引善吉外三十八名）（兒玉末男君紹介）（第五一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路の建設工事に従事する公務員労働者は、一定の工事完了とともに移動し、しかも交通機関の恵まれない場所に現場が設置されるので、通勤に要する費用は国鉄、私鉄を利用する場合はもちろん、交通機関のない場所等ではモーターバイク等を利用することが多く、これら通勤に要する費用は生活費の一割五分から二割に達しており、さらに最近の公共料金をはじめとする諸物価の値上りは、ますますこれらの関係費の負担増をきたしている。ついては、一般職の職員の給与に関する法律第十二条を改正し、交通費を実費支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通機関に恵まれない場所に工事現場が設置される道路建設に従事する公務員の通勤関係諸経費の負担が増加している実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

地方行政委員会

地方税の減税に関する請願（請願者　新潟県議会議長高橋重雄）（田中彰治君紹介）（第四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

所得税が年々の減税により、課税軽減されてきたのに比較し、県民税は昨年行なわれた地方税法の改正に伴い、県民税の計算方式が変更された結果、増徴をきたしていることは、考慮される必要があるから、一般大衆および中小企業者の軽減合理化をはかるような県民税の減税を内容とした地方税法の改正を行ない、これに伴う地方財政の補てん措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

道府県民税と所得税との税源振替に伴い、道府県民税のみをとりだした場合、税負担が低所得層に重い結果となつているので、住民税の性格及び減税による地方財政への影響を考慮のうえ、本請願の願意の実現について十分検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願（請願者　東京都荒川区日暮里町三丁目百九十一番地全国大衆飲食業協議会日暮里支部和田正）（天野公義君紹介）（第五二八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会根津正雄）（荒舩清十郎君紹介）（第五二九号）、同外一件（請願者　新潟県議会議長高橋重雄）（田中彰治君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　秋田市川反三丁目市飲商組合福田義助）（飯塚定輔君紹介）（第五三一号）、同外一件（請願者　京都市中京区堺町通錦上ル京都府麺類業環境衛生同業組合久賀正一外一名）（小川半次君紹介）（第五三二号）、同（請願者　長野県伊那市大字伊那三千四百九十一番地県飲商環境衛生同業組合理事長赤羽忠一）（小川平二君紹介）（第五三三号）、同（請願者　熊本市鷹匠町五十八番地熊本県飲商環境衛生同業組合理事長山下長年）（大久保武雄君紹介）（第五三四号）、同外一件（請願者　東京都江東区深川富岡町二丁目一番地田中精外一名）（大沢雄一君紹介）（第五三五号）、同外一件（請願者　新潟県長岡市大手通二丁目六百六十一番地長岡商工会議所内長岡飲食業連合会長大平富治外一名）（大野市郎君紹介）（第五三六号）、同外一件（請願者　東京都中野区桃園町十四番地秋元正作外一名）（岡崎英城君紹介）（第五三七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会永原徳）（鴨田宗一君紹介）（第五三八号）、同（請願者　長野県中野市湯町五百四十五番地中高飲商組合長小林はま）（倉石忠雄君紹介）（第五三九号）、同（請願者　長野市南県町六百三十七番地市岡慶作）（小坂善太郎君紹介）（第五四〇号）、同（請願者　秋田市駅前末広町　秋田市飲商組合　荒木英勲）（佐々木義武君紹介）（第五四一号）、同（請願者　東京都墨田区向島須崎町七十四番地平井行男）（島村一郎君紹介）（第五四二号）、同（請願者　神戸市葺合区琴緒町三丁目七番地兵庫県飲商環境衛生同業組合山本道久）（首藤新八君紹介）（第五四三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会伊藤信一）（鈴木仙八君紹介）（第五四四号）、同（請願者　広島市江波町二本松千百六十六番地伊藤光治郎）（砂原格君紹介）（第五四五号）、同外一件（請願者　東京都文京区本郷四丁目二十番地田中仁作外一名）（田中榮一君紹介）（第五四六号）、同外一件（請願者　新潟市古町通五番町新潟市飲食組合長山口末松外一名）（高橋清一郎君紹介）（第五四七号）、同（請願者　静岡県藤枝市前島美の家秋山実）（高見三郎君紹介）（第五四八号）、同（請願者　群馬県桐生市飲商組合長新沢清）（長谷川四郎君紹介）（第五四九号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会清水金造）（上林山榮吉君外一名紹介）（第五五〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会目崎和忠治）（畑和君紹介）（第五五一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会尾久支部長清水和吉）（林博君紹介）（第五五二号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会鳥海旧三）（福田篤泰君紹介）（第五五三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会大前錦次郎）（福永健司君紹介）（第五五四号）、同（請願者　長野県諏訪市末広町二番地諏訪飲商組合長気賀沢佐七）（原茂君紹介）（第五五五号）、同（請願者　東京都新宿区中町二十二番地祖父江喜七）（中袋野四郎君紹介）（第五五六号）、同（請願者　東京都豊島区池袋四丁目十四番地全国大衆飲食業協議会目白支部中山義則）（中村梅吉君紹介）（第五五七号）、同（請願者　兵庫県高砂市高砂町飲食組合長位田福次）（永田亮一君紹介）（第五五八号）、同（請願者　広島市松原町六百六十八番地広島県飲食環境衛生同業組合小田友蔵）（灘尾弘吉君紹介）（第五五九号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会藤沢正美）（松永東君紹介）（第五六〇号）、同（請願者　長野県駒ヶ根市赤穂一万六千二百四十一番地駒ヶ根市飲食店組合長小出端一）（宮澤胤勇君紹介）（第五六一号）、同（請願者　秋田県能代市柳町三十七番地県飲商業組合連合会市川左右司）（柳谷清三郎君紹介）（第五六二号）、同（請願者　和歌山市九番丁十二番地県料理飲食業組合連合会長木村智吉）（山口喜久一郎君紹介）（第五六三号）、同（請願者　熊本市下追廻田畑町十九番地永原豊春）（吉田重延君紹介）（第五六四号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会長谷川文三郎）（渡邊良夫君紹介）（第五六五号）、同（請願者　秋田市川反四丁目市飲商組合小池三郎）（石山權作君紹介）（第六〇七号）、同（請願者　神戸市須磨区飛松町三丁目一番地兵庫県飲商環境衛生同業組合理事長渡辺喜一郎）（五島虎雄君紹介）（第六〇八号）、同（請願者　熊本市鷹匠町五十八番地熊本県飲商環境衛生同業組合理事長気賀沢佐七）（原茂君紹介）（第五五五号）、同（請願者　東京都新宿区中町二十二番地祖父江喜七）（中袋野四郎君紹介）（第五五六号）、同（請願者　東京都豊島区池袋四丁目十四番地全国大衆飲食業協議会目白支部中山義則）（中村梅吉君紹介）（第五五七号）、同（請願者　兵庫県高砂市高砂町飲食組合長位田福次）（永田亮一君紹介）（第五五八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会井口一）（中澤茂一君紹介）（第六一二号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会小倉一祐）（平岡忠次郎君紹介）（第六一三号）、同外一件（請願者　新潟市西堀道根布長蔵外一名）（松井誠君紹介）（第六一四号）、同（請願者　京都市中京区蛸薬師通河原町西入ル京都府料理飲食業組合連合会吉沢弥三郎）（柳田秀一君紹介）（第六一五号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会五十嵐信一）（井堀繁男君紹介）（第六一六号）、同（請願者　横浜市神奈川区子安通一丁目百十六番地大野庫太郎）（門司亮君紹介）（第六一七号）、同（請願者　兵庫県姫路市本町五百五番地の五飯田啓次）（大上司君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　松江市東本町

一丁目石井薫二（大橋武夫君紹介）（第一四一四号）及び同（請願者　島根県安来市安来町　島根県料飲食堂環境衛生同業組合安来支部長村上茂芳（櫻内義雄君紹介）（第一四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

料理飲食等消費税の免税点に関しては、第三十八回国会における従来の高級と大衆との間に設けられていた消費区分の撤廃措置により、高級面は著しく緩和されたが、その反面大衆飲食との均衡を失い、しやし飲食と普通飲食を同一水準において課税するという矛盾を露呈するに至つた。元来、大衆負担の軽減は過去数次の国会でつねに優先的に採択され、今後も同一主旨のもとに改正されるべきと期待されるのみならず、大衆飲食に対する現行免税点五百円は第三十六回国会において、旅館の基礎控除五百円と同時に決議されたものであるから、前国会で旅館の基礎控除が八百円に引上げられた以上、当然大衆の免税点もそれに対応して考えられるべきであると思量する。ついては、地方税法中大衆に対する料理飲食等消費税に対する条項を、接待を伴わない飲食の免税点現行五百円を八百円まで、チケット制飲食店の免税点現行二百五十円を三百円までに、それぞれ改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興を伴わないいわゆる大衆飲食について、料理飲食等消費税の免税点を引き上げるべきことは、これまでしばしば論ぜられ、また漸次その実現をみつつあるが、大衆負担の軽減という見地から本請願の願意について十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

行政書士法の改正に関する請願（請願者　東京都北区西ケ原二丁目十三番地日本行政書士会連合会長橋本雅晴外一名）（首藤新八君紹介）（第一五五三号）、同（請願者　横浜市西区南軽井沢三十番地神奈川行政書士会長斎藤正治）（門司亮君紹介）（第四二五三号）、同（請願者　愛知県岡崎市上六名町字木ノ座七の一番地細野文一外四百九十名）（太田一夫君紹介）（第四二七八号）、同（請願者　三重県松阪市魚町千六百五十五番地三重県行政書士会長庄司英一外百二名）（濱地文平君紹介）（第四二七九号）、同（請願者　大津市白玉町一番地滋賀県行政書士会長広田美三）（宇野宗佑君紹介）（第四四〇八号）、同（請願者　前橋市清王寺町百六十一番地群馬県行政書士会長水口善三郎）（久保田円次君紹介）（第四四一五号）、同（請願者　水戸市砂久保町四千九百八十四番地茨城県行政書士会長中沢忠嵐）（丹羽喬四郎君紹介）（第四四一六号）、同（請願者　神戸市長田区水笠通り二丁目五十八番地兵庫県行政書士会長種本次左）（富田健治君紹介）（第四四四二号）、同（請願者　東京都北区西ケ原二丁目十三番地行政書士法改正特別委員会委員長清丸鏡雄）（大上司君紹介）（第四五〇七号）、同（請願者　大阪市東区本町一丁目一番地大阪府行政書士会西口省三）（阪上安太郎君紹介）（第四五四八号）、同（請願者　鹿児島市山下町六十八番地の六鹿児島県行政書士会長三島正道）（床次徳二君紹介）（第四八四〇号）、同（請願者　札幌市大通西六丁目六番地北海道行政書士会長渡辺慶吉）（高田富與君紹介）（第四八九一号）、同（請願者　佐賀市松原町八番地の五佐賀県行政書士会長大屋砂雄）（三池信君紹介）（第四九七六号）及び同（請願者　山形市香澄町字錦四番地山形県行政書士会長伊藤政志外五十名）（安宅常彦君紹介）（第五二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政書士法施行以来三箇年を経過した現在、行政書士の業務の改善はほとんどみるべきものがないばかりか、地位の信用も向上せず世の進運に乗じ切れずに全く危ぶまれているが。これは同法の盲点をつかれ、他の類似業者はもとより、各種団体等より業務の侵害を被つているためであるから、同法（昭和三十五年法律第八十六号）を次のように改正されたいというのである。（一）第一条中「依頼を受けて報酬を得て」を「嘱託を受けに改め「報酬を得て」を削るとともに、第二項を削り、さらに「作成」の次に「及び調査代理行為」を加え「作成及び調査代理行為をすること」に改めること、（二）第二条中「二号、三号、四号」及び「五号」中「八年以上（次条第一号に該当するものにあつては五年以上）」を削り、「二号に行政書士としてかつて業務を行いたる者」および「三号」の「八年以上」を「十五年」に改めること、（三）第七条に「第六号引き続き三年以上業を行わないとき」を加えること、等。

二、請願の議決理由

近時における行政事務の複雑化に対応し、行政書士の業務のより一層適正な執行を確保することによつて、住民の便宜を図るとともに、その権利義務の行使を適確ならしめるため、本請願の趣旨はおおむね妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

地方公務員共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町二丁目十三番地六大都市交通局健康保険組合協議会長中原久光外二名）（三宅正一君紹介）（第一六三二号）、同（請願者　愛知県豊橋市中八町元百部隊跡豊橋市職員健康保険組合理事長青木茂）（上村千一郎君紹介）（第一七一八号）、同（請願者　富山市役所内富山市役所健康保険組合理事長中田芳三外三名）（内藤隆君紹介）（第一七一九号）、同（請願者　横浜市磯子区滝頭町二百五番地横浜市交通局健康保険組合理事長菊谷勇夫）（島上善五郎君外一名紹介）（第一八三二号）、同（請願者　愛知県一宮市人形町一丁目二番地一宮市健康保険組合理事長加藤徳雄）（江崎真澄君紹介）（第二一三〇号）、同（請願者　鹿児島市山下町三十一番地の二鹿児島市職員健康保険組合理事長内倉良文）（池田清志君紹介）（第二一五四号）、同外一件（請願者　京都市中京区寺町通押小路下ル本能寺前町四百八十八番地京都市健康保険組合理事長八杉正文外一名）（小川半次君紹介）（第二一五五号）、同（請願者　新潟市古町十三番町新潟市健康保険組合理事長佐野武一）（小沢辰男君紹介）（第二一五六号）、同（請願者　兵庫県姫路市西新町百十五番地市職員健康保険組合理事長高野忠男外三名）（河本敏夫君紹介）（第二一五七号）、同（請願者　富山市役所内富山市役所健康保険組合理事長中田芳三）（佐伯宗義君紹介）（第二一五八号）、同（請願者　長崎市役所内長崎市健康保険組合理事長後藤弥太郎）（田口長治郎君紹介）（第二一五九号）、同（請願者　福岡市天神町福岡市職員健康保険組合理事長井久保健次）（河野正君紹介）（第二一九四号）、同（請願者　兵庫県明石市大明石町二丁目百四十五番地明石市職員健康保険組合理事長高岡專一）（田中武夫君紹介）（第二一九五号）、同（請願者　仙台市表小路十番地仙台市職員健康保険組合理事長渡辺秀雄）（愛知揆一君紹介）（第二八二八号）、同（請願者　横浜市役所内横浜市健康保険組合福原富治外三名）（島上善五郎君外一名紹介）（第三一四一号）、同（請願者　甲府市職員健康保険組合理事長小沢左膳）（小林信一君紹介）（第三二四二号）、同（請願者　横浜市中区港町一丁目一番地横浜市役所内横浜市健康保険組合連合会長安田彦四郎）（門司亮君紹

介（第三二四三号）、同、請願者名古屋市交通局健康保険組合理事長藤川光司（横山利秋君紹介）（第三二四四号）、同（請願者兵庫県西宮市六堰寺百番地西宮市職員健康保険組合理事長松田愛太郎）（永田亮一君紹介）（第三二四五号）、同（請願者宇都宮市塙田町三百五十六番地栃木県都市職員健康保険組合古沢共治郎）（船田中君紹介）（第三二四六号）、同（請願者広島市国泰寺町三十九番地広島市職員健康保険組合理事長加藤政夫）（灘尾弘吉君紹介）（第三七〇七号）及び同（請願者神戸市生田区加納町六丁目七番地神戸市交通局健康保険組合理事長入江渓一）（五島虎雄君紹介）（第三七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員共済組合法を改正し、次の事項を実現されたいというのである。（一）同法により既存健康保険組合職員は、長期給付をなされないことになつたが、同職員は各市条例では、すでに長期給付の適用をうけていたのであるから、既存権としてこれが給付を適用すること。（二）同法による短期給付を健康保険組合で行なう場合には、同法による共済組合に使用される者についても、その者の短期給付は、当該健康保険組合で行なうようにすること、（三）市町村に使用される者のなかに船員保険の被保険者がある場合についても、同様とすること。

二、請願の議決理由

健康保険組合職員の職務内容が地方公務員のそれに準じていること、およびこれら職員の共済制度に関する過去の経緯等にかんがみ、本請願の趣旨は、おおむね妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

水道料金の徴収を銀行等に委任の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気事業やガス事業においては、料金の徴収を会社や個人に委任しているが、水道料金の場合でも、運営を適確に行なえば、十分事故を防止できるし、万一事故発生の場合でも損害補償については、電気料金、ガス料金に比較し、はるかに確実であるから、地方公営企業法第二十一条第三項および同法施行令第十六条の二における水道料金徴収事務の委任範囲の制限を緩和し、銀行その他の各種団体、またはその他の特定の個人についても委任できるよう法令を早期に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

水道料金の徴収について、地方公共団体が、住民の便益の増進と企業の公共性の発揮に寄与すると認める場合は、その徴収事務につき、銀行等に委託する方途を検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

地方自治関係団体職員の共済制度化に関する請願（請願者　茨城県西茨城郡岩瀬町長大和田義一外四十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二〇〇三号）及び同（請願者　鹿児島市山下町三十七番地自治会館内鹿児島県国民健康保険団体連合会事務局長石神都城夫）（池田清志君紹介）（第三五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険法第八十三条により設置され、地方自治体の義務を委任処理する公法人として、重要な役割を果たす機関であつて、地方公務員と比較して少しも変るところがないにもかかわらず、地方公務員共済組合関係二法実施の際、地方自治関係団体職員の共済制度化の実現をみなかつたことは遺憾であり、また地方自治体職員とは異なり完全な身分保障もないため、男子の求職者は皆無の状態であつて、在職男子職員においてさえ離職するものが相次いでいる。ついては、全国の国民健康保険団体連合会職員の共済制度を昭和三十八年度から実施し得るよう、法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治関係団体職員の職務内容は、地方公務員のそれに準じており、これら団体の職員についても、地方公務員と同様に共済制度を設け、その福祉の向上を図るとともに業務の能率的な運営をはかる必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

元樺太市町村吏員の恩給通算に関する請願（請願者　北海道江別市議会事務局長藤間左一）（島本虎三君紹介）（第二八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元樺太在住官庁職員期間の恩給通算については、継続通算されているにもかかわらず、元樺太市町村職員については、終戦によつて全面的に断ち切られたまま現在まで放置されているが、同市町村職員は、現行地方公務員共済組合法に準ずるそれぞれの機関に納付金を納め、将来を保障される唯一の財産として業務に精励していたものであり、単に引揚げ就職後の在職年数のみで退職する場合は、全く悲さんな老後の生活に陥ることが必至である。ついては、現に市町村に在職する職員中、同じ地方制度のもとに在職した元樺太市町村職員に対し、その勤務年数を地方公務員共済組合法の恩給年数に通算されるよう、すみやかに措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

元樺太市町村職員の特殊事情と、次第に整備されつつある公務員退職年金制度の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

旧樺太引揚市町村吏員の処遇に関する請願外一件（請願者　北海道広尾郡大樹町南通一丁目泉三男外一名）（伊藤郷一君紹介）（第二九四三号）、同外四件（請願者　札幌市南七条西十一丁目千二百八十一番地磯江正外四名）（高田富與君紹介）（第二九四四号）、同（請願者　福島県会津若松市馬場四ノ壁町四番地小檜山庄蔵）（八田貞義君紹介）（第二九四五号）、同（請願者　静岡県小笠郡菊川町半済千六百八十四番地落合宇七）（神田博君紹介）（第三一〇二号）、同（請願者　札幌市苗穂町四十二番地東峯元次）（椎熊三郎君紹介）（第三一〇三号）、同外一件（請願者　北海道紋別市花園町三丁目平谷秀男外一名）（永井勝次郎君紹介）（第三一〇四号）、同（請願者　北海道虻田郡狩太町字富士見百十八番地白石正治）（椎熊三郎君紹介）（第三二四七号）、同（請願者　秋田市保戸野幸町六丁目四番地菅原利明）（佐々木義武君紹介）（第三三二一号）、同（請願者　札幌市菊水南町二丁目金井岩雄）（椎熊三郎君紹介）（第三三二二号）、同外一件（請願者　山形市小白川町千百八十八番地結城秀雄外一名）（牧野寛索君紹介）（第三三八二号）、同（請願者　鳥取県倉

吉市大原六百番地種部長蔵）、古井喜實君紹介）（第三四七六号）、同（請願者　千葉市作草部町八百六十四番地近藤丹治）、始関伊平君紹介）（第三五八二号）、同外一件（請願者　北海道北見市東相ノ内町二百二十五番地小中常友外一名）（松田鐵藏君紹介）（第三六六号）、同外一件（請願者　新潟県新津市大字古田二千七百七十五番地野中丙午郎外一名）（渡邊良夫君紹介）（第三七四四号）及び同（請願者　東京都中野区道玄町十八番地南潔外二名）（帆足計君紹介）（第五三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樺太引揚市町村吏員（常備消防員を含む）に対し、退隠料等の諸給与金の支給と勤務年数の通算について、次記事項を措置されたいというのである。（一）退隠料受給既得権者（遺族扶助料を含む）に対し、昭和二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（二）勤続十五年以上の有給吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就かず現在に至る者に対し、退隠料（引揚後死亡した者にはその遺族に扶助料）を二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（三）同吏員が引揚後、国家公務員または地方公務員として勤務している者に対し、樺太市町村の勤務年数を通算する処置を講ずること、（四）同吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就職せず、または就職したがすでに退職した者に対し、退職給与金を支給すること、（五）終戦後死亡した者の遺族に対し、死亡給与金を支給すること。

二、請願の議決理由

樺太引揚市町村吏員の特殊事情と、漸次整備されつつある公務員退職年金法制の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

農地の固定資産評価方式維持に関する請願外十一件（請願者　新潟県白根市松橋風間善吉外三百十九名）（石田宥全君紹介）（第三一〇号）、同外二十六件（請願者　新潟市中野山五百七十五番地佐藤末作外五百四十七名）（石田宥全君紹介）（第三三八四号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡京ケ瀬村猫山五十嵐栄祐外四百三十七名）（栗林三郎君紹介）（第三三五五号）及び同外十二件（請願者　新潟県西頸城郡能生町大字須川斎藤辰也外百五十五名）（猪俣浩三君紹介）（第三九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、昭和三十九年度より農地の固定資産評価方式を売買実例価格に改めようとして、その準備を進めているが、これは農業経営を困難ならしめるのみならず、固定資産税、登録税、譲与税、相続税等の引上げとなり、家族的農業経営はもちろん、共同経営に移行し、機械化近代化を目途とする農業の前途をはばむものであつて絶対に承服できない。ついては、農地の固定資産評価方式は、従来の収益還元方式を堅持されたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産評価制度の改正は、評価の適正均衡を確保する趣旨によるものであつて、もとより、それによつて税負担の増大を求める趣旨ではないから農地の評価については本請願の願意を尊重すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

住民税の軽減及び地方税法の改正等に関する請願外四件（請願者　大阪市天王寺区勝山通三丁目四十五番地木藤誠外十四名）（小松幹君紹介）（第三九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪の勤労者、中小商工業者、市民は、自身の暮しを守り、豊かな生活ができることを希求し、次記事項中、一―三項の実現と四―七項の十分な検討を要望するというのである。（一）住民税を軽減し、地方税法の改正をはかること、（二）年間所得六十万円までの勤労者は免税とすること、（三）事業税は自家労賃には課税せず、年間所得五十六万円までの個人専業者には所得税を免税とすること、（四）源泉徴集制度は廃止すること、（五）大会社にだけ都合のよい租税特別措置法を廃止し、中小企業や市民に重い負担をかける生活必需物資などの物品税を大幅に引下げること、（六）大企業本位の物価値下げを強くおさえ、勤労者には思い切つた減税と賃金引上げを行なうこと、（七）税制を民主化し、地方財政を豊かにする予算措置を行なうこと。

二、請願の議決理由

地方税制においては、年年減税措置が講ぜられているが、なお、国民の租税負担の現状からみて、税負担の軽減をはかる必要が認められるので、地方財政への影響を考慮しつつ、本請願の願意の実現について十分検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

社会の正義を守る者の保護に関する請願（請願者　東京都江戸川区小岩二丁目三千八百八十四番地笠原光雄外四百八十一名）（加藤鐐五郎君紹介）（第四〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後わが国の正義は失なわれ道義がすたれて、車内や盛り場等の暴力や犯罪に対しても、民衆は万一の被害を考えて仲裁や制止をためらうのは、遺憾の場合は泣き寝りするより他に途がない現状によるためである。ついては、不正の侵害を防ぎ、他人の迷惑を救うため万一被害をうけた場合は、国が医療費の負担、休業の補償、葬祭はもちろん遺族の扶助等の措置を講ぜられるよう法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

近時、暴力行為等が増加する傾向にあることにかんがみ、警察の職務に対する一般大衆の協力が望まれるとともに、協力者に対しては、医療費、休業補償、遺族の扶助等について一層十分な法的保障を与えることにより犯罪を防止し、社会秩序の確立を期す必要があるものとみとめる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

消火弾を初期消火用器具として検定に関する請願（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十五番地全国消火弾製造販売同業会竹内孫一外一名）（門司　亮君紹介）（第四二五四号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十五番地全国消火弾製造販売同業会成田憲二）（高橋英吉君紹介）（第四二七九号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十五番地全国消火弾製造販売同業会宮下英人）（福田赳夫君紹介）（第四五〇五号）及び同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目十五番地全国消火弾製造販売同業会新妻治郎）（田中榮一君紹介）（第五八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消火弾（アンプール入消火液）は、わが国の建築様式および生活環境から、独特の特徴と効力を発現する簡易消火器であるが、現在検定の規格にないため単位決定となつていないことは遺憾である。

ついては、政府は今国会において消防法の一部を改正し、消防の用に供する機械器具等の検定を強化する方針を決定されているので、この際多年初期消火用として多大の貢献をなしつつある消火弾に消火単位を与えられるよう、特別措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

今回、消防法の一部改正によつて消防用機械器具等の検定は、従来の任意検定から強制検定に改められたのであるが、これを機会に政府は、初期消火用として広汎に利用されつつある消火弾についてその性能等を更に検査の上、適正な消火能力単位を定めるべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

農地等固定資産の評価改訂に関する請願（請願者　鳥取市東町　鳥取県農業会議大島広正）（足鹿覺君紹介）（第四六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、昭和三十九年より農地の固定資産評価方式の基準を売買実例価格に求めようとその準備を進めているが、これは農業経営に対する固定資産税等の増額となり、農業の将来を不安にする恐れがあるので、農地の評価は、その収益性を勘案して、限界収益率五〇パーセント以下を適用し、税額については現行を上回らないよう適切な改正措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産評価制度の改正は、評価の適正均衡を確保する趣旨によるものであつて、もとよりこれによつて税負担の増大を求めるものではないから、農地の評価については、本請願の趣旨を尊重すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

固定資産の評価基準改正に関する請願外十件（請願者　北海道広尾郡大樹町開進前崎与次郎外三千二百三十八名）（安井吉典君紹介）（第五二二〇号）、同外九十三件（請願者　北海道虻田郡豊浦町字美和樋口勝次郎外千百四十三名）（安井吉典君紹介）（第五二六九号）、同外十二件（請願者　北海道北見市広郷百二十二番地藤原長松外千七百八十八名）（永井勝次郎君紹介）（第五七二二号）及び同外百件（請願者　北海道斜里郡清里町上斜里南区大野豊政外九百二十二名）（永井勝次郎君紹介）（第六五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地の固定資産評価基準改正に当つて、次記事項を措置されたいというのである。（一）農地の評価基準を売買実例価格とすることは、農地を商品と同様に扱うこととなり、現行農地制度に反し、さらに農業基本法制定の趣旨にも反するから、現行収益還元方式で評価すること、（二）固定資産評価制度調査会の答申に基づき改正するとすれば、税額が増徴されない課税標準および税率の特例措置を実施すること、（三）評価基準改正作業が市町村行政当局によつて進められるとともに農民の不安は増大しているので、政府の具体的方針をすみやかに明示すること。

二、請願の議決理由

固定資産評価制度の改正は、評価の適正均衡を確保する趣旨によるものであつて、もとより、それによつて税負担の増大を求める趣旨ではないから、評価の基準については本請願の趣旨を尊重するとともに、税負担が著しく増加する者については所要の税負担の調整措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

地方議会議員共済制度改正に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員共済組合法第十一章の地方議会議員の年金制度の規定により、議員は必ず共済会に加入しなければならないが、退職金が支給されない関係上、十二年以上在職しない限り掛金掛け捨てとなり、なんら会員であつた者としての恩恵に浴することができず、また町村合併促進法により合併後のその町村議員の期間に空白が生じ、三期在職しても年金受給対象に達しない議員がある。ついては、地方議会議員共済制度を改正し、満一期以上満三期未満在職した場合は退職一時金を支給し、昭和二十二年三月三十一日以前の議員の在職期間の通算、ならびに町村議員の任期中に町村合併した議員の在職期間に空白を生じた場合も通算されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方議会議員の退職年金制度が、地方公共団体の議会の能率的運営ならびに議会を組織する議員およびその遺族の生活の安定に資する目的の下に設けられた趣旨にかんがみ、本請願の願意は、おおむね適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

水道事業に対する起債償還期限及び据置期間延長等に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水道事業に対する起債の償還期限は、現在府政資金二十五年、公営企業金融公庫引受けの公庫資金十五年となつているが、これを、三十年・二十年に延長され、据え置き期間は水道は五年以内であるが、実質的には三年以下となつているので、一率に事業完成年度まで、あるいは五年以上と改め、利子については、政府資金を一般事業債と同様六分八厘あるいは六分までに、また公営企業金融公庫引受けの公募分については、府政資金の利率六分五厘まで大幅に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業等地方公営企業の資金は、主として地方債によつているが、水道事業の健全な発展をはかるためには、この地方債の償還期限及び利率につき、請願の趣旨のとおり、延長又は引下げの方途を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

市民税の課税方式統一等に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市民税の所得割については、さきに税制調査会の答申を基本とし、課税方式を異にする市町村間における住民負担の不均衡是正と所得税の影響を断ち切り、自主性の強化を図るため、従来の数種の課税方式を二種の課税方式に整理

統合されたが、選択制が存続する限り、所得額が同じであつても、住居所市町村の財政事情によつて住民の税負担に大きな開きが生ずることは必然で、これはまことに不合理である。ついては、住居所を異にすることによつて生ずる住民の税負担の不均衡をなくすため、市民税の課税方式を選択制とせず、他の法定税目と同様一方式に統一し、それによつて財源不足が生ずる場合は、交付税をもつて、補てんするよう法改正の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

住民税の課税方式の統一の問題については、本委員会においても再三論議が行なわれたところであり、住民の税負担の不均衡是正と地方財政の確立のため、本請願の趣旨の実現につき十分検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　永田　亮一

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会

業務外の災害によるせき髄障害者援護に関する請願（請願者神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内全国脊損患者療友会宇治鉄二）（岡田修一君紹介）（第五一号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町全国脊髄損傷患者療友会関東労災支部長岡弘）（澁谷直藏君紹介）（第一一九号）、同（請願者福岡県小倉市葛原九州労災病院内植林光男外六十八名）（田原春次君紹介）（第二一七号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町本山二百七十二番地藤井正利外千二百九十七名）（井手以誠君紹介）（第三四八号）、同（請願者神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内全国脊損患者療友会広田武夫）（田川誠一君紹介）（第三九五号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内全国脊損患者療友会関東労災支部上河豊一）（小沢辰男君紹介）（第四五八号）、同（請願者　岡山市築港緑町一丁目岡山労災病院脊髄損傷患者療友会白井重徳）（大村清一君紹介）（第四九一号）、同（請願者北海道岩見沢市労災病院内今野大三）（岡田春夫君紹介）（第一五〇八号）、同（請願者　岡山市築港緑町一丁目岡山労災病院内白井重徳）（大村清一君紹介）（第一五五五号）、同（請願者　香川県丸亀市城東町百四十八番地香川労災病院内本条隆徳）（加藤常太郎君紹介）（第一八七六号）、同（請願者　新潟県直江津市新潟労災病院内渡部幸夫）（田中彰治君紹介）（第一八七七号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町字前田竹広峯男）（井手以誠君紹介）（第一九五〇号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町全国脊損患者療友会関東労災支部長岡弘）（古井喜實君紹介）（第二〇五五号）、同（請願者　秋田県大館市軽井沢下岱三十番地秋田労災病院内全国脊損療友会秋田支部阿部末太郎）（山口シヅエ君紹介）（第二五〇三号）、同（請願者　広島県庄原市本町平岡茂外五十一名）（永山忠則君紹介）（第二五九八号）、同（請願者長崎県佐世保市瀬戸越町百五十二番地長崎労災病院全国脊損療友会長崎支部原義明）（石橋政嗣君紹介）（第三〇六九号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町全国脊損患者療友会関東労災支部藤由太郎）（河野正君紹介）（第四〇五一号）、同外一件（請願者　神奈川県小田原市風祭国立箱根療養所内佐藤寛治外百五名）（田川誠一君紹介）（第四〇五二号）及び同（請願者　広島県呉市広町弥生新開千四百七十七番地中国労災病院内内藤健一外五十一名）（森島守人君紹介）（第四三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

業務外の災害によるせき髄障害者は主として生活保護法、国民健康保険法により、生活補償および療養補償を受けているが、その特殊な症状と長期性を改めて考慮され、入院費については、入院入所療養者はもちろん、自宅療養者でも治療を必要とする場合、その費用は全額国庫負担とし、さらに各種年金は収入と見なさず生活費の一部にされるとともに、せき髄障害者が家族とともに入所できる施設を設置するよう、それぞれ措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者救援に関する請願（請願者　福島県郡山市鶴見坦二百八十番地宗像久嘉）（木村守江君紹介）（第五二号）、同外四件（請願者　福岡市長浜新町十二組吉岡愛子外四名）（藏内修治君紹介）（第一〇三号）、同（請願者　広島市草津南町千三十三番地高橋昭博）（灘尾弘吉君紹介）（第一〇四号）、同外九件（請願者　岐阜市安宅町二丁目十一番地佐伯広外九名）（山本幸一君紹介）（第二二四号）、同（請願者兵庫県西宮市安井市四十四番地小林秀雄）（富田健治君紹介）（第三六三三号）、同（請願者　松山市二番町四十四番地松山市職員会館内県原爆被害者の会元藤仲子）（今松治郎君紹介）（第三八九号）、同外一件（請願者　福島県郡山市菜根百三十六番地吉田勝英外一名）（吉村吉雄君紹介）（第四四〇号）、同（請願者　兵庫県小野市大島町田中忠太郎）（岡田修一君紹介）（第九五三号）、同（請願者　兵庫県西宮市中浜町二十九番地楠本信秋）（大上司君紹介）（第一一一〇号）、同外一件（請願者　兵庫県西脇市上本町二丁目平田忠夫外一名）（岡田修一君紹介）（第一七二四号）、同（請願者　盛岡市三ツ割田畑百七番地岩手県原爆被害者団体協議会理事長斎藤義雄）（野原正勝君紹介）（第一七二五号）、同（請願者　兵庫県明石市藤江千七百三番地の五高月進三郎外一名）（田中武夫君紹介）（第一七三二号）、同（請願者　神戸市長田区池田寺町五十九番地戸石政代）（首藤新八君紹介）（第一七五三号）、同（請願者　京都市下京区室町通六条下ル京都府原爆被害者の会長日丸美義）（中村三之丞君紹介）（第一七五四号）、同外一件（請願者　福岡県小倉市上到津四丁目川畑壮太郎外三十九名）（有馬英治君紹介）（第一八三五号）、同（請願者　福岡県宗像郡大島村宮本秀雄外十九名）（伊藤卯四郎君紹介）（第一八三六号）、同外八件（請願者　福岡県浮羽郡吉井町西吉竹飯野正時外百名）（稲富稜人君紹介）（第一八三七号）、同（請願者　松江市東忌部町島根県原爆被害者の会副会長袖門忠良）（大橋武夫君紹介）（第一八三八号）、同（請願者　広島市吉島本町一丁目四百五十八番地板倉静夫）（大原亨君紹介）（第一八三九号）、同外二件（請願者　金沢市野田平和町公務員宿舎RCB五の五岩佐幹三外二名）（岡良一君紹介）（第一八四〇号）、同（請願者　岩手県花巻市坂本町岩手県原爆被害者団体協議会角尾吉美）（北山愛郎君紹介）（第一八四一号）、同（請願者　札幌市豊平五条十丁目前川正名）（島本虎三君紹介）（第一八四二号）、同外一件（請願者　岐阜市徹明通り六番地岐阜県原爆被災者福祉会理事森正夫外一名）（田口誠治君紹介）（第一八四三号）、同（請願者　名古屋市東区矢田町三丁目二十三番地西村津岐夫）（辻寛一君紹介）（第一八四四号）、同外五件（請願者　長野市橋沢町二百七十八番地長野県原水爆被災者の会小田切盛男外六百八十一名）（中澤茂一君紹介）（第一八四五号）、同（請願者　松江市東忌部町島根県原爆被害者の会長佐々木徳蔵）（中村英男君紹介）（第一八四六号）、同（請願者　福岡県筑紫郡太宰府町国分七百七十八番地の

二伊藤普外三百六名）（橋崎弥之助君紹介）（第一八四七号）、同外七件（請願者　静岡県浜松市東伊場町四千五百四十四番地杉山輝男外七名）（長谷川保君紹介）（第一八四八号）、同外一件（請願者　兵庫県芦屋市翠ケ丘町土肥喜一外一名）（堀昌雄君紹介）（第一八四九号）、同外十三件（請願者　福岡県八幡市本城夜越百九十七番地福島トシ子外百二十五名）（松本七郎君紹介）（第一八五〇号）、同（請願者　松山市二番町四十四番地松山市職員会館内愛媛県原爆被害者の会山渕治雄）（安平鹿一君紹介）（第一八五一号）、同（請願者　岐阜市徹明通り六番地岐阜県原爆被災者福祉会理事清水定）（山本幸一君紹介）（第一八五二号）、同（請願者　松山市二番町四十四番地松山市職員会館内愛媛県原爆被害者の会中矢勇）（湯山勇君紹介）（第一八五三号）、同（請願者　岐阜市徹明通り六番地岐阜県原爆被災者福祉会山内正一）（前田義雄君紹介）（第一八五四号）、同（請願者　鳥取市江崎町五十五番地枕田義信）（足鹿覺君紹介）（第一九四二号）、同（請願者　大分市唐人町山田都美子）（小松幹君紹介）（第一九四三号）、同（請願者　宇都宮市徳次郎町二千二百五十三番地倭文光雄外九十九名）（広瀬秀吉君紹介）（第一九四四号）、同（請願者　佐賀県鳥栖市本町二丁目県原爆被害者団体協議会長松高弥作）（三池信君紹介）（第一九四五号）、同外一件（請願者　山口県玖珂郡周東町大字差川七百七十六番地福本広人外十五名）（受田新吉君紹介）（第二〇一八号）、同外一件（請願者　福島県郡山市長者町五十一番地染谷信次外一名）（野口忠夫君紹介）（第二〇二〇号）、同外一件（請願者　福島県郡山市細沼町三十五番地信田純男外一名）（八百板正君紹介）（第二〇二一号）、同外二件（請願者　福島県郡山市山崎二百十七番地千葉正男外二名）（吉村吉雄君紹介）（第二〇二二号）、同（請願者　山口県熊毛郡平生町大字曾根五百四十七番地亀中義男外二十四名）（受田新吉君紹介）（第二〇五二号）、同（請願者　長野県松本市和泉町一丁目千三十五番地武田留吉外三十名）（塩田甲子七君紹介）（第二〇五三号）、同（請願者　兵庫県芦屋市大原町六十四番地田中茂夫）（小島徹三君紹介）（第二〇九五号）、同（請願者　福岡市西田町三丁目五十一番地吉宗角市外六十四名）（河野正君紹介）（第二一四三号）、同（請願者　札幌市北八条西五丁目花田圭介）（松浦周太郎君紹介）（第二二二一号）、同（請願者　宮崎県日南市油津四百六十三番地谷口俊子外千二百三十六名）（兒玉末男君紹介）（第二四四一号）、同外二件（請願者　兵庫県加古川市本町三丁目五百十八番地の一尾上正一外二名）（河本敏夫君紹介）（第二五九六号）、同（請願者　東京都目黒区中目黒四丁目千二百六十六番地松本剛民）（本島百合子君紹介）（第二六五七号）、同（請願者　長崎市片淵町一丁目三十五番地長崎原爆病院内福島藤太外二十三名）（田口長治郎君紹介）（第二六七七号）、同（請願者　東京都品川区荏原六丁目八十七番地平井義行）（足鹿覺君紹介）（第三三六三号）、同（請願者　佐賀県鳥栖市本町二丁目県原爆被害者団体協議会町松岡弥作）（井手以誠君紹介）（第三三六四号）、同外四件（請願者　東京都品川区下大崎二丁目二十七番地佐久間礼子外四名）（大原亨君紹介）（第三三六五号）、同（請願者　東京都武蔵野市桜堤千六百番地樫野三郎）（黒田壽男君紹介）（第三三六六号）、同（請願者　東京都大田区池上徳持町二十三番地志賀昌義）（佐々木更三君紹介）（第三四七一号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町霞高田弥八）（堂森芳夫君紹介）（第三五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者の援護措置を完全にするため次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（二）障害者に障害年金を支給すること、（三）死没者に対して弔慰金を、遺族には年金を支給すること、（四）医療を無料にするため現行医療法の特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、（五）現行法律の実施に必要な十分な措置（事務費の増額等）をとること、（六）原爆症についての総合的研究機関を設置すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　山口県長門市仙崎幸町県理容環境衛生同業組合中村嘉男）（岡東英雄君紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

環境衛生同業組合が「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の主要目的とする過度競争の防止による適正な衛生措置の確保のための調整事業をはじめとして、その他法定の各般事業を運営するに当つて、立法の不備から生ずる組合員の不満、動揺ひいては集団脱退などの傾向がしだいにまん延し、いまや同組合は存亡の岐路に立つている。ついては、環境衛生関係者の生活確保、さらには同組合の組織力の維持伸長のため、次の事項が実現されるよう同法を改正されたいというのである。（一）健全な経営を行ない得ない営業者が適正な衛生措置を講じ得られないことはあきらかであり、ことさらに衛生措置の調査にこだわることは労多くして功少なく、いたずらに時機を失して業界の混乱を助長しているから、勧告および規制命令発動の要件として定められている現行事項を、たんに経営の健否の判定のみにとどめ、衛生措置に関する事項を削除すること、（二）一年ごとに賃金指数、物価指数等の推移にあわせて自動的に基準料金変更の認可がなし得るようにすること、（三）業界の実態を適確には握し、総合的調整と組合の自主的規制を促進するため、組合は営業者台帳を作ることができ、組合員はすべてこれに協力しなければならないよう、またこれに協力しない者に対しては行政庁より、これに協力すべきことを命ずることができるようにすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準の引上げ等に関する請願外三件（請願者　愛知県丹羽郡岩倉町社会福祉協議会山川錠太郎外一万六百七十三名）（加藤鐐五郎君紹介）（第五五号）、同（請願者　島根県邑智郡川本町大字国原非々篤信外二万六千七十三名）（櫻内義雄君紹介）（第五六号）、同（請願者　熊本県上益城郡矢部町大字上寺千八百十七番地山崎喜久男外一万三千四百七十名）（園田直君紹介）（第五七号）、同外二百四十六件（請願者　名古屋市中区京町二丁目二十一番地愛知県社会福祉協議会長石黒幸市外三千七百四名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五八号）、同外二十八件（請願者　愛知県豊橋市鍛冶町豊橋市社会福祉協議会理事長辻村又助外八千五百五十一名）（上村千一郎君紹介）（第五九号）、同（請願者　東京都墨田区太平町三丁目十九番地小早川静枝外二千三百十一名）（天野公義君紹介）（第一三五号）、

同（請願者　静岡市西千代田町百九十四番地の一小田重義外三万五百六十三名）（神田博君紹介）（第一三六号）、同（請願者　長野県下伊那郡高森町八千三百八十二番地光栄賢信外二十九名）（倉石忠雄君紹介）（第一三七号）、同（請願者　札幌市北三条西七丁目北海道社会福祉協議会副会長伊藤義円外二千八百二十八名）（田中正巳君紹介）（第一三八号）、同（請願者　富山市安住町十七番地富山県社会福祉協議会長館哲二外八千百三十九名）（内藤隆君紹介）（第一三九号）、同（請願者　佐賀市赤松町佐賀県社会福祉協議会事務局長鷲崎功一郎外二万三千二百二十名）（保利茂君紹介）（第一四〇号）、同（請願者　津市桜橋二丁目三重県社会福祉会館内宮崎三郎外三千百六名）（山手滿男君紹介）（第一四一号）、同外八百四十九件（請願者　徳島県阿南市富岡町石塚十一番地たちばな学苑長佐藤文昭外一万五千二百四十二名）（秋田大助君紹介）（第一四二号）、同（請願者　札幌市南四条西一丁目山本久兵衛外四千八百九名）（高田富與君紹介）（第一四三号）、同外三百二十二件（請願者　高松市旅篭町十三番地の一香川県社会福祉協議会長細溪宗次郎外九千六百五十二名）（藤本捨助君紹介）（第一四四号）、同（請願者　秋田市東根小屋町七十六番地秋田県社会福祉協議会長菊池祐寛外一万六百九十五名）（柳谷清三郎君紹介）（第一四五号）、同（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地福田勝外八百十三名）（淺沼享子君紹介）（第二三九号）、同（請願者　仙台市外記丁十二番地の十六宮城県社会福祉協議会長国安秦嶺）（伊藤宗一郎君紹介）（第二四〇号）、同（請願者　東京都大田区大森八丁目三千八百五十六番地塘原千枝子外千百五十六名）（大柴滋夫君紹介）（第二四一号）、同外三百三十四件（請願者　香川県丸亀市土器林鉄次郎外一万一千四百二十七名）（加藤常太郎君紹介）（第二四二号）、同外一件（請願者　東京都文京区駒込東片町八十五番地岩谷直次郎外千六百九名）（河野密君紹介）（第二四三号）、同（請願者　福島県相馬市大坪小野田音治郎外一万四千三百三十五名）（齋藤邦吉君紹介）（第二四四号）、同（請願者　東京都練馬区東大泉町三百三十二番地佐久間松子外千五百二十三名）（中村梅吉君紹介）（第二四五号）、同（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目十四番地金井秀雄外六百七十四名）（原彪君紹介）（第二四六号）、同（請願者　鳥取県米子市立町三丁目佐柄保雄外一万五千八百七十四名）（古井喜實君紹介）（第二四七号）、同（請願者　北海道士別市武徳町北本豐子外五千九百二十七名）（松浦周太郎君紹介）（第二四八号）、同（請願者　大津市梅林町八百九十八番地の四高橋恒三外八百十五名）（宇野宗佑君紹介）（第三〇〇号）、同（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県社会福祉協議会事務局長菅正信外二万八千百八十二名）（菅太郎君紹介）（第三〇一号）、同（請願者　東京都千代田区三年町一番地日本社会事業職員組合中央執行委員長中条源吉外三千八百七十四名）（北山愛郎君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　東京都千代田区三年町一番地全国社会福祉協議会保母会長丸山フサ子外四千五十六名）（五島虎雄君紹介）（第三〇三号）、同外三十三件（請願者　京都市北区紫野郷ノ上町二十二番地尾崎暁美外四万八千五百名）（田中伊三次君紹介）（第三〇四号）、同（請願者　盛岡市内丸乙十番地岩手県社会福祉協議会長南部利英外二万九百三十一名）（野原正勝君紹介）（第三〇五号）、同（請願者　山梨県南巨摩郡鰍沢町上千六百九十番地中沢眞勇外五千五百九十一名）（堀内一雄君紹介）（第三一八号）、同（請願者　茨城県猿島郡三和村社会福祉協議会長関根和一外二万六千三十名）（塚原俊郎君紹介）（第三一九号）、同（請願者　東京都府中市宮町一丁目十三番地大久保末外八百五十四名）（山花秀雄君紹介）（第三二九号）、同（請願者　東京都練馬区東大泉町三百三十二番地佐久間松子外千四百八名）（鈴木仙八君紹介）（第三九七号）、同（請願者　東京都大田区大森八丁目三千八百五十六番地子供の家保育園楠原千枝子外八百二十五名）（加藤勘十君紹介）（第四三六号）、同（請願者　新潟市東湊町一番地赤沢喜美外五千七百八名）（小沢辰男君紹介）（第四六一号）、同外五百十九件（請願者　山口市大字上宇野令二千六十番地山口県社会福祉協議会事務局長小林新蔵外一万五千五百八十一名）（小澤太郎君紹介）（第四九六号）、同外十八件（請願者　神戸市須磨区明神町一丁目五十五番地稲岡博外五千三百十八名）（永田亮一君紹介）（第五七一号）、同（請願者　札幌市北三条西七丁目北海道社会福祉協議会副会長伊藤義円外五千六百五十六名）（篠田弘作君紹介）（第五七二号）、同（請願者　名古屋市中区京町二丁目三十一番地愛知県社会福祉協議会長石黒幸市外九千九百九十九名）（辻寛一君紹介）（第七六〇号）、同（請願者　東京都八王子市千人町塩野重司外千五百四十七名）（中村高一君紹介）（第七六一号）、同（請願者　大分県日田市田島町四百五十七番地佐藤政臣外千十一名）（廣瀬正雄君紹介）（第七九六号）、同（請願者　大阪市東区森之宮西之町六百五十四番地大阪福祉協議会長広瀬楢治外四万八千六百五十九名）（古川丈吉君紹介）（第八三一号）、同（請願者　愛媛県大洲市大洲六百九十番地の一大洲市社会福祉協議会長西田滿太郎外五百四十四名）（關谷勝利君紹介）（第八四八号）、同（請願者　東京都中央区月島東海岸通り四丁目三番地聖ルカ保育園長伊東祐外六百八十六名）（田中榮一君紹介）（第一五六一号）、同（請願者　福井市西宝永町一丁目六百十二番地福井県社会福祉協議会黒川誠三郎外三千六百四十三名）（福田一君紹介）（第一六〇八号）、同（請願者　福岡市西中洲十二街区二十七号福岡県社会福祉協議会長守田道隆外三万九千三百十七名）（山崎巖君紹介）（第二〇四七号）、同外三十二件（請願者　千葉県夷隅郡夷隅町小高四百四十九番地片岡清外千五十三名）（臼井莊一君紹介）（第三五一六号）、同外六十九件（請願者　千葉県東葛飾郡流山町流山七十番地染谷光吉外二千五十三名）（臼井莊一君紹介）（第三六九七号）、同（請願者　千葉市吾妻町三丁目三十七番地千葉県社会福祉協議会長宮崎讓栄外二千三百三十二名）（千葉三郎君紹介）（第三六九八号）、同（請願者　千葉県市川市新田町三丁目百六十一番地本多栄三外千二百七十三名）（中村庸一郎君紹介）（第三六九九号）、同（請願者　前橋市曲輪町六十一番地群馬県社会福祉協議会長飯塚国蔵外一万九千四百四十八名）（中曾根康弘君紹介）（第三七五〇号）及び同外六十五件（請願者　千葉市蘇町四十八番地の一小関尚志外千六百八十四名）（臼井莊一君紹介）（第四三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）生活保護の扶助額を大幅に引上げること、（二）保育所や子供の遊び場を増設すること、（三）社会福祉施設を整備増設すること、（四）社会福祉施設の利用に当つて、家庭負担を軽減すること、（五）社会福祉従事者の待遇を改善すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田大助

衆議院議長清瀬一郎殿

部落問題解決策樹立に関する請願（請願者　京都市中京区新町通竹屋町下ル府議会民生常任委員長今西雄治）（小川半次君紹介）（第一〇二号）、同外一件（請願者　京都府議会副議長橋堅太

郎外一名）（柳田秀一君紹介）（第二二三号）、同外一件（請願者　京都府議会議員藤川謙治外一名）（田中伊三次君紹介）（第二九八号、同請願者　京都府下京区新町六条上ル蛭子町中川喜久）（中村三之丞君紹介）（第二九九号）及び同（請願者　京都府議会議員中川喜久）（中村三之丞君紹介）（第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現代のわが国において、今なお封建的な身分制度の悪弊から、悪環境の中で最低生活を余儀なくされている一部国民は、京都府においても部落数百五十地区、人口約五万一千人を数えており、府議会は、昭和三十六年十二月の定例議会において、部落の現実を再認識し、部落解放をめざして最善をつくすことを決議したが、同和事業の推進、部落問題の完全解決を促進する道は、国の政治的責任において実施する以外にないと思量する。については、次記事項を積極的に実現されたいというのである。（一）部落問題解決のため、国の政治的責任において、総合的有機的な施策を講じること、（二）不良住宅の改良と、生活環境の改善を積極的にはかること、（三）国庫補助事業種目を増加すること、（四）補助率の引上げおよび適正な補助単価による補助金を交付すること、（五）同和関係国庫補助予算を大幅に増額すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内全国脊髄損傷患者療友会宇治鉄二）（植木庚子郎君紹介）（第一〇五号）、同（請願者　福岡県小倉市葛原九州労災病院内植林光男外六十八名）（田原春次君紹介）（第二一八号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町本山二百七十二番地橋本忠義外千二百八十四名）（井手以誠君紹介）（第三四九号）、同（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内全国脊髄損傷患者療友会広田武夫）（田川誠一君紹介）（第三九六号）、同（請願者　秋田県大館市軽井沢下岱秋田労災病院内和田司外三十五名）（石山権作君紹介）（第四三五号）、同（請願者　北海道岩見沢市労災病院内今野大三）（岡田春夫君紹介）（第一五〇九号）、同（請願者　岡山県築港緑町一丁目岡山労災病院内白井重徳）（大村清一君紹介）（第一五五六号）、同（請願者　長崎県佐世保市金比良町二百二十七番地木寺勝義外千五百七十四名）（金子岩三君紹介）（第一五五七号）、同（請願者　香川県丸亀市城東町百四十八番地香川労災病院内本条隆徳）（加藤常太郎君紹介）（第一八七八号）、同（請願者　新潟県直江津市新潟労災病院内全国脊髄損傷患者療友会新潟支部長渡部幸夫）（田中彰治君紹介）（第一八七九号）、同（請願者　佐賀県多久市多久町字前田竹広峯男）外手以誠君紹介）（第一九四九号）、同（請願者　秋田県大館市軽井沢下岱三十番地秋田労災病院内全国脊髄損傷患者療友会秋田支部八幡寿吉外三十四名）（野原覺君紹介）（第二〇八五号）、同（請願者　秋田県大館市軽井沢下岱三十番地秋田労災病院内全国脊髄損傷患者療友会秋田支部高橋隆三外三十四名）（山口シヅエ君紹介）（第二五〇四号）、同（請願者　広島県福山市川口町平田寿外五十一名）（永山忠則君紹介）（第二五九七号）、同外一件（請願者　広島県呉市広町弥生新開千四百七十七番地中国労災病院内内藤健一外百五名）（田川誠一君紹介）（第四〇五三号）及び同（請願者　広島県佐伯郡佐伯町安平千治外五十一名）（成田知巳君紹介）（第四四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年四月労災法の一部が改正されて、業務上の災害による外傷性せき髄障害者の重度障害者には終身補償の道がひらかれたが、その補償給付率はあまりにも低率であり、そのうえ諸物価の急騰により患者の生活は極度に困窮している。ついては、せき髄障害者だけの単独法を法制化して、次の諸点を実現されたいというのである。（一）外傷性せき髄障害者の長期傷病給付および休業補償費の給付率を平均賃金全額支給に引き上げること、（二）外傷性せき髄障害者のうちで補償給付が特に低額である障害者の平均賃金を、時の物価水準に即した額まで引上げ、その全額を支給すること、（三）第一種長期給付（自宅療養者）が受けているせき髄障害者の医療費を全額国庫負担とし、介護料を支給すること、（四）三十五年四月労災法改正の際、特別保護法、臨時措置法が切れていた旧労災せき髄障害者に現行法（長期給付）を適用すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚医師特例試験の期限延長に関する請願（請願者　長野県飯山市字照岡百九十九番地渡辺要）（倉石忠雄君紹介）（第一一六号）、同（請願者　佐賀県三養基郡北茂安村中津隈安永四郎）（藏内修治君紹介）（第一一七号）、同（請願者　北海道枝幸郡歌登村字本幌別二宮円次郎）（澁谷直藏君紹介）（第一一八号）、同（願請者　北海道札幌郡手稲町稲穂百七十五番地宮川武一郎）（松浦周太郎君紹介）（第一一一号）、同（請願者　新潟市末広通四丁目二百四十八番地山田勇）（小沢辰男君紹介）（第四六〇号）、同（請願者　青森県弘前市大字原ケ平字中野十五番地福島滝三郎）（森田重次郎君紹介）（第四九四号）、同（請願者　秋田県北秋田郡合川町字根田六十三番地金森辰三）（柳谷清三郎君紹介）（第四九五号）及び同（請願者　福岡県鞍手郡富田町字鶴田千二百九十八番地吉良義人）（楢橋渡君紹介）（第八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚医師に関する特例法は、昭和三十七年十二月三十一日限りとなつたが、いまだその恩典に浴しないまま悲境に低迷している者が五十余名あり、医業を天職と考え他への転職の道は全くなく、ただ医師資格獲得に身命をかけ、これが目的達成に努力している次第である。ついては、同法の期限を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

満蒙開拓犠牲者に対する国家処遇改善に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一二八号）及び同（請願者　長野県議会副議長中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

満蒙開拓犠牲者は当時の最重要国策として送り出されたものであり、その犠牲者は長野県においても一万五千三百人余りの多数にのぼつている。しかるに、これら犠牲者に対する国家処置が不十分であることは、まことに遺憾である。ついては、次記事項について早急に措置されたいというのである。（一）終戦後病死、餓死した開拓者を軍属に準ずる取扱いとすること、（二）勤労奉仕隊

員、報国農場隊員を引揚者給付金対象者とすること、(三)青少年義勇隊指導者は、日満両国政府支出による義勇隊付属青年学校教員であることから、元満州国官吏と同様に恩給および在職年数加算の措置をとること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険に対する国庫負担増額等に関する請願外四十件（請願者　山口県阿武郡阿武町大字福田上千二百八十四番地市河滝延外十三万三千五百六十六名）（小澤太郎君紹介）（第一四六号）、同外七十件（請願者　山口県大津郡三隅町大字三隅下千六十二番地田中良作外十四万六千二百五十名）（田中龍夫君紹介）（第一四七号）及び同外三十三件（請願者　山口県防府市長高安彦外一万二百六十九名）（周東英雄君紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の現状は、基礎的諸条件がはなはだしく不十分であるため、逐年増高の一途をたどる医療費の重圧にしばられ、容易に財政のぜい弱性が打開されず、保険者の腐心は極度に達し、事業運営の自信すら失うものがあり、被保険者もまた過重な保険税と高率な一部負担金との二重負担にあえぐばかりか、医療の恩恵に十分浴し得ない実情にある。ついては、同保険の体質改善をはかるため次記事項を措置されたいというのである。(一)保険税は、はなはだしく過重であるから所得配分の趣旨に基づき、国が積極的に財政負担をすることにより、これを大幅軽減するとともに、賦課の適正化をはかること、特に今次消費者米価の引上げの対応策として、低所得被保険者の保険税の軽減措置を早急に講ずること、(二)昭和三十八年度を初年度として、三箇年以内に国民健康保険の給付率をすべて七割以上に引き上げ、少なくともその分の四分の三を国庫負担とすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

失業対策事業打切り反対等に関する請願（請願者　大阪府柏原市市村百五十七番地大林学外八千九百四十三名）（芳賀貢君紹介）（第二一九号）、同外一件（請願者　東京都北区豊島六丁目十五番地覚芳子外千五十九名）（川上貢一君紹介）（第三〇六号）、同外一件（請願者　岐阜県中津川市宮町二丁目山田弘外九百六十六名）（志賀義雄君紹介）（第三〇七号）、同外一件（請願者　東京都江東区亀戸町三丁目百二十四番地大川福三郎外八百四十一名）（谷口善太郎君紹介）（第三〇八号）、同外一件（請願者　宮城県遠田郡南郷町和田岡崎とも子外千九百九十九名）（安宅常彦君紹介）（第七六四号）、同外三件（請願者　宮城県石巻市内脇字日和山十一番地菊池秀子外二千九百八十九名）（東海林稔君紹介）（第七六五号）、同外十件（請願者　北海道函館市松川町三番地井上サキヨ外五千四百三十八名）（戸叶里子君紹介）（第七六六号）、同外七件（請願者　宮崎市緑ケ丘南六万百七十七番地高橋実外六千四百七十八名）（大原亨君紹介）（第一四〇一号）、同（請願者　大分県北海部郡佐賀関町字志生木津守正人外四百九十九名）（島本虎三君紹介）（第一四〇二号）、同（請願者　兵庫県赤穂市尾崎川馬町江端ヨシ子外五百五十九名）（杉山元治郎君紹介）（第一四〇三号）、同外三件（請願者　福岡県嘉穂郡嘉穂町下益大谷芳松外二千五百五十二名）（楯兼次郎君紹介）（第一四〇四号）、同外二件（請願者　東京都大田区市野倉町八十七番地石子平八外千四百十六名）（楯崎弥之助君紹介）（第一四〇五号）、同外九件（請願者　北海道白糠郡白糠町刺牛加藤節子外六千五百十九名）（細迫兼光君紹介）（第一四〇六号）、同外二件（請願者　宮崎県宮崎郡佐土原町大字上田島八千四百一番地久保チヅヨ外千四百九十九名）（松井政吉君紹介）（第一四〇七号）、同外二件（請願者　宮崎県西臼杵郡日之影町八戸下福川保生外千四百九十九名）（森本靖君紹介）（第一四〇八号）、同外十五件（請願者　東京都台東区車坂町九十四番地稲葉太郎外七千九百八十二名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一四〇九号）、同外二件（請願者　福岡県嘉穂郡鎮西村潤野下区田中清外三千七十五名）（八木一男君紹介）（第一四一〇号）、同外二件（請願者　長崎県島原市新山町染田ミヨノ外千五百四十三名）（堀昌雄君紹介）（第一六八二号）、同外三件（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町忠隈浦田井上正夫外三千二十六名）（湯山勇君紹介）（第一六八三号）、同外二件（請願者　宮崎県宮崎郡佐土原町広瀬下村菊池義光外千百八十四名）（河野正君紹介）（第一七二三号）、同外二件（請願者　福岡市大学通り汐崎巌外五百六十四名）（島本虎三君紹介）（第一七二四号）、同（請願者　兵庫県赤穂市塩屋三百七十四番地新浜源一外二千五百五名）（楯兼次郎君紹介）（第一七二五号）、同外三件（請願者　仙台市袋原町市営住宅にの二十五号遠藤きね外二千四百八十二名）（田邊誠君紹介）（第一七三三号）、同外一件（請願者　東京都港区赤坂中ノ町十一番地竹内克外千四百六名）（井岡大治君紹介）（第一七九一号）、同外五件（請願者　福岡市名島汐見二千七百五十一の二百七十三番地上杉岩雄外千百七十六名）（島本虎三君紹介）（第一七九二号）、同（請願者　北海道美唄市東美唄町清水台新十二番地唐松一三外九百七十四名）（高津正道君紹介）（第一七九三号）、同（請願者　福岡市内西鉄公舎郡司正好外五百三名）（楯崎弥之助君紹介）（第一七九四号）、同外九件（請願者　宮城県角田市佐倉角川周蔵外八千五名）（淺沼享子君紹介）（第一八七三号）、同外十件（請願者　長野県小県郡塩田町下三郷室賀康夫外四千一六八〇号）、同（請願者　長崎県島原市相野町森田ユキノ外七百六十八名）（田口誠治君紹介）（第一六八一号）、同外五件（請願者　長崎県島原市新山町染田ミヨノ外千五百四十三名）（堀昌雄君紹介）（第一六八二号）、同外三件（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町忠隈浦田井上正夫外三千二十六名）（湯山勇君紹介）（第一六八三号）、同外二件（請願者　宮崎県宮崎郡佐土原町広瀬下村菊池義光外千百八十四名）（河野正君紹介）（第一七二三号）、同外二件（請願者　福岡市大学通り汐崎巌外五百六十四名）（島本虎三君紹介）（第一七二四号）、同（請願者　兵庫県赤穂市塩屋三百七十四番地新浜源一外二千五百五名）（楯兼次郎君紹介）（第一七二五号）、同外三件（請願者　仙台市袋原町市営住宅にの二十五号遠藤きね外二千四百八十二名）（田邊誠君紹介）（第一七三三号）、同外一件（請願者　東京都港区赤坂中ノ町十一番地竹内克外千四百六名）（井岡大治君紹介）（第一七九一号）、同外五件（請願者　福岡市名島汐見二千七百五十一の二百七十三番地上杉岩雄外千百七十六名）（島本虎三君紹介）（第一七九二号）、同（請願者　北海道美唄市東美唄町清水台新十二番地唐松一三外九百七十四名）（高津正道君紹介）（第一七九三号）、同（請願者　福岡市内西鉄公舎郡司正好外五百三名）（楯崎弥之助君紹介）（第一七九四号）、同外九件（請願者　宮城県角田市佐倉角川周蔵外八千五名）（淺沼享子君紹介）（第一八七三号）、同外十件（請願者　長野県小県郡塩田町下三郷室賀康夫外四千

二十九名）（有馬輝武君紹介）（第一八七四号）、同外一件（請願者　福岡県武雄市東小登町字土平古川富美子外千四百九十四名）（大原亨君紹介）（第一八七五号）、同外九件（請願者　岐阜県益田郡萩原町上呂金子秀一外四千八百九十名）（志賀義雄君紹介）（第一九六六号）、同外九件（請願者　長野県諏訪市中浜町小宮基外七千四百九十八名）（安宅常彦君紹介）（第一九六七号）、同外二件（請願者　福岡市浜田町三番地中川静代外六百四十七名）（島本虎三君紹介）（第一九六八号）、同外十三件（請願者　岐阜県中津川市立花町千七百四十八番地浅井春枝外七千九百九十九名）（谷口善太郎君紹介）（第一九六九号）、同外二件（請願者　福島市東浜町一丁目手島克己外二千五百名）（中村英男君紹介）（第一九七〇号）、同外三件（請願者　福岡市平尾平和町市営住宅二十九号左田野久外千二十九名）（島本虎三君紹介）（第二〇四一号）、同外十三件（請願者　福島県白河市向寺大越利之外七千四百五名）（吉村吉雄君紹介）（第二〇四二号）、同外五件（請願者　大阪市城東区永田町東四丁目一番地山脇歌子外千三百四十八名）（井岡大治君紹介）（第二一四八号）、同外二件（請願者　福岡市東浜町四丁目三番地松尾富子外三千九百十四名）（中村高一君紹介）（第二一四九号）、同外二十六件（請願者　山形県酒田市小中島五番地渡辺良吉外二万三千九百三十名）（川上貫一君紹介）（第二一五〇号）、同外二十七件（請願者　岐阜市大池町高橋富三郎外一万六千二百七十三名）（志賀義雄君紹介）（第二一六号）、同外二十八件（請願者　北海道函館市港町百七十八番地の二福島直蔵外三万三千三百九十九名）（谷口善太郎君紹介）（第二一七〇号）、同外二件（請願者　福岡県門司市柄杓田五百三十一番地の一中島一三外二千九百八十七名）（細迫兼光君紹介）（第二一八〇号）、同外五件（請願者　愛知県岡崎市戸崎町屋敷八十一番地宮地とよ子外五千九百九十八名）（板川正吾君紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　東京都渋谷区桜ヶ丘七十七番地江上正人外百九十四名）（稲村隆一君紹介）（第二三〇三号）、同外七件（請願者　山口県下関市八幡町二千百八十四番地伊藤トミ外千百八十九名）（島本虎三君紹介）（二三〇四号）、同外二件（請願者　横浜市金沢区平潟町二十八番地森下賢一外二千九百九十九名）（田口誠治君紹介）（第二三〇五号）、同（請願者　宮崎県日向市美々津町上区高橋一義外五百六十八名）（日野吉夫君紹介）（第二三〇六号）、同外九件（請願者　宮崎県都城市大王町隈寄計佐吉外九百九十六名）（広瀬秀吉君紹介）（第二三〇七号）、同外五件（請願者　静岡市国吉田六百五十番地北川礼子外六百十名）（松井政吉君紹介）（第二三〇八号）、同外四件（請願者　岐阜県高山市名田町四丁目円田武雄外千四百七十八名）（武藤山治君紹介）（第二三〇九号）、同外四件（請願者　滋賀県野洲郡中主町西河原川橋登外四百七十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二三一〇号）、同外一件（請願者　岐阜県中津川市横清水町小林栄子外九百九十九名）（足鹿覺君紹介）（第二三四七号）、同外三件（請願者　秋田県鹿角郡小坂町加藤清外二千四百二十七名）（石田宥全君紹介）（第二三四八号）、同（請願者　三重県伊勢市宮町百十五番地丸岡民雄外九百九十九名）（角屋堅次郎君紹介）（第二三四九号）、同外三件（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷六丁目二百二十九番地竹倉緯子外二千九百五十九名）（小林進君紹介）（第二三五〇号）、同外二百五十六件（請願者　山形県酒田市南砂田一番地佐藤梅子外千六十三名）（杉山元治郎君紹介）（第二三五一号）、同外八件（請願者　岐阜県稲葉郡蘇原町平田耕吉外三千五百八十八名）（坪野米男君紹介）（第二三五二号）、同外四件（請願者　愛知県豊橋市東郷町九十番地大橋祥八外四千六百七十八名）（松原喜之次君紹介）（第二三五三号）、同外三件（請願者　愛知県南設楽郡鳳来町門谷丸山正外二千八百五十七名）（横山利秋君紹介）（第二三五四号）、同外九十八件（請願者　静岡市豊原町十五番地杉山幸平外三百七十六名）（永井勝次郎君紹介）（第二四五六号）、同外一件（請願者　宮崎県延岡市樽口町一丁目六千三十九番地渡部貞治外二千二名）（西村力弥君紹介）（第二四五七号）、同外二件（請願者　福岡県門司市白木崎貫田町西原義之外三千二名）（三宅正一君紹介）（第二四五八号）、同（請願者　岐阜県高山市花里町三丁目足立愛子外四百九十九名）（鈴木茂三郎君紹介）（第二四五九号）、同外四件（請願者　岐阜市加納中広江町郷辰夫外二千四百九十九名）（田邊誠君紹介）（第二四六〇号）、同外二件（請願者　愛知県瀬戸市東松山町三百番地の八船戸武雄外二千九百九十九名）（有馬輝武君紹介）（第二五〇五号）、同外三件（請願者　奈良県大和郡山市小泉町中畑弘信外八百二十九名）（堂森芳夫君紹介）（第二五三五号）、同外一件（請願者　名古屋市東区黒門町武田二郎外二千五百九十四名）（三宅正一君紹介）（第二五三六号）、同外一件（請願者　横浜市金沢区洲崎町三十五番地近藤久治外二千一名）（太田一夫君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　宮崎市瀬頭町二百九十番地岩尾貞男外六百七十三名）（川上貫一君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　宮城県石巻市濱砂山三十三番地輿田幸作外千六百四十九名）（志賀義雄君紹介）（第二六〇五号）、同（請願者　島根県飯石郡頓原町張戸信藤伊佐夫外千五十一名）（谷口善太郎君紹介）（第二六〇六号）、同（請願者　宮城県石巻市旭町六十二番地高橋幸雄外三百四十九名）（湯山勇君紹介）（第二六〇七号）、同外十五件（請願者　大津市東上栄町林政次郎外千七百二十名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二六五三号）、同（請願者　東京都足立区栗原町千六百八十一番地金田ひろみ外二百二十九名）（勝澤芳雄君紹介）（第二七三五号）、同外七件（請願者　東京都足立区西加平町六百五十九番地田尻政弘外四千百四十九名）（永井勝次郎君紹介）（第二七三六号）、同（請願者　大阪市東淀川区淡路本町二丁目五百七十二番地西田勉外五百十九名）（長谷川保君紹介）（第二七三七号）、同（請願者　秋田県本荘市神沢佐々木藤一外四百六十七名）（石山權作君紹介）（第二八四六号）、同外三件（請願者　京都府舞鶴市溝尻中町松井力蔵外四百七十四名）（阪上安太郎君紹介）（第二八四七号）、同外一件（請願者　佐賀県唐津市西寺津二丁目松本悦子外二千六名）（井岡大治君紹介）（第二九三七号）、同（請願者　三重県尾鷲市古江町保平長三）（角屋堅次郎君紹介）（第三〇七一号）、同（請願者　秋田県本荘市和泉町三十六番地鈴木正夫外三百十九名）（栗林三郎君紹介）（第三〇七二号）、同外一件（請願者　東京都新宿区百人町四丁目四百二番地中平一外二千二百九十六名）（佐野憲治君紹介）（第三〇七三号）、同（請願者　宮城県桃生郡鳴瀬町浅井矢上内海三千男外十九名）（三木喜夫君紹介）（第三〇七四号）、同外一件（請願者　広島県三原市中之町千三百五十二番地前田誠治外三百七十名）（武藤山治君紹介）（第三〇七五号）、同（請願者　福島県内郷市白水町五十三番地屋野二三外七百四十八名）（吉村吉雄君紹介）（第三一九五号）、同（請願者　津市上弁財町榎本順子）（角屋堅次郎君紹介）（第三二五七号）、同（請願者　東京都世田谷区下馬町二丁目七十六番地岸英雄外四百九十四名）（井岡大治君紹介）（第二三五八号）、同（請願者　秋田県鹿角郡小坂町成森斎藤友治外八十二名）（石山權作君紹介）（第三三六九号）、同（請願者　熊本市花園町千六番地竹崎廸子外九百五十九名）（小林進君紹介）（第三三七〇号）、同（請願者　名古屋市疏穂区上坂町二丁目四十番地横

山鉱司外三名）（赤松勇君紹介）（第三四〇八号）、同外六十三件（請願者　奈良県大和郡山市西田中橋本一男外三百二十三名）（中村重光君紹介）（第三四〇九号）、同（請願者　熊本県荒尾市大平町三丁目十番地秋富マチエ外九百八十三名）（坂本泰良君紹介）（第三五七〇号）、同（請願者　秋田市寺内将軍野帝石丸松アパート内五十嵐和子外九百十六名）（栗林三郎君紹介）（第三七八四号）、同外一件（請願者　岐阜県郡上郡美並村苅安下前喜市外七百四十六名）（西村関一君紹介）（第三八一九号）、同（請願者　愛知県安城市今村町十番地福岡秀治外十名）（赤松勇君紹介）（第三八六九号）、同（請願者　愛知県豊橋市東田町百七番地の二曾我直弘外十六名）（太田一夫君紹介）（第三八七〇号）、同（請願者　岐阜県不破郡垂井町宮代日比竜郎外十五名）（加藤清二君紹介）（第三八七一号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区内方町二丁目加藤順外十名）（穂積七郎君紹介）（第三八七二号）、同外十件（請願者　神奈川県藤沢市大字大鋸三百六十五番地天沼光五郎外三千八百八十九名）（松井政吉君紹介）（第三八七三号）、同（請願者　東京都新宿区戸塚町三丁目五十三番地村山英市外四十八名）（島上善五郎君紹介）（第三九八六号）、同外二件（請願者　北海道夕張市鹿ノ谷三丁目二十四番地西村敏三外四百六十四名）（滝井義高君紹介）（第四二二三号）、同（請願者　北海道夕張市真谷地六十二番地五区桜田面松外百三十九名）（中村英男君紹介）（第四二二四号）、同（請願者　京都府乙訓郡長岡町字神足畑中茂外四百九十九名）（岡本隆一君紹介）（第四三七号）、同（請願者　前橋市上泉町千三百六十三番地井岡栄作外千九十九名）（田邊誠君紹介）（第四四三八号）、同外一件（請願者　福岡県北九州市八幡区香月町河本政雄外二千一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第四四三九号）、同（請願者　前橋市荻町百八番地天池銀蔵外九百九十九名）（松本七郎君紹介）（第四四四〇号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区西原町二丁目四十四番地沢田明治外千九百九十九名）（浅沼享子君紹介）（第四四四七号）、同（請願者　宮崎県都城市中原町二千五十二の三番地清水享司外五百五十九名）（緒方孝男君紹介）（第四四四八号）、同（請願者　岡山県津山市南新庄三丁目八十三番地渡辺亀美代外千百九十九名）（黒田壽男君紹介）（第四四四九号）、同（請願者　岐阜県加茂郡富加村羽生井戸銀市外四百九十九名）（田口誠治君紹介）（第四四五〇号）、同（請願者　京都府宇治市宇治妙楽十三番地の二十八増田哲外四百九十九名）（坪野米男君紹介）（第四四五一号）、同（請願者　鳥取県倉吉市中河原一区中井道夫外四百九十九名）（中村英男君紹介）（第四四五二号）、同（請願者　横浜市金沢区六浦町千八百二十七番地井上和男外九百九十九名）（八木一男君紹介）（第四四五三号）、同（請願者　岐阜市神田町加納五郎外四百九十九名）（田口誠治君紹介）（第四四六八号）、同外二件（請願者　前橋市東岩神町千百七十三番地桜井藤太郎外千九百九十九名）（田邊誠君紹介）（第四四六九号）、同（請願者　岐阜県益田郡金山町大船渡鈴木広子外四百九十九名）（楯兼次郎君紹介）（第四四七〇号）、同外二件（請願者　京都市東山区山科四ノ宮神田町栗津十四夫外千五十七名）（柳田秀一君紹介）（第四四七一号）、同外一件（請願者　岐阜県揖斐郡大野町西方小森薫外九百九十九名）（山本幸一君紹介）（第四四七二号）、同外一件（請願者　長崎県佐世保市金比良町三百四十七番地岸野定代外百七十二名）（石橋政嗣君紹介）（第四四九六号）、同外一件（請願者　佐賀県杵島郡江北町平山八十八舎松永マサ子外千八百九十六名）（井手以誠君紹介）（第四四九七号）、同（請願者　福岡県豊前市八屋町昭和町玉田昌信外八百九名）（河野正君紹介）（第四四九八号）、同（請願者　三重県一志郡一志町大字八太川島武男外千百名）（小林ちづ君紹介）（第四四九九号）、同（請願者　福岡県筑紫郡筑紫野町永岡剛部勝一外九百九十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第四五〇〇号）、同外十六件（請願者　横浜市西区石崎町一丁目三十九番地佐藤忠藤外一万五千名）（志賀義雄君紹介）（第四五〇一号）、同外十八件（請願者　京都市下京区二の宮上ノ口上ル竹本小夜子外一万二千五名）（谷口善太郎君紹介）（第四五〇二号）、同外二件（請願者　鳥取県倉吉市瀬崎町山名高晴外千四百九十九名）（足鹿覺君紹介）（第四五三六号）、同（請願者　福岡県筑紫郡筑紫野町二日市天神坂口平八郎外九百九十九名）（有馬輝武君紹介）（第四五三七号）、同外一件（請願者　長崎県佐世保市十文野町八十八番地中村満外三百三十八名）（石橋政嗣君紹介）（第四五三八号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡安田町保田清野喜八郎外二百四十九名）（石田宥全君紹介）（第四六一五号）、同外二件（請願者　長崎県佐世保市赤崎住宅A二の二十六江頭三郎外三百二十四名）（石橋政嗣君紹介）（第四六一六号）、同（請願者　群馬県館林市大街道山口ふじ外百三名）（石山權作君紹介）（第四六一七号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町東浦町大村貞雄外七百九十九名）（板川正吾君紹介）（第四六一八号）、同（請願者　新潟県三条市上田島小林良一外二百四十七名）（稲村隆一君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　新潟県両津市北五十里石川忍外三百四名）

（猪俣浩三君紹介）（第四六一〇号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区本町一丁目山口隆外千二十五名）（緒方孝男君紹介）（第四六一一号）、同（請願者　秋田県河辺郡河辺町岩見字台石塚重喜外二百六十四名）（大柴滋夫君紹介）（第四六一二号）、同（請願者　新潟県村上市山辺里鈴木一外百二十八名）（岡良一君紹介）（第四六二五号）、同（請願者　島根県江津市郷田野原義雄外二百八十九名）（岡田利春君紹介）（第四六二六号）、同外六件（請願者　宮崎県児湯郡川南町中須杉浦孝行外三千四百九十八名）（片島港君紹介）（第四六二七号）、同（請願者　新潟市旭町二番地川上博外二百四十九名）（小林進君紹介）（第四六二八号）、同（請願者　富山県黒部市沓掛松賀ふみ外四百二名）（佐野憲治君紹介）（第四六二九号）、同（請願者　新潟市本町十四番地加藤芳夫外二百五十名）（三宅正一君紹介）（第四六三〇号）、同（請願者　新潟県村上市庄内町五千五百七十八番地柿原伊太郎外七名）（井岡大治君紹介）（第四七〇六号）、同外一件（請願者　三重県伊勢市東大淀町中西はまる外四百七十名）（小林ちづ君紹介）（第四七〇七号）、同外三件（請願者　長野県小県郡武石村小沢根桜井正子外四百三名）（原彪君紹介）（第四七〇八号）、同外七十八件（請願者　前橋市田中町九十七番地剣持保上外六百二十一名）（穂積七郎君紹介）（第四七〇九号）、同外五件（請願者　横浜市港北区十日市場千二百九十六番地鈴木利助外二百三十八名）（山口丈太郎君紹介）（第四七一〇号）、同外一件（請願者　横浜市金沢区六浦町二千七百七十番地山崎政雄外二百二十八名）（山中吾郎君紹介）（第四七一一号）、同（請願者　岐阜県多治見市宮前町水野順三外二百四十一名）（吉村吉雄君紹介）（第四七一二号）、同（請願者　大阪市此花区四貫島宗安町八番地島田利男外四名）（井岡大治君紹介）（第四七五八号）、同外一件（請願者　兵庫県宝塚市小林御所の前三丁目十八番地山本和義外九百二十八名）（二宮武夫君紹介）（第四七五九号）、同外九十一件（請願者　群馬県群馬郡倉渕村乙千六百五十六番地角貝里江外四百六十八名）（原茂君紹介）（第四七六〇号）、同外二件（請願者　宮城県石巻市日和山東永沢章子外千五百七十九名）（日野吉夫君紹介）（第四七六一号）、同（請願者　神奈川県藤沢市藤沢千九百九十四番地磯部武外三百十名）（前田榮之助君紹介）（第四七六二号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字田村千二百三十三番地原島猪太郎外六百九十七名）（松井誠君紹介）（第四七六三号）、同外四件（請願者　横浜市保土ケ谷区星川町浜野久治外二百十六名）（安平鹿一君紹介）（第四七六四号）、同（請願者　京都市左京区北島追分町上田芳郎外二百九十二名）（柳田秀一君紹介）（第四七六五号）、同（請願者　横浜市金沢区六浦町六百九十八番地菊地周子外二百三十一名）（山中日露史君紹介）（第四七六六号）、同外一件（請願者　長野県松本市寿区白瀬渕三百十九番地田中圭次外四百七十七名）（湯山勇君紹介）（第四七六七号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区木尾ノ瀬金剛爪生幸夫外九百九十九名）（緒方孝男君紹介）（第四八二七号）、同外一件（請願者　北海道紋別市大山町一丁目山崎秀雄外千九百九十六名）（川上貫一君紹介）（第四八二八号）、同外二件（請願者　横浜市戸塚区上倉田三百九十五番地村沢幸太郎外二千九百三名）（志賀義雄君紹介）（第四八二九号）、同外一件（請願者　奈良県桜井市初瀬吉村辰造外千八百九十五名）（谷口善太郎君紹介）（第四八三〇号）、同外二件（請願者　福島県勿来市錦町新川田四番地安部勇外二百七十六名）（松井政吉君紹介）（第四八三一号）、同外六件（請願者　長野市安茂里小市小林幸二外四百三十一名）（松原喜之次君紹介）（第四八三二号）、同（請願者　神奈川県川崎市久本四百八十三番地吉田宏外三百六十一名）（森島守人君紹介）（第四八三三号）、同（請願者　長野市田町池田隆吉外二百九十五名）（八百板正君紹介）（第四八三四号）、同外三件（請願者　兵庫県尼崎市上の島野上町二番地母子住宅九号長谷川まつ江外三百九十九名）（八木一男君紹介）（第四八三五号）、同（請願者　横浜市鶴見区下野谷四十番地栗原さわ外二百二名）（山内広君紹介）（第四八三六号）、同（請願者　長野県松本市芳川平田百十二番地小沢善子外二百十五名）（山崎始男君紹介）（第四八三七号）、同（請願者　広島県安芸郡坂町池上元市外三百三十五名）（和田博雄君紹介）（第四八三八号）、同外九十四件（請願者　福岡県北九州市八幡区南王子町二丁目野田三代子外四百三十名）（滝井義高君紹介）（第四八八六号）、同外一件（請願者　埼玉県秩父市上山田町千四百三十九番地坂本藤枝外五百九十一名）（肥田次郎君紹介）（第四八八七号）、同外一件（請願者　群馬県高崎市稲荷町二の二番地須藤真弓外三百十一名）（広瀬秀吉君紹介）（第四八八八号）、同（請願者　福岡県久留米市諏訪野町二番地古賀ハツエ外三百四十二名）（藤原豊次郎君紹介）（第四八八九号）、同（請願者　熊本県荒尾市打越区磯山西岡佐太郎外四百九十二名）（淺沼享子君紹介）（第四九二二号）、同（請願者　東京都西多摩郡日ノ出村大字大久野百五十三番地宮田栄太外八十二名）（井岡大治君紹介）（第四九二三号）、同（請願者　秋田県山本郡二ツ井町仁鮒畠山友三郎外二十四名）（石山權作君紹介）（第四九二四号）、同（請願者　横浜市戸塚区戸塚町四千百九番地山下正道外二百三十名）（小林進君紹介）（第四九二五号）、同（請願者　神奈川県川崎市新作千三百五十一番地吉原商重外二百九十名）（五島虎雄君紹介）（第四九二六号）、同（請願者　神奈川県川崎市宿河原千六百六十番地木下富康外二十四名）（田邊誠君紹介）（第四九二七号）、同（請願者　山形県酒田市大字刈穂字古川五十四番地の一芝田欽市外六百六十名）（堂森芳夫君紹介）（第四九二八号）、同（請願者　福岡県大川市大野島南中通武下作一外二百二十五名）（中村英男君紹介）（第四九二九号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市町小中野百五十番地和田隆寿外三十四名）（永井勝次郎君紹介）（第四九三〇号）、同（請願者　熊本県荒尾市大島上区石橋光次外三百七十六名）（堀昌雄君紹介）（第四九三一号）、同（請願者　熊本県荒尾市平井野中園田伊勢松外三百六十名）（前田榮之助君紹介）（第四九三二号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市町戸倉千九百四十四番地鈴木一郎外百二名）（松井政吉君紹介）（第四九三三号）、同外一件（請願者　奈良県橿原市大久保町西村芳雄外百二十一名）（松前重義君紹介）（第四九三四号）、同（請願者　群馬県多野郡吉井町百二十四番地の二伊藤旭外九百九十九名）（松本七郎君紹介）（第四九三五号）、同外二件（請願者　新潟県長岡市曲新町須栗庄三郎外三百六十二名）（三木喜夫君紹介）（第四九三六号）、同外一件（請願者　埼玉県秩父郡皆野町皆野千七百十一番地の三茂木広外四百六十七名）（村山喜一君紹介）（第四九三七号）、同外一件（請願者　横浜市金沢区泥亀町三十五番地松岡清市外百八十九名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四九三八号）、同（請願者　徳島市安宅町三丁目西尾美代子外九十九名）（吉村吉雄君紹介）（第四九三九号）、同（請願者　名古屋市中区岩井通三番地中野正二外四百八十九名）（渡辺惣蔵君紹介）（第四九四〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸千二十四番地原田治太郎外百九十九名）（中村高一君紹介）（第五〇四八号）、同（請願

者　宇都宮市雀宮町三千五十三番地松浦一外七十五名）（武藤山治君紹介）（第五〇四九号）、同外一件（請願者　神奈川県横須賀市東逸町二丁目五十九番地島崎清蔵外三百四十一名）（森島守人君紹介）（第五〇五〇号）、同（請願者　高知県土佐市宇佐町東仲町宮尾芳美外千百九十九名）（森本靖君紹介）（第五〇五一号）、同外一件（請願者　東京都台東区浅草清川町三丁目十一番地峯岸公仁外千二百六十三名）（山口シヅエ君紹介）（第五〇五二号）、同（請願者　横浜市金沢区寺前町百五十七番地鈴木とみ子外百八十四名）（山口鶴男君紹介）（第五〇五三号）、同（請願者　東京都江東区北砂町四丁目千百二十五番地関本芳子外五百三十二名）（淺沼享子君紹介）（第五一六四号）、同（請願者　東京都小平市花小金井五丁目五百三十一番地松沢久見外千六百三十七名）（大原亨君紹介）（第五一六五号）、同（請願者　東京都新宿区下落合三丁目千八百五十九番地春本八重外八百四十三名）（河野密君紹介）（第五一六六号）、同（請願者　大阪府吹田市光明町百十八番地西川重光外四名）（阪上安太郎君紹介）（第五一六七号）、同外一件（請願者　神奈川県横須賀市汐入二丁目十九番地高橋ハナ外千十五名）（島上善五郎君紹介）（第五一六八号）、同外一件（請願者　東京都三鷹市牟礼五百二十八番地和田民雄外千六百五十一名）（中村高一君紹介）（第五一六九号）、同（請願者　東京都青梅市青梅百十三番地斎藤トキ外六百三十七名）（松井政吉君紹介）（第五一七〇号）、同外三件（請願者　高知市水源町九番地野間栄外千百七十九名）（森本靖君紹介）（第五一七一号）、同外五件（請願者　横浜市戸塚区阿久和町千八百四十二番地島羽幸次郎外千二百六十七名）（兒玉末男君紹介）（第五一七二号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市大町八番地吉江辰一外四百六十八名）（武藤山治君紹介）（第五一七三号）、同（請願者　福岡県大牟田市三池築島六百四番地の一塚本和蔵外四千九百九十九名）（安宅常彦君紹介）（第六一〇八号）、同（請願者　島根県大田市大田町森山実子外五百十二名）（井岡大治君紹介）（第六一〇九号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区中本町三番地越智幹夫外六百三十七名）（井手以誠君紹介）（第六一一〇号）、同外二件（請願者　島根県仁万郡温泉津町上住光子外六百十二名）（大原亨君紹介）（第六一一一号）、同（請願者　静岡県富士宮市城山二千二百八十一番地井上直外四百九十九名）（勝間田清一君紹介）（第六一一二号）、同外二件（請願者　東京都千代田区神田錦町三丁目十番地神部誠一郎外一万七十四名）（小松幹君紹介）（第六一一三号）、同外一件（請願者　福岡県北九州市戸畑区明治町五丁目田籠弘子外二千三百四十名）（田口誠治君紹介）（第六一一四号）、同（請願者　宮崎県宮崎郡田野町今村平原スワノ外三千六百五十一名）（細迫兼光君紹介）（第六一一五号）、同（請願者　福岡県大牟田市橘市営住宅四十七号小川広海外六百十八名）（松井政吉君紹介）（第六一一六号）、同（請願者　東京都江東区深川毛利町三百九十二番地北川平治外千四百九十九名）（志賀義雄君紹介）（第六一三六号）、同（請願者　東京都江東区大島二丁目八百三十番地岡祥三外二千百六十六名）（大原亨君紹介）（第六三六九号）、同外二件（請願者　福岡県北九州市八幡区春野町六丁目安原キミエ外二千九百九十九名）（川上貫一君紹介）（第六三七〇号）、同（請願者　東京都葛飾区本田梅田町六十四番地岩井清吉外百二十名）（河野正君紹介）（第六三七一号）、同外二件（請願者　福岡県北九州市八幡区前田町二丁目松本キミ外四千九百七十九名）（志賀義雄君紹介）（第六三七二号）、同（請願者　福岡県北九州市香月町城の前中島輝彦外二千二百九十五名）（島本虎三君紹介）（第六三七三号）、同（請願者　東京都葛飾区奥中本町二百二十八番地小倉とめ外二千四百五十八名）（多賀谷眞稔君紹介）（第六三七四号）、同外三件（請願者　岐阜県関市側島六百九十一町番地の二篠田亘外七千三百七十四名）（谷口善太郎君紹介）（第六三七五号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区中原西町四丁目井手靖子外三千九百五十三名）（中村英男君紹介）（第六三七六号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区前田町二丁目松尾幸子外二千四百十八名）（前田榮之助君紹介）（第六三七七号）、同外九件（請願者　福岡県遠賀郡芦屋町正力町野中政治外三百六十七名）（八木一男君紹介）（第六三七八号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区明治町六丁目荒木久外千九百九十五名）（横路節雄君紹介）（第六三七九号）、同（請願者　長野県佐久市大字中込三千九番地依田伝三外三十名）（志賀義雄君紹介）（第六五一四号）、同外二百六十六件（請願者　滋賀県近江八幡市孫平治町上野梅吉外千百八十四名）（横路節雄君紹介）（第六五一五号）、同（請願者　前橋市岩神町五百六十番地塩見洋子外三百十五名）（堀昌雄君紹介）（第六五二一号）及び同（請願者　熊本県水俣市江添平上宮崎頼雄外八百名）（川上貫一君紹介）（第六五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

池田首相は三大公約の一つとして、社会保障を確立して国民の生活水準の向上を約束したが、失業者や生活保護者の生活はすこしも解決されていないのみならず、公共料金をはじめ物価の値上りで、生活はますます苦しくなつており、さらに失業対策事業の非人間的な賃金と労働条件は、多くの臨時工や社外工をはじめ、無権利な低賃金労働者を人為的に作りだす結果となつている。ついては、憲法に定められている健康で文化的な最低限度の生活と働く権利の保障を、国と自治体の責任で完全に実施するよう次記事項を措置されたいというのである。（一）失業対策事業打切りの阻止、（二）完全雇用と雇用の大幅拡大、（三）全国一律最低賃金制の確立、大幅賃上げ実施、（四）社会保障の確立、疾病・失業・老後の保障、（五）臨時・日雇・社外工等の制度の禁止。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長笠間恵）（齋藤邦吉君紹介）（第二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民皆保険とともに国保事業も逐次向上しつつあるが、他の社会保険に比較し依然としてその内容が劣弱であり、特に低所得者に対する医療制度としては、はなはだ不十分である。ついては、同事業の公益性を考慮され、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）療養給付率を七割に引き上げ、国庫負担率を五割以上とすること、（二）被所得者のうち低所得階層に対しては、国庫負担による保険税の軽減措置を講ずること、（三）保険者の事務費を実態に即するよう引き上げること、（四）地域差撤廃による保険者負担増分は、国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金事務費に対する交付金増額に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会

長笠間恵）（齋藤邦吉君紹介）（第二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民年金事務は、本来国の事務であり、全額国庫負担が法定されているにもかかわらず、町村に過重の負担をかけている実情である。ついては、事務費を実費全額国庫負担とするよう交付金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険制度改善に関する請願（請願者　茨城県真壁郡協和村大字井出蛯沢稲葉保寿外六千三百十五名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二二五号）、同（請願者　茨城県東茨城郡美野里町下郷中村延男外六千四百二十六名）（橘本登美三郎君紹介）（第二二六号）及び同外三件（請願者　茨城県東茨城郡桂村佐川正男外二万六千二百二十三名）（丹羽喬四郎君紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の国民健康保険制度では、完全な医療保障といい難く、かねてから同制度の抜本的改革が望まれているが、当面の問題として昭和三十八年度より、次記事項を実施されたいというのである。（一）昭和四十年度までに全被保険者に七割給付をすること、（二）給付改善による低所得者の保険税増額は全額国庫負担とすること、（三）保険者の事務費は実質十割の国庫負担とすること、（四）国民健康保険団体連合会の審査支払事務に関する国庫補助は全額とすること、（五）保健婦補助の基準単価を三十万以上に引き上げること、（六）国保組合の頭打ち補助方式を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者援護に関する請願外十六件（請願者　長崎市昭和町九十九番地平田夏子外百九十三名）（倉成正君紹介）（第二九七号）、同外二十九件（請願者　長崎市手熊町千二十一番地原爆患者会門口寅一外三十七名）（倉成正君紹介）（第一七四五号）、同（請願者　長崎市　城山町五十三番地深堀惣次郎外二十六名）（綱島正興君紹介）（第一七四六号）、同外二十四件（請願者　長崎市川平町大我源太郎外二十四名）（石橋政嗣君紹介）（第一八六〇号）、同（請願者　長崎市小ケ倉町一丁目六十二番地松尾愛子外二十四名）（金子岩三君紹介）（第一八六一号）、同外二十四件（請願者　長崎市西町千四百九十八番地橋口忠平外二十四名）（中村重光君紹介）（第一九四八号）及び同外二十四件（請願者　長崎市本原町一丁目二百七十一番地永江世知子外二十四名）（馬場元治君紹介）（第二〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原子爆弾死亡者に対する弔慰金と遺家族援護を確立するため、原子爆弾死没者遺家族援護法を制定し、原子爆弾被爆身体障害者（内臓疾患を含む）に身体障害年金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険事業費国庫負担増額に関する請願（請願者　愛媛県議会議長沖喜予市）（隅谷勝利君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険実施以来毎年医療費は増大し、保険料は低所得者の多い被保険者にとってすでに限界にきており、市町村の一般会計から国保会計への繰出しは増大するばかりなので、この際積極的に医療費に対する国庫負担金を増額し、また事務費についても愛媛県十一市の現状は、必要経費の六三パーセント程度が国庫負担でみたされているのみであり、財政力の弱い市町村に圧迫を加えているので実質十割の国庫負担をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

福祉活動普及員制度設置に関する請願（請願者　茨城県水海道市長横田新六郎外百九十六名）（塚原俊郎君紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会福祉協議会活動は内容的にも広い範囲にわたり、活動の行なわれる部落、町内等の単位地区もきわめて数が多く、特に町村社協における企画、指導、連絡、資料提供等の業務量は急激に増加し、従来のような地区住民の奉仕活動や役場吏員の協力程度では、とうてい処理することは困難な状況にある。ついては、福祉活動普及員制度を設置するとともに、その予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

旧満州国日系軍官等の遺家族援護に関する請願（請願者　東京都杉並区井荻一丁目三十七番地　山田乙三）（宮澤胤勇君紹介）（第四〇一号）及び同外一件（請願者　東京都杉並区井荻一丁目三十七番地　薗星会長山田鉄二郎外一名）（堀内一雄君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧満州国軍日系軍官は勅令の定めるところに従い、日本軍人としての身分を保有し、関東軍司令官の指揮監督下にあつて、国防の第一線に日本軍と同様の任務に服していたにもかかわらず、今次終戦時における犠牲者に対しては、ようやく準軍属として認められたに過ぎないので、旧満州国日系軍官等の戦死者（約二百名）の遺族に対し恩給法または遺族援護法を日本軍人と同等に適用されるように改正し、昭和三十八年度予算に所要経費を計上されたい。また旧満州国陸軍軍官学校生徒は、終戦直前ソ連軍の満州国侵入に対処し、関東軍命令により臨時防衛部隊を編成し、防衛の任務についたものであるが、これら生徒は単に特別未帰還者の待遇しか受けていないので、ソ連に抑留中死亡したこれら生徒（約百名）の遺族に対し、軍人として遺族援護法を適用するよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円

所行　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（五八）〇〇一一（代）

官報

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会　衆議院会議録追録（五）

請願に関する報告書

〔第五十五号（その一）参照〕

社会労働委員会

療術の制度化に関する請願（請願者　広島市段原日出町二百五十四番地の二伊藤香）（砂原格君紹介）（第四三七号）、同（請願者　福岡県八幡市中央町五丁目松尾タケノ）（伊藤卯四郎君紹介）（第四五二号）、同（請願者　鹿児島市西田町百七十二番地堀口源太郎）（上林山榮吉君紹介）（第四九二号）、同外二件（請願者　宮崎県西諸県郡野尻町東麓大畑栄吉外二名）（小山長規君紹介）（第四九三号）、同（請願者　鹿児島県川内市尾白江町三千五百五十一番地船田健二郎）（池田清志君紹介）（第六二九号）、同外一件（請願者　鹿児島県日置郡東市来町湯之元牧之内金蔵外一名）（床次徳二君紹介）（第六八九号）、同（請願者　鹿児島市南林寺町一丁目四十番地神田小松）（宇田國榮君紹介）（第六九〇号）、同外二件（請願者　埼玉県北足立郡北本町大字北本宿五百六十三番地の一多島司加太郎外二名）（青木正君紹介）（第七九二号）、同（請願者　広島県呉市伏原町四十三番地全療協広島県療術師会長広中喜一郎）（前田榮之助君紹介）（第八二九号）、同外一件（請願者　大阪市都島区都島本通八丁目十一番地川口貞一外一名）（菅野和太郎君紹介）（第八四七号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町百七十七番地久染直市）（加藤常太郎君紹介）（第八八九号）、同外一件（請願者　埼玉県大里郡寄居町寄居柴崎常子外二名）（鴨田宗一君紹介）（第八九〇号）、同外一件（請願者　大阪市東淀川区法路本町二丁目五百五十五番地福崎吉蔵外一名）（西尾末廣君紹介）（第八九一号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百五十二番地尾崎繁治）（林博君紹介）（第八九二号）、同（請願者　大阪府八尾市本町一丁目四十九番地森田邦雄）（古川丈吉君紹介）（第八九三号）、同（請願者　大阪市天王寺区北山町二十七番地棚橋信一郎）（井岡大治君紹介）（第九三五号）、同（請願者　大阪市阿倍野区坂南町中二丁目十七番地山本円吉）（杉山元治郎君紹介）（第九三六号）、同（請願者　兵庫県加古川市平岡町土山田中喜代治）（田中武夫君紹介）（第九三七号）、同（請願者　大阪市東成区大今里北之町一丁目二百七番地吉田盛豊）（野原覺君紹介）（第九三八号）、同（請願者　東京都荒川区荒川五丁目十三番地荒川区療術師組合荒井伝寿）（天野公義君紹介）（第九四八号）、同（請願者　山口市大附町一番地藤井達勝）（小澤太郎君紹介）（第九四九号）、同（請願者　岐阜県高山市神田町二番地島月納）（金子一平君紹介）（第九五〇号）、同（請願者　岐阜県高山市千島町四百九十五番地島七蔵）（前田義雄君紹介）（第九五一号）、同（請願者　兵庫県加古川市上荘町国包百八十九番地畑正八）（岡田修一君紹介）（第九五二号）、同（請願者　福岡市春吉二丁目十番地の十五田中六兵衛）（稻富稜人君紹介）（第九八八号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目六番地大原岩太郎）（大倉三郎君紹介）（第九八九号）、同（請願者　兵庫県三原郡三原町神代国衛由井康進）（富田健治君紹介）（第九九〇号）、同（請願者　愛媛県今治市上宝来町百十八番地木村峯吉）（八木徹雄君紹介）（第九九一号）、同（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外二名）（瀬戸山三男君紹介）（第九九二号）、同（請願者　福岡市春吉二丁目十番地の十五河原田憲造）（緒方孝男君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　大阪府枚方市岡五百九十七番地竹尾時丸）（阪上安太郎君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　福岡市大名町二丁目三十一番地平子勝利）（田原春次君紹介）（第一〇三九号）、同（請願者　福岡市西養巴町三十番地毛利敬三）（楢崎弥之助君紹介）（第一〇四〇号）、同（請願者　愛媛県今治市宝来町九十三番地日浅兼吉）（八木徹雄君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　北海道小樽市石山町六番地宮島梅夫）（島本虎三君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　山口県大島郡橘町久賀林田浩規）（受田新吉君紹介）（第一一三一号）、同（請願者　千葉県旭市足川七百二十四番地中村豊一）（寺島隆太郎君紹介）（第一一六三号）、同外一件（請願者　兵庫県相生市相生千百七十五番地松田一秀外一名）（河本敏夫君紹介）（第一二四二号）、同（請願者　福岡市露切町二十八番地岩本輝義）（多賀谷眞稔君紹介）（第一二四三号）、同（請願者　大阪市住吉区南加賀屋町四百二十八番地高原保次）（肥田次郎君紹介）（第一二四四号）、同（請願者　奈良県天理市丹波市町九十六番地藤井作之）（岡本茂君紹介）（第一二七二号）、同（請願者　水戸市南町四丁目郡司貢）（久保三郎君紹介）（第一三九四号）、同（請願者　山口県萩市土原三区吉田重政）（田中龍夫君紹介）（第一五一五号）、同（請願者　山形市香澄町大宝寺三百十二番地畠山丑造）（松浦東介君紹介）（第一五一六号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通三丁目四十一番地上原貞子）（首藤新八君紹介）（第一五五九号）、同（請願者　山形県上山市鶴脛町元城内九十二番地手川ヨネ）（牧野寛索君紹介）（第一五六〇号）、同（請願者　茨城県結城市立町七千五百四十八番地小林彦次郎）（赤城宗徳君紹介）（第一六一〇号）、同（請願者　山形県酒田市片町四十番地茂木忠明）（池田正之輔君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　福井市宝永下町八番地杉田杉太郎）（藤摩雄次君紹介）（第一六八七号）、同（請願者　愛媛県新居浜市久保田町四百四十五番地河野喜蔵）（八木徹雄君紹介）（第一六八八号）、同（請願者　岐阜県海津郡海津町高須古川耕衛）（野田卯一君紹介）（第一七二一号）、同（請願者　福島市堀田町一丁目一番地広部直規）（植木庚子郎君紹介）（第一七二三号）、同（請願者　佐賀県武雄市松原町三丁目土井義郎）（保利茂君紹介）（第一七五五号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋三丁目一番地伊藤ハナ）（淺沼享子君紹介）（第一八六二号）、同（請願者　鹿児島市山之口町六十六番地竹下清）（有馬輝武君紹介）（第一八六三号）、同（請願者　新潟市上大川前通七番地谷清三郎）（石田宥全君紹介）（第一八六四号）、同（請願者　長崎市住吉町三百三十番地綱田義治）（石橋政嗣君紹介）（第一八六五号）、同（請願者　秋田県横手市田中町二番地高橋鉄之助）（川俣清音君紹介）（第一八六六号）、同（請願者　山形県東置賜郡宮内町大字宮内二千七百四十二番地の一小川馨）（黒金泰美君紹介）（第一八六七号）、同（請願者　広島県三次市十日市町二千二百九十八番地の六安森皇雄）（高津正道君紹介）（第一八六八号）、同（請願者　長崎市稲田町七十三番地草野丈一）（中村重光君紹介）（第一八六九号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋三丁目一番地伊藤喜一郎）（永井勝次郎君紹介）（第一九七〇号）、同（請願者　大津市材木町七番地

外村祐三)(西村関一君紹介)(第一八七一号)、同外一件(請願者 岐阜県高山市天満町四丁目西垣七楼外一名)(前田義雄君紹介)(第一八七二号)、同(請願者 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内本町十五番地小松田ミツ)(飯塚定輔君紹介)(第一九二二号)、同(請願者 千葉市登戸町二丁目百二番地新藤政吉)(臼井荘一君紹介)(第一九二三号)、同(請願者 長崎県諫早市仲沖町六百四十五番地松尾幸治)(金子岩三君紹介)(第一九二四号)、同(請願者 長崎市船蔵町四丁目十三番地桑島数美)(倉成正君紹介)(第一九二五号)、同(請願者 秋田県由利郡仁賀保町平沢上丁伊藤順治)(齋藤憲三君紹介)(第一九二六号)、同(請願者 千葉県市原郡市津町瀬又百六十六番地堀部七太郎)(始関伊平君紹介)(第一九二七号)、同(請願者 長崎市浜口町百一番地成田直諒)(白濱仁吉君紹介)(第一九二八号)、同(請願者 松山市三津松原町二千百九十五番地川本景三)(關谷勝利君紹介)(第一九二九号)、同(請願者 長崎市中新町百五番地荒木段治)(田口長治郎君紹介)(第一九三〇号)、同(請願者 三重県松阪市平生町四十三番地弓木和代)(田村元君紹介)(第一九三一号)、同(請願者 千葉県長生郡長生村一松千三百七十二番地中村千秋)(千葉三郎君紹介)(第一九三二号)、同(請願者 長崎市山里町三十九番地の二浜田豊吉)(綱島正興君紹介)(第一九三三号)、同(請願者 千葉県館山市長須賀百二十一番地斉藤斉)(中村庸一郎君紹介)(第一九三四号)、同(請願者 長崎市桜馬場町四十六番地吉村治美)(馬場元治君紹介)(第一九三五号)、同(請願者 高知市八軒町二十九番地伴幹)(濱田幸雄君紹介)(第一九三六号)、同(請願者 高知市大川筋五十五番地宮田利雄)(濱田正信君紹介)(第一九三七号)、同(請願者 埼玉県蕨市御殿町二丁目四千三百三十二番地黒沼賢太郎)(松永東君紹介)(第一九三八号)、同(請願者 広島県呉市東二河通三丁目四番地全療協広島県療術師会高松梅次郎)(松本俊一君紹介)(第一九三九号)、同(請願者 千葉県安房郡千倉町寺庭一番地熊田昌代)(水田三喜男君紹介)(第一九四〇号)、同(請願者 千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地前田基造)(山村新治郎君紹介)(第一九四一号)、同(請願者 兵庫県城崎郡城崎町湯島九十五番地谷垣正次郎)(有田喜一君紹介)(第二〇一六号)、同(請願者 滋賀県彦根市辻堂町十八番地宮内甚太郎)(伊藤卯四郎君紹介)(第二〇四八号)、同(請願者 滋賀県彦根市西栄町宮谷健治郎)(内海清君紹介)(第二〇四九号)、同(請願者 滋賀県彦根市高宮町鳥居上馬場市造)(田中幾三郎君紹介)(第二〇五〇号)、同(請願者 大阪府堺市西湊町六丁目三百七十五番地和田利夫)(西村榮一君紹介)(第二〇五一号)、同(請願者 佐賀県西松浦郡有田町二千百二十番地松尾秀一)(井手以誠君紹介)(第二一四一号)、同(請願者 鹿児島県日置郡吹上町永吉上谷一万三千七百八十二番地宇都テル)(宇田國榮君紹介)(第二一四二号)、同(請願者 山口県宇部市小串通り吾郷孫一郎)(細迫兼光君紹介)(第二一九七号)、同(請願者 新潟県新井市田町千七百七十七番地新潟県療術師会副会長前山太平)(田中彰治君紹介)(第二二七九号)、同(請願者 青森県八戸市青葉町二十九番地の一全国療術師協会八戸支部佐々木啓子)(津島文治君紹介)(第二二八〇号)、同(請願者 富山県高岡市四屋九十二番地本間甚作)(正力松太郎君紹介)(第二三六〇号)、同(請願者 神奈川県相模原市上溝四千四十八番地山岸キヨオカ)(安藤覺君紹介)(第二四一三号)、同(請願者 秋田県大館市護摩木道下八十番地河田キサ)(石田博英君紹介)(第二四一四号)、同(請願者 大分市竹町五丁目国沢幾義)(一萬田尚登君紹介)(第二四一五号)、同(請願者 静岡県沼津市大岡千四百三十番地中川方山田良忠)(遠藤三郎君紹介)(第二四一六号)、同(請願者 東京都世田谷区上北沢三丁目千百十番地大河原賢司)(賀屋興宣君紹介)(第二四一七号)、同(請願者 福岡市露切町二十八番地岩本輝義)(簡牛凡夫君紹介)(第二四一八号)、同(請願者 神奈川県小田原市久野百七十三番地小川豊吉)(小金義照君紹介)(第二四一九号)、同(請願者 兵庫県豊岡市本千百四十二番地井添清)(小島徹三君紹介)(第二四二〇号)、同(請願者 秋田市南鉄砲町照井藤松)(佐々木義武君紹介)(第二四二一号)、同(請願者 富山県婦負郡八尾町東町二千百九十七番地長谷栄治)(佐伯宗義君紹介)(第二四二二号)、同(請願者 広島県福山市明治町乙千五百四十一番地藤井栄三郎)(重政誠之君紹介)(第二四二三号)、同(請願者 松山市南堀端町十丁目十二番地亀井進)(關谷勝利君紹介)(第二四二四号)、同(請願者 京都市上京区大宮通寺ノ内下ル西入竹尾式イオン滲透綜合療法診療所永沢春子)(田中伊三次君紹介)(第二四二五号)、同(請願者 山梨県東八代郡八代町北千四百四十番地横山寿栄)(田邊國男君紹介)(第二四二六号)、同(請願者 静岡市駒形通二丁目九番地内田治明)(高見三郎君紹介)(第二四二七号)、同(請願者 静岡県磐田郡浅羽町諸井二千百五十番地窪野善一)(竹山祐太郎君紹介)(第二四二八号)、同(請願者 静岡県浜松市広沢町五十三番地熊谷伝平)(中村幸八君紹介)(第二四二九号)、同(請願者 広島県三次市十日市町二千二百九十八番地の六全療協広島療術師会安森皇雄)(永山忠則君紹介)(第二四三〇号)、同(請願者 静岡市東鷹匠町百十六番地小林祐済)(西村直己君紹介)(第二四三一号)、同(請願者 高知市田渕町六十六番地岡村啓)(濱田幸雄君紹介)(第二四三二号)、同(請願者 高松市松島町二百五十三番地国方惣太郎)(藤本捨助君紹介)(第二四三三号)、同(請願者 浦和市岸町一丁目百十四番地黒沼権十郎)(松永東君紹介)(第二四三四号)、同(請願者 浦和市常盤町九丁目六十五番地高橋富太郎)(松山千惠子君紹介)(第二四三五号)、同(請願者 千葉県安房郡川町前原百五十七番地畔田きみ)(森清君紹介)(第二四三六号)、同(請願者 秋田県能代市柳町三番地大山チカ)(柳谷清三郎君紹介)(第二四三七号)、同(請願者 静岡県熱海市下松田千七百四十五番地当野庄担郎)(山田彌一君紹介)(第二四三八号)、同(請願者 横浜市中区石川町三丁目九十一番地神奈川県療術師会林貞七)(米田吉盛君紹介)(第二四三九号)、同(請願者 滋賀県彦根市高宮町鳥居上馬場市造)(西村榮一君紹介)(第二四七三号)、同(請願者 滋賀県彦根市高宮町東出馬場有蔵)(門司亮君紹介)(第二四七四号)、同(請願者 横浜市磯子区杉田町千四百四十七番地青木信雄)(島上善五郎君外一名紹介)(第二四九三号)、同(請願者 秋田県鹿角郡花輪町下中島十番地浅石佐市郎)(石山權作君紹介)(第二四九四号)、同(請願者 静岡市西草深町百二十五番地河本発象)(勝澤芳雄君紹介)(第二四九五号)、同(請願者 静岡県沼津市大岡千四百三十番地中川雅嗣)(勝間田清一君紹介)(第二四九六号)、同(請願者 静岡県三島市六反田四丁目七番地柴原研一郎)(久保田豊君紹介)(第二四九七号)、同(請願者 秋田県大曲市土屋城四十九番地高橋千代三郎)(栗林三郎君紹介)(第二四九八号)、同(請願者 千葉市幕張町千四十三番地綿貫角太郎)(實川清之君紹介)(第二四九九号)、同(請願者 京都市上京区大宮通寺の内下西入竹尾式イオン滲透総合療法研究所京都支部長永沢朱実)(坪野米男君紹介)(第二五〇〇号)、同(請願者 千葉県市川市高石神町八十三番地柳義高)(藤原豊次郎君紹介)(第二五〇一号)、同(請願者 兵庫県姫路市南梅ケ枝町八百七十二番地堀江達拡)(三木喜夫君紹介)(第二五〇二号)、同(請願者 山口県下関市上田中町吉岡協輔)(安倍晋太郎君紹介)(第二五三七

号）、同（請願者　山形県鶴岡市荒町五十一番地渡辺得吉）（安宅常彦君紹介）（第二七三八号）、同（請願者　岐阜県高山市花里町五丁目橋本吉郎）（稲葉次郎君紹介）（第三二五九号）、同（請願者　岐阜県海津郡海津町松木古川耕衛）（野田卯一君紹介）（第三三五〇号）、同（請願者　大分市浜町東五組森武士）（一萬田尚登君紹介）（第三五九一号）、同（請願者　愛媛県温泉郡久谷村西野三百十三番地の二福増昇）（關谷勝利君紹介）（第三五九二号）、同（請願者　高知市大川筋五十五番地宮田利雄）（濱田幸雄君紹介）（第三五九三号）、同（請願者　浦和市本太町二丁目百九十八番地青木栄二）（松永東君紹介）（第三五九四号）、同（請願者　浦和市北浦和三丁目九十一番地関口清子）（松山千惠子君紹介）（第三五九五号）、同（請願者　愛知県知多郡南知多町大字日間賀島大西巻太郎）（早稲田柳右エ門君紹介）（第三七五三号）、同（請願者　岐阜県大垣市波須町田辺正衛）（木村公平君紹介）（第三九四四号）、同（請願者　東京都大田区調布嶺町二丁目二十番地高畑惣太郎）（笹本一雄君紹介）（第三九四五号）、同（請願者　愛媛県伊予市尾崎三百四十六番地岡田啓太郎）（關谷勝利君紹介）（第三九四六号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（中島茂喜君紹介）（第三九四七号）、同外八件（請願者　東京都足立区千住仲町百五番地宇田川松太郎外八名）（林博君紹介）（第三九四八号）、同（請願者　浦和市元町一丁目六十番地車谷志治）（松永東君紹介）（第三九四九号）、同（請願者　浦和市常盤町九丁目六十五番地高橋美智子）（松山千惠子君紹介）（第三五〇号）、同（請願者　東京都新宿区柏木二丁目二百七十五番地脇田裕弘）（米田吉盛君紹介）（第三九八九号）、同（請願者　札幌市南一条西九丁目北海道連合治療師会石原通孝）（横路節雄君紹介）（第四一一二号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町寅国白山勝栄）（堂森芳夫君紹介）（第四一五七号）、同（請願者　東京都足立区千住旭町七十一番地宮川平五郎外九名）（島上善五郎君紹介）（第四一七五号）、同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元）（大久保武雄君紹介）（第四五三三号）及び同外一件（請願者　熊本県球磨郡湯前町猪鹿倉恒川常志外一名）（坂田道太君紹介）（第四五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術を次記理由により制度化されたいというのである。（一）療術（手技、電気、光線、温熱、刺戟）は、あん摩、はり、きゅうおよび柔道整復術とは異なる民間治療として、昭和五年以来各地方庁令により認許登録され、現行法に引き継がれ今日に及んでいるが、その身分は不安定である、（二）療術師の行なう療術は、古くから伝わる民間療術が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効の療法であり、多年国民の健康増進に寄与している、（三）第三十九回国会のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、（1）視力障害者であるあん摩師の職業優先確保のためすみやかに法的検討をなすこと、（2）視力障害者の職域をおかさない方法において医業類似行為者の処遇に関する方針を三年以内に確立すること、（3）無免許あん摩その他これに類する者に対する取締りを強化すること、とあるが、療術はあん摩と異るものであるから、これを制度上明確にすることが、視力障害者にとっても、療術行為業者にとっても望ましく、ひいては附帯決議の要望にも応えるものと考える、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

動員学徒犠牲者援護に関する請願（請願者　長崎市城山町一丁目長崎県動員学徒犠牲者の会長深堀勝一）（小沢辰男君紹介）（第四五九号）、同（請願者　長野県上田市大字上田四千十二番地田中銀一）（羽田武嗣郎君紹介）（第一〇四一号）及び同（請願者　広島県賀茂郡西条町西条福祉事務局内広島県賀茂郡動員学徒の会長松田亀夫）（松本俊一君紹介）（第四〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

動員学徒等準軍属に対する援護措置は昭和三十四年四月一日の法改正により、若干の配慮がなされているが、これらの学徒犠牲者に対する処遇は今なお不完全をきわめ、戦時災害により公務に直接起因して死傷した者のみに限られており、障害年金は重度の不具廃疾者に対してのみ軍人軍属の半額、また死亡者については遺族年金の半額（二万五千五百円）が、しかも五箇年の有期で支給されるのみで、これは軍人軍属に対する処遇の均衡から見て納得し難い。ついては、次記要項について措置されたいというのである。（一）障害年金を増額し、適用範囲を歓症まで拡大すること、（二）遺族給与金を遺族年金に切りかえ、支給金額を軍属と同額にすること、（三）現行法適用制限としての戦時災害年齢制限、扶養者所得制限（遺族給与金につき）を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

外傷性せき髄障害者の長期傷病給付及び休業補償費給付率引上げ等に関する請願（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内全国脊損患者療友会関東支部船田中）（小沢辰男君紹介）（第四八六号）、同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内脇田和介）（小金義照君紹介）（第一五一七号）、同（請願者　東京都大田区森ケ崎町五千七百七十五番地東京労災病院内清水正雄外八百三十四名）（大柴滋夫君紹介）（第一五九五号）及び同（請願者　神奈川県川崎市木月住吉町関東労災病院内全国脊損患者療友会関東支部中川義治）（古井喜實君紹介）（第二〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働者災害補償保険法に基づく外傷性せき髄障害者に関し次記諸事項を措置されたいというのである。（一）せき髄障害者だけの単独法を制定すること、（二）外傷性せき髄障害者の長期傷病給付および休業補償費の給付率を一〇〇パーセントに引き上げること、（三）外傷性せき髄障害者の中で補償給付および長期給付が特に低額である障害者の平均賃金を時の物価水準に即した額まで引き上げその全額を支給すること、（四）第一種長期傷病者（自宅療養者）の医療費および介護料を全額国庫負担とすること、（五）せき髄障害者の家族とともに入所できる専門施設を設置すること、（六）長期傷病者補償の第一種傷病および傷害給付を受ける（現在受けている者も含む）せき髄障害者に更生資金を支給すること、（七）長期給付より厚生年金障害年金）の五七・五パーセント相当額を減額することを廃止すること、（八）長期給付のスライドは全国労働者の平均賃金が一〇パーセント変動した場合に実施すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

保護施設職員の資格向上及び特殊養老施設設置に関する請願（請願者　新潟県三島郡寺泊町金山新潟県養老事業協会長藤原徳次郎）（小沢辰男君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保護施設の経営管理ならびに日常の運営実施に関し、収容者保護の重責を負つている各種職員は、その資質の向上が緊要であり、ことに近く老人福祉法の制定を見んとし、さらに近く保護施設基準が公示される現実にかんがみ、この際、すみやかに国として、また国が指示する項目により県として保護施設に勤務する職員に対し、職種別専門知識養成の研修会、あるいはテキストによる講習等を実施して、真に当該施設職員に適応する資格認定をされたい、また、養老施設の収容者の中には、若干の性格異常者または破たん者に類する者がいて、他の多くの者に迷惑を及ぼし、真に養老の実を上げ得ない実情であるから、少なくとも一県に一つの特殊養老施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

じん肺法及び労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願（請願者　北海道岩見沢市労災病院内北海道珪肺患者連盟本部前田健雄）（島本虎三君紹介）（第五〇五号）及び同（請願者　北海道岩見沢市労災病院内全国じん肺患者同盟北海道岩見沢支部岩本岩蔵）（島本虎三君紹介）（第一三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

じん肺法および労働者災害補償保険法の一部を改正し、次記事項を実現されたいというのである。

（一）休業補償費および長期給付は、平均賃金の一〇〇パーセントを支給すること、（二）賃金スライドは、現行の二〇パーセントごとを一〇パーセントごとに実施すること、（三）障害年金および長期給付金を完全併給にすること、（四）第一種傷病患者の医療費を無料にすること、（五）療養中の患者がその他の疾病にかかつた場合も医療費を無料とすること、（六）けい肺法施行前のけい肺患者にも現行法を適用すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

結核予防法による命令入所措置拡大に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核感染源対策については、結核予防法の一部改正により昭和三十六年十月から大幅に拡充強化されたが、三十七年度における命令入所措置の取扱い運用においては、患者世帯員の市町村民税が非課税または全額免除および均等割税額以下の階層における感染性患者を対象とすることに重点がおかれているため、これら階層以外の感染性者患は、各種社会保険の適用により自主的に入所を行なつており、このうち一部自己負担を伴う患者は長期療養により負担困難のため、余儀なく退所するものもあつて予防対策上、万全を期し得ない現状にある。ついては、命令入所措置の取扱い運用については、これら一部自己負担の長期療養患者にまで命令入所のわくを拡大されるとともに、これに伴う所要経費につき適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

小児マヒ絶滅に関する請願外一件（請願者　神奈川県鎌倉市西佐助七百五十三番地堀義貴外七千三百二十六名）（飛鳥田一雄君紹介）（第六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年の小児マヒの流行は、ソ連製生ワクチンの大量投与によつて、ある程度阻止されたが、このいまわしい病気を完全に追放するにはまだ不十分であるから、生ワクチンの大量反ぷく投与の実施により、小児マヒの絶滅を期するため、次記事項をただちに実施されたいというのである。（一）流行期前（四月まで）に、中学生以上二十歳までのものに、全員無料で生ワクチンの投与を実施すること、（二）予防接種法を改正し、生ワクチン投与を実施すること、（三）ガランタミンを即時健康保険法適用とし、小児ヒマ治療は全額無料とすること、（四）中和抗体検査を年齢階層別に実施し、科学的裏付のある生ワクチン投与制を確立実施すること、（五）後遺症保護を全面的に国費支弁とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

小児マヒ撲滅に関する請願外一件（請願者　神奈川県横須賀市衣笠栄町三丁目三十八番地五十嵐稔外四千四百九十八名）（島上善五郎君紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小児マヒの流行期をまえに、全国の子供たちに対するカナダ製ワクチン接種は一応終了したが、しかし昨年もすでに八五名のマヒ患者が発生していること、カナダ製ワクチンの輸入が薬の効果よりも池田首相の政治的圧力によつてきまつたこと、同ワクチンは一昨年末の動物実験の際、さる（猿）三匹死亡事件を起したこと、など憂慮される事態が山積しているので、真に小児マヒを撲滅するため、次の事項を実現されたいというのである。（一）ソ連の新型生ワクチンを大量に輸入し、満二〇歳まで無料で一斉投与すること、（二）伝染病予防法を改正し、ポリオ生ワクチンの投与を定着すること、（三）ポリオ治療薬ガランタミンの健保適用および後遺症、後保證対策を万全化すること、（四）年齢階層別、地域別の中和抗体検査を行い、そのデータのうえに科学的防体制を確立すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

児童福祉事業に関する請願（請願者　大分市荷揚町県教育会館内県社会福祉協議会長加藤初夫外三千五百三十九名）（廣瀬正雄君紹介）（第七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉事業に関し、次記事項を措置されたいというのである。

（一）児童収容施設従事者の給与を公務員なみに改善すること、（二）収容児童の生活費を増額するこ

と、(三)中央児童福祉審議会の児童福祉施設最低基準改善の答申を緊急非常処置として即時実施すること、(四)児童収容施設の環境衛生向上のための費用を支給すること、(五)保母の宿舎を建設すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦争犯罪関係者の補償に関する請願（請願者　京都市北区小山中溝町十六番地酒井忠邦外八名）（中村三之丞君紹介）（第八九四号）、同（請願者　宮崎県児湯郡都農町三輪吉治外三名）（川野芳満君紹介）（第一一七三号）、同（請願者　福岡市浜田町三丁目百四番地津川直志外五名）（簡牛凡夫君紹介）（第一五一一号）、同（請願者　山口県大島郡大島町大字西三浦千五百八十三番地福島徳一）（受田新吉君紹介）（第一五四九号）、同（請願者　愛知県一宮市日比通三丁目四十五番地今井清市外三名）（江崎真澄君紹介）（第一六一二号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目五百三番地芦川春雄外九名）（福田篤泰君紹介）（第一六八九号）、同（請願者　岡山市原尾島六百四十番地服部勇外九名）（逢澤寛君紹介）（第一七四三号）、同（請願者　佐賀県唐津市坊主町四百六十四番地樋口敬七郎）（保利茂君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　埼玉県深谷市大字東方四千二百七十五番地土井直人外四十五名）（荒舩清十郎君紹介）（第二一六四号）、同（請願者　長野県小県郡東部町田中斉藤照之助外五名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二七四八号）及び同（請願者　福岡市桜ケ丘千二百六十七番地三小田五雄外三名）（賀屋興宣君紹介）（第三六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪関係者に対し、次記事項による補償をされたいというのである。(一)戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者の遺族に対しても、刑死者および既決拘禁中の死亡者の遺族に対する補償と同様に扶助料または遺族年金を支給し、両者間の不均衡を是正すること、(二)同裁判による有罪服役者中には、拘禁期間の一部または全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給または一時恩給が支給され、実質的には補償を受けると考えられる者があるが、前職が恩給公務員でなかつた者については全く補償の方途がないから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をすること、(三)戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、巣鴨に抑留（一部は外地に移送）されて取調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者および裁判において無罪となつた者に対する補償を刑事補償に準じて実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国立療養所大島青松園の施設改善に関する請願（請願者　香川県木田郡庵治村六千三十四番地　第一国立療養所大島青松園入園者代表山本輝夫）（福家俊一君紹介）（第九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県木田郡庵治村六千三十四番地所在の大島青松園は、明治四十二年に開設されたもので、建物の老朽はなはだしく、戦後若干の整備はされはしたが、水利、建物等の現状は不完全な状態のまま放置され、また周囲が海にもかかわらず護岸防波堤が完備されていないので、毎年の台風で海岸線に近い療舎は流失寸前の危機に遭遇している。ついては、昭和三十八年度予算で他園に例のない後進性をすべて改善できるよう次記事項を措置されたいというのである。(一)上水道海底送水管の施設、(二)重不自由夫婦舎および超・重不自由夫婦舎の増改築、(三)軽症舎の増改築、(四)理学療養室の新築、(五)汽罐の新設、(六)炊事場の増改築、(七)護岸防波堤の新設。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

人命尊重に関する請願十二件（請願者　津市中新町二千十八番地直野きみ外三万八千二百四十五名）（賀屋興宣君紹介）（第一一五九号）、同外三十一件（請願者　神奈川県逗子市逗子千二十五番地横田あき外八百六十九名）（野田武夫君紹介）（第一一六〇号）、同（請願者　東京都世田谷区穏田三丁目七十六番地森田のぶ外二千九百四十三名）（天野公義君紹介）（第一二四一号）、同外六十四件（請願者　青森市長島八十五番地葛西みどり外二千六十八名）（岡崎英城君紹介）（第一三五九号）、同（請願者　京都市左京区岡崎東天王町三十九番地斎藤寿美外三万九千九百三十名）（中村三之丞君紹介）（第一四〇〇号）、同外三百五十五件（請願者　大阪府堺市三国ヶ丘町五丁目百七十一番地杉本文子外六千五百六十四名）（中山マサ君紹介）（第一六〇九号）、同外二百二十二件（請願者　山形市緑町四丁目二の二十一番地秋山育子外一万二千三百六十二名）（中村梅吉君紹介）（第一六四九号）、同（請願者　長野県岡谷市小尾口区五千二百二十六番地笠原金弥外千七百五十九名）（宮澤胤勇君紹介）（第一七五六号）、同外五十八件（請願者　茨城県勝田市堀口社宅八十六号宇佐見豊外四千五百七十名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二二八二号）、同（請願者　宮城県北諸県郡荘内町一万二千四百五十番地新田武雄外六千三百九十六名）（瀬戸山三男君紹介）（第二三六一号）、同外一名（請願者　長崎県佐世保市上町百十六番地溝上盛外二千六十七名）（白濱仁吉君紹介）（第二四四三号）、同外三十件（請願者　群馬県高崎市並榎町二百三十二番地木村せき外六百九十七名）（中曾根康弘君紹介）（第二五四〇号）、同外百十三件（請願者　広島県福山市天神町岡本春子外二千五百五名）（灘尾弘吉君紹介）（第二五九九号）、同（請願者　広島県呉市吉浦町宮花小早川久子外三万一千九百八十九名）（松本俊一君紹介）（第三一一四号）、同（請願者　新潟市松波町二丁目生長の家白鳩会新潟県連合会高橋ヒデ外三千二百五十五名）（小沢辰男君紹介）（第四二九二号）、同（請願者　高知県高岡郡窪川町金上野田中弥久野外三千四百四十二名）（濱田幸雄君紹介）（第五八四一号）、同（請願者　新潟市松波町二丁目百六十番地高橋ひで外八百九十名）（小沢辰男君紹介）（第五九八八号）、同外三十一件（請願者　兵庫県加古川市尾上町池内魚橋洋子外三千五百六十九名）（岡田修一君紹介）（第六四〇六号）及び同（請願者　福岡県北九州市小倉区中原西ケ丘一の組清家健市外一万七千五百八十六名）（簡牛凡夫君紹介）（第六四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日わずかの理由による殺人および性道徳の乱れ等社会悪の根源と見られるものはいろいろあるが、そのうち最も大きなものは何といつても優生保護法の盲点にあり、それがあたかも堕胎の公認、奨励のような印象を与え、同法を

悪用し、正規の手続きによる中絶だけでも年間百万を越している実情から、実数に至つてははかり知れず、まことにゆゆしき問題である。ついては、人命尊重のため、優生保護法中の人工妊娠中絶のうち次の条項について考慮されたいというのである。(一)優生保護法第十四条1項の四「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「経済的」という理由、(二)同じく1項の五「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

元南満州鉄道株式会社職員の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願（請願者　福井県勝山市下元禄九番地の九梅田義昭）（植木庚子郎君紹介）（第一三九九号）、同外三件（請願者　山口市鰐石五十三番地山本辰雄外三名）（田中龍夫君紹介）（第一五一四号）、同（請願者　宮城県栗原郡鶯沢町字南郷荒町四十八番地桜田俊雄）（内海安吉君紹介）（第二〇九七号）、同（請願者　東京都目黒区大原町千二百二十四番地小沼正）（田中龍夫君紹介）（第二一四四号）、同外五件（請願者　仙台市北二番町五十二番地仙台調達局内門馬平次郎外五名）（愛知揆一君紹介）（第二一六二号）、同（請願者　宮城県栗原郡高清水町小山田字熊之堂千葉善兵衛）（長谷川峻君紹介）（第二一六三号）、同外一件（請願者　東京都北区西ケ原二丁目四十三番地川原田卓雄外一名）（佐々木義武君紹介）（第二二二〇号）、同（請願者　千葉県船橋市二和町百一番地国税局宿舎四十四号緒方奎太）（堀内一雄君紹介）（第二二八一号）、同外一件（請願者　浦和市岸町八丁目百七十四番地藤井一郎外一名）（小沢辰男君紹介）（第二五三八号）、同外三件（請願者　仙台市荒巻字杉添沢一丁目五十五番地村井好治外三名）（愛知揆一君紹介）（第二三四九号）及び同外一件（請願者　宮城県気仙沼市幸町及川英吉外一名）（大石武一君紹介）（第四四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南満州鉄道株式会社は明治三十九年六月勅令第一四二号により設立された特殊法人で、日本国家が満蒙における対外政策を遂行するために設立した国家機関であつて、同社員の業務は公務員または軍人軍属となんら変りなかつたのであるから、その処遇については公務員または軍人軍属と同等に取扱われるべきである。ついては、元満鉄職員で左記特殊業務に従事し、それによつて死亡し、または負傷した者は、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用されたいというのである。(一)軍事運送業務に従事しそれに基因して死亡または負傷した者、(二)ソ連、中共に抑留され、また、戦犯の取扱いを受けた次記の者で抑留中死亡あるいは病気帰国後死亡した者、(1)関東軍特務機関派遣者、(2)ハルピン鉄道局分室勤務者、(3)新京調査室勤務者、等、(三)満州特殊地帯勤務者でソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

し尿及びごみの海洋投棄禁止に関する請願（請願者　千葉市通町六十八番地千葉県漁業協同組合連合会長鈴木惣之助外二百四十四名）（中村庸一郎君紹介）（第一五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

し尿、ごみの海洋投棄は、漁業の生産に重大な支障を与え、資源、漁場を死滅、枯渇させる等、漁民生活に理不尽な圧迫と脅威を与えており、また悪疫流行の不測の事態を招く原因ともなり、保健衛生上からもゆゆしき問題である。ついては、清掃法を改正し、政府の責任において、し尿、ごみの海洋投棄を禁止するため、その陸上処理施設等を整備するとともに、次記事項について措置されたいというのである。(一)し尿海洋投棄海域の調査の即時実施、(二)し尿海洋投棄海域の完全浄化ならびに漁場再生措置の即時実施、(三)し尿海洋投棄による漁場被害に基づく損失のそ及的全額補償、(四)清掃法の改正、し尿海洋投棄禁止に至る暫定期間中の投棄海域の設定、取締り方法、補償基準等につき被害者側、加害者側、政府側の三者による協議申合せ機関の設置、(五)コレラ等病菌保有のおそれある物の海洋投棄禁止。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

水道災害補助範囲の拡大に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共土木施設の災害については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、すべて補助対象とされているが、水道の災害補助については、現在その被害が給水人口一人当り百円以上の場合、および直接の水道施設に限られているから、水道の災害補助範囲を次のように拡大されたいというのである。(一)水道災害は直接の水道施設に限らず、水道への専用道路あるいは橋等の被害についても補助対象とすること、(二)水道災害の場合は原型復旧でなく効用復旧としての費用をも考慮すること、(三)補助率は公共土木施設の災害補助率と同様にすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

水源の汚染防止に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

表流水を水源とする水道施設では、工場、住宅等から排出される汚水の流入によつて極度に水源が汚染されつつある現状であるが、現行水道法第二条等の関係法律の規定では十分にその安全を保持することができないので、早急に水源の汚染を防止する措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

水利の水道優先に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第一六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　近時工業の発達に伴う水源の利用は増大しつつあるが、水は生存に絶対必要なものであり、水道水利のひつ迫している現況から、水道の水利が優先されるよう、早急に法令を改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
社会労働委員長　秋田　大助
衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者救援に関する請願
（請願者　鳥取市江崎町五十五番地秋田義信）（古井喜實君紹介）（第一七二六号）、同（請願者　広島県三原市広友町二百八十七番地三原市原爆被害者の会安達勝治）（内海清君紹介）（第一七五〇号）、同（請願者　広島県福山市草戸町二千百七十番地小林徳一）（高橋等君紹介）（第一七五一号）、同（請願者　広島県三原市舘町六百二番地三原市原爆被害者の会長小野田百合子）（永山忠則君紹介）（第一七五二号）、同外一件（請願者　山口県能毛郡熊毛町金子弥吉外千八百三十一名）（小澤太郎君紹介）（第一八五五号）、同外一件（請願者　広島県細工町一番地吉川清外千六百六十四名）（大原亨君紹介）（第一八五六号）、同（請願者　広島県庄原市七塚町七百九十番地庄原市原爆被害者の会長増山兌三）（高津正道君紹介）（第一八五七号）、同外八件（請願者　山口県熊毛郡平生町平生村四百七十五番地福本政夫外百八十二名）（受田新吉君紹介）（第二〇一七号）、同外三件（請願者　山口県岩国市大字錦見全司法山口支部岩国分会金重英太郎外四百八十三名）（細迫兼光君紹介）（第二一九八号）及び同外二件（請願者　広島県賀茂郡大和町岸弘毅外二名）（前田榮之助君紹介）（第三三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　原爆被害者の援護措置を完全にするため次記事項の実現を措置されたいというのである。（一）生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（二）障害者に障害年金を支給すること、（三）死没者に対して弔慰金を、遺族には年金を支給すること、（四）特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大し、医療手当のわくを撤廃し増額すること、（五）昭和二十年以後の被爆者の子供を被爆者として認めること、（六）原爆療養のための温泉療養を認めること、（七）身体障害者なみに鉄道料金の割引を実施すること、（八）原爆被爆老人に老人ホームを設置すること、（九）原爆症についての研究と根治療法を早期発見するため、放射能医学研究機関を強化拡充すること、（十）現行法の実施に必要な十分な措置（事務費の増額など）をとること。

二、請願の議決理由
　本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
社会労働委員長　秋田　大助
衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者救援に関する請願外二十四件（請願者　静岡県浜名郡雄踏町宇布見宮崎俊子外二百六十三名）（中村幸八君紹介）（第一七四七号）、同外三件（請願者　静岡市国吉田九百三十七番地小倉恒夫外四十二名）（西村直己君紹介）（第一七四八号）、同外十件（請願者　静岡県熱海市伊豆山浜五百八十四番地高橋栄作外百十六名）（山田彌一君紹介）（第一七四九号）、同外五件（請願者　静岡県掛川市掛川岡部昭一外六十五名）（神田博君紹介）（第一八五八号）、同外九件（請願者　静岡県浜松市三方原町千百三十九番地市川保次外百名）（長谷川保君紹介）（第一八五九号）、同外九件（請願者　静岡県磐田郡豊岡村平井六百三十五番地今井たつ江外四百五十一名）（久保田豊君紹介）（第二〇一九号）、同外三十七件（請願者　静岡県磐田郡豊田村気賀東兼子勇外三百九十二名）（竹山祐太郎君紹介）（第二〇九六号）、同（請願者　静岡県浜松市追分町百四番地名倉すゑ子外百八十九名）（加藤勘十君紹介）（第二四四〇号）、同外一件（請願者　静岡県掛川市富部松本欣哉外七十九名）（勝澤芳雄君紹介）（第二五九五号）、同（請願者　静岡県磐田市二之宮千五百七十四番地の五鈴木寛次外百四十七名）（長谷川保君紹介）（第二七四九号）、同（請願者　静岡県袋井市栄町西尾秀雄外二百九名）（長谷川保君紹介）（第三二六〇号）及び同外二件（請願者　静岡県袋井市国本二千九十番地の一原田正司外三十二名）（足立篤郎君紹介）（第三四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　原爆被害者およびその子供、遺族についての援護措置を完全にするため、今国会において次の事項の実現に必要な現行医療法の改正および新たな立法措置を講ぜられたいというのである。（一）特別被爆者を身体障害者として取扱い障害年金を支給すること、（二）当時軍人、軍属、準軍人であつた者には、傷病恩給を支給し、税の軽減、各種保険料、鉄道運賃割引をすること、（三）特に生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（四）死没者に対し、弔慰金と年金を支給し、支給額は軍人恩給なみとすること、（五）医療を無料にするための現行医療法の特別被爆者の取扱いを拡大し、少なくとも原爆障害対策委員会の線量算出資料をとり入れること、（六）医療手当のわくを撤廃し増額すること、（七）被爆者の昭和二十一年六月後出生児に対しても、医療法の適用が受けられるよう改正すること、等。

二、請願の議決理由
　本請請はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
社会労働委員長　秋田　大助
衆議院議長清瀬一郎殿

公衆浴場法の一部改正に関する請願（請願者　宮崎市北新町三千百八十四番地宮崎県浴場業環境衛生同業組合理事長吉田正巳）（相川勝六君紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者　名古屋市中区七本松町二丁目六番地愛知県浴場業環境衛生同業組合理事長高瀬義鉦）（赤松勇君紹介）（第二一三九号）、同（請願者　大阪市天王寺区生玉町五十四番地仲子

勝利）（野原覺君紹介）（第二一四〇号）、同（請願者　福島市新町十七番地福岡県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長酒井武治）（鈴木義男君紹介）（第二三五八号）、同（請願者　東京都千代田区豊島町四番地全国公衆浴場組合連合会副会長香川四郎）（小沢辰男君紹介）（第三九八五号）及び同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会理事長栃倉晴二）（吉村吉雄君紹介）（第四九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場法の成立以来すでに十五年を経過したが、立法者の予測せざる特殊浴場（トルコ風呂、むし風呂、ヘルスセンターの類）が数多く出現し、これらを一般公衆浴場と混合して現行法をもつて規制しているため、料金、風紀その他営業方法において一般公衆浴場を著しく圧迫するに至つている。このため一般公衆浴場の入浴料金は、最近の著しい経済成長にかかわらず行政手続をいたずらに繁雑にするのみならず、いわゆる政治料金のそしりを免れない。ついては、一般公衆浴場の本来の使命を育成し、保健衛生確保のため公衆浴場法を次のように改正されたいというのである。（一）一般公衆の利用する公衆浴場と、特殊な営業形態のいわゆる特殊浴場との定義を公衆浴場法に明確に規定すること、（二）特殊浴場の規模構造および衛生措置基準、許可基準等について明確に規定すること、（三）入浴料金の規制は、物価統制令の適用からはずし、その行政手続を簡素化して、公衆浴場法中に新しく規定すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

都市清掃事業改善に関する請願外二件（請願者　津市栄町四丁目中村八郎外七千九百九十七名）（田中幾三郎君紹介）（第二〇五七号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通一丁目川崎伝外五千九百名）（西尾末廣君紹介）（第二〇五八号）、同（請願者　大阪市東成区深江中六丁目十五番地池田米蔵外千八百七十九名）（西村榮一君紹介）（第二〇五九号）、同（請願者　三重県伊勢市大湊町七番地の四十九山本邦男外千九百九十九名）（角屋堅次郎君紹介）（第二〇八六号）、同外二件（請願者　福岡県小倉市北方錦町一丁目森谷庄吉外千四百九十二名）（河野正君紹介）（第二〇八七号）、同外九件（請願者　福岡県戸畑市椎ノ木谷紙上かおる外九千四百八十四名）（櫓崎弥之助君紹介）（第二〇八八号）、同（請願者　鹿児島県国分市かねつき斜木勝外百九十九名）（有馬輝武君紹介）（第二二二二号）、同（請願者　茨城県結城郡戸野町千八十五番地小林ミツ外二十四名）（石川次夫君紹介）（第二二二三号）、同（請願者　北海道美唄市東三条北四丁目久保田泰則外二百五名）（岡田春夫君紹介）（第二二二四号）、同（請願者　静岡県掛川市新町百八番地紅林信平外百九十九名）（勝澤芳雄君紹介）（第二二二五号）、同（請願者　秋田市保戸野原野町佐藤二郎外二百名）（川俣清音君紹介）（第二二二六号）、同（請願者　神戸市垂水区西垂水町高丸陸川重旭丘鉄筋住宅三百十八織田繁外二百三十名）（河上丈太郎君紹介）（第二二二七号）、同（請願者　長崎市大浦町三十一番地岩谷篠夫外百九十九名）（木原津與志君紹介）（第二二二八号）、同（請願者　岩手県遠野市上郷町来内細越沢順吉外百九十九名）（北山愛郎君紹介）（第二二二九号）、同（請願者　秋田県熊代市浅内原田芳一外百八名）（栗林三郎君紹介）（第二二三〇号）、同（請願者　札幌市白石町中央田中光子外二百名）（島本虎三君紹介）（第二二三一号）、同（請願者　群馬県桐生市永楽町二丁目千二百七十一番地田中早苗外百九十九名）（田邊誠君紹介）（第二二三二号）、同（請願者　埼玉県大宮市高鼻町一丁目二番地森屋美代治外九十八名）（高田富之君紹介）（第二二三三号）、同（請願者　長野県佐久市大字長土呂神津橋次郎外百九十九名）（中澤茂一君紹介）（第二二三四号）、同（請願者　長崎市昭和町百七十二番地高橋卓夫外二百名）（中村重光君紹介）（第二二三五号）、同（請願者　島根県出雲市大津町松田浹外百九十九名）（中村英男君紹介）（第二二三六号）、同（請願者　北海道小樽市緑町一丁目芳賀ヒデ外百四十三名）（永井勝次郎君紹介）（第二二三七号）、同（請願者　香川県観音寺市池之尻町高橋久視外二百七十八名）（成田知巳君紹介）（第二二三八号）、同（請願者　大津市錦織町五百九十六番地武田志旺功外百九十九名）（西村関一君紹介）（第二二三九号）、同（請願者　千葉市蘇我町二丁目百四十八番地渡辺たけ外二百名）（藤原豊次郎君紹介）（第二二四〇号）、同（請願者　兵庫県加古川市上荘町都染藤原通外百九十三名）（堀昌雄君紹介）（第二二四一号）、同（請願者　熊本県人吉市下新町松尾松次外百九十九名）（松前重義君紹介）（第二二四二号）、同（請願者　兵庫県加古川市上花町薬西下岸本勇外二百名）（三木喜夫君紹介）（第二二四三号）、同（請願者　神奈川県中郡西秦野町渋次百十九番地内藤ヨネ子外二千八百名）（森島守人君紹介）（第二二四四号）、同（請願者　奈良市西大寺竜王町千五百二十八番地水上義弘外百九十九名）（八木一男君紹介）（第二二四五号）、同（請願者　大津市田上枝町田中与司治外九十九名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二二四六号）、同（請願者　北海道砂川市東四条南四丁目佐藤幸一外百九十九名）（安井吉典君紹介）（第二二四七号）、同（請願者　北海道小樽市新得町安部元子外二百五名）（山中日露史君紹介）（第二二四八号）、同（請願者　札幌市中の島一条三丁目石田礼子外百九十九名）（横路節雄君紹介）（第二二四九号）、同（請願者　福島県郡山市古寺五十四番地森ヒロノ外三百九十九名）（吉村吉雄君紹介）（第二二五〇号）、同（請願者　大阪市西区九条中通三丁目二十三番地石井ウタ外五千九百名）（阪上安太郎君紹介）（第二四五一号）、同（請願者　大阪市東住吉区中野通二丁目六十四番地大蔵明男外四千名）（杉山元治郎君紹介）（第二四五二号）、同（請願者　大阪市城東区今福町六丁目十二番地永松達夫外四千名）（野原覺君紹介）（第二四五三号）、同（請願者　大阪市此花区四貫島白鳥町五番地平野政一外五千八百九十九名）（肥田次郎君紹介）（第二四五四号）、同（請願者　大阪市福島区海老江上三丁目一番地の一山崎観市外三千名）（松原喜之次君紹介）（第二四五五号）、同（請願者　茨城県結城市大字結城七千三百三十五番地清水勘次外千百二十名）（久保三郎君紹介）（第二八四九号）、同外一件（請願者　三重県亀山市栄町堤貞子外二千九百九十九名）（小林ちづ君紹介）（第二八五〇号）、同（請願者　茨城県結城市立町小倉敬外千百二十名）（石川次夫君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　秋田市花立町三十六番地鈴木忠外二百名）（石山権作君紹介）（第三一九七号）、同（請願者　長崎市東小島町八番地小川益一外三百名）（石橋政嗣君紹介）（第三一九八号）、同（請願者　新潟県佐渡郡相川町山之神田中幸太郎外百五十名）（小林進君紹介）（第三一九九号）、同（請願者　神戸市長田区房王寺町五丁目四十六番地肥後幟外百九十九名）（五島虎雄君紹介）（第三二〇〇号）、同外十九件（請願者　前橋市田中町四番地武内良一外三千八百十九名）（栗原俊夫君紹介）（第三二〇一号）、同外六件（請願者　群馬県新田郡尾島町大舘千五百六十一番地茂木義輝外千四百五名）（東海林稔君紹介）（第三二〇二号）、同外二件（請願者　北海道赤平市赤間二区伊藤栄次郎

外六百二名）（島本虎三君紹介）（第三一〇三号）、同（請願者　長野県南安曇郡豊科町南穂高青柳光俊外二百名）（下平正一君紹介）（第三一〇四号）、同外七件（請願者　前橋市桑町小林ヤス外千五百九十九名）（田邊誠君紹介）（第三一〇五号）、同（請願者　長野県松本市里山辺四千百八十八番地荒井淳一外二百名）（原茂君紹介）（第三一〇六号）、同外一件（請願者　宮城県気仙沼市北五番丁九十番地阿部致子外四百名）（日野吉夫君紹介）（第三一〇七号）、同外二件（請願者　兵庫県加古川市八幡町宗佐松尾藤次外六百二名）（堀昌雄君紹介）（第三一〇八号）、同（請願者　新潟県白根市学校町山田和郎外百五十五名）（松井誠君紹介）（第三一〇九号）、同（請願者　鹿児島県出水市武本八千百八十八番地堀田千冬外二百名）（村山喜一君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　奈良県大和郡山市洞泉寺町殿村みどり外百九十九名）（八木一男君紹介）（第三一一一号）、同（請願者　兵庫県加古川市米田町平津山花一好外二百名）（山口丈太郎君紹介）（第三一一二号）、同外一件（請願者　前橋市市之坪高城昭尚外二千四百十一名）（山口鶴男君紹介）（第三一一三号）、同（請願者　茨城県結城市陣屋町山中京子外千百二十名）（石川次夫君紹介）（第三一二七号）、同（請願者　新潟県高田市上稲田六百五十番地鎌形勲外百八十三名）（石田宥全君紹介）（第三一一七三号）、同外三件（請願者　福岡県大牟田市大高町一番地稲又アサエ外七千九十二名）（河野正君紹介）（第三一一七四号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市岡本九百三十六番地小山てる子外二千名）（島上善五郎君紹介）（第三一一七五号）、同外一件（請願者　宮城県気仙沼市字高井島山万治外二百七十一名）（日野吉夫君紹介）（第三一一七六号）、同（請願者　兵庫県加古川市神野町神野大島芳子外百九十二名）（田中武夫君紹介）（第三一一七七号）、同（請願者　群馬県大田市東長岡千四百五十六番地高山義道外百九十九名）（田邊誠君紹介）（第三一一七八号）、同外二件（請願者　福岡県田川市東区寺町和田孝外二千四百五十名）（滝井義高君紹介）（第三一一七九号）、同外一件（請願者　奈良県大和郡山市南郡山四百五十八番地関口厳外六百八十九名）（三木喜夫君紹介）（第三一二八〇号）及び同（請願者　福島県相馬市北町十番地中目静一外六百名）（八百板正君紹介）（第三一二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市清掃事業改善のため、国家予算の大幅な増額および清掃法の改正をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

清掃事業改善に関する請願（請願者　長野県下高井郡山の内町佐野山本真外四百名）（中澤茂一君紹介）（第二一〇八四号）、同（請願者　福岡市御笠町十九番地福島数枝外二千四百七十名）（河野正君紹介）（第二一四五号）、同外二件（請願者　福岡県戸畑市相生町四丁目長谷川キリヨ外五千七百六十一名）（滝井義高君紹介）（第二一四六号）、同（請願者　名古屋市東区萱屋町二丁目十七番地森一雄外千名）（横山利秋君紹介）（第二一四七号）、同（請願者　静岡県富士市平垣百五十四番地の一岸本肇外二百名）（勝澤芳雄君紹介）（第二一八五一号）、同（請願者　愛知県守山市瀬古字百五十八番地の一曾我博外六百四十四名）（横山利秋君紹介）（第二一八五二号）、同（請願者　名古屋市東区石神堂町一丁目三十三番地服部茂雄外六百三十八名）（横山利秋君紹介）（第三〇六七号）及び同（請願者　愛知県守山市大字守山井坂十一番地竹中定子外三千二百六名）（横山利秋君紹介）（第三九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在地方自治体の清掃事業はすべての面で行きづまり、深刻な事態を招いており、また同事業従事者の労働条件と身分はきわめて劣悪である。ついては、清掃事業は国民の健康にして文化的な生活を営むための基本的問題であるから、次記事項について、すみやかに適切な措置を講じられたいというのである。（一）清掃事業を国政上の重要問題とし、これが施策を強化するよう努力すること、（二）清掃事業の手数料を廃止し、自治体直営事業とするよう法改正をすること、（三）終末処理施設への補助、交付税増による財政指導、従事員増員、自動車等、清掃事業に対する国の財政措置を拡大すること。（四）ゴミ容器の全世帯無償配布、全戸水洗便所がすみやかに達成できるよう、清掃事業に対する要求を積極的にとり上げ、財政措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

原爆被害者援護に関する請願外八件（請願者　北海道根室市平内町四丁目三番地東谷多美男外百六名）（前田榮之助君紹介）（第二三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者援護のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）被爆現存者二十二万人（被爆手帳所持者）に年金を支給すること、（二）被爆による身体障害者七万人に障害年金を支給すること、（三）被爆死没者の遺族（推定十万人）に扶助年金を支給すること、（四）被爆死没者（約十万柱）に弔慰金（一時金）を捧げること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

医療改善に関する請願外九件（請願者　神奈川県秦野市曽尾二千四百三十番地川口菊枝外九名）（島本虎三君紹介）（第二三五九号）、同外十三件（請願者　東京都調布市国領町三百七十二番地多摩川病院内平山侑代外十三名）（島本虎三君紹介）（第二四四二号）、同外二十件（請願者　東京都中野区大和町五十八番地角藤昭十外二十名）（島本虎三君紹介）（第二五三九号）、同外十四件（請願者　東京都品川区西戸越一丁目五百八十番地伊藤昭一外十四名）（島本虎三君紹介）（第二六五二号）、同外二十二件（請願者　東京都三鷹市牟礼千六百六十七番地中山秀雄外二十二名）（島本虎三君紹介）（第二八四五号）及び同（請願者　千葉県習志野市藤崎六丁目四百五十五番地国立習志野病院小野寛美子外一名）（小林ちづ君紹介）（第三〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国の国民医療費が、ごくわずかしか支出されていないため患者の医療費負担は大きいことと、医療の内容に多くの制限があり、安心して医者にかかることもできず、また医療従事者は低賃金と労働強化がしいられ、十分な診療看護もできない。加えて近く医療費の窓口全額現金払制（療養費払）を実施しようとしている。ついては、国民の医療と健康を守り、医療を改善するため次記事項を措置されたいというのである。（一）医療労働者の賃金を大幅に引き上げ最低一万二千円を保障すること、（二）医

師、看護婦など医療労働者を大幅に増員し、医療内容を改善すること、(二)医療費の窓口全額現金払制は絶対やめること、(四)国保、健保の給付を国の負担ですみやかに引き上げること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

全国一律一万円の最低賃金制法制化に関する請願外二件（請願者　兵庫県尼崎市難波本町六丁目三百八十番地坂上敏男外六百八十八名）（岡田利春君紹介）（第二四四四号）、同（請願者　大阪府枚岡市善根寺町四十七番地植田信篤外二百二十一名）（岡田春夫君紹介）（第二四四五号）、同（請願者　大阪市福島区海老江上二丁目八十七番地村田敏子外百七十六名）（小松幹君紹介）（第二四四六号）、同（請願者　東京都新宿区西落合二丁目四百七十三番地福田経外六百七十八名）（島上善五郎君紹介）（第二四四七号）、同外十三件（請願者　大阪市阿倍野区旭町清原修外百七十九名）（永井勝次郎君紹介）（第二四四八号）、同外一件（請願者　三重県四日市市高浜町五百九十二番地光本広外千四十五名）（松平忠久君紹介）（第二四四九号）、同（請願者　大阪府豊中市曾根西町三丁目三十八番地加賀貞吉外四百十九名）（三木喜夫君紹介）（第二四五〇号）、同（請願者　大阪市旭区千林町二丁目二百五十一番地福田孝治外百七十七名）（井岡大治君紹介）（第三〇六八号）、同外一件（請願者　三重県尾鷲市古戸保平長三外一名）（角屋堅次郎君紹介）（第三二五六号）、同（請願者　名古屋市昭和区長池町三千百二十一番地加藤文美外十五名）（石田宥全君紹介）（第三三三六八号）、同（請願者　名古屋市東区矢田町十丁目五番地杉山英夫外二十二名）（赤松勇君紹介）（第三八六六号）、同（請願者　名古屋市北区東杉町四丁目三十九番地大島正二郎外九名）（太田一夫君紹介）（第三八六七号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区上坂町二丁目四十番地横山鉦司外十九名）（穂積七郎君紹介）（第三八六八号）、同（請願者　愛知県尾西市開明字郷中鈴木竹田和秋外二名）（赤松勇君紹介）（第三九八二号）、同（請願者　鹿児島県阿久根市脇本一万三千百七十五番地松崎義幸）（有馬輝武君紹介）（第三九八三号）、同（請願者　福岡市浜田町一丁目四十五番地松尾和男外百六十四名）（有馬輝武君紹介）（第四〇二四号）、同（請願者　長崎県北松浦郡鹿町町山辺信弘外百二十二名）（石橋政嗣君紹介）（第四〇二五号）、同（請願者　愛知県岡崎市六供町字三本松清水博外三百二十四名）（太田一夫君紹介）（第四〇二六号）、同（請願者　千葉県船橋市本町一丁目百四十番地大塚則行外七十八名）（藤原豊次郎君紹介）（第四〇二七号）、同（請願者　大阪府泉南郡岬町門前昌夫外九十七名）（肥田次郎君紹介）（第四〇二八号）、同外二件（請願者　京都府船井郡日吉町字田原小林葆外三百八十七名）（稲村隆一君紹介）（第四〇四一号）、同（請願者　名古屋市東区東芳野町恩田武典外二百九十五名）（加藤清二君紹介）（第四〇四二号）、同（請願者　静岡県榛原郡相良町蛭ケ谷二百二十四番地鈴木武外百九十一名）（勝澤芳雄君紹介）（第四〇四三号）、同（請願者　福岡市上赤坂五十六番地福田勝利外三百八十一名）（河野正君紹介）（第四〇四四号）、同（請願者　岡山県倉敷市元町四百九十七番地真壁洋子外六十五名）（黒田壽男君紹介）（第四〇四五号）、同（請願者　東京都葛飾区亀有町三丁目五百三十四番地木村晃治外六十二名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇四六号）、同（請願者　京都市東山区三条下ル片山雅夫外百十三名）（坪野米男君紹介）（第四〇四七号）、同（請願者　島根県益田市大字益田斎藤守外百三名）（中村英男君紹介）（第四〇四八号）、同外一件（請願者　新潟市関屋昭和町一丁目岡田章二外三百八十四名）（松井誠君紹介）（第四〇四九号）、同（請願者　鹿児島県川内市国分寺町河野茂外百八十九名）（村山喜一君紹介）（第四〇五〇号）、同（請願者　秋田県男鹿市船越山内健朗外二百五十二名）（石山權作君紹介）（第四〇六六号）、同（請願者　静岡県清水市袖師町四百八十八番地大沢宏次外百二十五名）（勝澤芳雄君紹介）（第四〇八六号）、同外一件（請願者　金沢市泉旭町二丁目百八番地野村久法外四百五十五名）（岡良一君紹介）（第四一一五号）、同（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三丁目二百六十七番地中平光則外三百十七名）（板川正吾君紹介）（第四一五八号）、同外二十七件（請願者　宮崎県西都市大字妻七百三十七番地原田峯人外三百七十二名）（片島港君紹介）（第四一五九号）、同（請願者　奈良県宇陀郡榛原町萩原山口信子外百二十九名）（八木一男君紹介）（第四一六〇号）、同外一件（請願者　福岡市住吉小柳町五百六十二番地国松晃外九十一名）（滝井義高君紹介）（第四一七八号）、同（請願者　熊本市北水前寺町二百三十九番地有泉守雄外四百十五名）（松前重義君紹介）（第四二〇一号）、同外一件（請願者　大津市松幡町十九番地加茂野友一外四百八十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四二〇二号）、同（請願者　茨城県土浦市小山町三千二百四十三番地桑原一枝外百七十六名）（久保三郎君紹介）（第四二九五号）、同（請願者　山形市二日町二百十五番地佐藤宇一外百二十三名）（西村力弥君紹介）（第四二九六号）、同外二件（請願者　富山県黒部市生地三百十三番地中陳孝外七百五十六名）（佐野憲治君紹介）（第四三二九号）、同（請願者　静岡県富士宮市大宮六百四十九番地望月重幸外三百三十三名）（久保田豊君紹介）（第四三五一号）、同（請願者　栃木県今市市東町千百九十七番地山口博外百九名）（広瀬秀吉君紹介）（第四三七四号）、同外二件（請願者　名古屋市昭和区東田町三丁目二十六番地長瀬日出男外八百七十名）（赤松勇君紹介）（第四四二六号）、同外一件（請願者　愛媛県新居浜市東町白石恵子外四百五十七名）（安平鹿一君紹介）（第四四三六号）、同（請願者　福島市渡利小久保入丁目七番地菅野恵助外四百名）（八百板正君紹介）（第四五三五号）、同外一件（請願者　滋賀県八日市市中野町小梶進吉外五百二十九名）（西村関一君紹介）（第四七四三号）、同（請願者　広島県庄原市本町千五百四十九番地須沢康雄外三十八名）（足鹿覺君紹介）（第五四一三号）、同（請願者　静岡県浜松市上池川町小野田惣一外二百十八名）（長谷川保君紹介）（第五四一四号）、同外一件（請願者　三重県松阪市南町二百五十九番地乾放外百六名）（角屋堅次郎君紹介）（第五七一〇号）、同（請願者　広島市観音新町五十四の七番地清水達雄外七百八十六名）（野原覺君紹介）（第五七七四号）、同（請願者　東京都南多摩郡稲城町東長沼千六十三番地内田作蔵外二千五百四十七名）（松原喜之次君紹介）（第五七七五号）及び同（請願者　広島市東雲町百二十三番地佃秀雄外三百七十九名）（野口忠夫君紹介）（第六一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の工業生産性は世界的水準に達しているにもかかわらず、低賃金は少しも改善されず、一万円以下の労働者が全労働者の二五パーセントを占めている現状であり、しかも今日あらゆる産業、業種、地域の労働者に対し、激しい合理化と自由化の犠牲が一方的にしわよせされ、炭労七万人の首切りを始め、賃下げ、労働強化が行なわれている。この合理化と自由化によつて生ずる犠牲を排除し、生活の安定と向上をはかるためには労働時間の短縮、社会保障の拡充、完全雇用とともに、最低賃金制の確立が最も基本的な政策とさ

れるが、当面、全国一律一万円の最低賃金制をただちに法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

老人の医療保障に関する請願（請願者　東京都葛飾区金町三丁目二千百二十五番地渡辺愛之助）（島村一郎君紹介）（第二七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老後の備えを終戦と同時に消失してしまった年齢七十歳以上の老人は、家族の一員として辛うじて生活してゆくのがせいいっぱいであり、医療を必要とする場合、現在の国民保険制度ではなお負担が重いので、医療を断念さざるを得ない状態にあり、このような境遇にある老人は全国でも少なくない。ついては、年齢七十歳以上の老人に特別医療（無料）の保障される、老人健康保険制度（仮称）を新たに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

身体障害者福祉に関する請願（請願者　山形県北村山郡大石田町身体障害者福祉会長今田幸太郎）（安宅常彦君紹介）（第二七三九号）及び同（請願者　鳥取市本町身体障害者福祉協会長笠長勝美）（足鹿覺君紹介）（第三四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

身体障害者の福祉確立のため、次記事項について措置されたいというのである。（一）身体障害者福祉法を完全に実施し、身体障害者雇用促進法を強制雇用法に改めること、（二）身体障害者更生資金貸出しのために福祉金庫を設けること、（三）障害福祉年金の適用範囲を拡大し、支給額を増額すること、（四）重度障害者の収容援護施設を設置し、被収容者は世帯より分離して生活保護法が適用できるよう関係法を改正すること、（五）身体障害者に対して国税、地方税を大幅に減免すること、（六）眼球登録制度の普及と、成果促進の方法を講ずること、（七）手話や点字のできる福祉司を配置すること、（八）身体障害者に対する各種乗車（船）料金割引内容の充実をはかること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

P・T身分法制定に伴う経過措置に関する請願（請願者　東京都品川区五反田五丁目五十五番地日本理学治療技師会長林重貴）（田邊國男君紹介）（第二七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本理学治療技師会員は、マッサージの免許所有者として過去五十年間病院における理学治療に従事しており、最近リハビリテーション（社会復帰）が唱導され、その一分野である理学治療技師の職務も次第に高度化されるに伴い、たびたび研究会を重ね、現在の職域においては、専門医の処方指示のもとに多くの患者群に現実にP・Tの職務を行なつている。ついては、昭和三十八年度予算においてP・Tの養成施設を開き、P・T身分制度調査研究会を設置し、さらに近くP・T身分法が制定される運びのようであるが、現在病院において理学治療に従事しており、すでに過渡期の「日本のP・T」担当者としての誇りと自覚のもとに研修を続けている日本理学治療技師会員千五百名に対して、国家的な、補修教育、または特例試験等による経過規程をぜひ考慮され、P・Tの資格が取得できるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

山林労働者のため労働基準法等の改正に関する請願外十三件（請願者　滋賀県高島郡マキノ町辻高屋平一外二百七十二名）（足鹿覺君紹介）（第三二八二号）、同（請願者　秋田県北秋田郡花矢町陣場藤田岩雄外百六十四名）（石山權作君紹介）（第三二八三号）、同外八件（請願者　岐阜県恵那郡付知町伊藤亮一外二百二十五名）（大原亨君紹介）（第三二八四号）、同外十三件（請願者　鹿児島県薩摩郡鶴田村冷水事業所川田代徹外二百五十七名）（角屋堅次郎君紹介）（第三二八五号）、同（請願者　秋田県雄勝郡雄勝町上院内丁堀内貞雄外五十九名）（川俣清音君紹介）（第三二八六号）、同（請願者　岩手県和賀郡江釣村滑田十三番地の六高橋善五郎外九十五名）（北山愛郎君紹介）（第三二八七号）、同外百十件（請願者　岐阜県恵那郡付知町二千八百九番地片田次郎外百十一名）（河野正君紹介）（第三二八八号）、同外二件（請願者　高知県安芸郡北川村尾河谷口栄一外二百五十八名）（栗林三郎君紹介）（第三二八九号）、同外三件（請願者　長野県西筑摩郡南木曾町吾妻後藤よしゑ外九十四名）（下平正一君紹介）（第三二九〇号）、同外二件（請願者　宮崎県小林市大字細野山之上宗芳外三百十六名）（東海林稔君紹介）（第三二九一号）、同外一件（請願者　北海道紋別市渚滑町字津々緒方義信外四百六十五名）（田邊誠君紹介）（第三二九二号）、同（請願者　滋賀県高島郡マキノ町野口古谷正義外百六十五名）（滝井義高君紹介）（第三二九三号）、同（請願者　岐阜県中津川市神枝井口幸助外百三十三名）（楯兼次郎君紹介）（第三二九四号）、同外二件（請願者　滋賀県高島郡マキノ町寺久保久保井弘子外二百五十二名）（中村英男君紹介）（第三二九五号）、同外四百六十九件（請願者　北海道紋別郡滝上町字濁川東町加藤貴美子外四百六十九名）（永井勝次郎君紹介）（第三二九六号）、同（請願者　高知県安芸郡北川村尾河川田みゆき外九十六名）（楢崎弥之助君紹介）（第三二九七号）、同外二十件（請願者　北海道旭川市五条九丁目右七号斎藤真知子外四百二十一名）（芳賀貢君紹介）（第三三〇一号）、同外三百七十六件（請願者　北海道北見市七条西五丁目山口英隆外三百七十六名）（安井吉典君紹介）（第三三〇二号）、同外一件（請願者　岩手県下閉伊郡山田町豊間根新田山田定信外百九十九名）（山中吾郎君紹介）（第三三〇三号）、同外百七十五件（請願者　高知県宿毛市橘上町楠山吉田典子外百七十五名）（湯山勇君紹介）（第三三〇四号）、同（請願者　福島県平市七軒町四十三番地佐藤サク子外百三十三名）（吉

村吉雄君紹介）（第三三〇五号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡阿蘇町深葉工藤登外百五十二名）（稲村隆一君紹介）（第三三七三号）、同（請願者　愛知県北設楽郡設楽町大字田口依田意一外四十六名）（小林進君紹介）（第三三七四号）、同外十九件（請願者　北海道千歳郡支笏製産事業所内大高政美外十九名）（島本虎三君紹介）（第三三七五号）、同外十四件（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町佐藤麻三外十四名）（山口鶴男君紹介）（第三三七六号）、同外三件（請願者　静岡市千代田百六十九番地の十九河本剛外三名）（勝間田清一君紹介）（第三四一五号）、同外百七件（請願者　静岡県沼津市千本千九百十番地の一杉山謙吉外百七名）（久保田豊君紹介）（第三四一六号）、同外二件（請願者　東京都上目黒二丁目二千三十四番地鈴木あさ外百七十六名）（淺沼享子君紹介）（第三五一五号）、同外一件（請願者　北海道檜山郡江差町岩沢美智子外百三十七名）（山内広君紹介）（第三七八六号）、同外七件（請願者　長野県東筑摩郡波田村堀利夫外七名）（下平正一君紹介）（第三九一六号）、同（請願者　山形県最上郡最上町字向町奥山照夫外四十名）（安宅常彦君紹介）（第三九七六号）、同（請願者　東京都世田谷区成城町百九十七番地町島光男外十四名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇五四号）及び同（請願者　静岡市東草保町二丁目十一番地小泉剛外十六名）（勝間田清一君紹介）（第五九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林労働は労務管理の強化、合理化の徹底、機械技術の発達に伴い、ますます専門技術的専業的重労働になつており、現行の労働諸法令や社会保障制度が考えているような兼業的牧歌的なものでない。山林労働者を労働者として扱うには、法律による保障と行政指導が必要となるが、当面の措置として次の施策をとられたいというのである。（一）労働基準法第四十一条第一号を削り、同法を完全適用すること、（二）健康保険法第十三条第一号および厚生年金保険法第六条第一項第一号に「植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業」を加え、この二法を完全適用すること、（三）失業保険法第六条第一項第一号ただし書イのうち「又は植物の栽植……」以下を削り、その他適用を阻害する法令を改正し、同法を完全実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国立療養所における遺体運搬、し尿処理業務の職種指定並びに葬儀に必要な予算増額に関する請願（請願者　京都府久世郡城陽町国立療養所全医労京都療支部伊藤久吾外六十八名）（岡本隆一君紹介）（第三三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所入所中に死亡した患者の遺体を霊安室に安置する業務および尿処理を行なう業務は、療養所運営上非常に重要なものであり、人道上からもゆるがせにできないものであるが、その職種は公務員法、人事院規則には明記されておらず、だれが行なうのかわからない状態で、現在まで職員の善意によつて処置されており、もはやこれ以上続けることができない深刻な問題となつている。さらに死亡した患者の葬儀予算は、三千六百八十円に過ぎず最後の式典の費用としてはあまりにも少額である。ついては、この際国立療養所における遺体運搬、し尿処理業務の職種指定と、その業務にたずさわるにふさわしい待遇ができるよう予算措置を講ずるとともに、人並みの葬儀ができるよう、葬儀、火葬、運搬に必要な経費として一件五千円をあわせて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

クリーニング業法の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県川越市松江町一丁目二十三番地埼玉県クリーニング環境衛生同業組合川越支部岩上甲子郎）（松山千恵子君紹介）（第三三二八号）、同（請願者　富山市越前町一番地富山県クリーニング業環境衛生同業組合富山支部長服部正雄）（内藤隆君紹介）（第三四一三号）、同（請願者　高松市藤塚町二十九番地の十七香川県クリーニング業環境衛生同業組合理事長永平繁次）（福家俊一君紹介）（第三四一四号）、同（請願者　広島市大手町八丁目百四十六番地の二木村周次郎外一名）（内海清君紹介）（第三四七八号）、同（請願者　福岡市大名町二百二十三番地獣医畜産会館内福岡県クリーニング環境衛生同業組合理事長園入芳美）（簡牛九夫君紹介）（第三四七九号）、同（請願者　青森市大字浦町字野脇四十八番地矢部呂夫外一名）（津島文治君紹介）（第三四八〇号）、同（請願者　宇都宮市塙田町二百六十三番地栃木県クリーニング業環境衛生同業組合栃木支部長池沢栄一）（山口好一君紹介）（第三四八一号）、同（請願者　東京都品川区小山台一丁目百四十三番地岡田喜八郎外十名）（加藤勘十君紹介）（第三五〇九号）、同（請願者　兵庫県養父郡入鹿町金原忠雄）（佐々木良作君紹介）（第三五一〇号）、同（請願者　兵庫県加古川市平岡町西谷百九十二番地黒田修）（田中武夫君紹介）（第三五一一号）、同（請願者　埼玉県所沢市大字日吉町二百一番地木川松太郎）（平岡忠次郎君紹介）（第三五一二号）、同（請願者　青森県三沢市大町佐々木幸吉）（森田重次郎君紹介）（第三五一三号）、同（請願者　京都市左京区鹿ケ谷西寺ノ前町百十九番地田中義美外一名）（柳田秀一君紹介）（第三五一四号）、同外一件（請願者　京都市左京区鹿ケ谷西寺ノ前町百十九番地田中義善外一名）（小川半次君紹介）（第三五二号）、同（請願者　青森県南津軽郡平賀町大字松館青森県クリーニング業環境衛生同業組合南黒支部長対馬市郎）（田澤吉郎君紹介）（第三五五三号）、同（請願者　京都市下京区七条通大宮西入升田清次）（田中伊三次君紹介）（第三五五四号）、同（請願者　広島県福山市草戸町広島県クリーニング環境衛生同業組合福山支部長頓行達雄）（高橋等君紹介）（第三五五五号）、同（請願者　兵庫県川西市出在家野口敬重）（富田健治君紹介）（第三五五六号）、同（請願者　京都市東山区三条大橋東二丁目六十番地矢田晶義）（中村三之丞君紹介）（第三五五七号）、同（請願者　徳島市昭和町二丁目三十九番地徳島県クリーニング環境衛生同業組合野田茂）（生田宏一君紹介）（第三五五八号）、同（請願者　浦和市北浦和一丁目九番地四分一学二）（荒船清十郎君紹介）（第三五八七号）、同（請願者　富山県中新川郡立山町前沢千二百九番地富山県クリーニング環境衛生同業組合理事長深井正淑）（佐伯宗義君紹介）（第三五八八号）、同（請願者　広島市大手町八丁目広島県クリーニング環境衛生同業組合広島支部長河野渉）（砂原格君紹介）（第三五八九号）、同（請願者　熊本県牛深市岡東区篠原典）（吉田重延君紹介）（第三五九〇号）、同（請願者　大津市鍵屋町三十二番地滋賀県クリーニング環境衛生同業組合理事長桃井博嗣）（堤康次郎君紹介）（第三六三九号）、同（請願者　香川県坂出市大黒町阿部政吉）（大平正芳君紹介）（第三六五五号）、同（請願者　愛知県岡崎市伝馬通四丁目三十三番地伊藤

百合夫)(太田一夫君紹介)(第三六五六号)、同(請願者　岐阜県高山市名田町六丁目一番地洞口力蔵)(金子一平君紹介)(第三六五七号)、同(請願者　兵庫県加古川市西本町一丁目兵庫県クリーニング業環境衛生同業組合理事長岡田茂久)(河本敏夫君紹介)(第三六五八号)、同(請願者　熊本県八代市徳渕町高口彦一)(坂田道太君紹介)(第三六五九号)、同(請願者　熊本県本渡市本渡町三百二十八番地熊本県クリーニング環境衛生同業組合本渡支部宮崎幸男)(園田直君紹介)(第三六六〇号)、同(請願者　広島県呉市神田町十三丁目十六番地広島県環境クリーニング同業組合呉支部長児玉孟)(前田榮之助君紹介)(第三六六一号)、同(請願者　熊本市迎町八十七番地熊本県クリーニング業環境衛生同業組合南熊本支部徳久敏雄)(松野頼三君紹介)(第三六六二号)、同(請願者　愛知県豊川市下長山町北側三十二番地内藤忠義)(穂積七郎君紹介)(第三六六三号)、同(請願者　岡山市西中山下百八十一番地岡山県クリーニング業環境衛生同業組合木村朝次)(逢澤寛君紹介)(第三六六八号)、同(請願者　千葉市浪花町八百六十九番地千葉県クリーニング業環境衛生同業組合理事長小松崎博)(臼井莊一君紹介)(第三六八九号)、同(請願者　熊本県春竹町観音橋通千六百四十二番地熊本県クリーニング業環境衛生同業組合南熊本支部碩深)(大久保武雄君紹介)(第三六九〇号)、同(請願者　浦和市仲町五丁目百二十五番地栗山作治)(大沢雄一君紹介)(第三六九一号)、同(請願者　兵庫県伊丹市本町五丁目五百十八番地山田耕市)(岡田修一君紹介)(第三六九二号)、同(請願者　熊本県人吉市駒井田町千九百五十二番地熊本県クリーニング業環境衛生同業組合人吉支部　日高忠志)(福永一臣君紹介)(第三六九三号)、同(請願者　埼玉県大宮市仲町一丁目五十四番地埼玉県クリーニング業環境衛生同業組合大宮支部長沢岡十万蔵)(福永健司君紹介)(第三六九四号)、同(請願者　岐阜県益田郡萩原町本町日比正彦)(前田義雄君紹介)(第三六九五号)、同(請願者　兵庫県多紀郡篠山町南新町兵庫県クリーニング業環境衛生同業組合松濤鎌三)(有田喜一君紹介)(第三七〇八号)、同(請願者　埼玉県川口市本町三丁目百五十二番地埼玉県クリーニング業環境衛生同業組合川口支部長片柳文弥)(井堀繁男君紹介)(第三七〇九号)、同(請願者　長野県松本市西沢橋九百五十三番地長野県クリーニング業環境衛生同業組合松本支部武田常男)(唐澤俊樹君紹介)(第三七一〇号)、同(請願者　新潟市学校町通二番町新潟県クリーニング業環境衛生同業組合理事長北村和夫)(高橋清一郎君紹介)(第三七一一号)、同(請願者　徳島県三好郡池田町字マチ二千二百二十九番地森本三郎)(秋田大助君紹介)(第三七二六号)、同(請願者　北海道旭川市一条通十一丁目右七号橋本重春外一名)(松浦周太郎君紹介)(第三七二七号)、同(請願者　神奈川県横須賀市安浦町三丁目二十五番地神奈川県クリーニング環境衛生同業組合副理事長倉光四郎)(小泉純也君紹介)(第三七四七号)、同(請願者　熊本県阿蘇郡小国町宮原千七百十八番地熊本県クリーニング環境衛生同業組合阿蘇支部瓜生田修作)(藤田義光君紹介)(第三七四八号)、同(請願者　新潟県新発田市泉町新潟県クリーニング環境衛生同業組合新発田支部安達増蔵外四名)(渡邊良夫君紹介)(第三七四九号)、同(請願者　札幌市北十条東一丁目畑幸一外一名)(壽原正一君紹介)(第三七五二号)、同(請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング環境衛生同業組合理事長市川米三郎外一名)(本名武君紹介)(第三七五七号)、同(請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷三千五百七番地埼玉県クリーニング業環境衛生同業組合副理事長中川美成)(鴨田宗一君紹介)(第三七六七号)、同(請願者　名古屋市港区名港通三丁目十三番地浅井勝)(赤松勇君紹介)(第三七七八号)、同(請願者　北海道旭川市一条通り十丁目左一号酒井栄作)(佐々木秀世君紹介)(第三七七九号)、同(請願者　富山県射水郡小杉町戸破四千百七十八番地富山県クリーニング環境衛生同業組合射水支部長堀井太作)(佐野憲治君紹介)(第三七八〇号)、同(請願者　東京都中央区銀座西八丁目五番地全国クリーニング環境衛生同業組合連合会　赤羽長一郎)(松浦周太郎君紹介)(第三七八一号)、同(請願者　奈良市南京終町三十五番地奈良県クリーニング業環境衛生同業組合理事長山田良三)(八木一男君紹介)(第三七八二号)、同(請願者　東京都台東区竹町十二丁目二番地佐藤健太郎外九名)(山口シヅエ君紹介)(第三七八三号)、同(請願者　東京都千代田区西神田町一丁目六番地飯田寿重)(淺沼享子君紹介)(第三八一四号)、同(請願者　甲府市境町二十番地山梨県クリーニング環境衛生同業組合岸本佳造)(内田常雄君紹介)(第三八一五号)、同(請願者　愛知県半田市栄町四丁目百六十四番地沢田不二)(加藤清二君紹介)(第三八一六号)、同(請願者　広島県庄原市本町広島県クリーニング環境衛生同業組合庄原支部長上間史郎)(永山忠則君紹介)(第三八一七号)、同(請願者　甲府市境町二十番地山梨県クリーニング環境衛生同業組合副理事長上野貞治)(堀内一雄君紹介)(第三八一八号)、同(請願者　茨城県下妻市西町乙の百八十八番地茨城県クリーニング環境衛生同業組合理事大井晶)(赤城宗徳君紹介)(第三八六二号)、同(請願者　鹿児島県国分市向花鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合国分支部古江武二)(中馬辰猪君紹介)(第三八六三号)、同(請願者　岐阜市加納中広江町二十六番地加藤義男外一名)(山本幸一君紹介)(第三八六四号)、同(請願者　横浜市中区住吉町六丁目六十八番地神奈川県クリーニング環境衛生同業組合理事長平尾城市)(田川誠一君紹介)(第三九一三号)、同(請願者　岐阜市金龍町二丁目十一番地大熊仁司)(田口誠治君紹介)(第三九一四号)、同(請願者　鹿児島市高麗町六百九十六番地鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合鹿児島市支部一町栄熊)(床次徳二君紹介)(第三九一五号)、同(請願者　鹿児島県日置郡伊集院町徳重鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合日置支部牧之内善吉)(宇田國榮君紹介)(第三九二四号)、同(請願者　大阪市住吉区帝塚山東四丁目十四番地大阪府クリーニング環境衛生同業組合理事長野田明男)(菅野和太郎君紹介)(第三九二五号)、同(請願者　茨城県土浦市富士崎町百六十四番地茨城県クリーニング環境衛生同業組合土浦支部長飯田経行)(北澤直吉君紹介)(第三九二六号)、同(請願者　東京都荒川区南千住町五丁目百十六番地島田芳郎外二十九名)(林博君紹介)(第三九二七号)、同(請願者　大阪府枚岡市豊浦町四百八十四番地斎藤隆外一名)(井岡大治君紹介)(第三九四〇号)、同(請願者　埼玉県深谷市天神町二百番地埼玉県クリーニング環境衛生同業組合深谷支部長円岡長治)(高田富之君紹介)(第三九四一号)、同(請願者　長野市西長野町三百八十五番地竹内久雄)(中澤茂一君紹介)(第三九四二号)、同(請願者　鹿児島市下伊敷町二百二十六番地鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合理事長竹迫進)(村山喜一君紹介)(第三九四三号)、同(請願者　山形市城西町六十番地の九山形県クリーニング業環境衛生同業組合山形ドライ支部長鈴木博)(西村力弥君紹介)(第三九七七号)、同(請願者　大阪市旭区赤川町二丁目七百十九番地垣見金蔵)(西尾末廣君紹介)(第三九八八号)、同(請願者　北海道小樽市緑町一丁目一番地植田新吾)(椎熊三郎君紹介)(第三九九九号)、同(請願者　鹿児島県日置郡伊集院町下谷口鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合日置支部川上安則)(上林山榮吉君紹介)(第四〇〇

四号）、同（請願者　大阪市城東区今津町千五百番地水間淳一郎）（古川丈吉君紹介）（第四〇一八号）、同（請願者　大阪府貝塚市名越五百六十九番地溝川捨蔵）（肥田次郎君紹介）（第四〇二九号）、同（請願者　岡山市巌井千三百三十九番地和田満平外一名）（黒田壽男君紹介）（第四〇三〇号）、同（請願者　札幌市豊平二条四丁目伊藤金次）（高田富與君紹介）（第四〇三一号）、同（請願者　香川県観音寺市中央町香川県クリーニング業環境衛生同業組合細川鹿寿義）（加藤常太郎君紹介）（第四〇五五号）、同（請願者　山形県米沢市上平町三千三百四十二番地高山清次）（黒金泰美君紹介）（第四〇五六号）、同（請願者　大阪市生野区勝山通六丁目八十一番地福井太郎）（野原覺君紹介）（第四〇六八号）、同（請願者　大分市堀川町一組千八百二十四番地大塚千枝外一名）（二宮武夫君紹介）（第四〇八七号）、同（請願者　札幌市南二条西四丁目吉井正雄）（横路節雄君紹介）（第四一二三号）、同（請願者　岡山県総社市総社六百八十五番地前田泰治）（山崎始男君紹介）（第四一一四号）、同（請願者　浦和市岸町四丁目百四十二番地板倉平吉）（松永東君紹介）（第四一三九号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市福住町三十七番地群馬県クリーニング環境衛生同業組合伊勢崎支部田中保太）（久保田円次君紹介）（第四一五六号）、同（請願者　東京都足立区千住柳町二十四番地武政恒市郎外二十六名）（島上善五郎君紹介）（第四一七六号）、同（請願者　北海道北見市七条東一丁目三番地辻武夫）（永井勝次郎君紹介）（第四一七七号）、同（請願者　香川県大川郡大内町香川県クリーニング業環境衛生同業組合木谷行雄）（藤本捨助君紹介）（第四二九三号）、同（請願者　水戸市仲町五百十四番地茨城県クリーニング環境衛生同業組合副理事長石井正男）（久保三郎君紹介）（第四二九四号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地増田正雄）（小沢辰男君紹介）（第四三五二号）、同（請願者　東京都荒川区南千住町五丁目百十六番地浅野誠外二十九名）（天野公義君紹介）（第四三七一号）、同（請願者　横浜市中区住吉町六丁目六十八番地神奈川県クリーニング環境衛生同業組合理事長平尾城市）（森島守人君紹介）（第四三七二号）、同（請願者　新潟県長岡市石内町二丁目新潟県クリーニング環境衛生同業組合長岡支部長田辺正則）（大野市郎君紹介）（第四四一一号）、同（請願者　大分県東国東郡武蔵町十番地藤井正利）（小松幹君紹介）（第四五六六号）、同（請願者　東京都品川区西品川三丁目八百三番地東京都クリーニング環境衛生同業組合品川支部長長田一郎外五名）（宇都宮徳馬君紹介）（第四六六七号）、同（請願者　兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目八十番地兵庫県クリーニング環境衛生同業組合田中康雄外一名）（河本敏夫君紹介）（第四八五三号）及び同（請願者　山形県酒田市稲荷小路酒田クリーニング業支部中村実）（池田正之輔君紹介）（第五八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行クリーニング業法では、衛生措置等について不適当な点があるから、次記事項のように改正されたいというのである。（一）クリーニング所の開設者は、その位置、クリーニング師の設置、構造設備その他必要な事項について、その使用開始前に都道府県知事の検査を受け、これらの事項がクリーニング業法に定める衛生措置を講ずるに適することの確認を受けたのちでなければクリーニング所を使用してはならないこととすること、（二）クリーニング所（取次店を含む）の配置を適正化すること、（三）洗い処理のみのクリーニング物の顧客との直接取引（洗い放し営業）を禁止すること、（四）クリーニング師試験の受験者は、クリーニング業の従事者として三年以上の経験を経た者でなければならないこととすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

全国一律一万円の最低賃金制法制化等に関する請願外二件（請願者　東京都中野区大和町百八十六番地山田方田村三枝子外百六十九名）（山口丈太郎君紹介）（第三五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員労働者は、低賃金と物価値上がりのため苦しい生活を送つているにもかかわらず、政府は公務員の大幅な賃上げを認めず、税金の中から軍事費を増額し、また千八百億円も韓国朴政権にやろうとしている。ついては、公務員の生活および国民の生活を守るため次記事項を措置されたいというのである。（一）全国一律一万円の最低賃金制を法制化し、公務員の賃金を一律に五千円引上げ、最低賃金を一万二千円とすること、（二）公務員法を改悪せず、ILO条約を即時無条件で批准すること、（三）物価値上がり抑制措置をとり、公共料金を引下げること、（四）軍事費をへらし、日韓会談を中止し、その費用を賃金引上げ、社会保障等にまわすこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

医療保障制度の改善に関する請願（請願者　岩手県水沢市議会議長水田正治）（小澤佐重喜君紹介）（第三五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民皆保険の精神にのつとり、医療保障制度の円滑な運営は、緊急かつ重要事であるが、その制度ならびに運営上なお未解決の問題が残されているから、当面次記事項について早急に整備改善措置を講ぜられたいというのである。

（一）医療費の窓口全額現金払い制（療養費払い）を廃止すること、（二）医師、看護婦など医療担当者を大幅に増員し、医療内容の改善をはかること、（三）事業主の負担により保険給付を大幅に引上げること、（四）長期療養者に対し一律に夏季、越冬見舞金を支給すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

戦災による傷病者及び死没者遺族の援護に関する請願（請願者　和歌山県海草郡下津町上山路隆治外一名）（坊秀男君紹介）（第三六四〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市飾西三百七十四番地全国戦災死没者遺族会連合会長石見元秀）（逢澤寛君紹介）（第三六九六号）、同（請願者　兵庫県姫路市西新町百五十二番地志水せい）（大上司君紹介）（第四一五四号）及び同（請願者　兵庫県姫路市土山東之町全国戦災死没者遺族会連合会事務局長岡善一）（山口喜久一郎君外十八名紹介）（第四一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋戦争において五十万人以上の非戦闘員が死亡したが、当時の国民は国家総動員法により、国土防衛のため戦つたのであるから、これらの死没者は戦争の犠牲者であり、また戦傷病者戦没者遺族等援護法は、軍人軍属およびそ

の遺族にのみ適用され、空爆等による一般国民の傷病者や戦災死没者の遺族は、適用を除外されているが、同じく祖国のために身体生命を捧げた者の中で、軍人軍属と一般国民とが差別されているのは不合理である。ついては、戦災による死没者に対し国で弔慰し、その祭し（祀）を実施されるとともに、戦災による傷病者および死没者の遺族に対しても、軍人軍属と同様に援護措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院等看護婦の夜勤体制改善及び夜勤手当増額に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡大和町国立埼玉病院小林アヤ）（第三七〇〇号）、同（請願者　北海道函館市千代ケ岱町国立函館病院辻本佐祐）（松浦周太郎君紹介）（第三七八五号）、同（請願者　京都市伏見区深草向畑町官有国立京都病院川原良衛）（滋谷直蔵君紹介）（第四〇〇六号）、同（請願者　北海道幌別郡登別温泉町国立登別病院内小野沢幸）（吉村吉雄君紹介）（第四〇〇七号）、同（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町本宿国立療養所長寿園内遠藤浜子）（淺沼享子君紹介）（第四〇二三号）及び同（請願者　北海道亀田郡七飯町国立北海道第一療養所山崎千代）（島本虎三君紹介）（第四〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近来社会保障の拡充に伴い医療施設が増設され、医学の進歩とともに看護内容も複雑化して、看護婦の需要が増加しているにもかかわらず、その数は不足し、国立病院、国立療養所および国立大学医学付属病院等においても定員の補充に困難をきたしている状況であるが、その原因は公務員である看護婦の待遇がその勤務条件に比較して必ずしも妥当でないためと考えられるので、すみやかに次記事項を措置されたいというのである。（一）夜勤要員として現定員の三〇パーセントを増員すること、（二）夜勤手当の額を現行百分の二十五を午後十時より翌朝午前五時までの深夜時間については百分の五十とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

港湾労働法制定に関する請願（請願者　東京都大田区山王二丁目千八百二十五番地兼田富太郎外十名）（島本虎三君紹介）（第三八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日、日本の港は港湾作業の波動性を理由に、常用労働者を極度にへらし、ことに主要港では、その作業のほとんどが日雇労働者に依存している現状であり、このことは港湾労働者の無権利状態を一層招来し、全港湾労働者の全般的低賃金化と民主主義を破壊するものである。ついては、これら港湾労働者の雇用の安定とあぶれの賃金を確保するため、港湾労働法を今国会において制定するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

保健婦助産婦看護法による看護婦、准看護婦制度改正に関する請願（請願者　東京都府中市新成区八千九百十九番地東京都准看護婦養成所協会理事長金子準二）（小沢辰男君紹介）（第三九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在保健婦助産婦看護婦法による看護婦、准看護婦の絶対数はいちじるしく不足しており、このため診療効果を低下する恐れが多く、社会医療の問題となつているので、看護婦の素質の向上、志願者の増加、転退職の防止をはかるため、至急次記事項について制度を改正されたいというのである。

（一）准看護婦（人）の名称を廃止し、看護婦（人）に一本化すること、（二）看護婦（人）資格試験を国家試験、地方試験とに区分すること、（三）看護婦（人）の地方試験合格者に国家試験受験資格を付与すること、（四）現在の准看護婦（人）養成所の生徒にも卒業後は地方看護婦試験の受験資格を付与すること、（五）現在認可になつている准看護婦養成所は改めて手続をせず看護婦養成所として認可されたものとすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金法の一部改正に関する請願（請願者　大阪府布施市足代北二丁目三十二番地松井善次郎外千七百六十八名）（杉山元治郎君紹介）（第三九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民年金法第六十六条第二項においては、扶養義務者の収入によつて、傷害福祉年金支給の制限をしているが、老人が恵まれた環境にあるかどうかは収入のいかんによるものではなく、扶養義務者の修養あるいは家庭の事情による要素も多いのであるから、このような支給制限は妥当でない。ついては、受給権者には国民年金法の精神に従い支給するのが当然かつ最善と確信されるから、同法第六十六条第二項を削除し、本人に収入なきものには等しく支給するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

旧海軍工作庁等の勤務期間を厚生年金保険等に通算の請願（請願者　横浜市金沢区町屋町百六十九番地進藤清次郎外二十三名）（米田吉盛君紹介）（第三九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らは大東亜戦争終結まで旧海軍工作庁等に籍をおいていた者であるが、満二十年以上の者はすでに年金を受給されているにかかわらず、請願者らのように二十年に満たないからということで切り捨てられるという不合理は納得できないところであり、また聞くところによると一部の職にある者はその年数が通算されているということである。ついては、請願者らのような立場の者に対しても勤続年数を厚生年金保険または国民年金保険の被保険期間として通算するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきも

のと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

在日朝鮮人ハンゼン氏病患者の生活保障に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津千六百十番地国立療養所多摩全生園内在日外国人ハンゼン氏病患者同盟本部委員長文参沢（黒田壽男君紹介）（第四〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日朝鮮人ハンゼン氏病患者は、長期療養と祖国から離れているため、家族、近親者、他からの援助も全く望めないきびしい中で生活をしているが、最近の物価高は、一そう生活苦に拍車をかけ、現に入園療養中の全国約七百名の大半は借金をし、その返済の道もなく、特殊な環境の中で他人との付き合いもできず、その上病気がなおっても社会復帰の準備さえできない現状である。これら患者の大半は、日本政府の戦争政策遂行のための過労が原因で倒れたものであるから、この際、すみやかに次記事項を実施されたいというのである。

（一）治療中の者には最低二千九百円を保障すること、（現行　七百五十円より千二百五十円）、（二）軽症者で作業にたずさわっている者には最低四千円以上を保障すること、（三）いつさいの差別扱いをやめること、（四）退園の際、就職と生活、住宅を保障すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

食品営業の施設改善費補助及び融資等に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地日本食品衛生協会長足立正）（中澤茂一君紹介）（第四〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

許可営業である食品業の大多数は、零細企業であり、旧態依然たる償却資産で営業し、かろうじてその収支の均衡を維持している現状にあるため、コストの引下げや生産増強等を期待し得ない施設の改善等については、資金の調達が困難であり、その反面保健所の食品衛生法第二十四条の規定による行政指導としての施設改善命令を受けたときは、食品衛生の最低施設基準に合致するための施設改善義務を余儀なくされるが、前記のような経営状態であるため、施設改善のための資金に窮することもに、営業のゆきづまりを引き起こすことになる。ついては、食品関係業界の食品衛生を法的水準まで向上させるため、次記事項は必要不可欠のものと思考されるから、特別の行政措置を講じられたいというのである。（一）中小企業設備近代化補助金のあっせん、（二）低利融資のあっせん、（三）税制上の優遇、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

日雇労働者健康保険の改善に関する請願外七件（請願者　静岡県沼津市新宿町一丁目一番地諸星数義外七名）（遠藤三郎君紹介）（第四〇八四号）、同（請願者　大阪府松原市高見町二十四番地大阪建設労働組合松原支部長池本三年外十三名）（杉山元治郎君紹介）（第四〇八五号）、同外四件（請願者　秋田県河辺郡河辺町三内野崎河辺建設労働組合長片岡政男外四名）（井岡大治君紹介）（第四一〇五号）、同外六件（請願者　静岡市紺屋町七番地の十三静岡市左官組合長梅原竹次郎外六名）（神田博君紹介）（第四一〇六号）、同外十件（請願者　秋田県南秋田郡五城目町田町五城目建設労働組合長渡辺鉄太郎外十名）（川俣清音君紹介）（第四一〇七号）、同外六件（請願者　静岡市横田町三十八番地静岡市畳同業組合長大石勝三郎外六名）（西村直己君紹介）（第四一〇八号）、同外三件（請願者　大阪府堺市南安井町五丁目八十二番地大阪建設労働組合堺支部長辻田保永外三名）（肥田次郎君紹介）（第四一〇九号）、同外四件（請願者　大阪府池田市城南町二丁目八十四番地大阪建設労働組合池田支部松島見竜外四名）（松原喜之次君紹介）（第四一一〇号）、同外十八件（請願者　秋田県南秋田郡五城目町田町五城目建設労働組合長池田捷司外十八名）（柳谷清三郎君紹介）（第四一一一号）、同外五件（請願者　大阪市北区綿屋町三十六番地大阪建設労働組合北支部長土田幸市郎外五名）（井岡大治君紹介）（第四一二二号）、同外十一件（請願者　大阪市浪速区大国町一丁目十四番地大阪建設労働組合浪速支部長竹内正月外十一名）（野原覺君紹介）（第四一三三号）及び同外一件（請願者　大阪市東成区大今里本町一丁目十六番地大阪建設労働組合東成支部長松井正外一名）（井岡大治君紹介）（第四一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇労働者健康保険は、昭和二十八年に制定されて以来、数次にわたつて給付内容の改善が行なわれてきたが、政府管掌の他の被用者健康保険と比較し、その内容は今なお劣悪であり、低所得者の医療保険としては不十分きわまるので、同保険の改善促進のため次記事項を措置されたいというのである。（一）療養給付期間の制限を撤廃すること、（二）傷病手当金の支給期間を現行二十二日間から六箇月間に延長すると同時に給付待機期間を撤廃すること、（三）被扶養者の療養給付を七割に引上げること、（四）特別療養費は十割給付に引上げること、（五）現行の擬制適用事業所を強制適用事業所とすること、（六）改善に要する経費は国の負担とし、保険料の引上げは行なわないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護基準額引上げ等に関する請願（請願者　山形県酒田市若竹町三丁目六の五番地芝田ほか外六百八十名）（西村力弥君紹

介）（第四二九七号）、同（請願者　山形県酒田市新町字光ケ丘五十の一番地土田とよ江外百四十八名）（浅沼享子君紹介）（第四九〇五号）及び同（請願者　山形県酒田市上台町百四十二番地大野美代外二百四名）（滝井義高君紹介）（第四九〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の生活保護費は人間が健康で文化的な最低生活のできないものであり、昭和三十八年度の生活保護引き上げ額も一七パーセントの少ないものであるが、公共料金をはじめ、諸物価の値上りで、生活はますます苦しくなつているから、この際、憲法で定められた最低生活と生きる権利の保障を、国と自治体の責任でただちに完全に確立され、当面次記事項について措置されたいというのである。

（一）生活保護費の基準を即時二倍に引上げること、（二）生活保護者の勤労控除、特別控除を大幅に引上げること、（三）社会保障を確立し、疾病、失業、老後の保障をすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

結核予防法による命令入所の東京都のB区分患者数削減撤回等に関する請願外三件（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百九十八番地武蔵野療園内長沢文夫外三名）（浅沼享子君紹介）（第四五五九号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸千二百七番地国立療養所東京病院東病棟東療会吉村徳実）（大原亨君紹介）（第四五六〇号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟小島貞夫）（本島百合子君紹介）（第五二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者の命令入所は、昭和三十七年四月一日より結核患者の住民税が均等割以下の納税者をA患者層に二分し、A患者層の入所命令該当者は無制限で発令される一方、B患者層はわくをつくつて定員制とし、欠員が生じない限り発令されないこととなつた。東京都の場合、昭和三十七年度のB患者の定員は、三千百二十一名だつたが、三十八年度は厚生省の全国B患者のアンバランス是正により、千七百三十六名に削減された。これは二人に一人が退院させられる率であつて、半治り患者を退院させる危険があり、社会に及ぼす影響は大きく、九万三千人といわれる東京都の感染性患者の対策は、昨年より著しく後退したことになり遺憾である。ついては、東京都のB区分の定員削減を撤回し、入所命令のAB区分を撤廃するとともに、入所命令患者のために生活費の支給を結核予防法で規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

国立療養所、病院の給食費引上げ等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸千二百七番地国立療養所東京病院東病棟患者自治会吉村徳実）（大原亨君紹介）（第四五六一号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟釘崎英喜）（志賀義雄君紹介）（第四五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院、療養所は、その医療、看護、給食、設備等あらゆる医療機関の模範的存在でなくてはならないが、現在、給食の純材料費は、一日わずか百二十円足らずであり、一般私立病院が百五十円使用しているのに比較し著しく低額がある上、最近の物価の値上りに対し給食費は下回つてしか増額されておらず、給食内容はますます悪くなつている。しかるに一方では、国立病院、療養所の営利化が目に見えて進み、その入所入院費二割引の廃止や国立療養所の基準者で基準給食による基準寝具の制度実施をするとのことであり、これにより患者負担は増大することになるから、当面次記事項を要望するというのである。（一）給食費を百七十円にただちに引上げること、（二）国立療養所の二割引廃止をやめ、所長権限の軽費減免制度を大幅に拡大適用すること、（三）基準看護、基準給食、基準寝具の制度採用をしないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

健康保険の傷病手当金の給付期間及び給付率改善等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟釘崎英喜）（志賀義雄君紹介）（第四五六三号）、同外一件（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百六十一番地国立中野療養所中野患者自治会執行委員長神崎孫助外一名）（本島百合子君紹介）（第四五七八号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町野口九十六番地結核予防会保生園患者自治会大塚一江）（本島百合子君紹介）（第四八五四号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟小島貞夫）（本島百合子君紹介）（第五二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険制度は、わが国医療保障制度の中心であるといわれ、同制度の内容いかんは、わが国の社会保障、医療保障を左右するといつても過言ではないと考えるが、同制度には、被保険者の医療費一部負担や診療制限、あるいは療養のため休職期間中の傷病手当金が世帯持ち標準報酬の六〇パーセントという低い額で、期間も短いなどの欠陥がある。診療制限については、その打開策として、近年療養費払い制度と差額徴収制度が考えられているが、これは、いずれも被保険者が大きな負担を背負わされるもので、結果的には診療制限の強化ともなりかねないものであり、同制度の破壊につながるものである。ついては、健康保険制度の内容を次のように改善されたい

というのである。（一）傷病手当金は治るまで給付し、十割を支給すること、（二）健康診断など一切の予防給付を含めたすべての治療は、転帰まで無制限に給付すること、（三）新薬エチオナミドの予算を増額すること、（四）療養費払い制度、差額徴収制度を実施しないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

生活保護法の基準生活費引上げ等に関する請願外二件（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟釘崎英喜外二名）（志賀義雄君紹介）（第四五六四号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟小島貞夫）（本島百合子君紹介）（第五二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

低所得層の結核罹病率は非常に高いが、現行の生活保護法は、全く無一文にならなければ適用を受けられないという厳しい制限があるのみならず、その基準生活費は余りにも低く、東京都の場合、一日の飲食物費等はわずか九十円に過ぎないので、とても人なみの生活を維持できるものでない。ついては、基準生活費を二倍に引上げ、入院患者の日用品費を三千円に引上げ、盆暮に二回、一時扶助として基準生活費一月分を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟釘崎英喜）（志賀義雄君紹介）（第四五六五号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町下清戸九百四十六番地東京都患者同盟小島貞夫）（本島百合子君紹介）（第五二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核のために呼吸不具といわれる低肺機能や、カリエス後遺症で、社会通念上の労働が全く不可能な結核重度身障者は、社会復帰がきわめて困難であるから、これらの人達を救うため、次記事項を実現されたいというのである。（一）民間団体のコロニー（身障者収容授産施設）建設に国の援助を与えること、（二）結核重度身障者のための単独法を制定し、欧米諸国のような保護工場と収容施設を国の費用で作ること、（三）身体障害者福祉法の適用が受けられるようにすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

失業対策事業に従事する労務者に一時金支給に関する請願（請願者　鹿児島市郡元町三番地の一　鹿児島市郡之町新川三区二班稲葉岱一郎）（米山恒治君紹介）（第四五六七号）、同（請願者　鹿児島市郡元町三番地の一　宮田ノブ）（床次徳二君紹介）（第四九九八号）、及び同（請願者　鹿児島市武町四百七十四番地宮岡宮憲）（上林山榮吉君紹介）（第五一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の失業対策事業に対する法改正は、失対法の根本趣旨と経済の異常な成長に伴う労働需給の点からして、当然の措置と考えられ、その実施を早急に実現するよう協力を惜しまないが、経済基盤の浅い鹿児島県においては、他へ転出する適当な職場を求めることも至難であるから、失対事業に従事する労務者が早急に独立し得る施策として、退職者に対し、ぜひとも一時金支給措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

建築物の害虫撲滅に関する請願（請願者　東京都中央区銀座一丁目五番地建築物害虫撲滅協議会長鴫志田千尋）（佐々木秀世君紹介）（第四八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明年度は東京でオリンピックが開催されることとなり、競技場整備はもちろん、道路整備、ホテルの改増新築等には官民力を併せて推進されているが、ホテル、社交場その他の施設の建築物害虫問題はほとんど顧みられず、頭かくして尻かくさずの観があり、日本に旅行する外人客は、南京虫や油虫の多いのに驚き、また銀座の真中でねみずの横行するのに悲鳴をあげた例は枚挙にいとまがない。ついては、この際、政府は強力な行政指導により、建築物害虫撲滅のための助成・助言・督励等の方法を講じ、文化国家の名にふさわしい都市環境の整備に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

養老救護施設事務費増額に関する請願（請願者　新潟県三島郡寺泊町金山新潟県寺泊養老院内新潟県養老事業協会長藤原徳次郎）（小沢辰男君紹介）（第四九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養老救護等の保護施設事業の特異性にかんがみ、養老救護施設事務費を増額し、次記措置を講じられたいというのである。（一）保護施設業種の職員には、専門的、技術的、サービス的勤務に要する部分

が多分にあり、また勤務時間の規定ならびに超勤、休日、年次有給休暇の取り方等勤務条件が一般公務員と異なるので、その業務内容および勤務の実際にそうように保護職給料基準を定め、職員優遇の道を開くこと、(二)保護施設職員の勤務条件は、常時その施設に住居する対象者の身体および精神両面の保護指導の任に当らなければならないから、特殊勤務手当の支給を補助対象とすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

人つくり国つくりのための母子栄養改善強化に関する請願（請願者　松山市愛媛県庁内日本栄養士会愛媛県支部長池山一男）（菅太郎君紹介）（第五三一六号）、同外二件（請願者　横浜市神奈川区鶴屋町二丁目十六番地横浜料理学校内日本栄養士会神奈川県支部事務局平野進外二名）（安藤覺君紹介）（第五三一七号）、同（請願者　愛知県安城市若宮四十五番地日本栄養士会愛知県支部長岡崎整一郎）（江崎真澄君紹介）（第五四〇五号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地東京都栄養課内日本栄養士会東京都支部長桑原丙午生）（賀屋興宣君紹介）（第五四〇六号）、同（請願者　長野県上田市新参町五千五百三十六番地日本栄養士会長野県支部長峯村一）（小坂善太郎君紹介）（第五四〇七号）、同外二件（請願者　金沢市広坂通り三番地石川県婦人会館内石川県婦人団体協議会鈴木紀子外二名）（坂田英一君紹介）（第五四〇八号）、同（請願者　鹿児島市山下町六十八番地鹿児島県母性衛生学会長町田碩夫外二名）（床次徳二君紹介）（第五四〇九号）、同（請願者　高松市八番町一番地香川県公衆衛生課内日本栄養士会香川県支部長松岡エイ）（藤本捨助君紹介）（第五四一〇号）、同外一件（請願者　宇都宮市塙田町二百五十四番地日本栄養士会栃木県支部長坂本三朗外一名）（船田中君紹介）（第五四一一号）、同外一件（請願者　埼玉県北葛飾郡庄和村半島日本栄養士会埼玉県支部長本沢勝次外三名）（松山千恵子君紹介）（第五四一二号）、同（請願者　静岡市追手町県衛生部予防課内日本栄養士会静岡県支部長浜喜代治）（神田博君紹介）（第五六六八号）、同（請願者　熊本市草葉町二十四番地日本栄養士会熊本県支部長西郷とし）（坂田道太君紹介）（第五六六九号）、同（請願者　新潟市学校町一番地日本栄養士会新潟県支部長斎藤富美）（小沢辰男君紹介）（第五九四六号）、同（請願者　岡山市内山下岡山県公衆衛生課内日本栄養士会岡山県支部長坪田良治小枝一雄君紹介）（第六四〇三号）及び同外三件（請願者　神奈川県鎌倉市大船六丁目三千百六十六番地京浜女子大学長松本生太外五名）（安藤覺君紹介）（第六四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人つくり国つくり政策には有能な心身とも健全な人材の確保が要請され、これがためには妊産婦の栄養確保改善による優良児の出産と乳幼児時代の適切なる栄養補給が肝要である。ついては、牛乳および乳製品等栄養食品を国の責任において給至するほか、児童福祉施設の栄養管理等のため栄養士を国庫補助で措置するとともに、保健所に母子栄養相談、指導強化のため、栄養課を新設し、これに伴う栄養指導員等所要の増員と設備の拡充をはかるなどの母子栄養対策を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

保健所栄養業務の拡充強化に関する請願外二件（請願者　横浜市神奈川区鶴屋町二丁目十六番地横浜料理学校内日本栄養士会神奈川県支部事務局平野進外二名）（安藤覺君紹介）（第五三一八号）、同（請願者　京都市左京区下鴨夢倉町六十四番地の三十日本栄養士会京都府支部長羽室滋美外一名）（小川半次君紹介）（第五三一九号）、同（請願者　松山市一番町十四番地愛媛県庁内日本栄養士会愛媛県支部長池山一男）（菅太郎君紹介）（第五三二〇号）、同外一件（請願者　愛知県安城市若宮四十五番地日本栄養士会愛知県支部長岡崎整一郎外一名）（江崎真澄君紹介）（第五三九六号）、同外二件（請願者　東京都中央区明石町二十三番地全国保健所栄養士協議会長小河徳子外二名）（賀屋興宣君紹介）（第五三九七号）、同（請願者　長野県上田市新参町五千五百三十六番地日本栄養士会長野県支部長峯村一）（小坂善太郎君紹介）（第五三九八号）、同外一件（請願者　金沢市下今町日本栄養士会石川県支部長建部兌外一名）（坂田英一君紹介）（第五三九九号）、同（請願者　京都市右京区谷口円成寺町六番地の十三全国保健所栄養士協議会京都府支部理事小森瑛子）（谷垣專一君紹介）（第五四〇〇号）、同外一件（請願者　鹿児島市泉町二十七番地日本栄養士会鹿児島県支部長今村知子外一名）（床次徳二君紹介）（第五四〇一号）、同外一件（請願者　宇都宮市塙田町二百五十四番地日本栄養士会栃木県支部長坂本三朗外一名）（船田中君紹介）（第五四〇二号）、同外一件（請願者　香川県坂出市東新通町千三百二番地坂出保健所内全国保健所栄養士協議会香川県支部長安武律外一名）（坂田道太君紹介）（第五六七〇号）、同（請願者　福岡県糸島郡前原町糸島保健所内全国保健所栄養士協議会福岡支部長吉村千枝）（中村寅太君紹介）（第五六七一号）、同（請願者　新潟県新津市日宝町新津保健所内新潟県保健所栄養士協議会竹下隆治）（小沢辰男君紹介）（第五九四七号）、同外三件（請願者　神奈川県鎌倉市大船六丁目三千百六十六番地京浜女子大学長松本生太外三名）（安藤覺君紹介）（第六四〇一号）及

び同（請願者　岡山市内山下岡山県公衆衛生課内日本栄養士会岡山県支部長坪田良治）（小枝一雄君紹介）（第六四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健所は地域住民の保健衛生の指導的役割を果し、そのなかで保健所栄養士は、栄養相談、集団給食施設指導等複雑多岐にわたる業務ととりくんでいるも、ほとんど一箇所に一名の配置があるのみであるが、人つくり国つくり運動が各方面で呼ばれている今日、国民の栄養管理を行なう第一線機関である保健所栄養事業の強化策を講じ、栄養改善の推進をはかることこそ、人つくりの根本であると確信する。ついては、従来の栄養指導をより拡充強化し、国民の健康、かつ平和な生活の向上をはかるため、保健所に栄養課を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　秋田　大助

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸委員会

一、閖、槻木平線等の鉄道敷設に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡十文字町長高橋連治外五名）（飯塚定輔君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一閖、槻木平線および十文字、檜山台線の鉄道敷設は、大正十一年予定線に編入されてから、すでに四十年を経過しているが、いまだ実現の運びに至らないのは誠に遺憾である。またこの両線およびこれをつなぐ路線は、同地方の開発はもとより、岩手県大船渡市から秋田県本荘市に至る太平洋と日本海を結ぶ東北中央部横断路線として、欠くことのできない重要性を有している。ついては、鉄道敷設法による予定線の一閖、槻木平線および十文字、檜山台線ならびにこの両線を結ぶ鉄道の建設をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の開発を促進するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

磐越東、西線及び会津線の電化促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長笠間恵）（齋藤邦吉君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐越東・西線、会津線は、太平洋と日本海岸および奥会津地方を結ぶ重要路線で、一部準急列車の運行等逐次改善されつつあるが、未開発沿線地方の開発と住民文化向上のため、すみやかに全線電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該沿線住民の利便をはかるため請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

相馬港の早期建設に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村会長笠間恵）（齋藤邦吉君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県は港湾に乏しく相馬港の完成は産業、交通、文化の発展に重要な役割を果たすことはもちろん、宮城、山形等東北各県の広域な経済活動の起点となるものであり、すでに同港建設にかかる基礎調査、開発資源等の調査が完了しているので、この際、すみやかに相馬港を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における産業、交通、文化の発展をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

造船政策に関する請願外三件（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目六番地全国造船労働組合総連合会西本春三外三名）（内海清君紹介）（第三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国関係の貿易物資の輸送は、その総量の五〇パーセント強を外国船または外国籍用船に依存しなければならないが、これは、船腹需要度に比し船腹の絶対量が不足しているからであると思量されるので、船腹需要度に全く均衡した船腹拡充施策の樹立こそ、経済発展に欠くことのできない基本的国策であると考えられる。ついては、昭和三十八年度以降の造船政策について次記事項を配慮されたいというのである。（一）昭和三十六年十一月、海運造船合理化審議会の船腹拡充に関する答申（四十五年度に至る船腹保有量千三百三十五万総トン）の本旨にそい、今後の船腹需要面の見通しに立つて策定し、かつ年度ごと建造量を明確にすること、（二）右答申の主旨を有効に推進するため、三十七年度以前における船腹拡充に対し、大きく寄与して来た計画造船政策を引続き実施し、建造わくの拡大をはかること、等。

二、請願の議決理由

輸出入物資の輸送の安定並びに貿易外収支の改善をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願外三件（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目一番地日本傷痍軍人妻

の会黒沢きん子外三名）（高橋清一郎君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年に「戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」が制定されたが、同法は戦傷病者のみを対象にしていてその家族には適用されないため、戦後長年月を経た今日でも国立病院や療養所等で一歩も外出できずにいる戦傷病者を、その妻や家族がわずかな生計費もさけずに見舞いに行けない状態にある。ついては、戦傷病者の国鉄無賃乗車法による乗車券を戦傷病者の家族にも共用できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ実情に即して、請願の趣旨につき善処さるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

身体障害者国鉄運賃割引距離条件の撤廃、緩和に関する請願（請願者　鹿児島県大口市針持俊熊）（池田清志君紹介）（第一二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間交通機関においては、身障者に対し、乗車料金等半額割引の援助を供与しているにかかわらず、公共性をたてまえとする国鉄においては、百キロメートル以下の最も多い県内等の近距離旅行に対して、なんら割引の恩恵を与えていないが、国鉄乗客の現状が、ローカル線において通勤時以外に少ないこと、身障者の料金割引が列車増発等国鉄の負担を増さないことから、身体障害者の国鉄運賃割引距離条件を撤廃するか、または緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄の公共性にかんがみ、社会政策的見地より請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

福井駅構内等の鉄道高架線設置に関する請願（請願者　福井市錦上町六十八番地大戸与三兵衛外四十四名）（堂森芳夫君紹介）（第一八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の交通量激増に伴い政府は、福井駅を中心にして南北一・八キロメートルの区間にある四箇所の踏切道を立体交差方式として、地下道式あるいは陸橋式に計画し、種々具体案を検討され、一部調査費を予算化されようとしていると聞くが、この方式は福井市の中心部にトンネルおよび小山をつくることになり、著しく都市計画の景観をそこねることになるなど、次記の障害をきたすからこれに反対であり、一方福井県が昭和三十五年度総合開発計画に基づき立案した、北陸線駅構内高架線設置計画は、足羽川、九頭竜川の水位が福井駅構内より高いので工事が容易であり、関係住民の被害が少なく、かつ福井市を二分することなく平面化するなどの利点があるから、これが計画を一日も早く実現されるよう、措置されたいというのである。（一）東西のしや断幕となり同市の東部地区六万の住民を中心部より二分し、孤立化させるものであつて、人的交流は激減し、東西付近商店街は壊滅する、（二）路面上の交差により北陸線電化の高圧電力による被害が発生しやすく、現在でも雨時において人体に感ずる事例がある、（三）特に地下道方式は水位線が低く福井駅中心地区は水害のときの予防策がなく、長時の水のたまり場となり交通をしや断する。

二、請願の議決理由

踏切道における交通障害を除去するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県大隅半島志布志湾沿岸に大型港湾建設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は、林産、農産、地下資源など各種豊富な資源を有し、木材化学工業地帯として最適地であるとともに、本邦における屈指の砂鉄産地であり、また南方諸国に最も近く東南アジア貿易ならびに、中共貿易の将来の発展を考慮すると、石炭化学工業、製鉄業など工業地帯としても有望であるが、同地区の工業立地の欠点は、一万トン級以上の係船のできる港湾施設がないことである。ついては、大隅半島東部の志布志湾沿岸（東串良町柏原地区より大崎町菱田川に至る約十三キロメートル）の適当な位置に大型港湾を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の資源の開発並びに工業の発展をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

古江線高須駅、根占町川北間鉄道敷設予定線の調査線編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄古江線高須駅から根占町川北（鹿児島県肝属郡）に至る鉄道を敷設することは、過去十数年の間地元市町村民の熱望してきたところであり、同地方の豊富な資源の躍進的な開発上重要であるばかりでなく、南方諸地域との交通上にも絶対不可欠の要件である。ついては、国鉄古江線高須駅を起点に根占町川北に至る鉄道敷設予定線をすみやかに調査線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付す

べきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

袴腰、鹿屋間国鉄自動車路線を根占町川北まで延長の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県鹿屋市より南大隅の根占町川北までの国鉄バス路線延長については、鉄道建設予定線・高須―川北線の先駆として運行されるようその必要性を陳情し、地元民は近く認可になるものと期待していたのであるが、昭和三十七年一月の運輸審議会において却下されたことは関係地区民一同ひとしく遺憾に思つているところであり、南大隅の産業、経済の発展のうえから大隅半島の中心地鹿屋市とバス運行回数を多くすることは絶対的必要条件である。ついては、袴腰、鹿屋間国鉄自動車路線を根占町川北まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の産業、経済の発展をはかるため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう、措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市に国際航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県は本邦最南端にあつて桜島、錦江湾など観光上の自然条件に恵まれているため、沖縄はもちろん東南アジア諸国および欧州からの観光客はますます増加するものと考えられ、県民一体となつて国際空港誘致に努力しており、同県としてはこれが候補地を数箇所予定されているが、滑走路三キロメートルを要する国際空港としては現在二・五キロメートルの滑走路のある鹿屋航空隊に併設することが最も適当と考えられる。ついては、鹿屋市ぜひとも国際航空路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
航空路の整備をはかり、旅客の利便を増進するため請願の趣旨につき善処せしめるよう措置することを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

日豊線国分駅と古江線海潟駅を接続する鉄道敷設の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国分、海潟間鉄道は、日豊本線国分駅から鹿児島湾岸に沿つて南下し、垂水市海潟において古江線と連絡し志布志線とともに、大隅半島中部を循環する産業動脈を形成するものであり、関係当局においても同鉄道の重要性を認め、昭和三十一年度より建設事業に着手され、国分・古江間第一期工事として古江―海潟門十七・一キロメートルが三十六年四月に開通されたことは地元民の感激しているところであるが、その後国分地区の用地買収が完了したのみで本格的工事着工に至らないことは、まことに遺憾である。ついては、日豊線国分駅と古江線海潟駅を接続する鉄道工事を三十八年度より、本格的に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

北陸線に野々市駅開設の請願外二件（請願者　石川県石川郡野々市町蓮花寺東茂外千四百三十九名）（岡良一君紹介）（第二四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県石川郡野々市町は、金沢市に隣接し、年とともに新工場が建設されつつあるが、最近工場設置の条件として新駅の開設が強く要望され、その開設が同町発展のかぎとなつている実情にあるので、同町としても二、三年前金沢鉄道管理局の意向を体して新駅の敷地を無償で提供し、全町民がその設置を一日待ちに待つている次第である。ついては、北陸線が金沢市まで複線電化される際には、ぜひとも野々市町に新駅を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方住民の利便を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

観光資源開発公社創設に関する請願（請願者　北海道上川郡上川町字雲峡菊谷清蔵外四名）（松浦周太郎君紹介）（第二六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
外貨獲得の一端として、民間資本の及ばない観光資源を開発して外客を誘致することは、国策上最も得策と信ずるから、観光資源開発公社を創設されたいというのである。

二、請願の議決理由
観光がわが国文化、経済上に及ぼす影響が大であるのにかんがみ、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十八年七月六日
運輸委員長　木村　俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

運輸労働者の生活向上に関する請願外百三十九件（請願者　群馬県佐波郡玉村町大字藤川徳江岩雄外百四十名）（井岡大治君紹介）（第二七四〇号）及び同（請願者　東京都大田区入新井町三丁

目七十二番地榎本忠彦）（井岡大治君紹介）（第四〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済政策の貧困は物価の高騰を招き、加えて賃金ストップ政策による生活への圧迫はますます増大しており、労働者に対する弾圧も逐次露骨化し、労働者の権利は不当に奪われつつある。とりわけ交通政策の貧困は、運輸関係労働者に苛酷な労働強化を押しつけており、これら労働者は安全施設の不備による事故のひん発によつて、生命の危険すら感じているので、安心して働くこともできない。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）大幅賃金引上げを実施するとともに、物価値下げ、減税政策を実施すること、（二）労働時間の短縮を早急実施すること、（三）運転保安のための予算を十分計上し、保安施設の充実をはかるなど交通政策の転換を早急実施すること、（四）ＩＬＯ条約第八十七号をただちに批准すること、（五）鉄道営業法をはじめとする国内法の改悪を行なわないこと、（六）鉄道建設公団の設置をしないこと。

二、請願の議決理由

運輸労働者の実情にかんがみ、請願の趣旨につき慎重に考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

民間航空に対する不当介入排除及び助成に関する請願外四十二件（請願者　東京都千代田区丸ノ内二の三の二番地小倉寛太郎外四百九十三名）（井岡大治君紹介）（第二八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の民間航空に対する政策は、最近行政指導に名をかりた企業への介入、干渉のみが強化され、そのしわよせを国民および民間航空に働くものに転嫁する独占集中化と合理化が行なわれようとしているが、このようなことを改め、真に民間航空が国民の翼となるよう、次記事項の抜本的対策を早急に実現されたいというのである。（一）過当競争排除、安全の美名のもとに企業の独占集中化、官庁の統制強化、乗務員の定数削減をはかる航空法の改正をやめること、（二）企業合併等による労働条件の切下げや解雇は行なわないこと、（三）民間航空を公益事業と強弁し、労働者の権利を制約しようとする意図を排除すること、（四）国の政策上から運航する国際路線については、それに必要な助成措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

民間航空事業の発展に寄与するよう、諸願の趣旨につき慎重に考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

盲人の国鉄運賃減免に関する請願（請願者　大阪市城東区今津中二丁目十二番地社会福祉法人日本ライトハウス内日本盲人会連合会長金成甚五郎　万箕田作男）（鈴木仙八君紹介）（第二八五六号）及び同（請願者　大阪市城東区今津中二丁目十二番地社会福祉法人日本ライトハウス内日本盲人会連合会長金成甚五郎）（細田吉蔵君紹介）（第二八五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盲人の所得は一般に比べ格段に低く、物価値上りの折柄、生活経済はきわめて困苦しているが、幸いに現在、国有、民有両鉄道とも盲人と同介護者に対する乗車（船）賃は半額で、盲人の単独乗車に対しても百一キロ以上については、同様半額の措置をとつている。しかしながら、急行、準急行料金については、その特典がないので、二人分支払うなど、その負担は重く、生活条件を悪化している。ついては、盲人に行動の便宜、活動力を与え、福祉と更生を促進するためにも、この際介護者を要する盲人の急行、準急行料金を本人無料または本人、介護者とも半額とされ、また現行百一キロ以上の身体障害者乗車旅客運賃割引の距離制限を撤廃し、民有鉄道に対しても同様措置をとるよう、あつせんされたいというのである。

二、請願の議決理由

盲人の福祉の増進並びに更生の促進をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取空港再開促進に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取商工会議所会頭米原章三）（足鹿覺君紹介）（第三一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取市は山陰路における政治、経済、文化の中心地として各界要人の交流激しく、さらに産業の開発、観光交流等急速にその実績をあげつつあるが、これがより効率的進展は、航空路の開設にまつものきわめて大なるものがあると考えられる。しかるに昭和三十三年に鳥取市営飛行場として開設された鳥取空港が、全日空経営となつてから設備不完全の理由から。休航を余儀なくされ現在に至つていることはまことに遺憾にたえない。ついては、同空港をすみやかに整備され、早期開設をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の政治、経済の向上並びに産業の開発を促進する等のため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

立川駅を民衆駅として改築の請願（請願者　東京都立川市曙町

二丁目二十九番地立川商工会議所会頭中野喜介）（福田篤泰君紹介）（第三二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

立川駅構内の敷地面積は広いのであるが、同駅本舎が駅前広場の西端に位置していることと、バス発着の多い同広場の正面約百メートルが依然として貨物駅ならびに木造倉庫等によってふさがれているため、多数の旅客が貨物駅出入のトラックと交差して駅本舎につめかけるので、朝夕の通勤時に繰返される混乱と危険は筆舌に尽し難いものがあり、このまま推移すれば、単に立川駅の機能がまひするばかりでなく、多年地元民が築き上げてきた首都西郊の衛星都市の中心繁華地としての地位も危うくなるのではないかと心配され、地元民としてはまことに寒心にたえない。ついては、地元民としては、立川駅を民衆駅として改築することが最善にして最重要の計画と信じ、これが必要資金約十八億円もすべて地元の民間側で調達する用意をしているから、この計画がただちに実施されるよう、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

立川駅の利用乗客の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取空港開設促進に関する請願（請願者　神戸市生田区海岸通り一丁目十六番地商工会議所会頭岡崎真一外一名）（足鹿覺君紹介）（第三五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取市は山陰路における政治、経済、文化の中心地として各界要人の交流激しく、さらに産業の開発、観光交流等急速にその実績をあげつつあるが、これがより効率的進展は、航空路の開設にまつものきわめて大なるものがあると考えられる。しかるに昭和三十三年に鳥取市営飛行場として開設された鳥取空港が、全日空経営となってから設備不完全の理由から、休航を余儀なくされ現在に至っていることはまことに遺憾にたえない。ついては、同空港をすみやかに整備され、早期開設をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の政治、経済の向上並びに産業の開発を促進する等のため、請願の趣旨になるよう努力するを適当と認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

伯備線黒坂、上菅両駅の貨物取扱い存続に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野町長川上武一郎外一名）（足鹿覺君紹介）（第三五三三号）に関する報告書

一、請願　要旨及び目的

国鉄当局は輸送力の増強とスピードアップ化、赤字解消を目的として、貨物取扱駅を集約化し、年間二万トンを下回る駅は、これを整理する方針を打ち出し、すでに一部実施された地方もあるやに聞いているが、鳥取県日野町は、日野郡の中心として、国、県の出先機関をはじめ各種の官公署が集中し、資材の集積、家畜の輸送、石材搬出、さらに同地区は県下屈指の林産地であるため、木材の搬出等すべて鉄道輸送に依存している現状であるから、国鉄当局が計画している貨物取扱駅の集約化について、伯備線黒坂、上菅両駅はその計画より除外して存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄武蔵野線敷設等に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町九百十五番地防火首都整備協会理事長橋富士松）（上林山榮吉君外一名紹介）（第三七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄武蔵野線（横浜市鶴見駅―東京都北多摩郡無町―浦和市―千葉県我孫子駅間を結ぶ首都の外回り複々線）と自動車国道（国鉄武蔵野線沿い横浜市―浦和市間幅員百メートル、と東京都北多摩郡ひばりが丘―千葉県市川市間および浦和市―我孫子町間幅員四十メートル）とが完成されれば、東京駅と上野駅に集中している汽車、電車および汐留駅その他の貨車ならびに自動車の半数以上をこの新路線に回送することができるとともに、東京都庁、農林省その他の官公庁の出張所を武蔵野線の外回りに新設すれば交通の緩和ともなり、また防火首都建設にも資するところ大なるものがあると信ずる。ついては、国鉄武蔵野線を敷設されるとともに、同線と中央線との交差駅（仮称新東京駅）を西荻窪より武蔵境間に決定され、また右自動車国道をも建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における交通の利便を増進するため請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄大津、塩津線の早期敷設に関する請願（請願者　滋賀県議会議長辻村喜三郎）（草野一郎平君紹介）（第三七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年五月鉄道審議会の決定により、大津から北陸本線の塩津に至る路線が調査線となったことは、沿線住民の心から歓迎して

いるところである。この路線が建設線、着工線として敷設されると北陸本線のバイパスとして鉄道輸送は増強されるとともに、沿線の産業経済の発展はもとより、琵琶湖の西、北地方の雄大な観光資源が開発され、さらに今津駐とん陸上自衛隊を中心とした国内治安の確保に大いに貢献することとなり、同地域の後進性は大きく打開されるものと信ずる。ついては、大津、塩津線を建設線、着工線として早期に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

高山線に片掛駅設置の請願（請願者　富山県婦負郡細入村片掛大渕寺永盛清光外五十二名）（内藤隆君紹介）（第四四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県婦負郡細入村片掛やその隣接地域は、国鉄楡原、猪谷両駅へ約四キロの距離にあり、冬季間は積雪多量のため道路交通は至難をきわめ、不便この上もなく、関係住民は高山線開通前より同地域に停車場の設置を悲願としてきたところである。同地域には神谷狭谷があり、古来より観光地として知られてきたが、昭和二十九年北陸電力神通川第一発電所の建設に伴い一大人造湖が出現し、年々訪れる観光客は無慮数万に及んでおり、停車駅が設置されれば、従来バス等を利用している観光客を国鉄に吸収することができることは明らかである上、富山市近郊という住宅地としての好条件を具備しているので、通勤者、通学者がさらに増加することが期待される。ついては、高山線に片掛駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

南勝線の着工線編入に関する請願（請願者　鳥取県倉吉市長早川忠篤外一名）（足鹿覺君紹介）（第四六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南勝線、すなわち鳥取県東伯郡関金町今西と岡山県真庭郡勝山町を結ぶ鉄道の建設については、昭和三十七年三月鉄道建設審議会の議を経て調査線の編入が決定され、地元民は深く感謝をしているが、この路線は、同地区の重要路線であり、その建設による国家経済、国民経済に及ぼす効果はきわめて大きいものがあるので、着工線に編入の上、早期に全通されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

国内旅客定期船の航路権保護に関する請願（請願者　東京都千代田区内幸町二丁目二十二番地日本旅客協会長友貞甚輔）（關谷勝利君紹介）（第四七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内旅客定期船の航路権保護のため、次記理由により、現行の海上運送法の一部を改正し、その欠陥を補正されたいというのである。

（一）海上運送法による旅客定期航路事業は、その公共性にかんがみ、事業開始は運輸大臣の免許にかかり、自後の運営についても、すべてその監督下にあるにかかわらず、その航路権には確固とした法的保護がない、（二）最近の国、地方公共団体または日本国有鉄道等が行なう海上旅客運送事業、または旅客自動車運送事業、橋の架設等によつて、旅客定期航路事業者が航路の廃止や変更を余儀なくされ、あるいは旅客の激減を来すため著しく収入を減少し、または経営を膨脹する結果、同事業の縮小や廃止をしなければならない場合が少なくない、（三）右のような場合、新たに事業を営み、または施設を行なう者をして既存の旅客定期航路事業者に対し、適正妥当な損失補償をさせることは、社会衡平の観念からして必要である。

二、請願の議決理由

国内旅客定期航路事業の健全なる発展をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

バナナ輸送専用船の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に関する請願（請願者　横浜市鶴見区矢向町小橋五百六十二番地の一輸入食品株式会社代表取締役芝満）（佐藤觀次郎君紹介）（第四九一四号）及び同（請願者　横浜市鶴見区矢向町小橋五百六十二番地の一大蔵商事株式会社代表取締役　木村憲二）（久保田豊君紹介）（第五六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バナナ輸入の自由化により中南米ならびに海外各地域から多量のバナナが輸入されつつあるが、これが輸送はすべて外国のバナナ輸送専用船に依存し、貴重なわが国の外貨が支払われていることは遺憾であるから、政府の造船計画にバナナ輸送専用船の建造を繰入れ、計画造船の一環としてぜひ建造を促進されたい、なお造船会社で実行不能の場合は、バナナ輸入専門業者の柴田産業株式会社に低利長期の資金を融通し、すみやか

にこれが建造を促進され、外貨の節約をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の外貨の節約をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

名古屋市営乗合自動車料金の改定に関する請願（請願者　名古屋市中区南外堀町名古屋市役所内名古屋市議会建築委員会小出善三郎）（江崎真澄君紹介）（第五一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市営乗合自動車料金は、昭和二十六年認可されてから今日まで十二年間据え置きのままになつている反面、その間燃料費（軽油）の八割値上りをはじめ、諸物価の高騰、七回にわたる職員の給与水準の引上げ等によつて、その収支は悪化の一途をたどつているので、これが窮状打開のため三十六年十一月に同市議会で料金値上げを議決し、ただちに認可申請を行なつたが、一年半余を経過した現在、いまだに認可がおりない。ついては、同事業の自主的健全化と事業経営の基礎確立のため、すみやかに料金改定を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該事業の経営の現情にかんがみ、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

港湾事業に対する地元負担全廃等に関する請願（請願者　三重県松阪市殿町千三百四十一番地市役所内東海市議会議長会長小西松雄）（田村元君紹介）（第五二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来、重要港湾公共事業については、一〇パーセント、局部改良等については、一二・五パーセントを沿岸各市町において負担してきたが、今後事業の進展に伴い巨額の経費が地元に課せられることになり、このままの負担率においては、現在各市町村とも財政がとみに窮状にあえぎつつあるので、その負担はとうてい至難のことと思量される。ついては、この際全く公共性に富む公共埠頭等については、地元の負担を全廃し、局部改良等については相当率の引下げを措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

各市町村における財政の現状にかんがみ、請願の趣旨につき、善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

上野駅を民衆駅として改築の請願（請願者　東京都台東区上野五条町三番地上野駅改築期成同盟秋和福一郎外一万四千八百六十九名）（田中榮一君紹介）（第五三二五号）及び同（請願者　東京都台東区上野五条町三番地上野駅改築期成同盟金子寅三）（浅沼享子君紹介）（第六一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上野駅は首都東京の北玄関であり、常磐、東北、奥羽、両毛、上越、信越等の幹線を通じて、東北および北日本の顔とも言うべき重要な旅客駅であるが、三十数年前の完成以来大改築をしていないので、今日では建設当時に十数倍する手小荷物の取扱いにあえぎ、まるで大小荷物駅の感があり、旅客サービスは最悪の状態である。さらに毎年多客時には駅前広場に天幕を仮設して、戦争のような混乱を繰り返し、しかもその状況は年年悪化するのみで、このまま東京オリンピックを迎えることはまことに寒心にたえない。ついては、同駅の欠点をことごとく取除き、周辺繁華地区と一体化した理想の民衆駅をつくるため、次記事項を実現されたいというのである。

（一）手小荷物取扱施設の移転整備、（二）旅客駅の改築整備、（三）駅周辺交通施設の整備。

二、請願の議決理由

上野駅の重要性並びにその現状にかんがみ、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

川内市の川内川河口に水面貯木場設置に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（中馬辰猪君紹介）（第五三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は、自然的、社会的諸条件において、工業立地の適地として将来性に恵まれており、さらに川内川の水質が貯木場にも最適であることが科学的に証明され、暴風時においても絶対に危険性がないなど貯木場としての諸要件を具備している。ついては、川内港施設計画に含めて川内川河口に水面貯木場を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における工業の発展をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

タクシー、ハイヤー運賃料金改定の早期実現に関する請願外三百三十三件（請願者　東京都港区赤坂溜池町三十一番地日本交通株式会社取締役社長川鍋秋蔵外三百三十八名）（壽原正一君紹

介）（第五八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

タクシー、ハイヤー運賃料金は、十年前の昭和二十八年に設定されたまま据え置かれ、今日に及んでいるが、タクシー、ハイヤー業界は最近の交通混雑の慢性化によつて、走行キロは減少の一途をたどり、収入に著しく影響している上に、人件費、ガソリン費の増高により、その経営の困難は、いよいよ深刻化してきているので、すみやかにタクシー、ハイヤーの運賃料金を改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

タクシー、ハイヤー事業の経営収支の、現状にかんがみ、請願の趣旨にそうよう、善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

羽田空港周辺の騒音防止等に関する請願（請願者　東京都大田区入新井一丁目六十番地羽田空港周辺航空機爆音被害防止対策協議会長臼田新之外助四名）（加藤勘十君紹介）（第五九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきの閣議において、東京国際空港周辺の騒音被害問題について、深夜のジェット機の離着陸を十月一日以降全面的に禁止することを指示し、かつ、第二飛行場の設置が必要であることを認めて、その計画が進行しつつあることは、感謝にたえないが、しかしながら、現在の騒音レベルでは、住民の安泰な生活を脅かしつつあるので、次の二項を措置されたいというのである。（一）政府は運航規制のほか、第二飛行場の建設が急務であることを確認されて、早急に着手し、全力をあげ推進すること、（二）関係航空会社は、なお一層の騒音軽減について、研究し、その対策を積極的に講ずること。

二、請願の議決理由

当該地区住民の生活の安泰をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

戸塚駅前広場の拡張整備のため国鉄官舎を移転しその敷地の開放に関する請願（請願者　横浜市戸塚区矢部町百二十五番地成田恵門外一名）（米田吉盛君紹介）（第六四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年戸塚駅の乗降客は激増の一途をたどりつつあり、これが混雑緩和のため、駅前広場の拡張整備は急務とされているが、同駅付近は北側は丘陵に接し、東側は柏尾川に遮断された狭あいな地帯であるので、広場前店舗の移動を含む区画整理は、犠牲が多く、とうてい不可能であると考えられる。ところが同駅前には、約一千坪にのぼる国鉄所有地に、駅長、助役等の官舎があるが、その建物はきわめて老朽化しており、町の美観上からも好ましくなく、かつ、駅前広場の混雑をよそに、国鉄所有地が官舎に占有されているということは、時代のすう勢に逆らうものである。ついては、官舎の移転敷地を旧高校跡に求め、駅前国鉄所有地を駅前広場拡張のため、開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　木村　俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

逓信委員会

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願（請願者　北海道千歳市祝梅村田兼次郎外五名）（高田富與君紹介）（第二三五号）、同外二件（請願者　北海道小樽市花園公園内小樽市職員共済会理事長稲垣祐外七十六名）（島本虎三君紹介）（第五〇九号）、同（請願者　北海道千歳市春日町二丁目鹿児島惣次郎外十名）（島本虎三君紹介）（第七二二号）、同（請願者　茨城県古河市四丁目四千四百七十一番地古河郵便局簡易生命保険加入者の会長篠崎光一外十一名）（佐藤洋之助君紹介）（第三二六八号）及び同（請願者　北海道中川郡池田町十勝池田郵便局金田亮二外十四名）（本名武君紹介）（第三三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易生命保険および郵便年金の積立金運用については、運営当局による余裕金等の自主的な運用体制の確立のもとに、確実な社債、株式等より有利なものへ運用範囲を拡大して運用利回りの向上をはかり、正味保険料を軽減して、加入者の利益擁護と事業の発展を策されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

逓信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

北海道滝川泉町簡易郵便局の昇格に関する請願（請願者　北海道滝川市長佐久間貞江外一名）（渡辺惣蔵紹介君）（第二三七号）及び同（請願者　北海道滝川市議会議長阪本茂）（篠田弘作君紹介）（第五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道滝川泉町簡易郵便局は、昭和三十四年一月に設置され、開局以来同地区の発展とともに逐年業績も上昇し、昭和三十六年度においては、総利用件数約八千三百件、貯金、為替、切手売さばき等による取扱金額年間約二千八百三十万円にのぼり、同地区の現況および現在の利用状況から見ても、

すでに簡易郵便局としての使命を終えたものと思量せられるので、今後一層業績の向上をはかる上にも、早急に滝川泉町簡易郵便局を特定郵便局に昇格されたいというのである。

三、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便切手及び収入印紙等売さばき制度改正に関する請願（請願者　東京都世田谷区三軒茶屋百七十六番地渡辺幸一外九名）（本島百合子君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便切手ならびに収入印紙等の売さばき手数料は昭和三十七年四月改正されたが、その内容は、売さばき業務の実態を全く無視したものであり、政府の所得倍増計画に逆行するものであつて、なかでも月額百五十万円以上の売さばきに対しては現行手数料百分の一を百分の〇・五に半減されてしまつたが、労働の対価である手数料がその努力に反比例して逓減するという不合理は、社会通念上とうてい理解し難いところであり、極端に低い零細な客単価の実情に加えて、前金買受制度や求人難、労賃の高騰などの条件を全く顧慮されない暴挙であるとともに既得権の侵害ともいうべきもので了解に苦しむところである。ついては、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第七条第二項を次のように改正するとともに、購入の際、手数料を控除した卸価格制を採用し、切手類と収入印紙は全く本質の異なるもので客単価も違うから混同計算でなく手数料も当然別にされたいというのである。（一）郵便切手類の売さばき手数料は買受額の百分の十、（二）収入印紙類の売さばき手数料は買受月額十万円以下百分の六、十万円を越える分百分の三。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨について、検討の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

岐阜県那加郵便局舎増築に関する請願（請願者　岐阜県稲葉郡那加町那加郵便局片岡功）（田口誠治君紹介）（第一三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡那加町那加郵便局は、管内の人口増加等により郵便物が増加し、そのために局舎設備が著しく狭あい（隘）となつたので、特に昭和三十三年、昭和三十五年の年賀郵便物処理に当つては、仮設局舎を作り対処したが、郵便区画変更により、年賀終了後取壊す予定が平常時においても使用のやむなきに至り、三十五年一月二十九日付建管財二二五号文書により存続を承認されて今日に至つている。この局舎トタン屋根のバラック建築のため、夏は暑く、冬は寒くて、きわめて作業環境が悪いから、早急に改増築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

岐阜県鵜沼郵便局舎改築に関する請願（請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町長塚本方治郎外一名）（田口誠治君紹介）（第一三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡鵜沼郵便局舎は、明治二十五年四月に建築された借入れ局舎であつて、事務室としての使用可能坪数は十坪であるうえ、この老朽狭あいの局舎で三十二名が作業を続けている現状であつて、電話申込の積滞数は三百件以上に達しているが、これ以上交換台を増設することは不可能であり、鵜沼町の発展を阻害している。ついては、同局舎をすみやかに改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

高知県大月町姫の井地区に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　高知県幡多郡大月町長中田清喜外三百三十六名）（森本靖君紹介）（第二二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県大月町姫の井地区は、昭和三十二年旧大内町、旧月灘村が合併して発足した大月町の中にあり、県の西南端に位する農村で、通信金融の機関としては、各十キロメートル隔てて大月郵便局（集配局）、月灘郵便局（集配局）があり、また五キロメートル隔てて西泊郵便局（無集配局）があるが、そこまでの道のりはいずれも山岳にはばまれていて、用をたすのに数時間を要する状態であり、地区住民の不利不便はなはだしく、同

地区に郵便局の設置を望むことは、地区住民の一切なる願いである。ついては、大月町姫の井地区に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

書籍、雑誌の郵送料金低減に関する請願（請願者　東京都新宿区袋町六番地相賀徹夫）（森本靖君紹介）（第二二一六号）及び同（請願者　東京都新宿区袋町六番地日本書籍出版協会内出版物郵便問題対策協議会委員長相賀徹夫外一名）（古井喜實君紹介）（第二四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化の向上普及に大きな役割を果たしてきた書籍は、現在郵便法の分野において第五種郵便物に該当し、明治以来国家的な保護のもとにその使命を果たしてきたが、一昨年六月の郵便法の改正により、その特殊性は破棄され、一般商社の印刷物、宣伝物などと同一の扱いをうけ、二倍半の高率な値上げが実施され、本の定価に対する郵送料は非常に高額なものとなつた。この大幅な値上げによる郵送料金は、出版界、読書界に多大の影響を与えているのみならず、これはアメリカの場合と比較しても驚くほど高いものである。ついては、通常郵便物（第一種から五種まで）の範囲内において、急速な解決が困難であるならば、アメリカなどの例にならい、小包郵便物の中に、書籍小包料金の特例を認め、小包郵便物料金令の中に「書籍（書籍とは省令に定めるものをいう）については、重量百グラム又は端数ごとに十円とし、重量の制限は一キログラムまでとする。ただしこの料金は全国一率のものとする。」を加えられたい。次に学術雑誌は、その性質上大部分が月一回の刊行は不可能であり、このため第三種郵便物による特別料金扱いから除外されており、したがつて二倍半に値上げされた第五種料金を適用されているので、送料の負担が大きくますます発行不能に陥りつつあるから、学術振興等の立場より、これら定期刊行物は(1)年四回以上号をおつて発行する定期刊行物は第三種郵便物として認可され、(2)第三種郵便物料金を、重量五十グラムまたはその端数ごとに三円と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、検討の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取県日野町にテレビ中継塔設置に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野町長川上武一郎外一名）（足鹿覺君紹介）（第三五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡は県の西南端に位し、東南は大山をはじめとする中国山脈にさえぎられ、南北もまた小山脈にとざされて電波の谷間を形成し、ラジオ、テレビともおおむね視聴困難な地域で不十分ながら松江および山陽方面の電波を受けている現状であり、最近テレビ受信の希望者はきわめて多いのであるが、前記のような現状からその普及を阻害され、恵まれない山間へき地の文化教養の向上のためまことに憂慮にたえない。ついては、テレビ中継塔を日野町に設置されれば、ほとんど郡内一円が完全に視聴できることになり、地元としてもそれに要する敷地の提供、保全道路その他について十分協力する考えであるから、これが設置について格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

日本住宅公団南浦和団地内に特定郵便局設置等に関する請願（請願者　浦和市大谷場字小池下日本住宅公団南浦和団地二十四号館二百一号唐笠文男外四百四十三名）（大柴滋夫君紹介）（第四四七五号）、同（請願者　浦和市大谷場字小池下日本住宅公団南浦和団地八号館二百四号谷本壮外四百二十三名）（和田博雄君紹介）（第四四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浦和市大谷場の日本住宅公団南浦和団地内には、千二百五十二世帯、四千百五十名が居住しているが、郵便局、銀行の設置なく、住宅電話についても、いまだに一個も架設されておらず、公衆電話ボックスもわずかに三箇所に配置されているのみで、同団地の生活環境の上から不便この上なく、急患者の発生、あるいは防火防犯上にもその緊急連絡措置すらできない実情である。ついては、同団地内に特定郵便局を設置されるとともに、あわせて郵便ポストと公衆電話の増設および住宅用電話の早期

架設について措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

寒河江市内に無集配郵便局新設の請願（請願者　山形県寒河江市長渡辺彦吉）（西村力弥君紹介）（第四六七〇号）及び同（請願者　山形県寒河江市大字高屋二百八十五番地武田房雄）（安宅常彦君紹介）（第五二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県寒河江市は、昭和二十九年町村合併により市制を施行した新市で、従前には旧寒河江町、西根村、高松町、柴橋村、白岩町、醍醐村、三泉村の二町五箇村のうち、郵便局は旧寒河江町に一箇所しかなく、本局は多くの人口をかかえ、日夜きわめて錯綜する取扱業務を処理していたが、昭和三十七年四月に西根地区、日田部落に簡易郵便局が生れ、さらに本年四月には寒河江地区南部農協に簡易郵便局が開設されて以来、関係住民の利便と本局の窓口混雑緩和に大いに役立つた。しかしながら、まだ西根、寒河江地区の市民で、遠く二キロメートル離れた住民が本局に依存し、混雑した窓口で長時間待つて利用しなければならない現況にあるから、本局の取扱件数の激増と窓口の混雑を緩和するため、寒河江地区内の一部に早急に無集配郵便所を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

官製はがき料額印面の切手転用のため郵便法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区新富町二丁目二十三番地日本印刷工業組合連合会長浅野剛外千八百六十二名）（栗原俊夫君紹介）（第六一九九号）及び同（請願者　東京都中央区新富町二丁目二十三番地東京都印刷工業組合理事長浅野剛）（江崎真澄君紹介）（第六五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の郵便法においては、官製はがきは、その使用の有無にかかわらず、販売後の取扱いを、国民の不利の顧慮することなく、すべて国民の責任としているが、これは非常に不合理であるから、使用しない官製はがきの料額印面を切りとつて、郵便切手に転用することを認めるよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、検討の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　本名　武

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院会議録第三十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
九四六	一	三六	これらに	これに

衆議院会議録第四十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇六九	四	二七	対しは	対しては
一〇七三	〃	二四	全企業	全産業
〃	〃	二六	この	こう
一〇八五	一	五	衆議院	参議院

衆議院会議録第四十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇九三	二	二〇	前回	前会
一〇九五	〃	三	質議	質疑
〃	四	二六	一万五百万	一千五百万
一〇九七	五	二六	でのあり	のであり
一一〇三	三	三〇	おるわでけ	おるわけで

衆議院会議録第四十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一一〇七	四	三五	予盾	矛盾

衆議院会議録第四十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一一四五	三	五	牧挙	枚挙
一一四六	四	三〇	目指ざし	目ざし

衆議院会議録第四十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一一七一	三	三一%		一一%

衆議院会議録第四十八号（その一）中正誤

ページ	段	行	誤	正
二九一	五	五	どらで	どうで
二九二	一	二四	免任	任免
二九七	五	二	レーダ	レーダー
三〇四	三	一七（一八）	たどる	たどらざる

衆議院会議録第五十号（その一）中正誤

ページ	段	行	誤	正
三九七	二	六	鑑定審査会	鑑定士審査会

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（ただし良質紙は二十円）
（郵送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局　電話　東京（九〇一）九一三一（代）
官報課　（九〇一）九一三二（代）